

昭和五十六年法務省令第五十四号

出入国管理及び難民認定法施行規則

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づき、及び同法を実施するため、出入国管理令施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

出入国管理令施行規則の全部を改正する省令

（出入国港）出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第八号に規定する出入国港は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 別表第一に掲げる港又は飛行場

二 前号に規定する港又は飛行場以外の港又は飛行場であつて、地方出入国在留管理局長が、特定の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定めて指定するもの

第二条 削除

（在留期間）

第三条 法第二条の二第三項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第四条 法第五条第一項第二号に規定する精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者（以下「要随伴者」という。）の本邦におけるその活動又は行動（以下「活動等」という。）を補助する者として法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 要随伴者の後見人、保佐人、配偶者、親権を行う者若しくは扶養義務者又はこれらに準ずる者であり、かつ、要随伴者の活動等を補助する意思及び能力を有する者であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ 当該要随伴者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
ロ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 未成年者

二 前号に掲げる者のほか、要随伴者の活動等を補助することについて合理的な理由がある者で要隨伴者の活動等を補助する意思及び能力を有するもの（要隨伴者が本邦に短期間滞在して、観光、保養又は会合への参加その他これらに類似する活動を行うものとして法第六条第二項の申請をした場合に限る。）

（上陸の拒否の特例）
第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。
イ 法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合
ロ 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合
ハ ニ 法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合

（上陸の拒否の特例）

一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。
イ 法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合
ホ ニ 法第二十二条第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合
ヘ ニ 法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二条第二項の規定により永住許可をした場合
ト 法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合
チ 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合

リ 法第六十一条の二の二第一項の規定により在留を特別に許可した場合
ヌ 法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合

ル イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二第一項の規定により法第五条の二に規定する権限の委任を受けた出入国在留管理局長官及び法第六十九条の二第二項の規定により、出入国在留管理局長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合

二 外国人に法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣が認めるとき。

法第五条の二の規定により外国人について特定事由のみによつては上陸を拒否しないこととしたときは、当該外国人に別記第一号様式による通知書を交付するものとする。

第五条 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七条第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十二第二項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。

（上陸の申請）
二 生年月日
三 住居の所在地
四 上陸の目的
五 乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
六 本邦に滞在する期間
七 本邦における連絡先
八 法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に関する入国審査官が申告を求める事項

者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、前項第一号から第八号に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

法第六条第二項の規定による上陸の申請に当たつては、旅券（前項に規定する者にあつては、旅券及び特定登録者カード）を提示しなければならない。

第一項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるときは又は疾病その他の事由により自ら上陸の申請をすることができないときは、その者に同行する父又は母、配偶者、子、親族、監護者その他の同行者がその者に代わつて申請を行うことができる。

前項の場合において、申請を代わつて行う同行者がいないときは、当該外国人の乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が、第一項の書面に所定事項を記載し、その者に代わつて申請するものとする。

法第六条第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理局長官が指定する出入国在留管理局署に設置するものとする。

法第六条第三項に規定する法務省令で定める個人識別情報は、指紋及び写真（法第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者にあつては、指紋又は指紋及び写真）とする。

8 法第六条第三項の規定により指紋を提供しようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、両手のひとさし指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。ただし、指が欠損したことその他の事由によりこれらの指の指紋を提供することが不能である場合には、それぞれ次に掲げる順序に従い、その不能でないいずれかの指の指紋を提供するものとする。

- 一 中指
- 二 葉指
- 三 小指
- 四 おや指

9 法第六条第三項の規定により指紋を提供しようとする外国人（法第九条第八項の規定による登録を受けた外国人であつて、同条第四項の規定による記録を受けようとするものに限る。）は、次に掲げる第七条の二第六項の規定により提供した両手の指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させることにより提供しなければならない。

10 法第六条第三項の規定により写真を提供しようとする外国人（法第九条第八項の規定による登録を受けた外国人であつて、同条第四項の規定による記録を受けようとするものに限る。）は、次に掲げる第七条の二第六項の規定により提供した両手の指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させることにより提供しなければならない。

11 法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者
- 二 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者
- 三 外交上の配慮を要する者として外務大臣が身元保証を行うもの

四 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条（同規則第百八条第二項において準用する場合を含む。）、第一百二十八条若しくは第百七十四条に規定する教育課程（高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校の専攻科若しくは別科又は専修学校の高等課程にあつては、これに相当するもの）として実施される本邦外の地域に赴く旅行に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下この号において「学校」という。）の生徒又は学生であつて、次のイからトまでに掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該イからトまでに定める者から法務大臣に対して当該学級の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの

イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する学校

ロ 独立行政法人國立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国

ハ 高等専門学校

立行政法人國立高等専門学校機構の理事長

ニ 都道府県の設置する学校

都道府県の教育委員会

ホ 地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号）第六十九条第一項に規定する公立大学

ヘ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人の設置する高等専門学校

ト その他の学校

都道府県知事

第六条 本邦に上陸しようとする外国人で在留資格認定証明書（その写しを含む。）を提出しないものは、法第七条第二項の規定により同条第一項第二号に定める上陸のための条件に適合していることを自ら立証しようとする場合には、当該外国人が本邦において行おうとする活動が該当する別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となる

べき資料各一通を提出しなければならない。ただし、入国審査官がその一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

（在留資格認定証明書）

第六条の二 法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第六号の三様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真（申請の日前六月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとする。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第二項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第二項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 法第七条の二第二項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

4 第一項の規定にかかるわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、本邦にいる外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人（以下「外国人等」という。）は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わって第一項に定める申請書及び第二項に定める写真及び資料の提出を行うものとする。

一 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財團法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）若しくは法第二条の五第五項の契約により特定技能所属機関から適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員（以下「登録支援機関の職員」という。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

三 当該外国人の法定代理人

5 第一項の申請があつた場合には、地方出入国在留管理局長は、当該申請を行つた者が、当該外国人が法第七条第一項第二号に掲げる上陸のための条件に適合していることを立証した場合に限り、在留資格認定証明書を交付するものとする。ただし、当該外国人が法第七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは交付しないことができる。

6 在留資格認定証明書の様式は、別記第六号の四様式による。ただし、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、別記第六号の四の二様式、又は別記第六号の五様式及び別記第六号の六様式によることができる。

（上陸許可の証印）

第七条 法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第七号の三様式）による。

2 入国審査官は、法第九条第三項の規定により在留資格の決定をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私機関及び特定産業分野を記載した別記第二十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の

在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

法第九条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 氏名
二 国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）
三 生年月日
四 性別
五 上陸年月日
六 上陸する出入国港
七 特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする場合にあつては、同条第五項の規定により決定した在留資格及び在留期間

法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理官署に設置するものとする。

第五条第九項及び第十項の規定は、法第六条第三項各号に掲げる者が法第九条第四項第一号の規定により指紋及び写真を提供する場合について準用する。

（記録を希望する外国人のための登録）

第七条の二 その上陸しようとする出入国港において法第九条第四項の規定による記録を受けることを希望する外国人が、同条第八項の規定による登録（以下「希望者登録」という。）を受けようとする場合には、同項第一号イ又はロに該当するものとして希望者登録を受けようとする者があつては別記第七号の五様式、同項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者にあつては別記第七号の六様式（出入国在留管理官長官が告示をもつて定める者にあつては、当該告示で定める様式）による申請書一通を提出して希望者登録の申請をするとともに、出入国在留管理官長官が指定する出入国在留管理官署に出頭し、次に掲げる書類を提示しなければならない。

旅券（再入国許可書を含む。第八項において同じ。）

二 中長期在留者にあつては、在留カード

三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者にあつては、特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下単に「特別永住者証明書」という。）

法第九条第八項第一号ハ（2）に規定する法務省令で定める回数は、次に掲げるとおりとする。

一 法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人であつて、出入国在留管理官長官が告示をもつて定める告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。のいずれにも該当することとする。

イ 次のいずれかの公私の機関の役員又は常勤の職員の地位にある者であること。

（1）我が国の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつてゐる機関

（2）前号に規定する国、地域若しくは行政区画の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつてゐる機関

（3）国際機関

（4）金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。（5）において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）

（5）金融商品取引所に類する取引所であつて、前号に規定する国、地域又は行政区画に所在するものに上場されている株式を発行している株式会社

（6）我が国又は前号に規定する国、地域若しくは行政区画の法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五億円以上のもの

ロ イ（1）に規定する機関（我が国の政府及び地方公共団体を含む。以下この号において同じ。）又はイ（4）に規定する会社と業務上の関係を有する者であつて、その業務に關し反復して本邦に上陸する必要がある者であることを理由として、当該機関又は当該会社から、その者に希望者登録を受けさせることについての要望がなされているものであること。

ハ 十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持していること。

ニ イからハまでのいずれかに該当する者として法第九条第八項の規定による登録を受けた者の配偶者又は未成年で未婚の子であること。

三 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、罰金以上の刑又はこれに相当する刑に処せられたこと（政治犯罪により刑に処せられた場合を除く。）がないこと。

四 出入国の公正な管理上特に不適当と認められる事情がないこと。

法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者は、第一項の申請書に、写真一葉及び前項第二号に該当することを証する資料（第一項に規定する出入国在留管理官長官が告示をもつて定める者にあつては、写真一葉）その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

五 第一項に規定する出入国在留管理官署の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長（以下「所管局長」という。）は、第一項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第八項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができる。

六 法第九条第八項第二号の規定により指紋を提供しようとする外国人は、両手のひとさし指の指紋の画像情報を所管局長が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。ただし、指が欠損していることその他の事由によりこれらの指の指紋を提供することが不能である場合には、それぞれ次に掲げる順序に従い、いづれかの指の指紋を提供しなければならない。

（1）希望者登録を受けた外国人が前条第五項、前二項及び第二十七号第六項の規定により提供した指紋及び写真的画像情報を消去しなければならない。

（2）希望者登録を受けた當時法第九条第八項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいづれかに該当していないことが判明したとき。

（3）中指
（4）薬指
（5）小指
（6）おやすみ指

法第九条第八項第二号の規定により写真を提供しようとする外国人は、顔の画像情報を所管局長が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

所管局長は、希望者登録を受けた外国人が、次の各号のいづれかに該当するときは、その希望行された旅券を所持するものであることを。

イ 次のいずれかに該当すること。

（1）我が国若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつてゐる機関

- 二 希望者登録を受けた後に法第九条第八項第一号又は第三号（特別永住者にあつては、第一号）に該当しなくなつたとき。
- 三 第一項の規定により提示した旅券がその効力を失い、又は当該旅券に記載された有効期間が満了したとき。
- 四 第一項の規定により提示した在留カード又は特別永住者証明書の有効期間及び同項の規定により提示した在留カード又は特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。
- 五 特定登録者カードの有効期間が満了したとき。
- 六 書面により、希望者登録の抹消を求めたとき。
- 七 死亡したことその他の事由により所管局長が引き続き希望者登録をすることが適当でないと認めるとき。
- （特定登録者カードの記載事項等）
- 第七条の三** 法第九条の二第二項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。
- 2 法第九条の二第二項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する外国人については、同条第一項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、前条第一項の規定により提示した旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域を、法第九条の二第八項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、当該交付により効力を失うこととなる特定登録者カードに記載された国籍・地域を記載するものとする。
- 3 法第九条の二第二項第二号に規定する特定登録者カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。
- 4 法第九条の二第三項の規定による写真の表示は、前条第四項若しくは次条第一項の規定により提出された写真又は法第九条の二第三項後段の規定により利用することができる写真のいずれかを表示するものとする。
- 5 法第九条の二第四項に規定する特定登録者カードの様式は、別記第七号の七様式によるものとする。
- 6 特定登録者カードには、法第九条の二第二項各号に掲げる事項のほか、特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする都度、裏面に、同条第五項の規定により決定した在留資格及び在留期間、当該在留期間の満了の日、当該決定をした年月日並びに上陸する出入国港名を表示するものとする。
- 7 特定登録者カードの裏面に前項の規定による表示をする十分な余白がなくなつた場合には、当該特定登録者カードを所持する外国人は、前条第一項に規定する出入国在留管理官署において、そのままの書換えを受けることができる。
- 8 法第九条の二第五項の規定による記録は、同条第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する写真を特定登録者カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。
(特定登録者カードの再交付)
- 第七条の四** 法第九条の二第七項の規定による申請は、第七条の二第一項に規定する出入国在留管理官署に出頭して、別記第七号の八様式による申請書一通及び写真一葉並びに特定登録者カードの所持を失つたことを証する資料一通又は著しく毀損し若しくは汚損し若しくは法第九条の二第二項の規定による記録が毀損した特定登録者カードを提出して行わなければならぬ。
(証人の出頭要求及び宣誓)
- 第八条** 法第十条第五項（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による証人の出頭の要求は、別記第八号様式による通知書によつて行うものとする。
2 法第十条第五項（法第四十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による宣誓は、宣誓書によつて行うものとする。
3 前項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さないこと及び何事も付け加えないことを誓う旨を記載するものとする。
(特別審理官に対する指紋及び写真の提供)
- 第八条の二** 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十条第七項ただし書の規定により特別審理官に対し指紋及び写真を提供する場合について準用する。

- 二 希望者登録を受けた後に法第十条第七項又は第十項の規定による外国人に対する通知は、別記第九号様式による認定通知書によつて行うものとする。
- 三 法第十条第十一項に規定する異議を申し出ない旨を記載する文書の様式は、別記第十号様式による。
- 4 法第十条第七項若しくは第十一項又は第十二条第六項の規定による船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。
(退去命令書等)
- 第十一条** 法第十条第七項若しくは第十一項第一項の規定による退去の命令は、別記第十一号様式による。
2 法第十条第七項若しくは第十一項又は第十二条第六項の規定による船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。
(異議の申出)
- 第十二条** 法第十三条第二項に規定する仮上陸許可書の様式は、別記第十四号様式による。
- 2 法第十三条规定による居住及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。
(仮上陸の許可)
- 1 住居は、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内（東京都の特別区の存するところはその区域内とする。以下同じ。）で指定する。ただし、主任審査官が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する市町村の区域内とする。
- 3 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。
- 4 前各号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、上陸の手続に必要な行動以外の行動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 5 法第十三条第三項の規定による保証金の額は、主任審査官が、その者の所持金、仮上陸中必要と認められる経費その他の情状を考慮して、二百万円以下の範囲内で定めるものとする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百万円を超えないものとする。
- 6 主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。
- 7 主任審査官は、仮上陸を許可された者が、逃亡した場合又は正当な理由がなくて呼出しに応じない場合を除き、仮上陸に付されたその他の条件に違反したときは、情状により、保証金額の半額以下の範囲内で、保証金を没取することができる。
- 8 法第十三条第五項の規定により保証金を没取したときは、別記第十六号様式による保証金没取通知書を交付するものとする。
- 9 法第十三条第六項に規定する収容令書の様式は、別記第十六号の二様式による。
(退去命令を受けた者がとどまることができる場所)
- 第十二条の二** 法第十三条の二第二項に規定する退去命令を受けた者及び船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、それぞれ別記第十一号様式による退去命令書及び別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。
(寄港地上陸の許可)
- 第十三条** 法第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び寄港地上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

- 2 法第十四条第一項に規定する寄港地上陸を希望する外国人は、本邦から出国後旅行目的地までの旅行に必要な切符又はこれに代わる保証書及び本邦から出国後旅行目的地へ入国することができる有効な旅券を所持していなければならない。
- 3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十四条第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。
- 4 法第十四条第三項に規定する寄港地上陸の許可の証印の様式は、別記第十八号様式又は別記第十八号の二様式による。
- 5 法第十四条第四項の規定による上陸時間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。
- 1 上陸時間は、七十二時間の範囲内で定める。
 - 2 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内とする。
 - 3 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- (船舶観光上陸の許可)
- 第十三条の二** 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の三様式による。
- 1 法第十七条号の二様式による申請書及び船舶観光上陸を希望する外人が記載した別記第六号の七様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十四条の二第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。
- 3 法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書の様式は、別記第十七号の三様式によ
- る。
- 4 法第十四条の二第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。
- 1 上陸期間は、次のイ又はロに掲げる航路の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間内で定める。
 - 2 本邦内の寄港地の数が二以上であるもの 七日
 - 3 本邦内の寄港地の数が一であるもの 三十日
 - 4 ロ 本邦内の寄港地の数が二以上であるもの 三十日
- 二 行動範囲は、都道府県又は市町村を特定して定めるものとする。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 5 入国審査官は、法第十四条の二第八項又は第九項の規定により同条第二項の許可（以下「数次船舶観光上陸許可」という。）を取り消した場合には、その旨を別記第十七号の四様式により当該許可を受けた者に、別記第十七号の五様式により当該許可の申請をした指定旅客船の船長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。
- 6 前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次船舶観光上陸許可に係る船舶観光上陸許可書を返納させるものとする。
(通過上陸の許可)
- 第十四条** 法第十五条第一項又は第二項の規定による通過上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び通過上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 2 第十三条规定は、法第十五条第一項又は第二項に規定する通過上陸を希望する外国人について準用する。
- 3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十五条第三項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。
- 4 法第十五条第四項に規定する通過上陸の許可の証印の様式は、別記第十九号様式又は別記第十九号の二様式による。

- 5 法第十五条第一項の規定による通過上陸の許可に係る同条第五項の規定による上陸期間、通過経路その他の制限は、次の各号によるものとする。
- 1 上陸期間は、十五日を超えない範囲内で定める。
 - 2 通過経路は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、船舶に乗つている外人が帰船しようとする船舶のある出入国港までの順路によつて定める。
 - 3 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
 - 4 法第十五条第二項の規定による通過上陸の許可に係る同条第五項の規定による上陸期間、通過経路その他の制限は、次の各号によるものとする。
- 一 上陸期間は、三日を超えない範囲内で定める。
- 二 通過経路は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、船舶等に乗つている外人が出国のため乗ろうとする船舶等のある出入国港までの順路によつて定める。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- (乗員上陸の許可)
- 第十五条** 法第十六条第一項の規定による乗員上陸の許可の申請は、別記第二十号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 1 法第十六条第一項の規定による許可に係る同条第四項に規定する乗員上陸許可書の様式は、別記第二十号様式による。
- 2 法第十六条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。
- 1 上陸期間は、次の区分により、入国審査官が定める。
 - イ 一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合（ロに掲げる場合を除く。） 七日以内
 - ロ 一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合であつて入国審査官が特別の事由があると認めることき 十五日以内
 - 2 二以上の出入国港の近傍に上陸を許可する場合 十五日以内
 - 3 乗つている船舶等の寄港した出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合 七日以内
- ホ 他の出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合 十五日以内
- 二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内とする。ただし、他の出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合の通過経路は、乗り換えようとする船舶等のある出入国港までの順路によつて定める。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- (数次乗員上陸許可)
- 第十五条の二** 法第十六条第二項の規定による乗員上陸の許可（以下「数次乗員上陸許可」といいう。）の申請は、別記第二十二号の二様式による申請書二通及び写真一葉を入国審査官に提出して行わなければならない。
- 1 数次乗員上陸許可に係る法第十六条第四項に規定する乗員上陸許可書の様式は、別記第二十二号の三様式による。
- 2 入国審査官は、法第十六条第八項又は第九項の規定により数次乗員上陸許可を取り消した場合は、その旨を別記第二十二号の四様式により当該乗員に、別記第二十二号の五様式により当該許可の申請をした船舶等の長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。
- 3 前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次乗員上陸許可に係る乗員上陸許可書を返納させるものとする。

(乗員による指紋及び写真の提供)

第十五条の三 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十六条第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

(緊急上陸の許可)

第十六条 法第十七条第一項の規定による緊急上陸の許可の申請は、別記第二十三号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる

2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十七条第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

3 法第十七条第三項に規定する緊急上陸許可書の様式は、別記第二十四号様式による。

(遭難による上陸の許可)

第十七条 法第十八条第一項の規定による遭難による上陸の許可の申請は、別記第二十五号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十八条第三項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

3 法第十八条第四項に規定する遭難による上陸許可書の様式は、別記第二十六号様式による。

4 法第十八条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。

一 上陸期間は、三十日を超えない範囲内で定める。

二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、救護された

3 外国人が救護を受ける場所の属する市町村の区域内とする。

4 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

第十八条 法第十八条の二第一項の規定により一時庇護のための上陸の許可を申請しようとする外国人は、別記第六号様式及び別記第二十六号の二様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

3 第五条第四項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。

4 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十八条の二第二項の規定により指紋及び写真を提供させることとする。

5 法第十八条の二第四項の規定による上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他の条件は、次の各号によるものとする。

一 上陸期間は、六月を超えない範囲内で定める。

2 住居は、入国審査官が一時庇護のための上陸中の住居として適当と認める施設等を指定する。

3 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する市町村の区域内とする。

4 前各号のほか、入国審査官が付するその他の条件は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(資格外活動の許可)

第十九条 法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動許可」という。）を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

3 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

1 第一項の規定にかかるわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出席することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる

2 次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下本項第三号、第五十九条の六第二項第一号イ、同条第三項第二号及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

イ 外国人が経営し、又は経営しようとする機関

ロ 外国人を雇用し、又は雇用しようとする機関

ハ 外国人が研修若しくは教育を受け、又は受けようとする機関

ニ 外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行いう団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）、又は行おうとする団体

ホ イからニまでに掲げるものに準ずるものとして出入国在留管理局長官が告示をもつて定める機関

二 第一項に規定する外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、特定技能所属機関の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

三 第一項に規定する外国人が本邦に在留する外国人の扶養を受けける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定され特定活動の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、受入れ機関等の職員又は当該者を扶養する外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関（当該外国人が経営しようとする機関又は当該外国人を雇用しようとする機関を含む。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

四 公益法人の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

五 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

六 当該外国人の法定代理人

4 資格外活動許可是、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による証印をすることによって行うものとする。

この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、在留カードに法

第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載（第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教

育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事

業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する

店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営

業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条

第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。)

二 教育・技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格をもつて在留する者（我が國の地方公共団体その他これに準するもの（以下「地方公共団体等」という。）と雇用に関する契約を締結しているものに限り、技能の在留資格をもつて在留する者にあつてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。）が行う一週について二十八時間以内の法別表第一の二の表の教育の項、技術・人文知識・国際業務の項又は技能の項の下欄に掲げる活動（現に有する在留資格をもつて行うものを除き、当該地方公共団体等との雇用に関する契約に基づいて行うもの又は当該地方公共団体等以外の地方公共団体等との雇用に関する契約（当該契約の内容について現に有する在留資格に係る契約の相手方である地方公共団体等が認めるものに限る。）に基づいて行うものに限り、技能の項の下欄に掲げる活動にあつてはスポーツの指導に係る技能を要するものに限る。）

三 前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行なう本邦の公私の機關の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印を抹消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードに記載を抹消するものとする。

第十九条の二 法第六条第一項の申請をした外国人であつて、法第九条第三項（法第十条第九項及び第十一条第五項の規定において準用する場合を含む。）の規定により在留資格を決定された次

の各号に掲げる者が、その後引き続き資格外活動許可の申請を行うとき（三月の在留期間を決定された後に行うときはを除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める申請書一通を提出して行うものとする。

一 留学の在留資格を決定された者 別記第二十九号の四様式による申請書

二 教育・技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格を決定された者（地方公共団体等と雇用に関する契約を締結し、かつ、在留資格認定証明書の交付を受けているものに限り、技能の在留資格を決定された者にあつてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限り。）別記第二十九号の四の二様式による申請書

前項の申請を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し申請に係る参考となるべき資料の提出を求めることができる。

4 3 第一項の申請については、前条第三項の規定は適用しない。

（臨時の報酬等）

第十九条の三 法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。

一 業として行うものではない次に掲げる活動に対する謝金、賞金その他の報酬

（講演、講義、討論その他これらに類似する活動

口 助言、鑑定その他これらに類似する活動

ハ 小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作

ニ 催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これらに類似する活動

二 親族、友人又は知人の依頼を受けてその者の日常の家事に従事すること（業として従事するものと除く。）に対する謝金その他の報酬

三 留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるものが当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬

（就労資格証明書）

第十九条の四 法第十九条の二第一項の規定による証明書（以下「就労資格証明書」という。）の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の五様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に提出して提出しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 特別永住者にあつては、特別永住者証明書

三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

4 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中の「第一項」とあるのは「第十九条の四第一項」と、「前項」とあるのは「第十九条の四第二項」と読み替えるものとする。

5 第十九条第三項の規定は、別記第二十九号の六様式による。

第十九条の五 法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、台湾日本關係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

二 特定活動の在留資格を決定された者であつて、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの（在留カードの記載事項等）

第十九条の六 法第十九条の四第一項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

一 法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者 法第九条第一項、第十条第八項又は第十一条第四項の規定により上陸許可の証印をされた旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第一条第五号ロに規定する地域

二 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により新たな在留カードの交付を受けた中長期在留者（次号に掲げる者を除く。）当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

三 国籍・地域に変更を生じたとして法第十九条の十第一項の届出に基づき同条第二項の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者 变更後の国籍・地域

四 法第二十条第四項第一号（法第二十二条の二第三項（法第二十二条の四の規定による申請において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。（法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により提示した

旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域（第二十二条の四の規定により在留資格証明書を提示した者にあつては、当該在留資格証明書に記載された国籍・地域）

五 中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により新たな在留カードの交付を受けるもの 当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

六 法第五十条第一項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつたことにより同条第三項の規定により在留カードの交付を受ける者 当該許可に係る裁決・決定書に記載された国籍・地域

七 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可されて中長期在留者となつたことにより同条第三項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 証明書又は補完的保護対象者認定証明書に記載された国籍・地域

八 法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて中長期在留者となつたことにより同条第三項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 当該許可に係る決定書に記載された国籍・地域

九 法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。

四 法第十九条の四第一項第六号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。

五 法第十九条の四第二項に規定する在留カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。

六 法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の三第三項（第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

七 法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、第六条の二第二項とする。

八 出入国在留管理庁長官は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

九 法第十九条の四第四項に規定する在留カードの様式は、別記第二十九号の七様式によるものとし、同項に規定する在留カードに表示すべきものは、次に掲げる事項とする。

一 資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二 法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住居地（法第十九条の九第二項において法第十九条の七第二項を準用する場合においては、新住居地）を記載するときは、当該記載に係る届出の年月日

三 法第二十条第二項又は第二十二条第二項の規定による申請があつたときは、その旨

10 法第十九条の四第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項、同条第三項に規定する写真及び資格外活動許可をしたときにおける新たに許可した活動の要旨を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する住居地の記録は、在留カードを交付するときに限り行うものとする。

第十九条の七 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項若しくは第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によ

る許可又は難民の認定若しくは補完的保護対象者の認定を受けて第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかるわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。

二 前項の申出をしようとする中長期在留者は、氏名に漢字を使用することを証する資料一通を提出しなければならない。

三 第一項の申出は、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項若しくは第三項、第二十条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二第一項若しくは第二項の規定による申請と併せて行わなければならぬ。

四 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該中長期在留者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができる。

五 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法その他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める。

六 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十九条の十第一項の規定による届出による届出とみなされる届出を除き、変更（当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこととする）を含む。）することができない。ただし、出入国在留管理庁長官が相当と認める場合は、この限りでない。

（新規上陸後の住居地届出等）

第十九条の八 法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。）、法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出による届出とみなされる届出を除く。）又は法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。）は、別記第二十九号の八様式による届出書一通を提出して行わなければならない。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

第十九条の九 法第十九条の十第一項の規定による届出は、別記第二十九号の九様式による届出書一通、写真一葉及び法第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたことを証する資料一通を提出して行わなければならない。

一 前項の届出に当たつては、旅券及び在留カードを提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書面一通を提出しなければならない。

二 十六歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。（在留カードの有効期間の更新）

三 第十九条の十 法第十九条の十一第一項又は第二項の規定による申請は、別記第二十九号の十様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準用する。

（紛失等による在留カードの再交付）

第十九条の十一 法第十九条の十二第一項の規定による申請は、別記第二十九号の十一様式による申請書一通、写真一葉及び在留カードの所持を失つたことを証する資料一通を提出して行わなければならない。

- | | |
|---------|---|
| 2 | 前項の申請に当たつては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。 |
| 二 | 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書 |
| 3 | 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。
(汚損等による在留カードの再交付) |
| 2 | 第十九条の十二 法第十九条の十三第一項前段又は第三項の規定による申請は、別記第二十九号の十二様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。
法第十九条の十三第三項後段の規定による申請は、別記第二十九号の十三様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。 |
| 3 | 第十九条の九第二項及び第三項の規定は、前二項の申請の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十九条の十二第一項又は第二項」と読み替えるものとする。
(在留カードの再交付申請命令) |
| 第十九条の十三 | 法第十九条の十三第二項の規定による命令は、別記第二十九号の十四様式による
在留カード再交付申請命令書を中長期在留者に交付して行うものとする。
(在留カードの失効に関する情報の公表) |
| 二 | 第十九条の十四 出入国在留管理庁長官は、効力を失つた在留カードの番号の情報をインターネットの利用その他の方法により提供することができる。 |
| 三 | 第十九条の九第二項及び第三項の規定は、前二項の申請の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十九条の十二第一項又は第二項」と読み替えるものとする。
(在留カードの再交付申請命令) |
| 第十九条の十五 | 法第十九条の十六に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第三の三の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 |
| 2 | 法第十九条の十六の届出をしようとする中長期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。 |
| 3 | 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理局にもすることができる。
(所属機関による届出) |
| 第十九条の十六 | 法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、留学又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている機関(当該中長期在留者の受け入れに関し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。)とする。 |
| 2 | 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至つた日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じしそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出するものとする。 |
| 3 | 前条第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。
(特定技能所属機関による届出) |
| 第十九条の十七 | 法第十九条の十八第一項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第三の五の上欄に掲げる事由に応じしそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 |
| 2 | 法第十九条の十八第一項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から十四日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。 |
| 三 | 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。 |
| 4 | 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。
(登録の申請) |
| 5 | 法第十九条の十八第二項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。
前項の場合において、届出が法第十九条の十八第二号に係るものであるときは、適合一号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。 |
| 6 | 法第十九条の十八第二項の届出は、一月から三月末まで、四月から六月末まで、七月から九月末まで及び十月から十二月末までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に行わなければならない。 |
| 三 | 第十九条の十五第三項の規定は、第三項に規定する書面の提出をする場合について準用する。
(登録の申請) |
| 二 | 法第十九条の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書一通を提出する。
地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。 |

法第十九条の二十四第一項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 支援業務を開始する予定年月日

二 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理局長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し）、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し

二 申請者の概要書

法第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 法第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 適合一号特定技能外国人支援計画に係る誓約書の写し

五 適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六 その他必要な書類

七 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者

法第十九条の二十六第一項第五号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

八 法第十九条の二十一 法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 過去一年間に、登録支援機関にならうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者

二 登録支援機関にならうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務所ごとに一名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されれかに該当する者とする。

三 次のいずれにも該当しない者

イ 登録支援機関にならうとする者が、過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること

ロ 登録支援機関にならうとする者が、過去二年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に從事した経験を有する者であること

ハ 登録支援機関にならうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去五年間に二年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に從事した一定の経験を有する者であること

二 イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関にならうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理局長官が認めるものでありますこと

四 情報提供及び相談対応に關し次のいずれかに該当する者

イ 適合一号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に情報提供する体制を有していない者

ロ 特定技能外国人からの相談に係る対応について、担当の職員を確保し、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応する体制を有していない者

ハ 支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者

五 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、当該支援業務を行う事務所に、当該支援業務に係る支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約の終了の日から一年以上備えて置くこととしている者

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者

イ 法第十九条の二十六第一項第一号から第十一号までのいずれかに該当する者

ロ 特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となるうとする者

ハ 過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となるうとする者

七 一号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることがとしている者

八 法第二条の五第五項の契約を締結するに当たり、特定技能所属機関に対し、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者

九 法第十九条の二十一 法第十九条の二十九第一項の届出は、当該変更の日から十四日以内に、別記第二十九号の十六様式による届出書を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

十 法第十九条の二十二 法第十九条の二十七第一項の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

十一 法第十九条の二十三 法第十九条の二十九第一項の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

十二 法第十九条の二十四 法第十九条の三十第二項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

十三 法第十九条の三十一 法第十九条の三十一の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

十四 法第十九条の三十二 法第十九条の三十二の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

十五 法第十九条の三十三 法第十九条の三十三の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

十六 法第十九条の三十四 法第十九条の三十四の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

十七 法第十九条の三十五 法第十九条の三十五の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

十八 法第十九条の三十六 法第十九条の三十六の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

十九 法第十九条の三十七 法第十九条の三十七の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十 法第十九条の三十八 法第十九条の三十八の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十一 法第十九条の三十九 法第十九条の三十九の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十二 法第十九条の四十 法第十九条の四十の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十三 法第十九条の四十一 法第十九条の四十一の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十四 法第十九条の四十二 法第十九条の四十二の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十五 法第十九条の四十三 法第十九条の四十三の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十六 法第十九条の四十四 法第十九条の四十四の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十七 法第十九条の四十五 法第十九条の四十五の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十八 法第十九条の四十六 法第十九条の四十六の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

二十九 法第十九条の四十七 法第十九条の四十七の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十 法第十九条の四十八 法第十九条の四十八の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十一 法第十九条の四十九 法第十九条の四十九の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十二 法第十九条の五十 法第十九条の五十の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十三 法第十九条の五十一 法第十九条の五十一の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十四 法第十九条の五十二 法第十九条の五十二の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十五 法第十九条の五十三 法第十九条の五十三の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十六 法第十九条の五十四 法第十九条の五十四の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十七 法第十九条の五十五 法第十九条の五十五の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十八 法第十九条の五十六 法第十九条の五十六の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

三十九 法第十九条の五十七 法第十九条の五十七の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

四十 法第十九条の五十八 法第十九条の五十八の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

四十一 法第十九条の五十九 法第十九条の五十九の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

い。ただし、地方出入国在留管理局局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 短期滞在の在留資格への変更を希望する者

四 外交又は公用の在留資格への変更を希望する者

五 特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

四 第一項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類を提出しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

三 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

四 中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

5 法第二十条第四項及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

6 法第二十条第四項及び第三号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8 法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9 中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない处分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。（特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則）

10 第二十一条の二 法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達している（在留期間の更新）

二 中长期在留者でない者

三 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

四 第二十一条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項」とあるのは「第二十二条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする。

5 法第二十二条第四項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又是在留資格証明書への新たな在留期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三号の二様式による証印によつて行うものとする。

6 法第二十二条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

7 （特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則）

第二十一条の三 法第二十条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留期間の更新の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して提出しなければならない。

8 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十条第一項の申請があつた日に第二十一条第一項の申請があつたものとみなす。

9 第二十一条の二 法第二十二条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間が通算して五年に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。

10 （申請内容の変更の申出）

第二十一条の三 第二十条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留期間の更新の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して提出しなければならない。

11 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十条第一項の申請があつた日に第二十一条第一項の申請を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に對し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

12 第十九条第三項、第二十条第四項及び前条の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二条第三項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「第二十二条第三項に定める資料の提出及び第二十二条の三第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

13 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める手続を行なうことができる。

14 提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手續を行なうことができる。

15 中长期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十二条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

16 第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留資格の変更の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して提出しなければならない。

17 前項の申出があつたものとみなす。

18 第十九条第三項、第二十条第四項、第二十条の二並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

19 前項の申請に当たつては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければ

十一条の四第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは、「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十二条の三第三項に定める資料の提出」と、前条第三項中「別表第三の六」とあるのは、「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手續」とあるのは、「並びに第二十二条の四第三項において準用する第二十二条の三第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手續」と読み替えるものとする。

4 中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十二条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。
(永住許可)

第二十二条

法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十

四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（法第二十二条第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者又は同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 素行が善良であることを証する書類

二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能があることを証する書類

三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 第二十条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

第二十三条 削除

第二十四条

法第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人は、別記第三十六号様式による申請書一通を提

出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真一葉及び次の各号に該当する者の区分により、それぞれ当該各号に定める書類一通を提出しなければならない。

1 日本の国籍を離脱した者 国籍を証する書類

2 出生した者 出生したことを証する書類

3 前二号に掲げる者以外の者で在留資格の取得を必要とするもの その事由を証する書類

3 前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 短期滞在の在留資格の取得を希望する者

4 外交又は公用の在留資格の取得を希望する者

5 特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4 第一項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

第二十五条

法第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

第二十五条の二

法第二十二条の四第二項の規定により意見の聴取をさせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）は、意見の聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣（法第六十九条の二第一項の規定により法第二十二条の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた出入国在留管理局長官及び法第六十九条の二第二項の規定により、出入国在留管理局長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。以下この条から第二十五条の十四までにおいて同じ。）が指定する。

第二十五条の三

法第二十二条の四第三項に規定する意見聴取通知書の様式は、別記第三十七号の三様式による。

第二十五条の四

法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を行うときは、意見の聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。ただし、当該外国人が上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後、当該外国人が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けるための場所にとどまる間に、当該外国人について法第二十二条の四第一項第一号に該当すると疑うに足りる具体的な事実が判明した場合であつて当該送達又は通知をその場で行うときは、この限りでない。

代理人の選解任の手続

（代理人の選解任の手続）

第二十五条の五

意見聴取担当入国審査官は、必要があると認めるときは、被聴取者以外の者であつて当該在留資格の取消しの処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下この条におい

第二十条第七項中「在留資格の変更」及び「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

6 法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

第二十五条の五

法第二十条第二項及び第七項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、第二十条第七項中「在留資格の変更」及び「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

第二十五条の五

法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

- いて「利害関係人」という。)に対し、当該意見の聴取に関する手続に参加することを求め、又は当該意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。
- 3 意見聴取担当入国審査官は、第一項の規定により利害関係人の参加を許可するときは、その旨を別記第三十七号の七様式による利害関係人参加許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならない。
- 4 前条の規定は、第一項の規定により参加を許可された利害関係人(以下「参加人」という。)について準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者(以下「被聴取者」という。)」とあり、及び同条第二項中「被聴取者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。
- (意見の聴取の期日又は場所の変更)
- 第二十五条の六** 被聴取者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、法務大臣に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 2 前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。
- 3 法務大臣は、第一項の申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができ
- る。
- 4 法務大臣は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更するときは、その旨を記載した別記第三十七号の九様式による意見聴取期日等変更通知書を被聴取者又はその代理人及び参加人又はその代理人(以下「被聴取者等」という。)に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
- (手続の併合)
- 第二十五条の七** 意見聴取担当入国審査官は、必要があると認めるときは、関連のある事案を併合して意見の聴取を行うことができる。
- 2 意見聴取担当入国審査官は、前項の規定により、在留資格の取消しに係る事案を併合するときは、その旨を記載した別記第三十七号の十様式による意見聴取手続併合通知書を被聴取者又はその代理人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
- (意見の聴取への出頭)
- 第二十五条の八** 意見の聴取を受けようとする被聴取者は、法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知によつて指定された意見の聴取の期日に、当該送達又は通知によつて指定された場所に出頭しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法務大臣は、被聴取者から被聴取者に代わつて代理人を意見の聴取に出頭させたい旨の申出があつた場合又は当該代理人から被聴取者に代わつて意見の聴取に出頭したい旨の申出があつた場合で、当該申出に相当な理由があると認めるときは、これを許可することができる。
- 3 前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出することによつて行うものとする。
- 4 法務大臣は、第二項の規定による許可をするときは、その旨を別記第三十七号の十二様式による代理出頭許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならない。
- (意見の聴取の方式)
- 第二十五条の九** 意見聴取担当入国審査官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、被聴取者の在留資格の取消しの原因となる事實を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。
- 2 被聴取者等は、意見の聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに意見聴取担当入国審査官に対し質問を發することができる。

(続行期日の指定)

- 第二十五条の十** 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の期日における意見の聴取の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、被聴取者等に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を別記第三十七号の十三様式による意見聴取続行通知書によつて通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等に対して、これを口頭で告知することをもつて代えることができる。
- (意見の聴取調書及び報告書の記載事項)
- 第二十五条の十一** 意見の聴取を行つた意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の各期日ごとに、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
- 3 前項の調書は、意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等に対し、これを口頭で告知することをもつて代えることができる。
- 2 意見の聴取の期日及び場所
- 3 意見聴取担当入国審査官の氏名
- 4 意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業
- 5 被聴取者等の陳述の要旨
- 6 証拠書類又は証拠物が提出されたときは、その標目
- 7 その他参考となるべき事項
- 第二十五条の十二** 被聴取者等は、法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知があつた時から意見の聴取が終結するまでの間、法務大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該在留資格の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、法務大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、被聴取者等が意見の聴取の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。
- 4 法務大臣は、閲覧を許可するときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならない。この場合において、法務大臣は、意見の聴取における被聴取者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。
- 5 法務大臣は、第二項の規定による求めがあつた場合に、当該意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき(第一項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならない。この場合において、意見聴取担当入国審査官は、第二十五条の十第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たなる意見の聴取の期日として定めるものとする。

載された再入国の許可の証印を抹消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。
(みなし再入国許可)

第二十九条の二 法第二十六条の二第一項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2 中長期在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、在留カードを提示するものとする。

(短期滞在に係るみなし再入国許可)
(押収物件目録及び還付請求書)

第二十九条の三 法第二十六条の三第一項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2 前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、指定旅客船で再び入国することを証する書類を提示するものとする。

(再入国の許可を要する者)
(押収物件目録及び還付請求書)

第二十九条の四 法第二十六条の二第一項に規定する出入国公正な管理のため再入国の許可をする者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者とする。

一 法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は同項ただし書の規定による通知を受けた者(意見聴取通知書又は通知に係る在留資格の取消しの原因となる事実について

第二十五条の十四の規定による通知を受けた者を除く)。

二 法第二十五条の二第一項各号のいずれかに該当する者であるとして入国審査官が通知を受けている者

三 法第三十九条の規定による収容令書の発付を受けている者

四 特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第一項若しくは第二項の申請又は法第六十一条の二の九第一項に規定する審査請求を行つてゐる者に係る活動を指定されているもの

五 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する者

2 出入国在留管理庁長官は、前項第五号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることはできないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第五号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行ふことができる。

(出頭の要求)
(臨検、捜索及び押収)
(臨検等の間の出入禁止)

第三十条 法第二十九条第一項の規定による容疑者の出頭の要求は、別記第四十五号様式による呼

2 法第三十六条の規定による出入禁止に従わない者に對しては、出入を禁止した場所からの退出を命じ又はその者に看守者を付するものとする。

(押収物件目録及び還付請求書)
(押収物件還付請求書)

第三十三条 法第三十七条第一項に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

2 法第三十七条第二項の規定により押収物を還付したときは、その者から別記第四十八号様式による押収物件還付請求書を提出させるものとする。

第三十四条 法第三十八条第一項に規定する臨検、捜索又は押収に関する調書の様式は、別記第四十九号様式(甲、乙、丙)による。

第三十五条 法第四十条に規定する収容令書の様式は、別記第五十号様式による。

(留置嘱託書)
(留置嘱託書)
(認定書等)

第三十六条 法第四十一条第三項の規定により主任審査官が警察官に容疑者の留置を嘱託するときは、別記第五十一号様式による留置嘱託書によつて行うものとする。

第三十七条 法第四十七条第一項から第三項まで及び法第五十五条の二第三項に規定する入国審査官の認定は、別記第五十二号様式による認定書によつて行うものとする。

2 法第四十七条第三項の規定による容疑者に対する通知は、別記第五十三号様式による認定通知書によつて行うものとする。

3 法第四十七条第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨を記載する文書の様式は、別記第五十四号様式による。

(放免証明書)
(放免証明書)

第三十八条 法第四十七条第一項、第四十八条第六項又は第四十九条第四項の規定により放免をするときは、別記第五十五号様式による放免証明書を交付するものとする。

(口頭審理期日通知書)
(口頭審理期日通知書)

第三十九条 法第四十八条第三項の規定による容疑者に対する通知は、別記第五十六号様式による口頭審理期日通知書によつて行うものとする。

(口頭審理に関する調書)
(口頭審理に関する調書)

第四十条 法第四十八条第四項に規定する口頭審理に関する調書には、次に掲げる事項及び口頭審理の手続を記載しなければならない。

一 容疑者の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業
二 口頭審理を行つた場所及び年月日
三 特別審理官、容疑者の代理人及び立会人の氏名

四 口頭審理を行つた理由
五 容疑者又はその代理人の申立及びそれらの者の提出した証拠
六 容疑者に対する質問及びその供述
七 証人の出頭があつたときは、その者に対する尋問及びその供述並びに容疑者又はその代理人にその者を尋問する機会を与えたこと。
八 取調べをした書類及び証拠物
九 判定及びその理由を告げたこと。

第四十一条 法第四十八条第六項から第八項までに規定する特別審理官の判定は、別記第五十七号様式による判定書によつて行うものとする。

2 法第四十八条第八項の規定による容疑者に対する通知は、別記第五十八号様式による判定通知書によつて行うものとする。

人による許可状請求書によつて行うものとする。

2 法第三十一条の規定により臨検、捜索又は押収をするときは、法第三十四条の規定による立会出入を禁止する旨を表示し、又は看守者を置くものとする。

3 法第四十八条第九項に規定する異議を申し出ない旨を記載する文書の様式は、別記第五十九号
様式による。

(異議の申出)

第四十二条 法第四十九条第一項の規定による異議の申出は、別記第六十号様式による異議申出書一通及び次の各号の一に該当する不服の理由を示す資料各一通を提出して行わなければならぬ。

一 番查手続に法令の違反があつてその違反が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で明らかに判定に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるもの

二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、その誤り及び誤りが明らかに判定に影響を及ぼすと信ずるに足りるもの

三 事実の誤認があつてその誤認が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で明らかに判定に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるもの

四 退去強制が著しく不当であることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で退去強制が著しく不当であることを信ずるに足りるもの

(裁決・決定書等)

第四十三条 法第四十九条第三項に規定する裁決及び法第五十条第一項に規定する許可に関する決定は、別記第六十一号様式による裁決・決定書によつて行うものとする。

2 法第四十九条第六項に規定する主任審査官による容疑者への通知は、別記第六十一号の二様式による裁決通知書によつて行うものとする。

(在留特別許可)

第四十四条 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、同条第三項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合及び第三項第一号の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付し、又は既に交付を受けている在留資格証明書に同様式による証印をするものとする。

2 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合において、高度専門職の在留資格

(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号からハまでに係るものに限る。)を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

3 法第五十条第二項の規定により付することができる必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一 法第二十四条第二号(法第九条第七項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。)又は第六号から第六号の四までに該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び

2 活動の制限その他特に必要と認める事項(退去強制令書)

(法第五十一条に規定する退去強制令書の様式は、別記第六十三号様式による。)

第四十五条 法第五十二条第三項ただし書の規定により退去強制を受ける者を運送業者に引き渡す(退去強制令書の執行依頼)

2 第四十六条 主任審査官は、前項の警察官又は海上保安官に退去強制令書の執行を依頼したときは、その結果の通知を受けなければならない。主任審査官は、前項の警察官又は海上保安官に退去強制令書の執行が不能となつたときは、その旨を記載した当該退去強制令書の返還を受けなければならぬ。

(送還通知書)

第四十七条 法第五十二条第三項ただし書の規定により退去強制を受ける者を運送業者に引き渡すときは、法第五十九条の規定によりその者を送還する義務がある旨を別記第六十四号の送還通知書により当該運送業者に通知しなければならない。

(送還先指定書)

第四十七条の一 法第五十二条第四項後段の規定により送還先を定めるときは、別記第六十四号の二様式による送還先指定書を交付するものとする。

(特別放免)

第四十八条 法第五十二条第六項の規定により放免をするとときは、別記第六十五号様式による特別放免許書を交付するものとする。

2 法第五十二条第六項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、入国者收容所長又は主任審査官(以下「所長等」という。)が指定する。

二 行動の範囲は、所長等が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前各号のほか、所長等が付するその他の条件は、職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

(仮放免)

第四十九条 法第五十四条第一項の規定により仮放免を請求しようとする者は、別記第六十六号様式による仮放免許可申請書一通を提出しなければならない。

2 法第五十四条第二項の規定により仮放免をするとときは、別記第六十七号様式による仮放免許可書を交付するものとする。

3 前条第二項の規定は、法第五十四条第二項の規定により仮放免の条件を付する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「法第五十二条第六項」とあるのは「法第五十四条第二項」と読み替えるものとする。

4 法第五十四条第二項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて仮放免された者に対する出頭の要求は、別記第六十八号様式による呼出状によつて行うものとする。

5 法第五十四条第二項の規定による保証金の額は、三百百万円以下の範囲内で仮放免される者の出頭を保証するに足りる相当の金額でなければならない。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

6 所長等は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金領証書を交付するものとする。

7 法第五十四条第三項に規定する保証書の様式は、別記第六十九号様式による。

(仮放免取消書等)

第五十条 法第五十五条第二項に規定する仮放免取消書の様式は、別記第七十号様式による。

2 法第五十五条第三項に規定する保証書の様式は、別記第七十一号様式による保証金没取通知書を交付するものとする。

(出頭確認)

第五十条の二 本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の三第一項の規定による出

国命令を受けようとするものは、行政機関の休日にに関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)

第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、出入国在留管理官署に出頭しなければならない。

2 当該外国人が出頭した出入国在留管理官署の職員は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出頭確認書を交付するものとする。

(出国命令の条件)

第五十条の三 法第五十五条の三第三項による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、容疑者が出国命令書により出国するまで居住を予定している住居を指定する。ただし、主任審査官が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定められた本邦外の地域を出発して長崎県対馬市又は壱岐市にある出入国港に到着する場所を指定して行う。

四 前三号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動など出国の手続に必要な活動以外の活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

(出国命令書)

第五十条の四 法第五十五条の四に規定する出国命令書の様式は、別記第七十一号の三様式によ

(出国期限の延長)

第五十条の五 法第五十五条の五の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人は、出国期限が満了する日までに、出国命令書の交付を受けた出入国在留管理官署に到着して、別記第七十号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該出入国在留管理官署に出頭することができない場合には、他の出入国在留管理官署(主任審査官が置かれている出入国在留管理官署に限る)に到着し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

2 主任審査官は、法第五十五条の五の規定により出国期限を延長する場合には、出国命令書に新たな出国期限を記載するものとする。

(出国命令の取消し)

第五十条の六 法第五十五条の六の規定により出国命令を取り消したときは、その旨を別記第七十号の五様式による出国命令取消通知書により当該外国人に通知するとともに、その者が所持する出国命令書を返納させるものとする。

(船舶等の協力義務)

第五十一条 本邦に入る船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、法第五十六条の規定により、次の各号に定めることについて入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

一 船舶にあつては到着する二十四時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに、船舶等の到着する二十四時間前までに、航空機にあつては到着する二時間前までに、船舶等を運航する運送業者は、法第五十五条の六の規定により、次に掲げる事項をもつてこれらを規定する。

三 船舶等が出入国港から出発しようとするときは、あらかじめその出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の出発時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。

四 入国審査官が行う臨船その他の職務の遂行に当たり必要と認められる便宜を供与すること。

五 入国審査官から上陸許可の証印若しくは法第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可を受けない者が上陸することを防止するため十分な注意及び監督を行うこと。

六 前各号のほか、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行について入国審査官から特に協力すべき事項について指示があつたときは、これに従うこと。

(報告の義務)

第五十二条 法第五十七条第一項の規定による報告は、船舶があつては到着する二時間前までに、航空機にあつては本邦外の地域を出発した時から三十分を経過する時までに行わなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。

一 船舶であつて、北緯四十五度三十分、東経百四十度、北緯四十七度及び東経百四十四度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して北海道(北緯四十五度から北である地域に限る)に到着する場合

二 船舶であつて、北緯二十三度、東経百二十一度、北緯二十六度及び東経百二十三度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町又は八重山郡与那国町にある出入国港に到着する場合

四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百条第一項の許可を受けた者(一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る)及び同法第二十九条第一項の許可を受けた者以外の者が運航する航空機(以下この項において「不定期航空機」という)であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が二時間以上である場合

五 不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合

六 不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合

七 船舶又は不定期航空機であつて、出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合

2 法第五十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 船舶にあつては次に掲げる事項

イ 船舶の名称、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名

ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号及び職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)

ハ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 航空機にあつては次に掲げる事項

イ 航空機の登録記号又は便名、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名

ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号

ハ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

3 本邦から出発する船舶等に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及び第二号イ中の「到着日」とあるのは「出発日」と、「到着する」とあるのは「出発する」と、同項第一号ロ中の「職名」(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨)とあるのは「職名」とする。

4 法第五十七条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 数次船舶観光上陸許可を受けている乗員の国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日

二 船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名

三 船舶等の所属する国名

4 法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 数次乗員上陸許可を受けている乗員の国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日

二 船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名

三 船舶等の所属する国名

7
 一 本邦に入る航空機を運航する運送業者（以下「航空機運航者」という。）
 二 本邦に入る航空機を運航する者であつて、航空法第二百三十条の二の許可を受けたもの
 三 共同運送者（航空機による共同運送（航空機運航者以外の運送者が当該航空機運航者と共に同一して行う運送であつて、当該航空機運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいふ。次項において同じ。）を行ふ者をいう。）
 法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

- 一 予約者（法第五十七条第八項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地及び最終目的地並びに予約者が運送業者の登録会員（当該運送業者の提供する輸送サービスを利用すること）で当該運送業者から特典を受けることができるものとして当該運送業者に登録している会員をいう。）であるときはその会員番号（当該登録会員であること）を特定するために付された番号をいう。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。）その他参考となるべき事項
- 二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。）、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及び名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。）、座席の位置を示す番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）があるときはその名称及び所在地、当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法第一条第一項に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。）があるときはその名称及び所在地、当該予約が共同運送に係るものであるときは当該予約に係る運送業者の名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他参考となるべき事項
- 三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品の個数、重量及び携帯品番号（予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項
- 四 予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻及び搭乗手続番号（当該手続を管理するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項
- 五 法第五十七条第九項前段の規定による報告は、同条第八項の規定による入国審査官の求めがあつた時から六十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該電子情報処理組織を使用してこれらの報告を行うことができない場合は、この限りでない。
- 六 法第五十七条第一項又は第九項前段の規定による報告は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該電子情報処理組織を使用してこれらの報告を行うことができない場合は、この限りでない。
- 七 法第六十一条の二第一項の規定による登録を受けた者であること。
- 八 法第五十九条第三項の規定による登録を受けた者であること。
- 九 法第五十九条第三項の規定による登録を受けた者であること。
- 一〇 法第六十二条第一項の規定による登録を受けた者であること。
- 一一 法第五十九条第九項後段に規定する法務省令で定める措置は、入国審査官が電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）を利用して同条第八項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することは、その旨を第十条第二項の規定による退去命令通知書に記載することによって船舶等の長又は運送業者に通知するものとする。

（調書の作成）

第五十二条の三 入国審査官又は入国警備官は、法第五十九条の二第二項の規定により外国人その他の関係人（以下この条において「外国人等」という。）に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該外国人等の供述を録取した調書を作成することができる。
 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該外国人等が閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該外国人等が署名することができないときは、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

（日本人の出国）

- 第五十三条** 法第六十条第一項に規定する出国の確認は、旅券に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによって行うものとする。
- 一 入国審査官は、前項の出国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。
- 二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。
- イ 第五十四条の二第一項の規定による登録を受けた者であること。
- ロ 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。
- 三 第五条第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。
 （日本人の帰国）
- 第五十四条** 法第六十一条に規定する帰国の確認は、旅券に別記第七十二号様式による帰国の証印をすることによって行うものとする。ただし、旅券を所持していない者については、別記第七十三号様式による帰国証明書の交付によつて行うものとする。
- 一 入国審査官は、前項の帰国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、上陸年月日及び上陸する出入国港を帰国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。
- 二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。
- イ 次条第一項の規定による登録を受けた者であること。
- ロ 帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。
- 三 第五条第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。
 （記録を希望する日本人のための登録）
- 第五十四条の二** その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けることを希望する者が、所管局長の登録（以下「日本人希望者登録」という。）を受けようとする場合には、第七条の二第一項に規定する出入国在留管理官署に登録をすることができる。

- 二 一 有効な旅券を所持していること。

二 電磁的方式によつて指紋を提供していること。

4 第七条の二第六項の規定は、前項第二号の規定により指紋を提供する場合について準用する。

3 所管局長は、日本人希望者登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その日本人希望者登録を抹消し、その者が第五十三条第三項、前条第三項及び前項の規定により提供した指紋の画像情報を消去しなければならない。

4 一 日本人希望者登録を受けた当時第二項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 第一項の規定により提示した旅券がその効力を失つたとき。

三 書面により、日本人希望者登録の抹消を求めたとき。

四 死亡したことその他の事由により所管局長が引き続き日本人希望者登録をすることが適當でないと認めるとき。

(難民の認定等)

第五十五条 法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式(難民の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式)による申請書及び難民に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉(法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉)を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 法第六十一条の二第二項の規定により補完的保護対象者の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式(難民の認定をしない処分又は補完的保護対象者の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式)による申請書及び難民に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉(法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉)を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

3 前二項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

四 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書

5 第一項又は第二項の申請をしようとする外国人であつて、無筆、身体の故障その他申請書を作成することができない特別の事情がある者にあつては、申請書の提出に代えて申請書に記載すべき事項を陳述することができる。

6 第一項又は第二項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるときは又は疾病その他の事由により自ら出頭することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行なうことができる。

7 法務大臣は、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定の申請を行つた外国人又は同条第二項の規定により補完的保護対象者の認定の申請を行つた外国人に関し、難民の地位に関する条約第一条F(ｂ)に掲げる行為の有無について国家公安委員会に照会するものとする。

8 法第六十一条の二第四項に規定する難民認定証明書の様式は、別記第七十五号様式による。

9 法第六十一条の二第五項に規定する補完的保護対象者認定証明書の様式は、別記第七十六号の二様式による。

10 法第六十一条の二第五項の規定による補完的保護対象者の認定をしない旨の通知は、別記第七十六号の二の二様式による通知書によつて行うものとする。

(在留資格に係る許可)

- 第五十六条** 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合（同条第三項第一号に規定する場合に限る。）には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

第五十七条 法第六十一条の二の二第二項に規定する許可に関する決定は、別記第七十六号の二の三様式による決定書によつて行うものとする。

第五十八条 法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

第五十九条 法第六十一条の二の二第五項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

第六十条 法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書の様式は、別記第七十六号の四様式による。

第六十一条 法第六十一条の二の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する仮滞在期間は、六月を超えない範囲内で定めるものとする。

第六十二条 法第六十一条の二の四第三項による住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、法務大臣が指定する。

二 行動の範囲は、法務大臣が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 活動の制限は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止とする。

四 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

五 前各号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、法務大臣が特に必要と認める事項とする。

第六十三条 法第六十一条の二の四第三項の規定により出頭の義務を課された者に対する出頭の要求は、別記第七十六号の五様式による呼出状によつて行うものとする。

第六十四条 法第六十一条の二の四第三項の規定により指紋を押なつさせる場合の指紋原紙は、別記第二十二号様式による。

第六十五条 法第六十一条の二の四第四項の規定により仮滞在期間の更新を申請しようとする外国人は、仮滞在期間の満了する日までに、別記第七十六号の六様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

第六十六条 前項の申請に当たつては、仮滞在許可書を提示しなければならない。

第六十七条 第五十五条第五項の規定は、第六項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

第六十八条 第五十六条の三 法第六十一条の二の五の規定による仮滞在の許可の取消しは、別記第七十六号の七様式による仮滞在許可取消通知書によつて行うものとする。

第六十九条 難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し

第七十条 法第六十一条の二の七第三項の規定による難民の認定の取消しは、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によつて行うものとする。

第七十一条 法第六十一条の二の七第三項の規定による補完的保護対象者の認定の取消しは、別記第七十七号の二様式による補完的保護対象者認定取消通知書によつて行うものとする。

第七十二条 第五十七条の二 第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「入

国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式（同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式）」とあるのは「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。

（審査請求）

第五十八条 法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならぬ。

（審査請求に関連する不適格事由）

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該審査請求に係る手続に難民審査參與員として関与することができない。次条第一項において同じ。の機会を与えないときは、別記第七十九号の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

（審査請求に係る处分に關与した者又は審査請求に係る不作為に係る处分に關与し、若しくは関与することとなる者）

- 一 審査請求人又は審査請求人の親族若しくは親族であつた者
- 二 審査請求人又は審査請求人の代理人又は補佐人になつた者
- 三 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 四 審査請求人の同居人又は被用者
- 五 審査請求について審査請求人の代理人又は補佐人になつた者
- 六 当該審査請求について参加人、参考人又は鑑定人になつた者
- 七 前各号に掲げる者のか、審査請求人と利害関係を有する者

（難民審査參與員の指名等）

第五十八条の三 法務大臣は、法第六十一条の二の九第三項の規定により難民審査參與員の意見を聴取するときは、あらかじめ、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）、第二章第一節及び第三節に規定する審理手続を行う三人の難民審査參與員を指名するとともに、そのうち一人を、当該三人の難民審査參與員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

（法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査參與員の参考を集め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。）

- 1 法第六十一条の二の九第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる处分についての審査請求 当該処分の理由を明らかにした書面及び当該処分の基礎とした書類及び資料
- 2 法第六十一条の二の九第一項第二号又は第五号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求 当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十四第一項の規定による調査の結果を記載した書面
- 3 法務大臣は、第一項の指名をしたときは、難民調査官（前条各号に掲げる者以外の者に限る。）に、指名した難民審査參與員の事務の補助を行わせるものとする。
- 4 法務大臣は、第一項の規定により指名した難民審査參與員が前条各号のいずれかに該当することなつたときは、当該難民審査參與員に係る指名を取り消さなければならない。（申請書を提出すべき期間の指定）

第五十八条の四 難民審査參與員は、前条第一項の規定による指名を受けたときは、法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十条第一項に規定する申請書を提出すべき相当の期間を定め、別記第七十九号様式による通知書により、審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下同じ。）に対し、その旨を通知するものとする。ただし、既に申請書が提出されている場合は、この限りでない。（審理関係人に対する通知）

第五十八条の五 難民審査參與員は、行政不服審査法第三十条第二項の規定により意見書を提出すべき相当の期間を定め、又は同法第三十二条第三項の規定により証拠書類若しくは証拠物若しくは書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、別記第七十九号の二様式による通書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

2 難民審査參與員は、法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十三条第一項第一項ただし書の規定により口頭意見陳述（法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十三条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の機会を与えないときは、別記第七十九号の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

（口頭意見陳述等の調査）

第五十八条の六 第五十八条の三第三項の規定により難民審査參與員の事務の補助を行う難民調査官は、口頭意見陳述の手続、行政不服審査法第三十四条の規定により事実の陳述を求める手続又は同法第三十六条に規定する手続が行われたときは、次に掲げる事項を記載した調査を作成するものとする。

（法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項の規定による招集は、別記第七十九号の四様式による口頭意見陳述実施通知書により行うものとする。）

3 一 審査請求の表示

- 二 出頭した審理関係人、代理人、補佐人、参考人及び通訳人の氏名
- 三 当該手続の日時、場所及び種別
- 四 陳述の要旨

五 その他の必要な事項

- 1 前項の調査には、同項の難民調査官が署名し、難民審査參與員が認印するものとする。
- 2 第一項の難民調査官は、同項の規定にかかるわらず、適當と認めるときは、陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調査の記載に代えることができる。
- 3 難民調査官は、前項の場合において、審査請求の裁決書の謄本が交付されるまでに、審理関係人の申出があつたときは、陳述の要旨を記載した書面を作成しなければならない。

（意見書の内容）

第五十八条の七 法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十条第一項の意見書には、三人の難民審査參與員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

- 1 二人以上の難民審査參與員が同一の意見及び理由を述べる場合には、前項の意見書には、当該意見及び理由は、各別に記載することを要しない。
- 2 （審査請求に対する裁決）

第五十八条の八 法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第五十条第一項の裁決書は、別記第七十九号の五様式によるものとする。

（難民審査參與員の構成）

第五十八条の九 法務大臣は、三人の難民審査參與員によつて構成する複数の班を設け、第五十八条の三第一項の指名をすべき難民審査參與員の班の順序を定めるものとする。この場合において、法務大臣は、異なる専門分野の難民審査參與員によつて班が構成されるよう配慮するものとする。

2 法務大臣は、前項の規定により設けた班を構成する難民審査參與員の一部又は全部が第五十八条の二各号のいずれかに該当するとき又は疾病その他の事情により当該班が担当する審査請求に係る手続について関与することができなくなつたときは、当該難民審査參與員又は当該班の全ての難民審査參與員に代えて他の班の難民審査參與員を指名するものとする。

（難民旅行證明書）

第五十九条 法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行證明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十号様式による申請書一通及び写真二葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、第五十五条第三項に掲げる書類及び難民認定証明書を提示しなければならない。この場合においては、第五十五条第三項後段の規定を準用する。

3 法第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書の様式は、別記第八十一号様式による。

4 法第六十一条の二の十二第六項の規定による難民旅行証明書の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第八十二号様式による。

5 法第六十一条の二の十二第八項の規定による難民旅行証明書の返納の命令は、別記第八十三号様式による難民旅行証明書返納命令書によつて行うものとする。

6 第五十五条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。

(調書の作成)

第五十九条の二 難民調査官は、法第六十一条の二の十四第二項の規定により関係人の出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成するものとする。

2 難民調査官は、前項の調書を作成したときは、関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(入出国者收容所等視察委員会の置かれり出入国在留管理官署等)

第五十九条の三 入出国者收容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入出国者收容所及び收容場（以下「入出国者收容所等」という。）並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

(委員会の組織及び運営)

第五十九条の四 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長が招集する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

7 委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。

(委員会に対する情報の提供)

第五十九条の五 法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入出国者收容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入出国者收容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入出国者收容所等に関する次に掲げる事項について、入出国者收容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

1 入出国者收容所等の概要

2 受容定員及び受容人員の推移

3 入出国者收容所等の管理体制

4 法第六十一条の七の第二項の規定による貸与及び給与の状況

5 被収容者の自費による物品の購入並びに物品の授与及び送付の状況

6 被収容者に対する講じた衛生上及び医療上の措置の状況

7 規律及び秩序を維持するため執った措置の状況

8 被収容者による面会及び通信の発受の状況

9 被収容者からの意見聴取及び申出の状況

10 被収容者からの処遇に関する不服申出の状況

11 法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、そ

の年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の使用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関する特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3 法第六十一条の七の四第一項（法第六十一条の七の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入出国者收容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

1 入出国者收容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合

2 委員会から入出国者收容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合

3 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

4 前三号に掲げるもののほか、入出国者收容所長等が入出国者收容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認めた場合（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六 法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

2 法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

1 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員、公益法人の職員又は登録支援機関の職員（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者の依頼によりするものに限る。）で、地方出入国在留管理局長が適

当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

ハ 当該外国人の法定代理人

2 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

3 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十一第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十二第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方出入国在留管理局において相当と認めるとき。

- 四三 法第十四条の二第一項に規定する指定の権限
四五 法第十七条第一項に規定する指定の権限
五六 法第十九条第二項及び第三項に規定する権限
六七 法第十九条の二第二項に規定する権限
七八 法第十九条の六に規定する権限
八九 法第十九条の十第二項に規定する権限
九〇 法第十九条の十三第二項に規定する権限
九一 法第十九条の十五に規定する権限
九二 法第十九条の三十一に規定する権限
九三 法第十九条の三十四に規定する権限
九四 法第十九条の三十七第一項に規定する権限
九五 法第二十六条第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限
九六 法第五十条第三項に規定する権限
九七 法第五十九条の二第二項に規定する権限
九八 法第六十二条の二の七第四項に規定する権限
九九 法第六十二条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限
一〇〇 法第六十二条の二の十三に規定する権限
一〇一 法第六十二条の二の十三に規定する権限
(電子情報処理組織による申請等)
- 第六十一条の三 電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等(情報通信技術活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。)は他の法令に定めのあるものほか、次の各号に掲げるものとする。**
- 一 法第十九条の十六又は第十九条の十七の規定による報告
二 法第五十七条の二又は第五項の規定による報告
三 法第五十七条第七項の規定による乗員上陸の許可を受けた者に係る報告
四 第七条の二第一項の規定による希望者登録の申請書(法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする場合の申請書に限る。)の提出
五 第十五条第一項又は第十五条の二第一項の規定による乗員上陸の許可の申請書の提出
六 第六条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付(法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に係るものと除く。)の申請書の提出
七 第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出(第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時に提出する場合に限る。)
八 第十九条の四第一項の規定による就労資格証明書の交付(外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものと除く。)の申請書の提出
八の二 第十九条の二十三第二項の規定による届出
九 第二十条第一項の規定による在留資格の変更(外交及び短期滞在の在留資格への変更を受けるようとする者に係るものと除く。)の申請書の提出
十 第二十二条第一項の規定による在留期間の更新(外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものと除く。)の申請書の提出
一一 第二十四条第一項の規定による在留資格の取得(外交及び短期滞在の在留資格を取得しようとする者に係るものと除く。)の申請書の提出
一二 第二十九条第一項の規定による再入国の許可(外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものと除く。)の申請書の提出(第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時に提出する場合に限る。)

- 十三 第五十一条第一号の規定による通報**
- 一 前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二、第十三号及び第十四号の氏名、生年月日、性別及び国籍・地域(機関にあつては、名称及び所在地)に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理局長官に届け出なければならない。
- 二 前項第二号、第三号、第五号、第十三号又は第十四号に掲げる申請等を行おうとする者の前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行おうとするものと同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者
- (1) 当該機関に受け入れられている者又は受け入れられようとする者(第一項第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行おう場合は、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者に限り、第一項第八号に掲げる申請書の提出を行おう場合は、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者に限り。)
- (2) (1)に掲げる者のうち公用の在留資格をもつて在留するもの又は在留しようとするものと同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者
- (3) (1)に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者
- (4) (1)に掲げる者の扶養を受ける配偶者又は子であつて法別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者
- 二 本邦にある弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たものであつて、次に掲げるいずれかの者

<p>(八に掲げる者については第一項第六号に掲げる申請書の提出に限る。)の依頼により当該外国人に代わつてするもの。</p> <p>イ 当該外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認める者</p> <p>ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人</p> <p>ハ 第三項に掲げる当該外国人の親族で本邦にある者</p>
<p>三 受入れ機関等(団体監理型実習実施者(技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。)を除く。)の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。</p> <p>イ 第一号イ(一)から(4)までに掲げる外国人(本邦にある者に限る。)のうち地方出入国在留管理局長が相当と認める者</p>
<p>ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人</p>
<p>四 外国人(本邦にある者に限る。)が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の本邦にある父若しくは母、配偶者、子又はこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者。ただし、第一項第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。</p> <p>五 第三項及び前項に掲げる機関は、電子情報処理組織による申請又は申請書の提出を適正に行うことができると地方出入国在留管理局長が認めるものとする。</p> <p>六 第三項から第五項までに掲げる者が電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までの申請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げることの方法により申請書の提出を行わなければならない。</p> <p>一 当該外国人を受け入れようとする機関の職員又は第五項第一号から第三号までに掲げる者</p> <p>二 地方出入国在留管理局長の付与した識別符号(電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までの申請を行う者を他の者と区別して識別するための符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号を入力して送信する方法</p> <p>三 当該外国人若しくは当該外国人の父、母、子、配偶者若しくはこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者又は第四項若しくは第五項第四号に掲げる者(個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号)の利用等に関する法律(平成二十一年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)並びに識別符号及び暗証符号を入力して送信する方法</p> <p>四 当該外国人、当該外国人の父、母、子、配偶者若しくはこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者、第四項に掲げる者は第五項第一号若しくは第二号に掲げる弁護士若しくは行政書士(個人番号カードに記録された署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。)を送信する方法</p> <p>五 電子情報処理組織を使用して第一項各号に掲げる申請等を行うものは、法及びこの省令の規定により申請書その他の書類に記載すべきこととされている事項又は入国審査官に報告、通報若しくは届出をすべきこととされている事項を入力して、申請等を行わなければならぬ。</p> <p>六 電子情報処理組織を使用して第一項第九号及び第十号の申請書の提出を行つた場合について(電子情報処理組織による処分通知等)</p>
<p>七 第六十一条の四 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、法務省情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織とする。</p> <p>八 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる处分通知等は、第六条の二第五項の規定による在留資格認定証明書の交付(法別表第一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に係るもの)を除く。)とする。</p>

<p>九 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第五十四条第一項の改正規定、別記第六号様式及び別記第六号の二様式の改正規定、別記第三十七号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第七十一号様式の次に二様式を加える改正規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。</p>
<p>六十二條 法又はこの省令の規定により法務大臣、出入国在留管理局長官、地方出入国在留管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。</p> <p>附則 (雜則)</p> <p>1 この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。</p> <p>2 特定の在留資格及びその在留期間を定める省令(昭和二十七年外務省令第十四号)は、廃止する。</p> <p>3 この省令施行の際に、この省令による廢止前の特定の在留資格及びその在留期間を定める省令(以下「旧省令」という。)第一項第二号又は第四号に該当する者として在留している者は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)第二条第一項第二号に該当する者として在留しているものとみなし、旧省令第一項第三号に該当する者として在留している者は、新規則第二条第一項第三号に該当する者として在留しているものとみなす。</p> <p>4 この省令施行の際に、旧省令第一項第一号に該当する者として在留している者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。</p> <p>5 この省令施行前に、この省令による改正前の出入国管理令施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第八号様式の証人呼出状、別記第一号様式の仮上陸許可書、別記第十二号様式の保管金受領証書、別記第十三号様式の保証金没取通知書、別記第十四号様式の寄港地上陸許可書、別記第十五号様式の觀光のための通過上陸許可書、別記第十六号様式の転船上陸許可書、別記第十七号様式の緊急上陸許可書、別記第十八号様式の水難上陸許可書、別記第二十三号様式の永住許可の証印、別記第二十六号様式の再入国許可書、別記第二十六号の二様式の再入国許可証印、別記第二十七号様式(甲、乙、丙)の呼出書及び別記第五十号様式の保証金没取通知書の効力については、なお従前の例による。</p> <p>6 旧規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第四十四号様式の送還通知書、別記第四十五号様式の特別放免許可書、別記第四十七号様式の仮放免許可書、別記第四十八号様式の保管金受領証書、別記第四十九号様式の仮放免取消書及び別記第五十号様式の保証金没取通知書の効力については、なお従前の例による。</p> <p>7 旧規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第六号の二様式、別記第十号様式、別記第十九号様式、別記第二十二号の二様式、別記第三十号様式、別記第三十一号様式(甲、乙、丙)、別記第三十四号様式、別記第三十八号様式及び別記第四十六号様式の書面は、当分の間、新規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第六号の二様式、別記第十三号様式、別記第二十八号様式、別記第三十六号様式、別記第四十八号様式、別記第四十九号様式(甲、乙、丙)、別記第五十二号様式、別記第五十七号様式及び別記第六十六号様式の書面とみなす。</p> <p>附則 (昭和五十九年三月二二日法務省令第七号)</p> <p>この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第五十四条第一項の改正規定、別記第六号様式及び別記第六号の二様式の改正規定、別記第三十七号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第七十一号様式の次に二様式を加える改正規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。</p>

- 附 則（昭和六一年三月二九日法務省令第一九号）
- 一 この省令は、公布の日から施行する。
- 二 一 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第七号様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記第七十二号様式の帰国の証印は、当分の間、それぞれこの省令の規定による改正後の別記第七号様式又は別記第七号様式の二様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記第七十二号様式の帰国の証印とみなす。
- 附 則（昭和六一年五月一日法務省令第一六号）
- 一 この省令は、公布の日から施行する。
- 二 1 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第四十一号様式の再入国の許可の証印（以下「旧証印」という。）は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則による再入国の許可の証印とみなす。この場合においては、旧証印中 在留資格及び在留期限の欄には記載を要しない。
- 附 則（昭和六三年二月二九日法務省令第六号）
- 一 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 二 1 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第二十八号様式、別記第三十四号様式及び別記第四十号様式の書面は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第二十八号様式、別記第三十四号様式及び別記第四十号様式の書面とみなす。この場合においては、旧規則の規定による別記第三十号様式の書面は、当分の間、新規則の規定による別記第三十号様式及び第三十号の二様式の書面とみなす。
- 2 1 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則による別記第三十一号様式の変更許可の証印及び別記第三十七号様式の取得許可の証印は、当分の間、新規則の規定による別記第三十一号様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式の在留期間更新許可の証印及び別記第三十七号様式の在留資格取得許可の証印とみなす。
- 附 則（昭和六三年七月一九日法務省令第三三号）
- この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。
- 附 則（昭和六三年九月一日法務省令第三八号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年二月二一日法務省令第五号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年六月一五日法務省令第三二号）
- この省令は、平成元年六月一日から施行する。
- 附 則（平成二年三月一四日法務省令第八号）
- この省令は、平成二年三月一四日から施行する。
- 附 則（平成二年五月二四日法務省令第一五号）
- この省令は、平成二年五月二四日から施行する。
- 2 1 この省令の施行の際に、平成元年法律第七十九号による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）第四条第一項第十六号に該当する者としての在留資格をもつて在留し、この省令は、平成二年四月六日から施行する。

十六号に在留者	第一号に該当する者	第二号に該当する者	新法の在留資格
第三号に該当する者	第一号に該当する者	第二号に該当する者	日本人の配偶者等
3 この省令の施行前に、旧法の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第七号様式の上陸許可証印、別記第七号の二様式の上陸許可証印（再入国）、別記第八号様式の通航書、別記第九号様式の認定通知書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十四号様式の緊急上陸許可書、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書、別記第二十七号様式の一時庇護許可書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第三十二号様式の在留資格証明書、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十二号様式の再入国許可書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の收容令書、別記第五十五号様式の放免證明書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十七号様式の仮放免許可書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第七十号様式の仮放免取消書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式の通知書、別記第七十七号様式の異議申出放棄書、別記第七十八号様式の難民認定取消通知書、別記第七十九号様式の難民旅行證明書、別記第八十号様式の難民旅行證明書、別記第八十三号様式の難民旅行證明書返納命令書の効力については、なお従前の例による。	4 旧規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国記録、別記第八号様式の通知書、別記第九号様式の認定通知書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十九号様式の難民旅行證明書、別記第八十一号様式の難民旅行證明書、別記第八十三号様式の難民旅行證明書返納命令書の効力については、なお従前の例による。	4 旧規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国記録、別記第八号様式の通知書、別記第九号様式の認定通知書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十九号様式の難民旅行證明書、別記第八十一号様式の難民旅行證明書、別記第八十三号様式の難民旅行證明書返納命令書の効力については、なお従前の例による。	3 この省令の施行前に、旧法の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第七号様式の上陸許可証印、別記第七号の二様式の上陸許可証印（再入国）、別記第八号様式の通航書、別記第九号様式の認定通知書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第二十一号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式の通知書、別記第七十七号様式の異議申出放棄書、別記第七十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の緊急上陸許可書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十二号様式の在留資格証明書、別記第三十三号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の外国人出国記録、別記第三十七号の三様式の再入出国記録、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十号様式の再入国許可申請書、別記第四十二号様式の再入国許可書、別記第四十三号様式的有效期間延長許可申請書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の收容令書、別記第五十三号様式の認定通知書、別記第五十四号様式の送還通知書、別記第五十五号様式の放免證明書、別記第五十六号様式の口頭審理期日通知書、別記第五十八号様式の判定通知書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第六十七号様式の仮放免許可書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第六十九号様式の保証書、別記第七十号様式の仮放免取消書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十一号の二様式の日本人出国記録、別記第七十一号の三様式の日本人回国記録、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式の通知書、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

2 別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国入国記録の改正規定 平成十六年九月一日

3 第二十二条の次に一条を加える改正規定、別記第三十号の二様式の次に一様式を加える改正規定並びに別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書の改正規定 平成十六年五月一日

4 省令による改正前の様式による上陸の申請、在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請及び再入国の許可の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

5 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国入国記録の書面は、第一項第一号に掲げる改正規定の施行後一年間は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国入国記録の書面とみなす。

6 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

附 則（平成一六年三月一〇日法務省令第一四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第五の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月二六日法務省令第五一号）

2 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）の規定の施行の日（平成十六年八月二日）から施行する。

附 則（平成一六年八月三一日法務省令第五九号）
(施行期日)
1 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前に、この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき証印された旧規則別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印の効力については、なお従前の例による。

3 旧規則の規定による別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二

二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の一様式の再入国許可の証印は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の水住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の一様式の再入国許可の証印とみなす。

附 則
(平成二六年一月一日法務省令第七九号)

この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第一条の規定の施行の日（平成十六年十二月二日）から施行する。

二三

この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という）の規定による別記第六号様式の外国人入国情報の書面は、施行後一年間は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国情報の書面とみなす。

旧規則の
著書、刊行記

別記第五十九号様式の裁決・決定書、別記第六十号様式の退去強制令書の書面とみなす。

裁決 · 決定

附 則（平成一六年一二月一〇日法務省令第八五号）
（施行期日）
この省令は、平成十七年一月三十一日から施行する。

経過措置

下による改

四項第二号、第十九条第三項第一号、第十九条の三第三項、第二十条第四項、第二十一条第三項、第二十二条の二第四項、第二十二条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第二項及び第二十九条第三項の規定による所属する行政書士会を経由して同会の所在地を管轄する地方入国管理

出入国管

省令による改正前の様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申出、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請及び再入国の許可の申請は、

の省令に

式の在留資

おいても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格變更許可申請書、別記第三十一号の二様式の在留期間

更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

附 則（平成一七年一月三一日法務省令第一〇号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の出入国港及び別表第五の施設の改正規定は、平成十七年二月十七日から施行する。

（経過規定）

2 出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）の様式を改める改正規定の施行前に、出入国管理及び難民認定法第二十六条第二項の規定に基づき交付されたこの省令による改正前の規則別記第四十二号様式の再入国許可書の効力については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定による別記第四十二号様式の再入国許可書は、規則の様式を改める改正規定の施行後においても当分の間、それぞれこの省令による改正後の規則の規定による別記第四十二号様式の再入国許可書とみなす。

附 則（平成一七年二月二四日法務省令第一九号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年四月二八日法務省令第六五号）

（施行期日）
1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第二条の規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請、難民の認定をしない規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請並びに難民旅行証明書の有効期間の延長の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請、難民の認定をしない規則及び難民の認定の取消しに対する異議の申立て、難民旅行証明書の交付の申請並びに難民旅行証明書の有効期間の延長の申請とみなす。

（経過措置）

3 旧規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十八号様式の異議申請書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書は、この省令の施行後三月間は、それぞれ新規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十八号様式の異議申立て書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書とみなす。

4 この省令の施行前に難民の認定の申請をした者が出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項に規定する在留資格未取得外国人である場合は、当該外国人は、この省令の施行後速やかに写真一葉を当該申請を行つた地方入国管理局に提出しなければならない。

5 この省令の施行前に、旧規則第四十三条第一項の規定により交付された裁決・決定書、旧規則第四十四条第一項の規定により旅券にした証印及び交付された証印をした在留資格証明書並びに旧規則第五十八条第二項の規定により交付された通知書の効力については、なお従前の例による。

6 この省令の施行前に、旧規則第四十四条第二項の規定により付された在留期間その他の条件の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月一三日法務省令第七四号）

（施行期日）
1 この省令は、平成十七年六月三十日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六十一号様式の裁決・決定書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六十一号の三様式の出国命令書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第七十一号の三様式の出国命令書の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一〇月二四日法務省令第八一号）抄

（施行期日）
1 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月二十四日）から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月二十四日）から施行する。

附 則（平成一八年一〇月二四日法務省令第八一号）

（施行期日）
1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月二十四日）から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第七十一号の三様式の出国命令書の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一〇月二四日法務省令第八二号）

（施行期日）
1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月二十四日）から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第七十一号の三様式の出国命令書の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一〇月二四日法務省令第八二号）

（施行期日）
1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月二十四日）から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第七十一号の三様式の出国命令書の効力については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一〇月二四日法務省令第八三号）

（施行期日）
1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十八年十一月二十四日）から施行する。

（経過措置）

二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合若しくは法第七条の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証を受けた場合は、適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の規則（以下「旧規則」といいう。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 施行日前に、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第十号。以下「改正基準省令」という。）による改正前の規則による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第五条 改正法附則第五条第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するものとみなされる者で、この省令の施行の際に規則第二十条第一項の申請（留学の在留資格への変更に係るものに限る。）を行っている者は、施行日において規則第二十二条の二第一項の申出をしたものとみなす。

第六条 施行日前に、改正法による改正前の法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留している者（改正法附則第五条第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するものとみなされる者を除く。）で、この省令の施行の際に規則第二十二条第一項の申請を行っている者は、施行日において規則第二十二条の二第五项の申出をしたものとみなす。

第七条 施行日前に、改正法による改正前の法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留している者で、この省令の施行の際に規則第二十二条第一項の申請（就労の在留資格への変更に係るものに限る。）を行っている者は、施行日において規則第二十二条の二第一項の申出をしたものとみなす。

第八条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第九条 旧規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の書面及び別記第五十号様式の収容令書の書面は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面及び別記第五十号様式の収容令書の書面とみなす。

第十一条 新規則第六十三条第二項第四号の適用については、改正法による改正前の法別表第一の四の表の就労資格の在留資格をもつて在留する外国人の受け入れを行っていた法人は、改正法による改正後の法別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する外国人の受け入れを行っていた法人とみなす。施行日前に法第十九条第一項の規定に違反する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前に法第十九条第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十二年九月九日法務省令第三〇号）

この省令は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。
附 則 （平成二三年八月二六日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 （施行期日） この省令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第十二条（第七項を除く。）、第十三条、第二十条（第九項を除く。）及び附則第十五条（同条第二項中改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請と併せた行う申出に係る部分を除く。）の規定。改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行日（平成二十四年一月十三日）

二 第一条中別表第二公用の項の改正規定及び別表第三の二教授の項の前に公用の項を加える改正規定 平成二十四年四月一日

三 附則第十五条第二項（改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請と併せて行う申出に係る部分に限る。）の規定 平成二十四年六月九日

第二条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新入管法施行規則」という。）第四条の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前における外国人に、入管法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合、入管法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合、入管法第二十二条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合、入管法第二十二条第二項の規定により永住許可をした場合、入管法第二十二条の二第三項（入管法第二十二条の三において準用する入管法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合、入管法第二十二条の二第四項（入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する入管法第二十二条第二項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合、入管法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合又は入管法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可した場合は、適用しない。

第三条 新入管法施行規則第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の三第三項において準用する第二十二条の二第二項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、改正法附則第七条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。以下「後日交付中長期在留者」という。）に係るときには、同表投資・経営の項の下欄第一号口、第二号口及び第三号口中「在留カード」とあるのは、「旅券」とする。

第四条 新入管法施行規則第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の三第三項において準用する第二十二条の二第二項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書を改正法附則第十五条各号に定める期間において所持する中長期在留者（以下「登録証明書所持中長期在留者」という。）に係るときにつきは、同表投資・経営の項の下欄第一号口、第二号口及び第三号口、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第三号口並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号口及び第二号口中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

2 新入管法施行規則第二十二条第二項又は第二十二条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が後日交付中長期在留者に係るときは、同表投資・経営の項の下欄第二号中「在留カード」とあるのは、「旅券」とする。新入管法施行規則第六条、第六条の二第二項、第二十二条第二項（第二十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の三第三項において準用する第二十二条の二第二項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書を改正法附則第十五条各号に定める期間において所持する中長期在留者（以下「登録証明書所持中長期在留者」という。）に係るときにつきは、同表投資・経営の項の下欄第一号口、第二号口及び第三号口、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第三号口並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号口及び第二号口中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の
外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書」とする。

2 新入管法施行規則第二十一条第二項又は第二十二条の二第三項の規定により提出することとされ
ている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が登録証明書所持中長期在留者に係
るときには、同表投資・経営の項の下欄第二号、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の
項の下欄第三号口及び永住者の配偶者等の項の下欄第二号中「在留カード」とあるのは、「出入
国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理
に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による
廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書」とす
る。

3 新入管法施行規則第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項（第二十四条第五項において準
用する場合を含む。）又は第二十二条の三第三項において準用する第二十二条の二第三項の規定
により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書
によることとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書
を改正附則第二十八条第二項各号に定める期間において所持する特別永住者（日本国との平和
条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一
号。以下「特例法」という。）に規定する特別永住者をいう。）（以下「登録証明書所持特別永住
者」という。）に係るときには、同表投資・経営の項の下欄第一号口、第二号口及び第三
号口並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号口及び第二号口中「特別永住者証明書」とあるの
は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の
出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の
規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証
明書」とする。

4 新入管法施行規則第二十一条第二項又は第二十二条の二第三項の規定により提出することとさ
れている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が登録証明書所持特別永住者に係
るときには、同表投資・経営の項の下欄第二号及び永住者の配偶者等の項の下欄第二号中
「特別永住者証明書」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき
日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十
一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五
号）に規定する外国人登録証明書」とする。

第五条 新入管法施行規則第七条の二第一項第二号及び第五項第四号、第十九条第二項第一号、第
十九条の四第二項第一号、第二十条第四項第一号（新入管法施行規則第二十一条第四項及び第二
十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項第三号、第五十五条第二項第一
号並びに第五十九条第二項の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留
カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号
に定める期間とする。

3 新入管法施行規則第七条の二第一項第二号及び第五項第四号、第十九条の四第二項第二号、第
二十九条第二項第四号、第五十五条第二項第二号並びに第五十九条第二項の規定の適用について
は、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

4 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条各号
二項各号に定める期間とする。

一 改正法附則第十三条第六項又は第十五条第四項の規定により在留カードを交付する場合 当
該中長期在留者の登録証明書の記載に係る国籍・地域

二 改正法附則第十六条第三項の規定により在留カードを交付する場合 当該中長期在留者が現
に有する在留資格が記載された旅券を発行した国の国籍又は機関の属する入管法第二条第五号
口に規定する地域（在留資格が在留資格証明書に記載された場合にあっては、当該在留資格証
明書の記載に係る国籍・地域）

第三条 改正法附則第十三条第六項、第十五条第四項又は第十六条第三項の規定により在留カード
を交付する場合における新入管法施行規則第十九条の六第六項の適用については、同項中「第十
九条の九第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二项、第二十条第二項、第二十一
条第二項、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定」とあるのは、「出入
国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入
国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の施
行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）
第二十二条第一項、第十四条第一項若しくは第五十五条第一項の規定」とする。

第四条 後日交付中長期在留者であつて、第十一条第二項の規定により旅券に当該後日交付中長期
在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたもの（以下「第十一条第二項中
長期在留者」という。）が入管法第十九条の十六の届出をする場合における新入管法施行規則第
十九条の十五の規定の適用については、同条第一項中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券
に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入
国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措
置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一条第二項の規定により記載された當
該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第五条 入管法第十九条の十七の届出が第十一条第二項中長期在留者に係るものであるときは、新入管
法施行規則別表第三の四の適用については、同表の一番表入れの開始の項中「在留カードの番
号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の國
籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関
係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一条第二項の規
定により記載された當該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第六条 登録証明書所持中長期在留者が入管法第十九条の十六の届出をする場合における新入管
法施行規則第十九条の十五の規定の適用については、同条第一項中「在留カードの番号」とあるの
は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の
出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規
定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証
明書の登録番号」とする。

第七条 入管法第十九条の十七の届出が登録証明書所持中長期在留者に係るものであるときは、新入管
法施行規則別表第三の四の適用については、同表の一の表受入れの開始の項中「在留カードの番
号」とあるのは、「同項中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に
に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成
二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載を
受けた旅券」とする。

第八条 登録証明書所持中長期在留者に対する新入管法施行規則第二十九条の二第二項の規定の
適用については、同項中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約と
するものとする。

の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

第十二条 新入管法施行規則別記第六号の三様式、別記第一一八号様式、別記第二十九号の五様式、別記第二十九号の十様式から別記第二十九号の十二様式まで、別記第三十号様式、別記第三十号の二様式、別記第三十四号様式、別記第四十号様式、別記第四十三号様式、別記第七十四号様式、別記第八十号様式若しくは別記第八十二号様式の申請書又は新入管法施行規則別記第二十九号の九様式の届出書中左留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載することとされるる項は、当該記載に係る中長期在留者又は特別永住者が附則別表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する項とする。

第十三条 新入管法施行規則別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の二様式の証印、別記第二十九号の六様式の就労資格証明書及び別記第四十二号様式の再入国許可書中に在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載することとされている項は、当該記載に係る中長期在留者又は特別永住者が附則別表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する項とする。

第十四条 出入国管理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七十八号)附則第四条の規定により読み替えて適用される同令第二条第二号が規定する届出をした中長期在留者が提出すべき在留カードの番号に代わるものとして法務省令で定める事項は、第十二条第二項中長期在留者にあつては第十二条第二項の規定により当該第十二条第二項中長期在留者の旅券に記載された当該第十二条第二項中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号とし、後日交付中長期在留者(第十二条第二項中長期在留者を除く。)にあつては当該後日交付中長期在留者の旅券に当該後日交付中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号が記載されていない旨とする。

第十五條 予定中長期在留者であつて、新入管法施行規則第十九条の七第一項の申出をしようとするものは、施行日前においても、その申出をすることができる。

前項の申出は、改正法附則第十三条第一項の規定による申請（同条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請を含む。）又は改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項若しくは第七条第一項の規定による申請と併せて行わなければならぬ。

第十六条 改正法附則第十五条第三項の規定による申請又は改正法附則第十六条第一項の規定による申請をしようとする中長期在留者は、新入管法施行規則第十九条の七第三項の規定にかかるわらはず、これらの申請に併せて同条第一項の申出をすることができる。

第十七条 この省令の施行の際現に行われてゐる第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民

請、再入国の許可の有効期間の延長の申請、仮放免の申請、出国期限の延長の申出、難民の認定の申請、仮滞在期間の更新の申請、難民旅行証明書の交付の申請又は難民旅行証明書の有効期間の延長の申請とみなす。

旧入管法施行規則に規定する様式による入管法第十一条第一項に規定する異議の申出、第四十八条第一項に規定する口頭審理の請求、第四十九条第一項に規定する異議の申出又は第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立ては、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式による入管法第十二条第一項に規定する異議の申出、第四十八条第一項に規定する口頭審理の請求、第四十九条第一項に規定する異議の申出又は第六十二条の二の九第一項の規定による異議申立てとみなす。

日入管法施行規則に規定する様式の書面による入管法第十一条第一項に規定する異議を申(出)

川の管法施行規則に規定する第五項の書面に依る管法第一項第一項に規定する異議を申し出ない旨の署名、第四十七条第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨の署名、第四十八条第九項に規定する異議を申し出ない旨の署名は、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式の書面にした入管法第十条第十一項に規定する異議を申し出ない旨の署名、第四十七条第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨の署名とみなす。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この省令の施行の際、現に行われている第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(次条において「旧入管法施行規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ同条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(次条において「新入管法施行規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

(第三条) 旧入管法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留期間更新許可申請書又は別記第三十号様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第三十号様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

(第三十条) 様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号様式の在留期間更新許可申請書又は別記第三十号様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附 則 (平成二十五年五月二三日法務省令第一七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年六月二十四日から施行する。

(経過措置)

第二条 入管法第十九条の十七の届出が出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。この条において「改正法」という。)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に規定する外国人登録証明書を改正法附則第十五条第二項各号に定める期間において所持する中長期在留者に係るものであるときは、新規則第六十二条の三第三項中「この省令」とあるのは、「第十九条の十六第二項及び別表第三の四並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十二年法律第七十九号。この条において「改正法」という。)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に規定する外国人登録証明書を改正法附則第十五条第二項各号に定める期間において所持する中長期在留者に係るものであるときは、新規則第六十二条の三第三項中「この省令」とあるのは、「第十九条の十六第二項及び別表第三の四並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)附則第九条第二項」とする。

附 則 (平成二十五年二月一六日法務省令第一七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日法務省令第三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式とみなす。

附 則 (平成二六年四月一日法務省令第一五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一五日法務省令第一一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二六日法務省令第三四号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第七条の二第五項の改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第十四条の規定による改正規定、第十二条、第十九条の二及び第二十九条の三の改正規定(同条を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、第四十四条(第三項に係る部分に限る。))

、第五十二条、第六十二条の二、別表第三(留学の項に係る部分に限る。)、別表第三の五(留学の項に係る部分に限る。)及び別表第四(法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動(留学)の項に係る部分に限る。)の改正規定、別記第六号の三様式の申請人等作成用2P(「留学」)、申請人等作成用3P(「留学」)、申請人等作成用3P(「留学」)及び所属機関等作成用1P(「留学」)の改正規定、別記第六号の六様式の次に一樣式を加える改正規定、別記第十七号様式の次に四様式を加える改正規定、別記第三十号様式の申請人等作成用2P(「留学」)、申請人等作成用3P(「留学」)及び所属機関等作成用1P(「留学」)及び別記第三十号の二様式の申請人等作成用3P(「留学」)及び所属機関等作成用1P(「留学」)の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定(平成二十七年一月一日)

二 第十九条第三項の改正規定 平成二十七年一月一日

(経過措置)

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。)附則第四条に規定する申請については、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前において、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三(高度専門職、経営・管理及び技術・人文知識・国際業務の項に係る部分に限る。)及び別表第四(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動(高度専門職)、法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動(経営・管理)及び法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動(技術・人文知識・国際業務)に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第三条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、施行日後において、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書とみなす。

第五条 施行日前に、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成二十六年法務省令第三十五号。以下「改正基準省令」という。)による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。)の法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

第六条 施行日前に、改正基準省令による改正前の基準省令の法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項又は法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項に基づき交付した証明書とみなす。

第七条 改正法附則第三条第二項の規定により技術・人文知識・国際業務の在留資格をもつて在留するものとみなされる者で、この省令の施行の際現に出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「規則」という。)第二十条第一項の申請(技術又は人文知識・国際業務の在留資格への変更に係る部分に限る。)

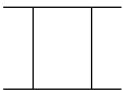
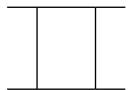
静岡 福井 石川 富山 新潟

神奈川 東京 千葉 茨城 福島 山形 秋田 宮城 岩手

北海道

紋別網走花咲苦小牧室蘭釧路小樽函館留萌稚内石狩湾新

香川 徳島 福岡 山口 山口 広島 岡山 島根 島根 鳥取 和歌山 兵庫 大阪 京都 三重 愛知



御前崎 四日市 名古屋 衣浦 三河 德島 小松島 高松 関門 萩 宇部 三田尻 中閑 德山 下松 平生 岩国 広島 鹿川 吳 土生 尾道 常石 糸崎 畠山 水島 宇野 浜田 境 新宮 和歌山 下津 由良 田辺 相生 姫路 東播磨 神戸 阪南 大阪 舞鶴 宮津 尾鷲 道後 岩崎 西宮首屋

興行	介護	企業内 転勤	技術・ 人文知 識・国 際業務	教育
法別表第一の二の表一 の興行の項の下欄に 掲げる活動	法別表第一の二の表一 の介護の項の下欄に 掲げる活動	法別表第一の二の表一 の企業内転勤の項の 下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表一 の技術・人文知識・ 国際業務の項の下欄 に掲げる活動	法別表第一の二の表一 の教育の項の下欄に 掲げる活動
イ ロ	イ ロ	ハ	ハ	ハ
経歴書及び活動に係る経歴を証する文書	基準省令の表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料	本邦に在留していいた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。における職務内容及び勤務期間を証する	本邦の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書
イ ロ	イ ロ	二	二	二
イ ロ	イ ロ	三	三	三
イ ロ	イ ロ	四	四	四
イ ロ	イ ロ	五	五	五
イ ロ	イ ロ	六	六	六

イ	規定する機関（以下「興行契約機関」という。）の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の興行契約機関の概要を明らかにする資料
ハ	興行を行う施設の概要を明らかにする資料
ニ	興行に係る契約書の写し
ホ	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
イ	基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（2）に規定する興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとするときは、次に掲げる資料
（1）	興行契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿
（2）	興行契約機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（2）（i.i.i）（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを興行契約機関が申し立てる書面
（3）	興行契約機関が過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書
ト	基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（3）に規定する施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料
（1）	登記事項証明書、損益計算書の写しその他の運営機関の概要を明らかにする資料
（2）	運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員の名簿
（3）	運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（3）（v.i）（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書面
二	基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合 前号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料
イ	基準省令の興行の項の下欄第一号イに規定する機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の当該機関の概要を明らかにする資料
ロ	当該機関の経営者及び常勤の職員の名簿
ハ	当該機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号イ（2）（i）から（v）までのいずれにも該当しないことを当該機関が申し立てる書面
ニ	当該機関が過去三年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書
三	基準省令の興行の項の下欄第一号ロ（1）から（5）までのいずれかに該当する場合 第一号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料
四	演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書
イ	招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写し及び従業員名簿
ハ	興行を行う施設の概要を明らかにする資料
ホ	招へい機関が興行を行おうとするときは請負契約書の写し
イ	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
芸能活動上の業績を証する資料	活動の内容、期間及び報酬を証する文書

技能	特定技能別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	四
イ	特定技能所属機関の概要を明らかにする資料	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書	一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し
ロ	特定技能の概要	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書	二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料
ハ	日本語能力を証する資料	経歴書並びに活動に係る経験及び資格を証する公的機関が発行した文書	三 経歴書並びに活動に係る経験及び資格を証する公的機関が発行した文書
ニ	特定技能所屬機関の概要を明らかにする資料	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書	四 活動の内容、期間及び報酬を証する文書
ト	健健康態が良好であることを証する資料	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合
イ	特定技能所属機関の概要を明らかにする資料	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合
ロ	健健康態が良好であることを証する資料	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動
ハ	従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	四 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動
ニ	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	五 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動
ホ	健康状態が良好であることを証する資料	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動
一	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	七 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
二	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	八 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
三	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	九 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し
四	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し	特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要	一〇 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し

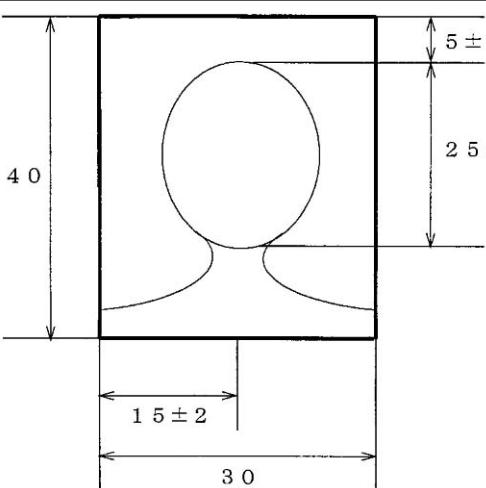
留学	在 短 期 滞 在 の 短 期 滞 在 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 活 動	動	文化 活 法別表第一の三の表 の 文化 活 動 の 下 欄 に 掲 げ る 活 動	六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合
				五 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに掲げる活動を行おうとする場合
法別表第一の四の表 の留学の項の下欄に 掲げる活動	法別表第一の三の表 の短期滞在の項の下 欄に掲げる活動	イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）	一 学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合	一 学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合
			二 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合 前号に掲げるものほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料	二 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合 前号に掲げるものほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料
五 申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の下欄に掲げる活動を除く。）を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書	三 申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書	四 申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動（本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部に入学して教育を受ける活動を除く。）を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書	一 教育を受けようと機関の入学許可書の写し	一 在留中の一切の経費の支弁能力を明らかにする資料
			二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書	二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

定住者	法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を有する者としての活動	二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その収入を証する文書	二 本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書
一 戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書その他の当該外国人の身分関係の項の下欄に掲げるを証する文書	三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書		

(単位…ミリメートル)

(単位…ミリメートル)

地位を有し
ての活動



(単位…ミリメートル)

し
二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書
該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その収入を証する文書

二 本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書

活動機関の消滅	三 活動機関の変更後の所在地
活動機関からの離脱	一 活動機関が消滅した年月日 二 消滅した活動機関の名称及び消滅時の所在地
活動機関からの移籍	一 活動機関から離脱した年月日 二 離脱した活動機関の名称及び所在地
活動機関からの移籍	一 新たな活動機関に移籍した年月日 二 移籍する前の活動機関の名称及び所在地 三 新たな活動機関の名称及び所在地
活動機関における活動の内容	四 新たな活動機関における活動の内容（留学の在留資格をもつて本邦に在留する中長期在留者を除く。）

1	本人のみが撮影されたもの
2	縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの から顎の先まで。)
3	無帽で正面を向いたもの
4	背景（影を含む。）がないもの
5	鮮明であるもの

	法第十九条の十六第一号に掲げる一 在留資格をもつて本邦に在留する者 が、当該在留資格に応じてそれ ぞれ法別表第一の下欄に掲げる活 動を行う本邦の公私の機関（以下 この表において「活動機関」とい う。）の名称の変更	一 活動機関の名称が変更した年月日 二 活動機関の変更前の名称及び所在地 三 活動機関の変更後の名称
二	一 活動機関の所在地が変更した年月日 二 活動機関の名称及び変更前の所在地	

事由	法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係る その配偶者との離婚	配偶者と離婚した年
	法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係る その配偶者との死別	配偶者と死別した年

受入れの開始	計業務、医療研究、教育・技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況
一 域 表 において「氏名等」という。) 中長期在留者の受入れを開始した年月日	中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域・住居地及び在留カードの番号（以下この表及び二の 三 中長期在留学生が行う活動の内容

				二 受入れの終了
			留学の在留資格をもつて在留する事項 中長期在留者の受入れの状況	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日
		受入れの開始	五月一日における受入れ 十一月一日における受入れ	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の氏名等
		受入れの終了		一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の氏名等
	別表第三の五（第十九条の十七関係）	事由	事項	事項
一	特定技能雇用契約の変更	事由	一 特定技能雇用契約を変更した年月日 二 変更後の特定技能雇用契約の内容	一 特定技能雇用契約を変更した年月日 二 変更後の特定技能雇用契約が終了した年月日
二	特定技能雇用契約の終了	事由	一 特定技能雇用契約が終了した年月日 二 特定技能雇用契約の終了の事由	一 特定技能雇用契約が終了した年月日 二 特定技能雇用契約の終了の事由
三	新たな特定技能雇用契約の締結	事由	一 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日 二 新たな特定技能雇用契約の内容	一 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日 二 新たな特定技能雇用契約の内容
四	事由	事項	事項	事項
一	法第二条の五第五項の契約の締結	事由	一 法第二条の五第五項の契約を変更した年月日 二 変更後の法第二条の五第五項の契約の内容	一 法第二条の五第五項の契約を締結した年月日 二 締結した法第二条の五第五項の契約の内容
二	法第二条の五第五項の契約の変更	事由	一 法第二条の五第五項の契約を変更した年月日 二 変更後の法第二条の五第五項の契約の内容	一 法第二条の五第五項の契約を変更した年月日 二 変更後の法第二条の五第五項の契約の内容
三	法第二条の五第五項の契約の終了	事由	一 法第二条の五第五項の契約が終了した年月日 二 法第二条の五第五項の契約の終了の事由	一 法第二条の五第五項の契約が終了した年月日 二 法第二条の五第五項の契約の終了の事由
四	特定技能外国人の受入れ 困難	事項		
一	特定技能外国人の受入れ 困難	原因		
二	特定技能外国人の現状			
三	特定技能外国人としての活動の継続のための措置			
一	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為の発生	時期		
二	出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為の内容	認知時期及び当該行為への対応		

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

公用 格	在留資 活動	教授	芸術	宗教	報道	門職	高度專 門職
	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び地位を証する文書	法別表第一の一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の一の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の一の表の宗教の項の下欄に掲げる活動
	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動
四	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動
三	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動
二	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動
一	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	活動の内容、期間及び納税額に関する証明書	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動

定住者	在家人の配偶者等	研修
法別表第二の定住者の項 の下欄に掲げる地位を有する者としての活動	日本人の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活書
法別表第二の定住者の項 の下欄に掲げる地位を有する者としての活動	日本人の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活書
三 本邦に居住する身元保証書	三 申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行つてゐる場合には、当該申請人が日常生活を営む宿泊施設の概要を明らかにする資料	三 申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行つてゐる場合には、当該申請人が日常生活を営む宿泊施設の概要を明確に記載する文書
二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書	二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書	二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書

別表第四（第六条の二関係）

別表第四（第六条の二関係）	
本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	法別表第一の「一」の表の外交の項の下欄に掲げる活動（外交）
法別表第一の「一」の表の公用の項の下欄に掲げる活動（公用）	法別表第一の「一」の表の公用の項の下欄に掲げる活動（公用）
法別表第一の「一」の表の教授の項の下欄に掲げる活動（教授）	法別表第一の「一」の表の芸術の項の下欄に掲げる活動（芸術）
法別表第一の「一」の表の宗教の項の下欄に掲げる活動（宗教）	法別表第一の「一」の表の報道の項の下欄に掲げる活動（報道）
法別表第一の「一」の表の高度専門職の項に掲げる活動（高度専門職）	法別表第一の「一」の表の高度専門職の項に掲げる活動（高度専門職）
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（経営・管理）	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（経営・管理）
法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動（法律・会計業務）	法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動（医療）
法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動（研究）	法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動（教育）
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動（企業内転勤）	法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動（企業内転勤）
（技術・人文知識・国際業務）	（技術・人文知識・国際業務）

法別表第一の二の表の介護の項の下記

法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動（介護）	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員
法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動（興行）	興行契約機関（興行契約機関がないときは、本人を招へいする本邦の機関）又は本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動（技能）	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動（特定技能）	本人と特定技能雇用契約を結んだ本邦の機関の職員
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）	一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる活動を行おうとする場合 企業単独型実習実施者の職員 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合 監理団体の職員
法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動（文化活動）	一 本人が所属して学術上又は芸術上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員 二 本人を指導する専門家
法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（留学）	三 本邦に居住する本人の親族 一 本人が教育を受ける本邦の機関の職員 二 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 A 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員 B 本人の学費又は滞在費を支弁する者 C 本邦に居住する本人の親族 三 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 A 本人が交換学生である場合における学生交換計画を策定した機関の職員 B 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）若しくは特別支援学校の中学校部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む）若しくは特別支援学校の小学校部において教育を受けようとする場合にあつては本邦に居住する本人の親族 受入れ機関の職員
法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動（研修）	一 本邦において本人を扶養することとなる者又は本邦に居住する本人の親族 二 本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつている者 本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（家族滞在）	

法別表第二の日本人の配偶者等の項の下欄に掲げる身分を有する者としての活動（日本人の配偶者等）	本邦に居住する本人の親族
法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動（永住者の配偶者等）	本邦に居住する本人の親族
法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を有する者としての活動（定住者）	本邦に居住する本人の親族

別記第一号様式（第四条の二関係）（平22政省令9・全改、平23政省令43・令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
通 知 書	
般	
1 氏 名	男
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住居地	
出入国管理及び難民認定法第5条の2の規定により、あなたについては下記1の期限までの間は、下記2の事由のみによっては上陸を拒否しないこととしたので通知します。	
記	
1 期 限	
2 事 由	
※	

注意 この通知書は、上陸許可申請の際に携行するようにしてください。

- 但し 1 ※には上陸を拒否しないこととする事由を通知する者の職名を記入することとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。

別記第六号様式削除
別記第五号様式削除
別記第四号様式削除
別記第三号様式削除
別記第二号様式削除
(第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係)

別記第六号様式(第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係)

(表)

外国人入国記録					
氏名			国名	都市名	
生年月日	日	月	年	現住所	
渡航目的	<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 商用	<input type="checkbox"/> 親族訪問	航空機便名・船名	
	<input type="checkbox"/> その他()			日本滞在予定期間	
日本の連絡先	TEL				
裏面の質問事項について、該当するものに□を記入して下さい。					
1. 日本での過去強制歴・上陸拒否歴の有無 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2. 有罪判決の有無(日本での判決に限らない) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 3. 規制薬物・銃砲・クロスボウ・刀剣類・火薬類の所持 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 署名					

(裏)

【質問事項】	
1 あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか? 2 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事案件で有罪判決を受けたことがありますか? 3 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか?	

別記第六号の二様式(第五条関係)

再入国入国記録		②		
氏名				
生年月日	日	月	年	航空機便名・船名
以下の質問について、該当するものに□を記入し、署名して下さい(特別永住の方は署名のみ)。				
1 あなたは、日本国又は日本国外の国において、刑事案件で有罪判決を受けたことがありますか？				
□ はい □ いいえ				
2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は鈍死、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？				
□ はい □ いいえ				
以上の記載内容は事実と相違ありません。				
署名 _____				

別記第六号の三様式(第六条の二関係)

申請人等作成用		日本国政府法務省			
在留資格認定証明書交付申請書					
法務大臣 殿					
出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。					
1 国籍・地域	2 生年月日	年	月 日		
3 氏名					
4 性別 男・女	5 出生地	6 配偶者の有無 有・無			
7 職業	8 本国における居住地 _____				
9 日本における連絡先	電話番号 _____ 携帯電話番号 _____				
10 旅券 (1)番号	(2)有効期限	年	月 日		
11 入国情目的(次のいずれか該当するものを選んでください。)					
<input type="checkbox"/> 「教授」 <input type="checkbox"/> 「教育」 <input type="checkbox"/> 「芸術」 <input type="checkbox"/> 「文化活動」 <input type="checkbox"/> 「宗教」 <input type="checkbox"/> 「報道」 <input type="checkbox"/> 「企業内転勤」 <input type="checkbox"/> 「研究(転勤)」 <input type="checkbox"/> 「経営・管理」 <input type="checkbox"/> 「研究」 <input type="checkbox"/> 「技術・人文知識・国際業務」 <input type="checkbox"/> 「介護」 <input type="checkbox"/> 「技能」 <input type="checkbox"/> 「特定活動(研究活動等)」 <input type="checkbox"/> 「特定活動(本邦大学卒業者)」 <input type="checkbox"/> 「特定技術(1号)」 <input type="checkbox"/> 「特定技術(2号)」 <input type="checkbox"/> 「興行」 <input type="checkbox"/> 「留学」 <input type="checkbox"/> 「研修」 <input type="checkbox"/> 「特定技術(3号)」 <input type="checkbox"/> 「技能実習(2号)」 <input type="checkbox"/> 「技能実習(3号)」 <input type="checkbox"/> 「技能実習(EPA家族)」 <input type="checkbox"/> 「家族訪問」 <input type="checkbox"/> 「寄宿活動(研究活動等家族)」 <input type="checkbox"/> 「特定活動(本邦大卒者家庭)」 <input type="checkbox"/> 「日本人の配偶者等」 <input type="checkbox"/> 「永住者の配偶者等」 <input type="checkbox"/> 「定住者」 <input type="checkbox"/> 「高度専門職(1号)」 <input type="checkbox"/> 「高度専門職(1号ハ)」 <input type="checkbox"/> 「高度専門職(1号ハ)」 <input type="checkbox"/> 「その他」 					
12 入国情定期日	年	月 日	13 上陸予定期		
14 在予定期間	15 同伴者の有無 有・無				
16 在証申請予定期地					
17 過去の出入国歴	有・無				
(上記で「有」を選択した場合) 回数 回 直近の出入国歴 年 月 日 から 年 月 日					
18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴	有・無				
(上記で「有」を選択した場合)回数 回 (うち不交付となった回数)回					
19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。))・無				
有(具体的な内容)					
20 退去強制又は出国命令による出国の有無	有・無				
(上記で「有」を選択した場合)回数 回 直近の退去歴 年 月 日					
21 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者					
有(「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください)・無					
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域 同居予定期の有無 勤務先名称・通学先名称 在留カード番号 特別永住者証明書番号		
			有・無		

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

(表) 備考 申請人等作成用2から4、所属機関等作成用1から4は、入国目的に従事する。次の様式を使用してください。		例	使用する申請書								
入国目的	申請人等作成用 所属機関等作成用		申請人等作成用 所属機関等作成用				申請人等作成用 所属機関等作成用				
			1	2	3	4	1	2	3	4	
1 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授		0	1	—	—	1	—	—	—	
1 中学校の語学教師			0	J	—	—	J	—	—	—	
2 教えるをめざす活動	作曲家、写真家 茶道、柔道を修得しようとする者		0	K	—	—	K	—	—	—	
2 外国の報道機関から派遣され実行する活動	司教、宣教師		0	—	—	—	—	—	—	—	
2 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン		0	—	—	—	—	—	—	—	
3 日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者		0	L	—	—	L	—	—	—	
3 日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的な能力を有する人材として研究活動に従事すること(※)	外資系企業の駐在員		0	—	—	—	—	—	—	—	
4 その他人として自然科学研究者又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	企業の社長、取締役、部長		0	M	—	—	M	—	—	—	
4 その他人として自然科学研究者又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること	政府関係機関、企業の研究者		0	—	—	—	—	—	—	—	
5 研究の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	施設工場等の技術者、マーケティング業務従事者		0	N	—	—	N	N	—	—	
5 その他人として事業の経営又は管理に従事すること	介護福祉士		0	—	—	—	—	—	—	—	
6 特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	外因料理の調理師、ハーフ指導者 者		0	—	—	—	—	—	—	—	
6 本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること	指定された機関の研究者・情報処理技術者		0	—	—	—	—	—	—	—	
7 特定技術専用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事すること	高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者		0	V	V	—	V	V	V	V	
7 特定技術専用契約に基づいて熟練した技能を必要とする業務に従事すること	特定技能外国人		0	—	—	—	—	—	—	—	
8 飛行	機械、モードル	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
9 技能実習	技術実習生	0	T	—	—	T	—	—	—	—	
10 研修	留学生	0	P	P	—	P	P	—	—	—	
11 研修	実習研修を行わない研修生、公的研修を行なう研修生	0	Q	—	—	Q	Q	—	—	—	
12 上記以外の目的(1)	開拓・販路を開拓する者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の背景に従事する業務を行う者の扶養を受けること	0	R	—	—	R	—	—	—	—	
12 JAPAN講師又は介護福祉士として活動を行う者の扶養を受けること	日本大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること	0	U	U	U	U	U	U	U	—	
13 上記以外の目的(2)	日本人の配偶者	0	T	—	—	T	—	—	—	—	
14 上記以外の目的(1)	外交、公用、介護士、公認会計士、医師、歯科医、看護師、アシスタント、アシスタント、日本系四世、留学生、インターネット、日系四世	0	U	U	U	U	U	U	U	—	
14 上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	0	U	U	U	—	—	—	—	—	

(※)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J, K, O又はLの申請書を使用しても差し支えありません。

申請人等作成用2 I(「高度専門職(1号イ)」・「教授」・「教育」)

22 総務先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。 (1)名称	
(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____	
23 最終学歴 (1)日本 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> (2)大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 □高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> その他() (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 年 月 日	
24 専攻・専門分野 (23まで大学院(博士)～短期大学の場合) □法學 □経済学 □政治学 □商學 □経営学 □文學 □口語學 □社會學 □歴史學 □心理學 □教育學 □藝術學 □その他の人文・社會科學() □理學 □化學 □工學 □農學 □水產學 □藥學 □醫學 □歯學 □その他の自然科學() □體育學 □その他の() (23で専門学校の場合) □工業 □農業 □醫療・衛生 □教育・社會福利 □法律 □商業実務 □服飾・家政 □文化・教養 □その他の()	
25 職歴(外国におけるものを含む) 入社 年 月 退社 年 月 勤務先名称 年 月 年 月 年 月 年 月	
26 教育に係る免許の有無 有・無 27 教育しようとする科目に係る実務経験年数 年	
28 外国語による教育をしようとする場合は当該外国语により教育を受けた期間 年	
29 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____	
(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後記載までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。	
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等 電話番号 _____	

申請人等作成用2_「(「芸術」・「文化活動」)」

22 勤務先又は活動先

(1)名称 _____ 支店・事業所・研究室名 _____

指導教員氏名(收入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での入国を希望する場合に記入)

(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 活動内容

(1)「芸術」での入国を希望する場合

著述家 著述家(指導) 美術家・写真家 美術家(指導)・写真家(指導)
音楽家・舞台芸術家 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) その他()

(2)「文化活動」での入国を希望する場合

芸術上の活動()
学術上の活動()
我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究()専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動()

24 経歴(外国におけるものを含む)

始期 年 月	終期 年 月	経歴	始期 年 月	終期 年 月	経歴
			年	月	

(25は「文化活動」での入国を希望する場合に記入)

25 滞在費支弁方法

(1)支弁方法及び月平均支弁額
本人負担 円 在外経費支弁者負担 円在日経費支弁者負担 円 奨学金 円その他 円(2)送金・携行等の別
外国からの携行 円 国外からの送金 円(携行者 _____ 携行時期 _____)その他 円

申請人等作成用3_「(「芸術」・「文化活動」)」

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日

年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 K(「宗教」)

22 派遣先
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 活動内容(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)

24 派遣元団体
 (1)名 称 _____
 (2)所在地 _____

25 職歴(外国におけるものを含む)

入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号口)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

22 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1)名 称 _____
 (2)所在地 _____

24 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)

親会社 子会社 本部・本店
支店・支店 その他()

25 職歴(外国におけるものを含む)

入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)

22 勤務先 (1)名称		支店・事業所名																																																	
(2)所在地		(3)電話番号																																																	
23 最終学歴 _____ (1)日本邦 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> (2)大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> その他() (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 年 月 日																																																			
24 専攻・専門分野 (23で大学院(博士)～短期大学の場合) <input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 経済学 <input type="checkbox"/> 政治学 <input type="checkbox"/> 商学 <input type="checkbox"/> 経営学 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 語学 <input type="checkbox"/> 社会学 <input type="checkbox"/> 歴史学 <input type="checkbox"/> 心理学 <input type="checkbox"/> 教育学 <input type="checkbox"/> 芸術学 <input type="checkbox"/> その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 <input type="checkbox"/> 水産学 <input type="checkbox"/> 薬学 <input type="checkbox"/> 医学 <input type="checkbox"/> 歯学 <input type="checkbox"/> その他自然科学() <input type="checkbox"/> 体育学 <input type="checkbox"/> その他()																																																			
25 事業の経営又は管理についての実務経験年数 年																																																			
26 職歴(外国におけるものを含む) <table border="1"><thead><tr><th>入社</th><th>退社</th><th rowspan="2">勤務先名称</th><th>入社</th><th>退社</th><th rowspan="2">勤務先名称</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>				入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称	年	月	年	月	年	月																																				
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称																																														
年	月		年	月		年	月																																												
27 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日																																																			
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。																																																			
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____																																																			

申請人等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

22 勤務先 (1)名称		支店・事業所名																																											
(2)所在地		(3)電話番号																																											
23 最終学歴(介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入) (1)日本邦 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> (2)大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> その他() (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 年 月 日																																													
24 専攻・専門分野 (23で大学院(博士)～短期大学の場合) <input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 経済学 <input type="checkbox"/> 政治学 <input type="checkbox"/> 商学 <input type="checkbox"/> 経営学 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 語学 <input type="checkbox"/> 社会学 <input type="checkbox"/> 歴史学 <input type="checkbox"/> 心理学 <input type="checkbox"/> 教育学 <input type="checkbox"/> 芸術学 <input type="checkbox"/> その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 <input type="checkbox"/> 水産学 <input type="checkbox"/> 薬学 <input type="checkbox"/> 医学 <input type="checkbox"/> 歯学 <input type="checkbox"/> その他自然科学() <input type="checkbox"/> 体育学 <input type="checkbox"/> 介護福祉 <input type="checkbox"/> その他()																																													
25 情報処理技術者資格又は試験合格の有無(情報処理業務従事者のみ記入) 有・無 (資格名又は試験名)																																													
26 職歴(外国におけるものを含む) <table border="1"><thead><tr><th>入社</th><th>退社</th><th rowspan="2">勤務先名称</th><th>入社</th><th>退社</th><th rowspan="2">勤務先名称</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>				入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称	年	月	年	月	年	月																														
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称																																								
年	月		年	月		年	月																																						
27 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日																																													
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。																																													
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____																																													

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能所属機関 (1)氏名又は名称	_____	電話番号
23 技能水準 □分野別運用方針に定める評価方法による証明 □試験による証明 合格した試験名	_____	受験地 □日本国内 □日本国外(国名: _____) □日本国内 □日本国外(国名: _____)
□その他の評価方法による証明	_____	_____
□技能実習2号を良好に修了	_____	_____
24 日本語能力(「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入) □分野別運用方針に定める評価方法による証明 □試験による証明 合格した試験名	_____	受験地 □日本国内 □日本国外(国名: _____) □日本国内 □日本国外(国名: _____)
□その他の評価方法による証明	_____	_____
□技能実習2号を良好に修了	_____	_____
25 良好に修了した技能実習2号(上記23, 24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入) (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種	_____	作業 _____
良好に修了したことの証明 □3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 □実習状況に関する書面による証明 (複数ある場合には(2)に記入)	_____	_____
(2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種	_____	作業 _____
良好に修了したことの証明 □3級の技能�定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 □実習状況に関する書面による証明	_____	_____
26 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入) 年 月	_____	_____

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

27 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無 有(徴収又は管理機関名: _____) 徴収額又は管理財産: _____) • 無																																				
28 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合は記入) 有(外の機関名: 支払額(日本円に換算): 約 _____ 円) • 無																																				
29 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経てることの有無(当該手続が定められている場合に記入) 有・無																																				
30 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無																																				
31 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での入国を希望する場合に記入) 有・無																																				
32 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無																																				
33 職歴(外国におけるものも含む) <table border="1"><thead><tr><th>入社</th><th>退社</th><th>勤務先名称</th><th>入社</th><th>退社</th><th>勤務先名称</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称	年	月	年	月	年	月																								
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称																															
年	月	年	月	年	月																															
34 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____																																				
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日																																				
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。																																				
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ 電話番号 _____ (3)所属機関等 _____																																				

申請人等作成用2 0(「興行」)

22 契約の形態 □雇用 □委任 □請負 □その他() 23 職種等 (1)職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) (2)興行又は芸能活動の内容 □歌謡 □舞踊 □演劇 □演芸 □スポーツ □商品等の宣伝 □放送番組又は映画の製作 □商業用写真的撮影 □商業用レコード等の録音等 □その他() 24 活動内容詳細 	25 就労予定期間 26 報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 27 グループ人数 28 適用される基準の区分 □①基準1号イ該当 □②基準1号ロ(1)該当 □③基準1号ロ(2)該当 □④基準1号ロ(3)該当 □⑤基準1号ロ(4)該当 □⑥基準1号ロ(5)該当 □⑦基準1号ハ(2)本文該当 □⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 □⑨基準2号該当 □⑩基準3号該当 29 契約機関(基準1号イ又は1号ハ)、主催者、招へい者又は雇用者(基準1号ロ、2号又は3号) (1)名称 法人番号(13桁) (2)代表者名 電話番号 (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 (5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) (6)所在地 電話番号 (7)資本金 円 (8)年間売上金額(直近年度) 円 (9)～(11)は上記28で①又は⑦に該当する場合、(12)、(13)は⑦に該当する場合に記入 (9)外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 (10)基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(iii)に該当する経営者・常勤の職員 (i)又は(a) (有・無)、(ii)又は(b) (有・無)、(iii)又は(c) (有・無)、(iv)又は(d) (有・無)、(v)又は(e) (有・無) (11)基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の全額の支払い 有・無 (12)常勤の職員数 名 (13)興行契約に基づいて在留中の外国人の人数(申請日現在) 名 30 出演施設(基準1号を除く) (1)出演日程 名称 法人番号(13桁) 代表者名 所在地 電話番号 運営機関の名称、所在地及び代表者名 名称 法人番号(13桁) 所在地 電話番号 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 代表者名 所在地
--	--

申請人等作成用3 0(「興行」)

(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入) 従業員数 名 (うち専ら接待に従事する従業員数) 名(※) 月額売上金額 円 舞台面積 m ² 控室面積 m ² 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 m ² (a) (有・無)、(b) (有・無)、(c) (有・無)、(d) (有・無)、(e) (有・無) (上記28で④に該当する場合に記入) 施設の敷地面積 m ² (上記28で⑤に該当する場合に記入) 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 名 施設における客の接待 有・無 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入 (2)出演日程 名称 法人番号(13桁) 代表者名 所在地 電話番号 運営機関の名称、所在地及び代表者名 名称 法人番号(13桁) 所在地 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 代表者名 所在地 (上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入) 従業員数 名 (うち専ら接待に従事する従業員数) 名(※) 月額売上金額 円 舞台面積 m ² 控室面積 m ² 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 m ² (a) (有・無)、(b) (有・無)、(c) (有・無)、(d) (有・無)、(e) (有・無) (上記28で④に該当する場合に記入) 施設の敷地面積 m ² (上記28で⑥に該当する場合に記入) 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 名 施設における客の接待 有・無 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入 (3)出演日程 名称 法人番号(13桁) 代表者名 所在地 電話番号
--

申請人等作成用4_0(「興行」)

運営機関の名称、所在地及び代表者名 名称	法人番号(13桁) □□□□□□□□□□□
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 □□□□□□□□□□□	
代表者名	所在地
(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入) 従業員数 (うち専ら接待に従事する従業員数)	
月額売上金額 基準1号ハ(3)(vi)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)	舞台面積 m ² 控室面積 m ²
(上記28で④に該当する場合に記入) 施設の敷地面積 m ²	
(上記28で⑤に該当する場合に記入) 客席における有償での飲食の提供 有・無 客席部分の収容人員 名	
施設における客の接待 有・無	
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入	
31 申請人の経歴(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する場合を除く。))	
(1)外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間 (機関名 年 月 日から 年 月 日まで)	
(2)外国における経験年数 年	
32 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏 名 (2)本人との関係	
(3)住 所 電話番号 携帯電話番号	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。	
※ 取次者 (1)氏 名 (2)住 所 (3)所属機関等 電話番号	

申請人等作成用2_Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

22 実習実施者(勤務先) (1)名称					
(2)所在地 電話番号					
23 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入) (1)名称					
(2)所在地 電話番号					
24 職歴(外国におけるものも含む)					
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
25 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏 名 (2)本人との関係					
(3)住 所 電話番号 携帯電話番号					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日					
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。					
※ 取次者 (1)氏 名 (2)住 所 (3)所属機関等 電話番号					

申請人等作成用2 P(「留学」)

22 通学先 (1)名 称		(3)電話番号																																					
(2)所在地		年																																					
23 修学年数(小学校～最終学年)																																							
24 最終学歴(又は在学中の学校) (1)在籍状況 □卒業 □在学中 □休学中 □中退 □大学院(博士) □大学院(修士) □大学 □短期大学 □専門学校 □高等学校 □中学校 □小学校 □その他() (2)学校名 (3)卒業又は卒業見込み年月 年 月																																							
25 経歴(直近5年の職歴及び学歴(高等学校卒業以降のものに限る)を記入) <table border="1"><thead><tr><th>始期</th><th>終期</th><th>経歴</th><th>始期</th><th>終期</th><th>経歴</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>				始期	終期	経歴	始期	終期	経歴	年	月	年	月	年	月																								
始期	終期	経歴	始期	終期	経歴																																		
年	月	年	月	年	月																																		
26 日本語能力(専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入) □試験による証明 (1)試験名 (2)級又は点数																																							
□日本語教育を受けた教育機関及び期間 機関名 期間: 年 月 から 年 月 まで																																							
□その他																																							
27 日本語学習歴(高等学校において教育を受ける場合に記入) 日本語の教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間 機関名 期間: 年 月 から 年 月 まで																																							
28 滞在費の支弁方法等(生活費、学費及び家賃等について記入すること。)※複数選択可 (1)支弁方法及び月平均支弁額 □本人負担 円 □在外経費支弁者負担 円 □在日経費支弁者負担 円 □奨学生 円 □その他 円																																							
②(2)経費支弁者(複数いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可 ①氏 名 ②住 所 電話番号 ③職業(勤務先の名称) 電話番号 ④年 収 円																																							

申請人等作成用3 P(「留学」)

(3)申請人との関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在日経費支弁者負担を選択した場合に記入) □夫 □妻 □父 □母 □祖父 □祖母 □養父 □養母 □兄弟姉妹 □叔父(伯父)・叔母(伯母) □受入教育機関 □友人・知人 □友人・知人の親族 □取引関係者・現地企業等職員 □取引関係者・現地企業等職員の親族 □その他()			
(4)奨学生支給機関(上記(1)で奨学生を選択した場合に記入)※複数選択可 □外国政府 □日本国政府 □地方公共団体 □公益社団法人又は公益財団法人() □その他()			
29 卒業後の予定 □帰 国 □日本での進学 □日本での就職 □その他()			
30 本邦における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入) (1)氏 名 (2)本人との関係 (3)住 所 電話番号 携帯電話番号			
31 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 (1)氏 名 (2)本人との関係 (3)住 所 電話番号 携帯電話番号			
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日			
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。			
※ 取次者 (1)氏 名 (2)住 所 (3)所属機関等 電話番号			

申請人等作成用2 Q(「研修」)

22 研修生受入れ機関

(1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____ 電話番号 _____

23 研修生受入れ機関(上記22以外の受入れ機関がある場合に記入)

(1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____ 電話番号 _____

24 研修終了後の予定

帰国後復職 帰国後自営業(業種 _____) その他(_____)

25 外国への送出し機関(所属機関)

(1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____ 電話番号 _____

26 外国への送出し機関(上記25以外の送出し機関がある場合に記入)

(1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____ 電話番号 _____

27 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月

28 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者 (1) 氏名 _____ (2) 住 所 _____

(3) 所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)、(EPA家族)、(本邦大卒者家族)」)

22 配偶者については姉妹、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日

(1) 日本国届出先 届出年月日 年 月 日

(2) 本国等届出先 届出年月日 年 月 日

23 滞在費支弁方法
親族負担 外国からの送金 身元保証人負担
その他(_____)

24 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住 所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者 (1) 氏名 _____ (2) 住 所 _____

(3) 所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

22 身分又は地位

日本人	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 実子(日系2世) <input type="checkbox"/> 特別養子 <input type="checkbox"/> 実子の実子(日系3世) <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
永住者・特別永住者の配偶者等	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 実子 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世の配偶者	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
日本人の配偶者	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子	上記以外の定住者の配偶者等	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
永住者の配偶者	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子		
□その他()			

23 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出年月日

(1)日本国届出先	届出年月日	年	月	日
(2)本国等届出先	届出年月日	年	月	日

24 申請人の勤務先等

(1)名称	支店・事業所名
(2)所在地	電話番号
(3)年収	円

25 滞在費支弁方法

(1)支弁方法及び月平均支弁額	円	口在外経費支弁者負担	円
□本人負担	円	□身元保証人	円
□在日経費支弁者負担	円		
□その他	円		
(2)送金・携行等の別			
□外国からの携行	円	□外国からの送金	円
(携行者)	携行時期) □その他	円
(3)経費支弁者			
①氏名			
②住所	電話番号		
③職業(勤務先の名称)	電話番号		
④年収	円		

申請人等作成用3 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

26 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)

(1)氏名 _____

(2)生年月日 年 月 日 (3)国籍・地域 _____

(4)在留カード番号／特別永住者証明書番号 _____

(5)在留資格 _____ (6)在留期間 _____ (7)在留期間の満了日 年 月 日 _____

(8)申請人との関係(続柄) _____
夫 妻 父 母
義父 義母 その他()

(9)勤務先名称 _____ 支店・事業所名 _____

(10)勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

(11)年 収 _____ 円 _____

27 在日身元保証人又は連絡先 _____

(1)氏名 _____ (2)職業 _____

(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

28 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人 _____
(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
(1)氏名 _____ (2)住所 _____ 電話番号 _____
(3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 U(その他)

22 活動内容
<input type="checkbox"/> 外交 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 外国法事務弁護士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 外国公認会計士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 弁理士 <input type="checkbox"/> 海事代理士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 看護師 (EPA看護師を除く。) <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 視能訓練士 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> 義肢装具士
① []
② []
③ []
④ []
⑤ []
⑥ []
⑦ []
⑧ []
⑨ []
⑩ []
(22)で選択した区分に応じ以下の項目について記入
<input type="checkbox"/> ①を選択した場合 23, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ②を選択した場合 23, 24, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ③を選択した場合 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ④を選択した場合 27, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ⑤を選択した場合 23, 25, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ⑥を選択した場合 26, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ⑦を選択した場合 23, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ⑧を選択した場合 27, 32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ⑨を選択した場合 24, 28~32及び「署名欄」を記入 <input type="checkbox"/> ⑩を選択した場合 27, 32及び「署名欄」を記入

申請人等作成用3 U(その他)

23 勤務先又は通学先	
(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____	
(2)所在地 _____	
(3)電話番号 _____	
24 最終学歴 _____	
(1)日本 <input type="checkbox"/> 国外	
(2)大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> その他()	
(3)学校名 _____	
(4)学部・課程又は専門課程名称 _____	
(5)卒業年月 年 _____ 月 _____	
25 経歴 _____ 年 _____	
<input type="checkbox"/> オリンピック大会出場	
<input type="checkbox"/> 世界選手権大会出場	
<input type="checkbox"/> その他国際的な競技大会出場	
(競技会名 _____ 年 _____)	
26 在学中の大学名 _____	
学部・課程 _____	
27 具体的な在留目的(滞在費支弁方法を含む。)	

28 専攻・専門分野	
(24で大学院(博士)~短期大学の場合)	
<input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 経済学 <input type="checkbox"/> 政治学 <input type="checkbox"/> 商学 <input type="checkbox"/> 経営学 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 語学 <input type="checkbox"/> 社会学 <input type="checkbox"/> 歴史学 <input type="checkbox"/> 心理学 <input type="checkbox"/> 教育学 <input type="checkbox"/> 芸術学 <input type="checkbox"/> その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 <input type="checkbox"/> 水産学 <input type="checkbox"/> 薬学 <input type="checkbox"/> 医学 <input type="checkbox"/> 歯学 <input type="checkbox"/> その他自然科学() <input type="checkbox"/> 体育学 <input type="checkbox"/> その他()	
(24で専門学校の場合)	
<input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 教育・社会福祉 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 商業実務 <input type="checkbox"/> 服飾・家政 <input type="checkbox"/> 文化・教養 <input type="checkbox"/> その他()	

申請人等作成用4-U(その他)

29 起業を目指す分野に関連する事業の経営又は管理についての外国における実務経験年数 _____ 年

30 起業を目指す分野に関連する業務についての実務経験年数 _____ 年

31 職歴(外国におけるものを含む)

入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称
			年 月	年 月	

32 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

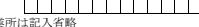
以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日
年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 最次者
(1) 氏名 _____ (2) 住所 _____ 電話番号 _____
(3) 所属機関等 _____

1 契約又は招へいする外国人の氏名

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他()

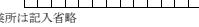
3 所属機関等契約先
(1)名称 (2)法人番号(13桁)


(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略


(4)所在地

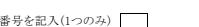
(5)電話番号 (6)外国人職員数 名


(7)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 駐稼先(3と異なる場合に記入)
(1)名称 (2)法人番号(13桁)


(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略


(4)所在地

(5)電話番号 (6)外国人職員数 名


(7)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 研究室(「高度専門職(1号イ)」又は「教授」であって、研究室に所属する場合に記入)
(1)研究室名 (2)指導教員氏名

6 職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

7 活動内容詳細


8 就労予定期間 定めなし 定めあり (期間 年 月)

9 職務上の地位(役職名) 10 雇用形態 (常勤 非常勤)

11 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。


以上の記載内容は事実と相違ありません。

所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年 月 日

所属機関等作成用1 J(「芸術」・「文化活動」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他() _____

3 所属機関等契約先
(1)名称 _____ 法人番号(13桁) _____

支店・事業所・研究室名 _____ 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

指導教員氏名(收入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での入国を希望する場合に記入)

(2)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

4 職種(「芸術」での入国を希望する場合に記入)
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 活動内容詳細

6 就労又は活動予定期間 7 地位
定めなし 定めあり(期間 年 月) _____

8 報酬の有無及び月額報酬(税引き前の支払額) 有・無 円
※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____

(9)申請人が専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得するために「文化活動」での入国を希望する場合に記入

9 指導する専門家
(1)専門家の氏名 _____
(2)電話番号 _____

(3)専門家の経歴
始期 年 月 経歴 終期 年 月 始期 年 月 終期 年 月 経歴
年 月 年 月 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日
年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 K(「宗教」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他() _____

3 所属機関等契約先
(1)名称 _____

(2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

4 派遣予定期間 _____

5 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
円(年額 月額) _____

6 職務上の地位 _____

7 職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8 活動内容詳細(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)

9 派遣元団体
(1)名称 _____
(2)所在地 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日
年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 L(「高度専門職(1号口)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名		
2 契約の形態	<input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()	
3 所属機関等契約先	(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____ (3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 (5)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____ (6)所在地 _____ 電話番号 _____ (7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円 (9)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名 4 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____ 円(<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額) 5 職務上の地位(役職名) _____ 6 派遣・就労予定期間 <input type="checkbox"/> あり(_____) <input type="checkbox"/> なし _____ 7 職種 <input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「企業内転勤」「報道」又は「高度専門職」での入国を希望する場合で、 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____ 8 活動内容詳細 _____ 9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関 (1)名 称 _____ (2)所在地 _____ 10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て) <input type="checkbox"/> 親会社 <input type="checkbox"/> 子会社 <input type="checkbox"/> 本部・本店 <input type="checkbox"/> 支部・支店 <input type="checkbox"/> その他() 以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日 注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	

所属機関等作成用1 M(「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)

1 経営を行なう又は管理に従事する外国人の氏名		
2 契約の形態	<input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()	
3 勤務先	(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____ (3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 (5)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____ (6)所在地 _____ 電話番号 _____ (7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円 (9)法人税納付額 _____ 円 (10)申請人の投資額 _____ 円 (11)常勤従業員数(申請人が経営を開始する場合にのみ記載) _____ 名 (うち日本人、特別永住者又は「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者) _____ 名	
4 職種	<input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____	
5 活動内容詳細	_____	
6 就労予定期間(申請人が管理者の場合にのみ記載)	<input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月)	
7 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。	_____ 円(<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額)	
8 職務上の地位(役職名)	_____	
9 事業所の状況	(1)面積 _____ m ² (2)保有の形態 <input type="checkbox"/> 保有 <input type="checkbox"/> 賃貸(家賃/月) _____ 円 以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日 注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	

所属機関等作成用1 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

1 契約又は招へいする外国人の氏名				
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()				
3 所属機関等契約先 (1)名称	(2)法人番号(13桁) <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>			
(3)支店・事業所名	(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>			
(5)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)				
(6)所在地	電話番号			
(7)資金	円	(8)年間売上高(直近年度)	円	
(9)従業員数 名	うち外国人従業員数 名 (このうち技能実習生) 名			
4 研究室(「高度専門職(1号イ)」、「研究」又は「特定活動」(特定研究等活動(告示36号))であつて、研究室に所属する場合に記入) (1)研究室名	(2)指導教員氏名			
5 就労予定期間 <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月)				
6 雇用開始(入社)年月日 年 月 日				
7 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 円(<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> 月額)				
8 実務経験年数 年 9 職務上の地位(役職名)	<input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> なし			
10 業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での入国を希望する場合で、他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)				
11 活動内容詳細				

所属機関等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

12 派遣先等(人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入) (1)名称	(2)法人番号(13桁) <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>			
(3)支店・事業所名	(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"></table>			
(5)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)				
(6)所在地				
電話番号				
(7)資金	円	(8)年間売上高(直近年度)	円	
(9)派遣予定期間				
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日				
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。				

所属機関等作成用1 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1 雇用する外国人の氏名			
2 特定技能雇用契約	年 月 日 から 年 月 日 まで		
(1)雇用契約期間	年 月 日	年 月 日	
(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)	業務区分 特定産業分野		
職種			
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/>			
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
(3)所定労働時間(週平均)	時間	所定労働時間(月平均)	時間
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無			
(4)月額報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤、住宅、扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 有・無 円			
基本給の時間換算額 円			
同等の業務に従事する日本人の月額報酬 円			
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有・無			
(5)外国人の支払方法 口座振込み			
(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇をしている事項の有無 有・無			
(7)外国人一人一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 有・無			
(8)雇用契約につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて示すで定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無			
(9)外国人が特定技能労働契約終了後の帰国に要する経費を負担することができないときは、当該経費を負担するとともに、出張が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無			
(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するため必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無			
(11)外国人の真正な在りに資するため必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無			
(12)派遣先(労働者派遣の対象となる場合に記入)			
氏名又は名称	法人番号(13桁) <input type="text"/>		
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	<input type="text"/>		
住所(所在地)	電話番号		
代表者の氏名			
派遣期間	年 月 日	から	年 月 日 まで
(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)			
氏名又は名称	法人番号(13桁) <input type="text"/>		
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	<input type="text"/>		
住所(所在地)	電話番号		
許可・届出番号	受理年月日 年 月 日		

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14)取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行なう者がある場合に記入)	
氏名又は名称	
住所(所在地)	電話番号
3 特定技能所属機関	
(1)氏名又は名称	(2)法人番号(13桁) <input type="text"/>
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	<input type="text"/>
(4)業種	○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(5)住所(所在地)	電話番号
(6)資本金 円	(7)年間売上金額(直近年度) 円
(8)常勤職員数 名	
(9)代表者の氏名	
(10)勤務させる事業所名 所在地	
健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無 労働保険番号 <input type="text"/>	
(未尾4桁は削り振られている場合のみ記入)	
(11)労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 (内容:)・無	
(12)特定技能雇用契約の締結の日前1年内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者が非自発的に離職させたことの有無 (内容: 理由:)・無	
(13)特定技能雇用契約の締結の日前1年内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者が発生させたことの有無 (内容:)・無	
(14)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(15)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正履行に影響する精神的の障害があることの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(16)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が被破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(17)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(18)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(19)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に違反して不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(20)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 (内容: 誰當者名:)・無	
(21)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が賃金に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) (内容: 誰當者名:)・無	

所持機関等が使用する「(1)特定技能(1号)」「(2)特定技能(2号)」

(22) 勤務団員又は15年以内に勤務団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容)
(23) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了日のから1年以上備えて置くこととしているとの有無
有・無
(24) 特定技能雇用契約による保証金の徴収その他の財産管理又は連絡金等の支払契約があることを認識して特定技能用契約を締結しているとの有無
有(内容)
(25) 特定技能雇用契約の不履行について連絡金等の支払契約を締結しているとの有無
有(内容)
(26) 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしているとの有無
(申請人が「(1)特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
有・無
(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
(27) 次のいずれかに該当することの有無
有(の場合は該当するものを選択)
□①派遣先において業務する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
(内容)
□②地元公共団体又は①に該当する者が資金半数を出資していること
(内容)
□③地元公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容)
□④派遣先において從事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区城法第16条の5第1項第5規定する特定種営業であること
(28) 労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当しているとの有無
有(内容)
(29) 労災保険加入等の措置の有無
有(内容)
(30) 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無
有・無
(31) 外国人の報酬を、当該外国人の指揮する運営その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われるることとしており、かつ、後者の場合には、出た在留管理課長官に報酬の支払を受け付ける専用封筒を提出し、その認証を受けることとしているとの有無
有・無
(32) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合しているとの有無
(該当基準が定められている場合に記入)
有・無
(以下(33)から(41)は申請者が「(1)特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)
(33) 支援責任者名 _____ 所属、役職
役員又は職員の中から支援責任者を選任しているとの有無
有・無
(34) 支援担当者名 _____ 所属、役職
役員又は職員の中から支援担当者を選任しているとの有無
有・無
役員又は職員の中から、義務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任しているとの有無
有・無
(35) 次のいずれかに該当することの有無
有(の場合は該当するものを選択)
□①過去2年間ににおいて別表表第1の1の表、表の表及び表の表の上欄の在留資格(收入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□②支援責任者及び支援担当者が過去15年内に法律第19条の1の表及び表の表の上欄の在留資格(收入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を適正に行なった経験を有すること
□③他の支援業務を適正に実施できる実績を有すること(内容)
(36) 1号特定技能外国人支援計画に基く支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有しているとの有無
有・無
(37) 1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしているとの有無
有・無

[特定技能(1号)・[特定技能(2号)]

(3) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無

(4) 特定技能雇用契約締結の日以前5年内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能

外国人支援をしたことがあるとの有無(有/無)

(5) 支援責任者又は支援の担当者が外国人及びその監督をする立場にあると定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無

(6) 1号特定技能外国人支援計画の審査の際に提出する書類の記載事項(特定技能(1号)での記入を複数回する場合に記入)

(1) 在留認証並びに認定証の交付申請書の、特定技能雇用契約の内容、本規則において行うことができる言語の内容、上記及び在留したまでの他の上級の在留、在留するに当たって留意すべき事項に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の有無

(2) 上記(1)について、対面により、又はテレピボ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無

(3) 出国時に既存又は新規開設の送金をするとしていることの有無

(4) 通じる在住の医師に定期的に相談することとしていることの有無

(5) 金銭管理における専門知識等の取得及び持続可能な生活の実現に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の有無

(6) 本規則第4条第1項第一号に規定する事項、又は本規則第4条第2項に規定する事項、相談又は苦情の提出に関する手続の記載事項、又は十分に理解することができる言語で記載されるべきとする医療機関に関する事項、監査、防犯、防災に関する事項、緊急時ににおける対応が必要な事項及び外国人の精神的保護に必要な事項(見守り情報の提供に関する事項)に関する、外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無

(7) 外国人が日本は地方公共団体の権限の範囲での他の手続を履行するに当たり、必要に応じて、開業医機関の同一窓口にて必要な情報を講ずることとしていることの有無

(8) 日語を話す受付係員を提供することとしていることの有無

(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅延なく、適切に応じるとともに、必要な情報や説明を講ずることとしていることの有無

(10) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援を行うこととしていることの有無

(11) 外国人が、その責めで支拂べき事項によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無

(12) 支援責任者又は支援の担当者が外国人及びその監督をする立場にあると定期的な面談(外国人と行う場合に当たる外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、面談の発生を知ったときは、その旨を保健行政機関に通報することとしていることの有無

(13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人がその文を交付することとしていることの有無

(14) 特定技能区分別:特定の条件に基づいて定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(該該事項が定められている場合に記入)

(15) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることを有無

(16) 1号特定技能外国人支援計画の内容について特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適していることの有無(該該基準が定められている場合に記入)

5. 翁賛支援機関(申請人が「特定技能(1号)」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所に記入者略 _____

(4) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(5) 代表者の氏名 _____

(6) 登録年月日 _____ (7) 登録年月日 年 月 日

(8) 支援を行う事務所の名称 _____ (9) 所在地 _____

(10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____

(12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(月額/人) _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日

年 月 日

注記

申請者は申請書に記載した内容に虚偽がある場合、特定技能所属機関が審査拒否を行います。)

所属機関等作成用1 Y(「技能実習1号」)・「技能実習2号」・「技能実習3号」)

1 技能実習生 (1)氏名			
2 技能実習計画 (1)認定番号	(2)認定年月日 年 月 日		
(3)技能実習の区分 <input type="checkbox"/> 第1号企業型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号企業型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号企業型技能実習 <input type="checkbox"/> 第1号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号団体監理型技能実習			
3 職種 (1)職種 <input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
4 実習実施者(勤務先) (1)名称	(2)法人番号(13桁) []		
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 []			
(4)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
(5)所在地 電話番号			
(6)常勤職員数 名			
(7)実習実施者届出番号 実 []			
(8)実習実施者届出年月日 年 月 日			
5 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入) (1)名称	(2)法人番号(13桁) []		
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 []			
(4)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
(5)所在地 電話番号			
(6)監理団体許可の事業区分 <input type="checkbox"/> ①一般監理事業 <input type="checkbox"/> ②特定監理事業			
(7)監理団体許可番号 許 []			
(8)監理団体許可年月日 年 月 日			
(9)監理団体許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで			
以上の記載内容は事実と相違ありません。 実習実施者又は監理団体名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日			
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施者又は監理団体が変更箇所を訂正すること。			

所属機関等作成用1 P(「留学」)

1 入学する外国人の氏名
2 通学先 (1)学校名
(2)所在地 電話番号
(3)法人名 []
(4)法人番号(13桁) []
(5)授業形態 <input type="checkbox"/> 昼間制 <input type="checkbox"/> 昼夜間制 <input type="checkbox"/> 夜間制 <input type="checkbox"/> サテライト制(双方通信による遠隔授業を受ける場合に記入) <input type="checkbox"/> 通信制(単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。) (6)生活指導担当者名(通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入)
(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体 (通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入) <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人又は公益財團法人 <input type="checkbox"/> その他()
3 入学年月日 年 月 日
4 週間授業時間(予定を含む。) 時間
5 在籍区分 <input type="checkbox"/> 大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学院(研究生／専ら聽講によらない) <input type="checkbox"/> 大学院(研究生／専ら聽講による) <input type="checkbox"/> 大学(学部生) <input type="checkbox"/> 大学(聽講生) <input type="checkbox"/> 大学(科目等履修生) <input type="checkbox"/> 大学(別科生) <input type="checkbox"/> 大学(研究生／専ら聽講によらない) <input type="checkbox"/> 大学(研究生／専ら聽講による) <input type="checkbox"/> 短期大学(学科生) <input type="checkbox"/> 短期大学(聽講生) <input type="checkbox"/> 短期大学(科目等履修生) <input type="checkbox"/> 短期大学(別科生) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校(専門課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校 <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(専修学校専門課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(専修学校一般課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(準備教育課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(各種学校) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(その他) <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> その他()

所属機関等作成用2 P(「留学」)

6 学部・課程 (5で大学院、大学、短期大学(いすれも聽講生・科目等履修生及び研究生の場合を含む)を選択した場合に記入)
<input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 経済学 <input type="checkbox"/> 政治学 <input type="checkbox"/> 商学 <input type="checkbox"/> 経営学 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 語学 <input type="checkbox"/> 社会学 <input type="checkbox"/> 歴史学 <input type="checkbox"/> 心理学 <input type="checkbox"/> 教育学 <input type="checkbox"/> 芸術学 <input type="checkbox"/> その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 <input type="checkbox"/> 水産学 <input type="checkbox"/> 薬学 <input type="checkbox"/> 医学 <input type="checkbox"/> 衛生 <input type="checkbox"/> その他自然科学() <input type="checkbox"/> 体育学 <input type="checkbox"/> その他()
7 所属予定の研究室(5で大学院を選択した場合に記入)
(1)研究室名 _____
(2)指導教員氏名 _____
8 専門課程名称(5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入)
<input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 教育・社会福祉 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 商業事務 <input type="checkbox"/> 服飾・家政 <input type="checkbox"/> 文化・教養 <input type="checkbox"/> その他()
9 仲介業者又は仲介者
(1)名称 _____
(2)住所 _____
(3)本国政府による登録番号(ベトナムの場合に記入) _____
10 卒業年月(予定) _____ 年 _____ 月 (交換留学生の場合、11に交換留学受入満了年月を記入) _____ 年 _____ 月
11 交換留学受入満了年月 _____ 年 _____ 月
以上の記載内容は事実と相違ありません。 教育機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Q(「研修」)

1 招へいする外国人の氏名 _____
2 研修生受入れ機関 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
(3)事業内容 _____
(4)機関の種類 <input type="checkbox"/> 日本国政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 公益社団・公益財団法人 <input type="checkbox"/> その他の非営利法人 <input type="checkbox"/> 会社等の営利法人 <input type="checkbox"/> その他()
(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円
(8)常勤職員数 _____ 名 (9)外国人研修生数 _____ 名
(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____
(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年
(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 有・無
3 研修内容(修得しようとする技能等) <input type="checkbox"/> 服製造 <input type="checkbox"/> 金属加工 <input type="checkbox"/> 木材加工 <input type="checkbox"/> 石材加工 <input type="checkbox"/> プラスチック加工 <input type="checkbox"/> 食品加工 <input type="checkbox"/> 機械組立 <input type="checkbox"/> 部品製造 <input type="checkbox"/> 工場管理 <input type="checkbox"/> 建設・土木 <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 印刷・製本 <input type="checkbox"/> 運輸・通信 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 農林 <input type="checkbox"/> 水産 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> コンピューターシステム <input type="checkbox"/> 経営管理システム <input type="checkbox"/> 貿易・金融システム <input type="checkbox"/> 市場調査・分析 <input type="checkbox"/> その他()
4 研修期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで うち実務研修期間 _____ 月
5 月額研修手当 _____ 円
6 研修実施時間 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで
7 実務研修の有無 有・無
8 研修総時間数 _____ 時間 うち実務研修時間数 _____ 時間 実務研修の比率 _____ %
9 借用旅費の確保 <input type="checkbox"/> 受入れ機関が確保・負担(機関名) <input type="checkbox"/> その他()
10 研修生受入れ機関(上記2以外に受入れ機関がある場合に記入) (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
(3)事業内容 _____
(4)機関の種類 <input type="checkbox"/> 日本国政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 公益社団・公益財団法人 <input type="checkbox"/> その他の非営利法人 <input type="checkbox"/> 会社等の営利法人 <input type="checkbox"/> その他()

所属機関等作成用2 Q(「研修」)

(5) 所在地	_____ 電話番号_____							
(6) 資本金	_____ 円 (7) 年間売上金額(直近年度)	_____ 円						
(8) 常勤職員数	_____ 名 (9) 外国人研修生数	_____ 名						
(10) 経営者名	_____ (11) 管理者名	_____						
(12) 研修指導員名	_____ 経験年数	_____ 年						
(13) 研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 有・無								
11 本邦の研修あつせん機関(上記2又は10の機関とは別の機関が研修をあつせんした場合に記入)								
(1) 名称	(2) 法人番号(13桁)	_____						
(3) 事業内容	_____							
(4) 所在地	_____ 電話番号_____							
(5) 経営者名	(6) 管理者名	_____						
12 外国への送り出し機関(所属機関)								
(1) 名称	(2) 事業内容	_____						
(3) 所在地	_____ 電話番号_____							
(4) 経営者名	(5) 管理者名	_____						
13 外国への送り出し機関(上記12以外の送り出し機関がある場合に記入)								
(1) 名称	(2) 事業内容	_____						
(3) 所在地	_____ 電話番号_____							
(4) 経営者名	(5) 管理者名	_____						
(以下14から23は、上記7で有の場合に記入)								
14 本邦入国情前的事前研修(実施又は実施予定の場合に記入)								
(1) 実施機関	_____							
(2) 実施期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
(3) 実施時間数	_____ 時間							
15 受入れ機関・研修事業実施主体等								
<input type="checkbox"/> ①基準5号イ	<input type="checkbox"/> ②基準5号ロ	<input type="checkbox"/> ③基準5号ハ	<input type="checkbox"/> ④基準5号ニ					
<input type="checkbox"/> ⑤基準5号ホ	<input type="checkbox"/> ⑥基準5号ヘ	<input type="checkbox"/> ⑦基準5号ト	<input type="checkbox"/> ⑧基準5号チ					

所属機関等作成用3 Q(「研修」)

16 研修事業への資金提供状況(上記15で⑥に該当する場合に記入)		
(1) 機関		
<input type="checkbox"/> 国	<input type="checkbox"/> 地方公共団体()	<input type="checkbox"/> 特殊法人()
<input type="checkbox"/> 独立行政法人()	<input type="checkbox"/> その他()	_____
(2) (1)の機関の出資額 _____ 円 (研修実施経費に占める比率) _____ %		
17 研修生を指名した外国の国又は地方公共団体名(上記15で⑧に該当する場合に記入)		
18 日本国政府からの援助・指導の内容(上記15で⑧に該当する場合に記入)		
(19から23は、上記15で⑥から⑧に該当する場合に記入)		
19	宿泊施設名	所在地
20	研修施設名	所在地
21	生活指導員名	_____
22	傷害保険等の内容	
23	安全衛生上必要な措置の有無 有・無	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 受入れ機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日		
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、受入れ機関が変更箇所を訂正すること。		

扶養者等作成用1 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」,(EPA家族),(本邦大卒者家族))

1 扶養される家族(申請人の氏名)			
2 扶養者 (1)氏名	年	月	日
(2)生年月日	(3)国籍・地域		
(4)在留カード番号			
(5)在留資格	(6)在留期間		
(7)在留期間の満了日	年	月	日
(8)申請人との関係(続柄) □夫 □妻 □父 □母 □養父 □養母 □その他()			
(9)勤務先名称(留学生を除く)	(10)法人番号(13桁) <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>		
(11)支店・事業所名			
(12)勤務先所在地			
電話番号			
(13)年 収	円		
以上の記載内容は事実と相違ありません。 扶養者の署名/申請書作成年月日 (扶養者と申請人が同時に入国予定の場合、扶養者の通学先、勤務先又は所属機関名、代表者氏名の記名)			
年 月 日			
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、扶養者が変更箇所を訂正すること。 (扶養者と申請人が同時に入国予定の場合、扶養者の所属機関等が変更箇所を訂正すること。)			

所属機関等作成用1 U(その他)

1 契約、招へい又は同居する外国人の氏名 (契約の場合は以下のいずれかの形態を選択) □雇用 □委任 □請負 □その他()					
2 申請人の活動内容 □外交、公認会計士、その他法律・会計業務、医師、その他医療関係業務、アマチュアスポーツ選手、インターネット・ソーシャル、国際文化交流、外国人建設・造船就労者、製造業外国従業員、家事支援者(国家戦略特区)、農業支援者(国家戦略特区) □家事使用人 3, 4, 5(i)～(5)及び「記名(署名)欄」を記入 □扶養を受ける活動 3, 4, 6, 7, 8, 9及び「記名(署名)欄」を記入 □日系四世 10及び「記名(署名)欄」を記入 □主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
3 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) ○他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
4 活動内容詳細 <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"></table>					
5 勤務先、所属機関又は通学先 (1)名称	支店・事業所名				
(2)法人番号(13桁) <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>	(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>				
(4)業種 ○ 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) ○ 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
(5)所在地	電話番号				
(6)資本金 円	(7)年間売上高(直近年度) 円				
(8)従業員数 名	うち外國人従業員数 名				
※(9)以下はインターンシップの場合に記載すること。 (9)常勤職員数 ※技能実習生、インターンシップ生を除く。 名					
(10)第1号技能実習生数 現在の在籍数 名	受入予定数 名				
(11)インターンシップ生数 現在の在籍数 名	受入予定数 名(今次申請分を含む。)				
(12)職業紹介事業者(雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入) 氏名又は名称 <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>					
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 15px;"></table>					
住所(所在地) 電話番号					
許可・届出番号 受理年月日 年 月 日					

所属機関等作成用2 U(その他)

(13) 取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行なう者がある場合に記入)
氏名又は名称

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

6 職務上の地位 _____

7 就労又は就学予定期間 _____

8 月額報酬(税引き前の支払額) _____ 円
※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____

9 雇用主(家事使用人の場合に記入)

(1) 国籍・地域 _____

(2) 氏名 _____

(3) 性別 男・女 (4) 生年月日 年 月 日

(5) 住居地 _____ 電話番号 _____

(6) 職務上の地位 _____ (7) 在留カード番号 _____

(8) 在留資格 _____ (9) 在留期間 _____

(10) 在留期間の満了日 年 月 日 _____

(11) 履用主の同居家族(父・母・配偶者・子など)

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称	在留資格
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

10 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)

(1) 氏名 _____

(2) 生年月日 年 月 日 (3) 国籍・地域 _____

(4) 在留カード番号 _____

(5) 在留資格 _____ (6) 在留期間 _____

(7) 在留期間の満了日 年 月 日 _____

(8) 申請人との関係(続柄)

夫 妻 父 母

義父 義母 その他()

所属機関等作成用3 U(その他)

(9) 勤務先名称 支店・事業所名

(10) 法人番号(13桁) _____ (11) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

_____ - _____ - _____

(12) 勤務先所在地 _____

電話番号 _____

(13) 年 収(扶養者が「外交」又は「公用」の場合は記入不要) 円

11 日系四世受入れサポーター(同サポーターが個人の場合に記入)

(1) 氏名 _____

(2) 生年月日 年 月 日 (3) 国籍・地域 _____

(4) 在留カード番号 _____ (5) 在留資格 _____

(6) 申請人との関係 _____

親族 友人・知人 雇用主 その他()

(7) 住所 _____

(8) 電話番号 _____

12 日系四世受入れサポーター(日系四世で受入れサポーターが団体の場合に記入)

(1) 団体名称 _____ (2) 事業所名 _____

(3) 所在地 _____

(4) 電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

所属機関等契約先の名称又は日系四世受入れサポーター(法人名)、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

扶養者、身元保証人又は日系四世受入れサポーター(個人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日 _____

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等又は扶養者等が変更箇所を訂正すること。

別紙 業種一覧

1 農林業	
2 渔業	
3 石炭、採石業、砂利採取業	
4 建設業	
5	食料品
6	織維工業
7	プラスチック製品
8 製造業	金属製品
9	生産用機械器具
10	電気機械器具
11	輸送用機械器具
12	その他(他に分類されないもの)
13 電気・ガス・熱供給・水道業	
14 情報通信業	
15 運輸・信書便事業	
16	各種商品(総合商社等)
17	織物・衣服等
18 卸売業	飲食料品
19	建築材料、鉱物・金属材料等
20	機械器具
21	その他
22	各種商品
23	織物・衣服・身の回り品
24 小売業	飲食料品(コンビニエンスストア等)
25	機械器具
26	その他
27 金融・保険業	
28 不動産・物品販賣業	
29	学術・開発研究機関
30 学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)
31	広告業
32	技術サービス業(他に分類されないもの)
33 宿泊業	
34 飲食サービス業	
35 生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業	
36 学校教育	
37 その他の教育、学習支援業	
38 医療・福祉業	医療業
39	保健衛生
40	社会保険・社会福祉・介護事業
41 複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの))	
42 職業紹介・労働者派遣業	
43 その他の事業サービス業(連記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等)	
44 その他のサービス業(他に分類されないもの)	
45 宗教	
46 公務(他に分類されるものを除く)	
47 分類不能の産業	

別紙 職種一覧

1 経営
2 管理業務(経営者を除く)
3 調査研究
4 技術開発(農林水産分野)
5 技術開発(機械器具分野)
6 技術開発(機械器具分野)
7 技術開発(その他製造分野)
8 生産管理(食品分野)
9 生産管理(機械器具分野)
10 生産管理(その他製造分野)
11 建築・土木・測量技術
12 情報処理・通信技術
13 法律関係業務
14 金融・保険
15 コピーライティング
16 報道
17 編集
18 デザイン
19 教育(教員免許を有する者が行う教育)
20 教育(小学校・中学校・高等学校における語学教育)
21 教育(専修学校)
22 教育(各種学校)
23 教育(インター・ナショナルスクール)
24 教育(教育機関を除く)
25 験証・通訳
26 海外取引業務
27 企画業務(マーケティング、リサーチ)
28 企画業務(広報・宣伝)
29 会計業務
30 法人会業
31 CADオペレーション
32 調理
33 外国特有の建築技術
34 外国特有の製品製造
35 宝石・貴金属・毛皮加工
36 動物の調教
37 石油・地熱等掘削調査
38 バイオット
39 スポーツ指導
40 ソムリエ
41 介護福祉士
42 研究
43 研究の指導
44 教育(大学等)
45 記者
46 離婚カムラマン
47 医師
48 衛生医師
49 薬剤師
50 看護師
51 接客(販売店)
52 接客(飲食店)
53 接客(その他)
54 製品選定
55 保健師
56 助産師
57 准看護師
58 薬剤師助手
59 放射線技師
60 理学療法士
61 作業療法士
62 視能訓練士
63 臨床工学技士
64 義肢装具士
65 爪護士
66 司法書士
67 看理士
68 土地家屋調査士
69 外国人事務官簿士
70 公認会計士
71 外国人公認会計士
72 視理士
73 社会保險労務士
74 行政書士
75 海事代理士
76 著述家
77 美術家・写真家
78 音楽家・舞台芸術家
79 宗教家
80 家事使用人
81 プロテニス選手
82 アマチュアスポーツ選手
83 インターンシップ
84 ワーキング・ホリデー
85 外国人護士
86 サマージョブ
87 国際文化交流
88 EPA看護師
89 EPA介護福祉士
90 EPA介護福祉士候補者
91 EPA介護福祉士候補者
92 EPA就学介護福祉士候補者
93 外国人建設労働者
94 外国人造船労働者
95 製造業外国人従業員
96 家事支援者(国家戦略特区)
97 農業農業支援者(国家戦略特区)
98 商産農業支援者(国家戦略特区)
99 起業活動
100 その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
101 農林漁業従事者
102 製品製造・加工処理従事者(金属製品)
103 製品販売・加工処理従事者(金属製品を除く)
104 機械整備従事者
105 機械整備・修理従事者
106 機械検査従事者
107 建設機械工事従事者
108 建設従事者(建設機械工事従事者を除く)
109 その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
110 運搬・清掃・包装等従事者
111 外交
112 公用
999 その他

別記第六号の四様式（第六条の二関係）（平16法省令12・全改、平22法省令43・平31法省令
7・令元法省令10・一部改正）

（表）
在留資格認定証明書
日本国政府法務省

番号No.

氏名	性別 男 女	写真
国籍・地域	生年月日	年 月 日
日本での職業及び勤務（通学）先等		
上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。		
在留資格		
年 月 日		
※		

（注意）

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

（備考）
（参考）

（参考）

別記第六号の四の二様式（第六条の二関係）

(表)

在留資格認定証明書

日本国政府法務省

番号 No.

氏名	性別	男	女	
国籍・地域	生年月日	年	月	日
日本での職業及び勤務（通学）先等				

上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。

在留資格

年 月 日
※

(注意)

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得しないければ上陸を許可されません。
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

(注) 1 ※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

(備考)

別記第六号の五様式（第六条の二関係）（平14法省令13、企改、平31法省令7、令法省令
10、一部改正）
在留資格認定証明書（団体）
日本国政府法務省

団体の名称	(人 数) (　名)
日本の受け入れ先等の名称及び所在地	主な活動の内容
別紙(全 ページ)記載の者は、次の在留資格にに関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。	
在留資格	年　月　日
	※

(注意

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得しないければ上陸を許可されません。
 - 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
 - 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合は又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

但し1 ※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列5番とする。

別記第六号の六様式（第六条の二関係）

別記第六号の六様式（第六条の二関係）（平6法省令4・追加、平23法省令43・一部改正）
(別 紙)

別記第六号の七様式(第十三条の二関係)

外国人入国記録(船舶観光) ①

氏名 (漢字)	氏	名	男< <input checked="" type="checkbox"/> 女< <input type="checkbox"/>
国籍・地域	生年月日	日 月 年	船名

以下の質問について、該当するものに□を記入してください。

1 あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？

 はい いいえ

2 あなたは、日本国又は日本国外の国において、刑事案件で有罪判決を受けたことがありますか？

 はい いいえ

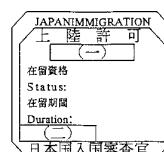
3 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？

 はい いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

署名 _____

別記第七号様式（第七条関係）（平12政令4・金陵）



(註)

- 1 縦35ミリメートル、横40ミリメートルとする。
- 2 空欄(一)には上陸許可年月日を、(二)には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。
- 3 上陸港名の右側の空欄には入国審査官の識別番号を記入するものとする。

別記第七号の二様式（第七条関係）（平15年省令6・追加）

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
上陸許可	
LANDING PERMISSION	
許可年月日	Date of Permit:
在留期間	Duration:
在留資格	Status:
在留期間	Duration

(注)

- 1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 2 在留期間の欄の下部の空欄には上陸港名を記入するものとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第七号の三様式（第七条関係）（平2年省令15・改正、平18年省令87・旧別記第七号の二様式様下）



(注)

- 1 縦20ミリメートル、横30ミリメートルとする。
- 2 空欄(一)には上陸許可年月日を、空欄(二)には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。
- 3 ()には再入国の再、又は難民旅行証明書の難を、それぞれ記入するものとする。

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条関係）（平7
法省令40・全改、平16法省令6・旧別記第七号の三様式換下、平20法省令43・令元法省令10・
一部改正）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏名 <input type="text"/>	
国籍・ 地域 <input type="text"/>	
出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の 者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。	
日本国法務大臣	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第七号の五様式（第七条の二関係）

別記第七号の五様式（第七条の二関係）（平28法省令44・准則、平31法省令7・一部改正）
日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（再入国者用）	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第9条第8項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。	
1 国籍・地域 _____	2 生年月日 年 月 日
3 氏名 _____	
4 性別 男・女	
5 住居地 _____	
6 電話番号 _____	
7 旅券（再入国許可書を含む。）又は難民旅行証明書 番号 _____ 発行年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日	
8 在留カード又は特別永住者証明書 番号 _____ 有効期限 年 月 日	
9 在留資格 _____ 在留期限 年 月 日	
10 再入国許可 許可番号 _____ 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人の署名／申請書作成年月日 年 月 日	

別記第七号の六様式（第七条の二関係）（平成省令44・追加、平成省令7・令2改定）

(表)

日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（特定登録者カード交付用）	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第9条第8項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。	
写 真	
1 国籍・地域	_____
2 生年月日	_____
3 氏名	_____
4 性別	男・女
5 住居地	_____
6 旅券番号	_____
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
7 職業	_____
勤務先名称	_____
8 電話番号	_____
電子メールアドレス	_____

(裏)

以下の質問に回答してください。

1 あなたは、これまでに日本国外の国の法令に反して、懲役、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありますか？（執行猶予も含みます。）

はい いいえ

2 あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありますか？

はい いいえ

3 あなたが該当する項目にチェックをしてください。

① 日本の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

② 特定国※の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

③ 國際機関に所属している。

④ 日本の株式上場会社又はその子会社に所属している。

⑤ 特定国※の株式上場会社に所属している。

⑥ 資本金若しくは出資の総額が五億円以上の日本又は特定国※の法人に所属している。

⑦ ①の公的機関又は④の会社と業務上の関係を有しておりますが、かつ、その業務に関し反復して来日する必要があることを理由として、当該機関又は会社から、あなたの希望者登録についての要望がなされている。

⑧ 十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持している。

⑨ ①～⑧のいずれかの要件を満たして、特定登録者カードの交付を受け又は受けようとしている者の配偶者又は未成年で未婚の子である。

⑩ 上記のいずれにも該当しない。

* 日本国がその国（又は地域・行政区画）の一般旅券所持者に対して査証免除措置を取っている国（又は地域・行政区画）をいいます。

4 3で①～⑩に該当すると回答された方のみお答えください。

役員又は常勤の職員として所属していますか？

はい いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名／申請書作成年月日

年 月 日

別記第七号の七様式（第七条の三関係）

別記第七号の七様式（第七条の三関係）（平成25年4月・施行・令第25）
（表）

日本国籍	特定登録等カード番号
氏名	性別
生年月日	
国籍・地域	
交付年月日	
写真	
この證明書は 年 月 日まで有効です。	

（裏）

上陸港	在留期限	許可年月日	届出者
船舶名	船舶種類	船舶社員	船舶社員
(注) 約54.0ミリメートル、幅55.6ミリメートルとする。			

別記第七号の八様式（第七条の四関係）

別記第七号の八様式（第七条の四関係）（平28法省令44・追加、平30法省令7・一部改正）
日本国政府法務省

特定登録者カード再交付申請書	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第9条の2第7項の規定に基づき、次のとおり特定登録者カードの再交付を申請します。	
写 真	
1 国籍・地域 _____	
2 生年月日 _____	
3 氏名 _____	
4 性別 男・女	
5 住居地 _____	
6 旅券 番号 _____ 発行年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日	
7 再交付申請の理由 ① <input type="checkbox"/> 粉失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> その他の事情による所持喪失 (_____) その事實を知った日 年 月 日 ② <input type="checkbox"/> 虐撲・毀損	
8 電話番号 _____ 電子メールアドレス _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人の署名／申請書作成年月日	
年 月 日	

別記第八号様式（第八条関係）

別記第八号様式（第八条関係）（平7法省令80・全改、平28法省令43・平31法省令7・一部改正）

通 知 書	
殿	
出入国管理及び難民認定法第10条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおりあなたの証言を求めるこになりましたので、出頭してください。	
1 証人	
氏名 _____ 男女 _____	
国籍・地域 _____	
居住地 _____	
2 出頭を求める年月日時及び場所 年 月 日 時	
3 証言を求める理由 出入国在留管理局 出入国在留管理局 支局 出張所 特別審理官 署名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第九号様式
(第九条関係)

別記第九号様式（第九条関係）（平7法省令00、全3、平18法省令01、平23法省令43、平31法省令7・令元法省令10、一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
認定通知書	
殿	
1 氏名 _____ 男女 _____	
2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
あなたに対し口頭審理を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。	
認定要旨	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
支局	出張所
特別審理官 _____ 署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十号様式
(第九条関係)

別記第十号様式（第九条関係）（平1法省令15・全3、平23法省令43・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
異議申出放棄書	
出入国在留管理庁	
支局	出張所
特別審理官 殿	
私は、上陸のための条件に適合していない旨の認定に服し、出入国管理及び難民認定法第11条第1項の規定による異議の申出を放棄します。	
1 氏名 _____ 男女 _____	
2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
本人 _____ 署名 _____	

別記第十一号様式（第十条、第十二条の二関係）（平7法省令50・全改、平23法省令43
・平3法省令7・全元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
退去命令書	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国籍・地域 _____	
出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、本邦からの退去を命じます。	
(1) 出国日	
(2) 出国便	
(3) 送還責任者	
出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。	
(1) とどまることができる期間	
(2) とどまることができる施設	
なお、あなたが上記の出国日までに出発しないときは退去強制されこととなります。	
出入国在留管理局	出入国在留管理局 支局 出張所
主任審査官 _____	
特別審理官 _____	
署 名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十二号様式（第十条、第十二条の二関係）（平7法省令50・全改、平23法省令43
・平3法省令7・全元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
退去命令通知書	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国籍・地域 _____	
上記の者に対し、 年 月 日出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、本邦からの退去を命じたので、通知します。	
貴社（あなた）は、同法第59条の規定により、貴社（あなた）の責任と費用で同人を本邦外の地域に送還しなければなりません。	
(1) 出国日	
(2) 出国便	
上記の者について、出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。	
(1) とどまることができる期間	
(2) とどまることができる施設	
出入国在留管理局	出入国在留管理局 支局 出張所
主任審査官 _____	
特別審理官 _____	
署 名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十三号様式（第十一条関係）

別記第十三号様式（第十一条関係）（平2法令令15・全改、平23法令令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
異議申出書	
法務大臣 殿	
私は、上陸のための条件に適合していない旨の認定に異議がありますので、出入国管理及び難民認定法第11条第1項の規定により異議を申し出ます。	
1 氏 名 _____ 男 _____ 女 _____	
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国籍・地域 _____	
不服の事由 _____	
申出人 _____ 著名 _____	

別記第十四号様式（第十二条関係）

別記第十四号様式（第十二条関係）（平19法令令5・全改、平22法令令9・平23法令令43・平25法令令7・今元法令令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
仮上陸許可書	
出入国管理及び難民認定法第13条の規定に基づき、仮上陸を許可します。	
1 氏 名 _____ 男 _____ 女 _____	
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国籍・地域 _____	
4 仮上陸の条件 (1) 住居及び行動範囲 _____	
(2) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。 _____	
(3) その他 出入国在留管理局 出入国在留管理局 支局 出張所	
主任審査官 _____ 印	

注 意

- 1 仮上陸の期間は、上陸手続が完了するときまでの間です。
- 2 上記の仮上陸の条件を遵守してください。
- 3 住居や行動範囲の変更を希望するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受ける必要があります。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第十五号様式（第十二条、第四十九条関係）

別記第十五号様式（第十二条、第四十九条関係）（平2法省令13・全改、平3法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
保管金受領証書	
殿	
金 _____	
保管の事由 上記金額を領収しました。	
出入国在留管理局 入国者收容所 出入国在留管理局	
歳入歳出外現金出納官吏 _____ 署名	
年 月 日	
出入国在留管理局 入国者收容所 出入国在留管理局	
歳入歳出外現金出納官吏 殿 金 _____	
上記金額を領収しました。	
氏 名 _____ 居 住 地 _____ 署名	

別記第十六号様式（第十二条関係）

別記第十六号様式（第十二条関係）（平7法省令43・全改、平23法省令43・平31法省令7・全改、平3法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
保証金没取通知書	
殿	
1. 氏 名 _____ 男女 _____	
2. 生年月日 _____ 年 月 日	
3. 国籍・地域 _____	
出入国管理及び難民認定法第13条第5項の規定に基づき、下記の理由により、仮上陸許可の保証金の全部金 _____ 円を没取したので、通知します。	
理由 _____	
出入国在留管理局 出入国在留管理局 支局 出張所	
主任審査官 _____ 署 名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第十六号の二様式(第十二条関係) (平成22年省令9・追加、平成23年省令7・一部改正)
(表)

日本国政府法務省		番 号 年 月 日	
収 容 令 書			
1 氏 名	男 女		
2 生 年 月 日	年	月	日
3 国 籍			
4 居 住 地			
5 職 業			
上記の者を出入国管理及び難民認定法第13条第6項の規定に基づき、下記により収容する。			
収容すべき事由			
収容すべき場所			
収容期間			
有効期限	年	月	日まで
出入国在留管理局		出入国在留管理局主任審査官 印	
提 示	年 月 日 入国警備官 印		

(裏)

収容場所の変更			
収容すべき場所	年 月 日 出入国在留管理局 主任審査官 印		
	年 月 日 出入国在留管理局 主任審査官 印		
提示及び執行	年 月 日 時 分 入国警備官 印		
	年 月 日 時 分 入国警備官 印		
執 行 経 過			
執 行 の 開 始		出 所	
年月日時 執行場所	年 月 日 時 分		年 月 日 理 由 ・上陸許可・退去命令 ・その他()
			收容期間 残日数 取扱者 入国警備官 印
執 行 者	年 月 日 時 分 入国警備官 印		年 月 日 理 由 ・上陸許可・退去命令 ・その他()
			收容期間 残日数 取扱者 入国警備官 印
執 行 の 終 了	年 月 日 理 由	年 月 日 取扱者 入国警備官 印	
	備 考		

別記第十七号様式（第十三条、第十四条関係）（平2法令令15・全改、平23法令令43・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年月日	
寄港地上陸許可申請書	
入国審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第14条に基づき、下記の者（名）に対する 客港地上陸の許可を申請します。	
氏名_____	
なお、同人（ら）の出国予定は下記のとおりです。	
（月日 時分 港発 向け） _____	

船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名 _____	
船舶若しくは航空機又は運送業者名 _____	

別記第十七号の二様式（第十三条の二関係）（平26法令令34・追加）

日本国政府法務省	番号		
年月日			
船舶観光上陸許可申請書			
数次船舶観光上陸許可			
入国審査官 殿			
出入国管理及び難民認定法第14条の2の規定に基づき、下記の者（名） に対する（数次）船舶観光上陸の許可を申請します。			
1 氏名 (男・女) 2 生年月日 3 国籍・地域 4 旅券番号 5 指定旅客船の名称 6 寄港予定			
寄港順	出入国港	入港予定日	出港予定日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
7 備考 (注1)項目1から4までは別紙リストに取りまとめて記載の上添付すること もできます。 (注2)項目6について、数次船舶観光上陸許可においては、本邦の出入国港			

別記第十七号の三様式（第十三条の二関係）

に入港後、再び本邦の出入国港に入港するまでに寄港する外国の港についても記載してください。	
指定旅客船の船長又は運送業者の署名 入国審査官記載欄	
許可番号	
許可年月日	
備考	
許可者	入国審査官

別記第十七号の三様式（第十三条の二関係）（平成法令34・追加）	
日本国政府法務省	番号
年　月　日	
船舶観光上陸　　許可書	
数次船舶観光上陸	
1 氏名	(男・女)
2 生年月日	
3 国籍・地域	
4 旅券番号	
下記のとおり許可します。	
(1) 指定旅客船の名称	
(2) 寄港する出入国港	
(3) 上陸期間 自 年　月　日～至 年　月　日	
(4) 行動範囲	
(5) その他の制限 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。	
入国審査官 _____	
注意	
(1)上陸中は本許可書を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示しなければなりません。	
(2)本許可書は、最終の出港時に入国審査官に返還してください。	
(3)行動範囲の制限その他付された制限に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。	
数次許可用 確認欄	

別記第十七号の四様式（第十三条の二関係）（平26法省令34・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
数次船舶観光上陸許可取消通知書	
_____ 殿	
出入国管理及び難民認定法第14条の2 第8項 第9項 の規定に基づき、あなたに 対する数次船舶観光上陸の許可を取り消したので通知します。	
ついては、あなたが所持する数次船舶観光上陸許可書を入国審査官に返納 しなければなりません。 ついては、あなたは現在上陸中ですが、 年 月 日 時までに帰船 （出国）するとともに出国に際してはあなたが所持する数次船舶観光上陸許 可書を返納しなければなりません。	
記	
1 氏 名 (男・女) 2 生年月日 3 国籍・地域 4 旅券番号 5 指定旅客船の名称 6 取消理由	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
支 局	出張所
入国審査官	署 名

別記第十七号の五様式（第十三条の二関係）（平26法省令34・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
数次船舶観光上陸許可取消通知書	
_____ 殿	
出入国管理及び難民認定法第14条の2 第8項 第9項 の規定に基づき、下記の 者に対する数次船舶観光上陸の許可を取り消したので通知します。	
ついては、下記の者が所持する数次船舶観光上陸許可書を入国審査官に返 納させるよう措置してください。 ついては、下記の者は現在上陸中ですが、 年 月 日 時までに帰 船（出国）するとともに出国に際してはその者が所持する数次船舶観光上陸 許可書を返納させるよう措置してください。	
記	
1 氏 名 (男・女) 2 生年月日 3 国籍・地域 4 旅券番号 5 指定旅客船の名称 6 取消理由	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
支 局	出張所
入国審査官	署 名

別記第十八号様式（第十三条関係）（平18法省令改・一部改正）

寄港地上陸許可 SHORE PASS	
〔一〕	
Until:	〔二〕
{ (三) }	
Area:	{ (四) }
〔五〕	
Immigration Inspector	
日本国	

(注)

- 1 縦39ミリメートル、横35ミリメートルとする。
- 2 空欄〔一〕には上陸許可年月日を、空欄〔二〕には上陸許可期限となる年月日を、空欄〔三〕には上陸許可期限となる時分を、空欄〔四〕には行動の範囲を、空欄〔五〕には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。

別記第十八号の二様式（第十三条関係）（平18法省令改・追加）

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 寄港地上陸許可 SHORE PASS	
許可年月日 Date of Permit:	{ }
許可期限 Date:	{ }
行動範囲 Area:	[]

(注)

- 1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 2 許可年月日の欄の括弧内には上陸許可時分を記入するものとする。
- 3 許可期限の欄には上陸許可期限となる年月日を、同欄の括弧内には上陸許可期限となる時分を記入するものとする。
- 4 行動範囲の欄の下部の空欄には上陸港名を記入するものとする。
- 5 法印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第十九号様式 (第十四条関係)

通過上陸許可	
TRANSIT PASS	
(-)	
Until:	(二)
Route: From	(三)
To	(四)
Immigration Inspector	
日本国	

(注)

- 1 縦39ミリメートル、横35ミリメートルとする。
- 2 空欄(一)には上陸許可年月日を、空欄(二)には上陸許可期限を、空欄(三)には上陸港名を、空欄(四)には出国港名を、それぞれ記入するものとする。

別記第十九号の二様式 (第十四条関係) (平18法省令改・追加)

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
通過上陸許可	
TRANSIT PASS	
許可年月日	Date of Permit:
許可期限	Until:
Route: From	To

(注)

- 1 縦 32 ミリメートル、横 36 ミリメートルとする。
- 2 Route の欄の下部の空欄には上陸港名を記入するものとする。
- 3 蓋印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第二十号様式（第十五条関係）（平7法省令00・全改、平23法省令43・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
乗 員 上 陸 許 可 申 請 書	
入国審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第16条の規定に基づき、下記の者（　名）に対する乗員上陸の許可を申請します。	
1 氏 名 （注）	
2 国籍・地域	
3 旅券又は乗員手帳の番号	
4 上陸の目的等	
(1) 船舶又は航空機を乗り換えるため上陸する場合 船舶又は航空機の名称 乗り組んでいる船舶 乗り組むべき船舶 又は航空機 又は航空機	
～	
通過経路 港 ～ 港	
上陸期間 月日 ～月日	
(2) 寄港地の近傍に上陸する場合 乗り組んでいる船舶又は航空機の名称 港名 上陸期間	
～	
5 備考	
(注) 項目1から3までは別紙リストに取りまとめて記載の上添付することもできます。	
船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名 (入国審査官記載欄)	

許可番号	_____
許可年月日	_____
許可期限	_____
備 考	許可者 入国審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第二十一号様式（第十五条関係）（平7注省令80・全改、平19注省令61・平21注省令48
・平22注省令49・令元注省令10・一部改正）

(表)		番号
日本国政府法務省		年月日
乗員上陸許可書		
1 氏名	男 女	
2 国籍・地域		
3 旅券又は乗員手帳の番号		
4 所持者署名		
下記のとおり許可します。		
(1) 乗換えのための上陸	港の_____～_____港の_____	
(2) 近傍への上陸	船舶又は航空機の名称 港名	
(3) 上陸期間	自	至
(4) 行動範囲	乗換えのため他の港へ赴く場合を除き、上陸した港の所在する市町村の区域内に限られます。ただし、入国審査官が別に定めた場合は、この限りではありません。	
(5) その他の制限	本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。	
入国審査官 _____ 署名		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

(裏)

注意
<p>(1) 所持者は、本許可書受領後直ちに所持者署名欄に署名をしてください。</p> <p>(2) 上陸中は本許可書及び旅券又は乗員手帳を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示しなければなりません。</p> <p>(3) 本許可書は、出国時に入国審査官に返還してください。</p> <p>(4) 行動範囲の制限その他付された制限に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。</p>

別記第二十二号様式（第五十六条の二関係）（平7法令令80・全改、平25法令令43・平23法令令43・一部改正）

指 紋 原 紙			
指紋番号	氏 名	性 別	生 年 月 日
国籍・地域		男 女	年 月 日
原 紙 作 成 年 月 日			
年 月 日			
左手ひとさし指（ 手 指）		備 考	
		(注) 左手ひとさし指を欠損しているため、又はその他の理由により左手ひとさし指の指紋を押すことができないときは、左手ひとさし指以外の指の指紋を押してください。	

(注) 縦113ミリメートル、横150ミリメートルとする。

別記第二十二号の二様式（第十五条の二関係）（平7法令令80・全改、平25法令令43・令元法令令10・一部改正）

日本国政府法務省		番 号
年 月 日		
次 次 乗 員 上 陸 許 可 申 請 書		
入国審査官 殿		
出入国管理及び難民認定法第16条第2項の規定に基づき、下記の者（　名）に対する次の乗員上陸の許可を申請します。		
1 氏 名	男 女	
2 生年月日		
3 国籍・地域		
4 運送業者及び船舶の名称		
5 旅券又は乗員手帳の番号		
6 燃料乗員上船を必要とする理由		
(1) 船舶の乗員	(2) 航空機の乗員	
乗り組む船舶の就航予定	所属する運送業者が就航させている主たる航空路	
出発港(外国) 到着港(本邦) 年 月	出発港(外国) 到着港(本邦)	
(1) _____	(1) _____	
(2) _____	(2) _____	
(3) _____	(3) _____	
(4) _____	(4) _____	
(5) _____	(5) _____	
7 備 考	(注) 項目1から6までは別紙リストに取りまとめて記載の上添付することもできます。	
運送業者又は船舶等の長の署名		
許可番号	(入国審査官記載欄)	
許可年月日		
備 考	許可者	入国審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第二十二号の三様式（第十五条の二関係）（平7法省令80・全改、平21法省令49・平23法省令43・一部改）

日本国政府法務省		(表)	番号
数次乗員上陸許可書			
氏名		写真	
生年月日		男 女	
国籍・地域			
旅券又は乗員手帳の番号			
運送業者又は船舶の名称			
有効期間 発行日から1年間	上陸期間 航空機の乗員：15日以内 船舶の乗員：上記船舶が本邦にある間		
発行日	入国審査官		

（注） 縦50ミリメートル、横83ミリメートルとする。

（裏）

官用欄
(1) 上陸中はこの許可書及び旅券又は乗員手帳を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。
(2) 記載事項に変更が生じた場合には、入国審査官に報告しなければなりません。
(3) 有効期間が切れた場合及び本許可が取り消された場合には、入国審査官に返還しなければなりません。
(4) 本許可により「運送業者又は船舶の名称」欄に記載されている運送業者に属する航空機以外の航空機の乗員又は同欄に記載されている船舶以外の船舶の乗員として上陸することはできません。 この場合は別途上陸許可を受けなければなりません。

別記第二十二号の四様式（第十五条の二関係）（平7法務令6・全改、平21法務令28・平23法務令43・平21法務令7・平元法務令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年月日	
数次乗員上陸許可取消通知書	
段	
出入国管理及び難民認定法第16条第8項の規定に基づき、あなたに対する数次乗員上陸の許可を取り消したので通知します。	
ついては、あなたが所持する数次乗員上陸許可書を入国審査官に返納しなければなりません。	
ついては、あなたは現在上陸中ですが、年月日時までに帰船（出国）するとともに出国に際してはあなたが所持する数次乗員上陸許可書を返納しなければなりません。	
記	男
1 氏名	女
2 生年月日	年月日
3 国籍・地域	
4 運送業者又は船舶の名称	
5 取消理由	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
支局	出張所
入国審査官	署名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第二十二号の五様式（第十五条の二関係）（平7法務令6・全改、平21法務令28・平23法務令43・平21法務令7・平元法務令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年月日	
数次乗員上陸許可取消通知書	
段	
出入国管理及び難民認定法第16条第9項の規定に基づき、下記の者に対する数次乗員上陸の許可を取り消したので、通知します。	
ついては、下記の者が所持する数次乗員上陸許可書を入国審査官に返納されるよう措置してください。	
ついては、下記の者は現在上陸中ですが、年月日時までに帰船（出国）させるとともに出国に際してはその者が所持する数次乗員上陸許可書を返納させるよう措置してください。	
記	男
1 氏名	女
2 生年月日	年月日
3 国籍・地域	
4 運送業者又は船舶の名称	
5 取消理由	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
支局	出張所
入国審査官	署名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第二十三号様式（第十六条関係）（平2法令令15・全改、平23法令令48・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年月日	
緊急上陸許可申請書 入国審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第17条の規定に基づき、下記の者に対する緊急上陸の許可を申請します。	
1 氏名	男 女
2 生年月日	年月日
3 国籍・地域	
4 旅券又は乗員手帳番号	
5 船舶又は航空機の名称	
6 緊急上陸の事由	
7 必要とする上陸期間	
なお、上記の者の日本における活動について全責任を負うとともに、上陸許可の事由が終了したときは、上記の者が速やかに出国することを保証します。	
船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名 (入国審査官記載欄)	
許可番号	
許可年月日	
許可期間	
備考	許可者 入国審査官

別記第二十四号様式（第十六条関係）（平2法令令15・全改、平23法令令48・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
緊急上陸許可書	
1 氏名	男 女
2 国籍・地域	
3 旅券又は乗員手帳の番号	
4 港名	
5 乗っている船舶又は航空機の名称	
6 緊急上陸の事由	
7 治療のため入院した病院名及び所在地	
8 上陸期間	自 年 月 日 至 年 月 日
入国審査官	
署名	

別記第二十五号様式（第十七条関係）

別記第二十五号様式（第十七条関係）（平2法省令15・全改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
遭難による上陸許可申請書	
_____入国審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第18条の規定に基づき、下記の者に対する遭難による上陸の許可を申請します。	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 現住所	
5 職業	
6 旅券又は乗員手帳番号	
7 遭難した船舶又は航空機の名称	
8 遭難の場所	
9 遭難の日時	
市町村長、船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名 (入国審査官記載欄)	
許可番号	
許可年月日	
許可期間	
備 考	許 可 者
入 国 審 査 官	

別記第二十六号様式（第十七条関係）

別記第二十六号様式（第十七条関係）（平2法省令15・全改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
遭難による上陸許可書	
1 氏 名	男 女
2 国籍・地域	
3 現住所	
4 遭難船舶又は航空機の名称及び遭難の場所並びに年月日	
5 救護を受ける場所	
6 上陸期間	
自 年 月 日	
至 年 月 日 (日間)	
7 行動の範囲	の 区 域 内
_____入国審査官	
署 名	

別記第二十六号の二様式（第十八条関係）

日本国政府法務省

番号
年月日

一時庇護のための上陸許可に関する申告書

氏名 _____ 男女 _____

別名、通称名等 _____

生年月日 _____

国籍・地域
(又は常居所を有していた国名) _____

本国における居住地 _____

本邦上陸年月日 _____ 上陸港 _____

旅券(身分証明書等)

発行国	発行機関	番号	発行年月日	有効期間

使用言語 _____ 宗教 _____

民族 _____

居住歴

居住地	居住期間
	~
	~
	~

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

家族構成(在日)

氏名	統柄	国籍・地域 (又は常居所を有していた国名)	居住地	電話番号

家族構成(在外)

氏名	統柄	国籍・地域 (又は常居所を有していた国名)	居住地	電話番号

最終学歴及び来日前の職業

	期間	学校・会社名	所在地
最終学歴	~	□卒 □中退	
来日前の職業	~		

その1

1 あなたが迫害を受けるおそれのあった国から脱出した日、場所、方法及び日本に到着するまでの経緯について具体的に書いてください。

2 あなたは、最初から日本に来ることを希望していましたか。

はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、どの国を希望していたのですか。また、日本に希望を変えた理由はなんですか。

3 あなたは、本国を脱出する際に出国の手続を誰かに依頼しましたか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合、その人物の名前を挙げてください。その費用はいくらでしたか。

4 あなたは、旅券その他の旅行文書を所持していますか。

はい いいえ

「いいえ」と答えた場合、本国を出国する際、それらの文書を所持していましたか。

はい いいえ

出国の時にそれらの文書を所持していた場合、その後それらの文書はどうよくなったのですか。

現に旅券その他の旅行文書を所持している場合又は出国時に所持していた場合、それらの文書はどのようにして入手したのですか。

5 日本に到着する以前に他の国に居住していましたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合、次の事項を記入してください。

国名	滞在期間	滞在目的	滞在場所	電話番号
~				
~				
~				

どのような理由で居住していた国を離れて日本に来ることにしたのですか。

6 日本に到着する以前に他の国に庇護を求めたことはありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合、その国の名前又は結果はどうでしたか。

その2

1-1 もしあなたが本国へ戻れば迫害を受ける理由は次のうちどれですか。
次のうちに該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、1-2に迫害を受ける理由を書いてください。

- 人種 宗教 国籍 特定の社会的集団の構成員であること
 政治的意見

1-2 もしあなたが本国へ戻れば迫害を受ける理由を書いてください。

2 あなた又はあなたの家族が上記の理由により逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束を受け又は有罪の判決を受けたことがありますか。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

上記以外の理由であなた又はあなたの家族が逮捕、拘留、拘禁その他身体の拘束を受け又は有罪の判決を受けたことがありますか。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

3 上記1-1又は1-2の迫害を受けるとする理由、根拠を具体的に書いてください。

4 あなたは本国政府に敵対する組織に属していましたか。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

5 あなたは本国政府に敵対する政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

6 あなたが本国に帰るとすれば、いかなる事態が生じますか。その具体的な内容及び理由を書いてください。

7 あなたは、上記1-1から6までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができます。

- はい いいえ

「はい」と答えた場合には、具体的に書いてください。

8 その他特別の事情があれば、具体的に書いてください。

以上の記載は、事実に相違ありません。

申告者の署名 _____ 年 月 日

別記第二十七号様式（第十八条関係）

日本国政府法務省	(表)	番 号
一時庇護許可書		
出入国管理及び難民認定法第18条の2の規定により、一時庇護のための上陸を許可します。		
写 真		
1 氏 名 _____ <small>男女</small>		
2 生年月日 _____ 年 月 日		
3 国籍・地域 _____		
4 一時庇護のための上陸許可の条件：裏面に記載のとおり。 年 月 日		
出入国在留管理庁	出入国在留管理局	出張所
支 局		
入国審査官 _____ 署 名		

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A4列5番とする。

(裏)

一時庇護のための上陸の条件	
(1) 上陸期間(許可期限) _____	
(2) 住居 _____	
(3) 行動範囲 _____	
(4) その他	
上記(2)から(4)までの条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。	

別記第二十八号様式（第十九条関係）

別記第二十八号様式(第十九条関係)	
日本国政府防衛省	
資格外活動許可申請書	
出入国在留管理課長 殿	
出入国在留管理法及(2)難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。	
1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 氏名 _____	
4 性別 男・女 5 配偶者の有無 有・無 6 職業 _____	
7 住居地 _____	
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
8 給券 (1)番号 _____ (2)有効期限 年 月 日	
9 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____ 在留期間の満了日 年 月 日 10 在留カード番号 _____	
11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び選択授業時間)	
12 他に従事しようとする活動の内容 (1)職業の内容 <input type="checkbox"/> 翻訳・通訳 <input type="checkbox"/> 教学教師 <input type="checkbox"/> その他() (2)雇用契約期間 _____ (3)選択授業時間 _____ (4)報酬 _____ 円(<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 週報 <input type="checkbox"/> 日報)	
13 勤務先 (1)名称 _____ (2)所在地 _____ 電話番号 _____	
(3)業務 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> その他	
14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 _____ (2)本人との關係 _____ (2)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名と申請書作成年月日 年 月 日	
注 意 訂書を作成後半冊までに在留地に変更された場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
(3)取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ 電話番号 _____	
(3)所属機関等 _____	

別記第二十九号様式（第十九条関係）

別記第二十九号様式（第十九条関係）（平14法省令18・全改、平23法省令43・平31法省令7
・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 書	
許可番号 _____ 号	
1 国籍・地域_____	2 氏名_____
3 性別 男・女	4 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
5 住居地_____	
6 旅券番号_____	
7 上陸（在留）許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
8 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____ 在留期間満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
9 在留カード番号_____	
10 現在の在留活動の内容（受け入れ機関がある場合はその名称） _____	
11 新たに許可された活動の内容 _____	
12 許可の期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に從事することを許可します。 ただし、上記の活動を行う際は、本許可書を携帯しなければなりません。	
年 _____ 月 _____ 日 出入国在留管理局長	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第二十九号の二様式（第十九条関係）

別記第二十九号の二様式（第十九条関係）（平21法省令29・追加、平23法省令43・平31法省
令7・一部改正）

資格外活動許可	
許可番号 _____ 号	
1. 在留資格 _____	2. 在留カード番号 _____
3. 新たに許可された活動内容 _____	
4. 許可期限 _____	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に從事することを許可します。	
年 _____ 月 _____ 日 出入国在留管理局長	

（注）
1 縦32ミリメートル、横26ミリメートルとする。
2 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第二十九号の三様式（第十九条関係）（平22法審令9・追加、平23法審令43・平31法審令7・令元法審令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
資格外活動許可取消通知書	
殿	
1 氏名	男
2 生年月日	年月日
3 国籍・地域	
4 住居地	
出入国管理及び難民認定法第19条第3項の規定に基づき、あなたに対する資格外活動の許可を下記の理由により取り消したので、通知します。	
理由	
出入国在留管理局長	

備考 この通知を受け次第速やかに旅券、在留カード及び資格外活動許可書を携行して 出入国在留管理局に出頭してください。
但し 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第二十九号の四様式（第十九条の二関係）（平31法審令33・全改）
日本国政府法務省

資格外活動許可申請書	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。	
※本申請書により、上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行うことができるとは、上陸の許可により「留学」の在留資格を決定された場合（3月の在留期間を決定された場合を除く。）に限られます。	
1 国籍・地域	
2 生年月日	年月日
3 氏名	
4 性別	男・女
申請人の署名／申請書作成年月日	
年月日	

別記第二十九号の四の二様式（第十九条の一関係）

別記第二十九号の四の二様式（第十九条の二関係）（平成23年3月・追加）
日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。	
※本申請書により、上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行なうことができるのは、上陸の許可により「教育」「技術」「人文知識」「医療業務」又は「社会貢献」の在留資格が決定された者で、在留期間中に在留する3ヶ月（以下「地主期間」等と称す。）と雇用契約を締結している場合（3ヶ月の在留期間を決定された場合を除き、技能の在留資格を決定された者にあってはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する場合に限る。）に限られます。	
1 国籍・地域 _____	
2 生年月日 年 月 日 _____	
3 氏 名 _____	
4 性 別 男 ・ 女 _____	
5 履用先の地方公共団体等 _____	
申請人の署名／申請書作成年月日 年 月 日 _____	

別記第二十九号の五様式（第十九条の四関係）

別記第二十九号の五様式（第十九条の四関係）
日本国政府法務省

就 労 資 格 証 明 書 交 付 申 請 書	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。	
1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 年 月 日 _____	
3 氏 名 _____	
4 性別 男・女 5 住居地 _____	
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
6 票券 (1)番 号 _____ (2)有効期限 年 月 日 _____	
7 在留の資格 _____ 在留期間 _____	
在留期間の満了日 年 月 日 _____	
8 在留カード番号／特別永住者証明書番号 _____	
9 証明を希望する活動の内容 _____	
10 就労する期間 年 月 日 から 年 月 日まで	
11 使用目的 _____	
12 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入） (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住 所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日 年 月 日	
注 意：申請書作成後2箇月までに変更が生じた場合、申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が日署すこと。	
※ 取扱者 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____ 電話番号 _____ (3)所属機関 _____	

別記第二十九号の六様式（第十九条の四関係）（平21法省令49、全改、平22法省令9、旧別記第二十九号の四様式様下一部改正、平32法省令43、旧別記第二十九号の五様式様下一部改正、平33法省令7、令元法省令10、一部改正）

日本国政府法務省

番 号	就 労 資 格 証 明 書		
氏名			
国籍・地域			
年 月 日生 (男・女)			
旅券番号			
在留カード番号／特別永住者証明書番号			
在留資格 (在留期間)	()		
上記の者は、本邦において下記の活動を行うことが認められていることを証明します。			
記			
◎活動の内容			
◎就労することができる期限			
年 月 日	日まで		
年 月 日			
出入國在留管理局長			
(注) 本証明書の所持人の確認は、旅券又は在留カード／特別永住者証明書により行ってください。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番上まる

別記第二十九号の七様式（第十九条の大関係）（平23法省令43・追加、平31法省令7・一部改正）

(表)

在留カード		番号					
日本国政府							
氏名							
生年月日	年	月	日	性別	国籍・地域		
住居地							
在留資格							
就労制限の有無							
在留期間（満了日）	年	月	(年 月 日)				
許可の種類							
許可年月日	年	月	日	交付年月日	年	月	日
このカードは 年 月 日まで有効です。出入国在留管理長官印							

36

(注) 縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

別記第二十九号の八様式（第十九条の八関係）

別記第二十九号の八様式（第十九条の八関係）（平23法省令43・追加、平3法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

住居地届出書	
出入国在留管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の7第1項、第19条の8第1項又は第19条の9第1項の規定に基づき、次のとおり住居地を届け出ます。	
該当する届出にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ①新規上陸後の住居地届出（法第19条の7第1項） <input type="checkbox"/> ②在留資格変更等に伴う住居地届出（法第19条の8第1項） <input type="checkbox"/> ③住居地の変更届出（法第19条の9第1項）	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	
4 性別 男・女	5 在留カード番号
6 現在の住居地	
7 現在の住居地を定めた日 年 月 日	
8 前住居地（③の届出の場合に記入）	
9 代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 届出人の署名／届出年月日 年 月 日	
注 意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を 訂正し、署名すること。	
市 区 町 村 記 載 横	

別記第二十九号の九様式（第十九条の九関係）

別記第二十九号の九様式（第十九条の九関係）（平23法省令43・追加、平3法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード記載事項変更届出書	
出入国在留管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の10第1項の規定に基づき、次のとおり住居地以外の在留カードの記載事項変更を届け出ます。	
写真	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 变更を生じた事項	8 变更が生じた日
(1)氏名 (2)生年月日 (3)性別 (4)国籍・地域	年 月 日
9 变更の内容（7に対応するものを記載）	
変更前	
変更後	
10 代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 届出人（代理人）の署名／届出書作成年月日 年 月 日	
注 意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人（代理人）が 变更箇所を訂正し、署名すること。	
※ 既次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等（親族等については、本人との関係） (4)電話番号（携帯電話番号） _____	

別記第二十九号の十様式（第十九条の十関係）（平22法省令43・追加、平31法省令7・改正）

日本国政府法務省

在留カード有効期間更新申請書	
出入国在留管理庁長官 殿	
出入国在留管理及び難民認定法第19条の11第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり在留カードの有効期間の更新を申請します。	
該当する申請にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ①在留カードの有効期間の更新 (更新期間内の申請)	<input type="checkbox"/> ②在留カードの有効期間の更新 (やむを得ない理由のため更新期間前の申請)
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 更新期間内に申請することが困難である理由（上記②の場合に記入）	
8 代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日 年 月 日	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。	
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等（親族等については、本人との関係） (4)電話番号（携帯電話番号） _____	

別記第二十九号の十一様式（第十九条の十一関係）（平23法省令41・追加、平31法省令7・改正）

日本国政府法務省

在留カード再交付申請書	
出入国在留管理庁長官 殿	
出入国在留管理及び難民認定法第19条の12第1項の規定に基づき、次とおり在留カードの再交付を申請します。	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	7 資格外活動許可の有無 有・無
8 在留カードの所持を失った理由及びその事実を知った日 年 月 日	
9 代理人 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日 年 月 日	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。	
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等（親族等については、本人との関係） (4)電話番号（携帯電話番号） _____	

別記第二十九号の十二様式（第十九条の十二関係）（平23法審令43・法加、平31法審令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード再交付申請書	
出入国管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の13第1項前段又は第3項の規定に基づき、次どおり在留カードの再交付を申請します。	
該当する申請にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ①在留カードの汚損等による再交付	<input type="checkbox"/> ②在留カードの再交付申請命令による再交付申請
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 代理人 (1)氏名	(2)本人との関係
(3)住所	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日	
年 月 日	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。	
※取次者 (1)氏名	
(2)住所	
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	
(4)電話番号(携帯電話番号)	

別記第二十九号の十三様式（第十九条の十二関係）（平23法審令43・法加、平31法審令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード再交付申請書	
出入国管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の13第1項後段の規定に基づき、次どおり在留カードの交換希望による再交付を申請します。	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 在留カードの交換を希望する理由	
8 代理人 (1)氏名	(2)本人との関係
(3)住所	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日	
年 月 日	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。	
※取次者 (1)氏名	
(2)住所	
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	
(4)電話番号(携帯電話番号)	

別記第二十九号の十四様式（第十九条の十三関係）（令2法第45・第30、平34法第46
・平31法第7・一部改正）

日本国政府法務省	番号
在留カードの再交付申請命令書	
殿	
下記のとおり、出入国管理及び難民認定法第19条の13第2項の規定に基づき、本命令書を受領した日から14日以内に在留カードの再交付を申請することを命じます。	
記	
1 在留カードの再交付申請命令の対象者	
(1) 氏名	
(2) 生年月日	年 月 日
(3) 国籍・地城	
(4) 住居地	
2 理由	
年 月 日	
出入国在留管理局長	

別記第二十九号の十五様式（第十九条の十九関係）（令2法第46・全改）
(日本産業規格A列4)

※ 登録番号	
※ 登録・更新年月日	
登録支援機関 登録申請書	
登録支援機関 登録の更新申請書	
年 月 日	

出入国在留管理局長官 殿

申請者

1 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。

2 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

1 申請者に関する事項	(有りがな) ① 氏名又は名称	
	② 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 一 (電話 一 一)
	(有りがな) ③ 代表者の氏名	
	④ 支援業務開始予定期日	年 月 日
2 支援業務実績体制に関する事項	⑤ 支援業務を行う事務所の所在地	〒 一
	対応可能言語	
	⑥ 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	語 語 語

		語
支援業務		内容及び実施方法
① 本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国情の情報提供		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号イに定める事項を適宜 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第2号及び同条例第9号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
② 出入国しようとする港又は飛行場における送迎		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ロに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
③ 適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ハに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
(1) 本邦での生活一般に関する事項		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(イ)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
(2) 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(ロ)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）

3 支援業務の内容及び実施方法に関する事項	接觸に対する届出その他の手續	<input type="checkbox"/>) ()
	(3) 相談等の申出対応者及び相談事をすべき国等の接觸の連絡先	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(ロ)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(4) 支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けたことができる医療接觸に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(メ)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(5) 防災及び防犯に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他の支援対象外国人の法的保護に必要な事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(シ)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	(6) 出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他の支援対象外国人の法的保護に必要な事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(セ)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）
	⑤ 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ホに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内

等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援	容及び方法（自由記入） 〔 〕
⑥ 本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヘに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔 〕
⑦ 支援対象外国人から職業生活、日常生活又は社会生活に関し相談等の申出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか、当該外国人への助言等必要な措置	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号トに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔 〕
⑧ 支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヲに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔 〕
⑨ 支援対象外国人が責めに帰すべき事由により特定技能雇用契約を解除される場合には、他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能1号」の活動を行なうことができるようするための支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号リに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔 〕
⑩ 支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの關係行政機関への通報	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により面談を実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内 容及び方法（自由記入） 〔 〕

(注意)	容及び方法（自由記入） 〔 〕
------	--------------------

- 1 登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方2の全文を抹消すること。
- 2 登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方1の全文を抹消すること。
- 3 上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）」をいう。
- 4 1①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。
- 5 2②欄は、複数の事務所があるときには、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 6 3の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

別記第二十九号の十六様式（第十九条の二十二関係）（平31達省令7・追加、令元法省
令10・一部改正）
(日本産業規格 A列 4)

登録事項変更に関する届出書

出入国在留管理局長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の27第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出機関

登録番号 _____

法人番号 _____

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所〒_____

② 届出の事由

A 変更事項 _____

B 変更前内容 _____

C 変更後内容 _____

③ 変更年月日 年 月 日

以上の記載内容は事実と相違ありません。

届出人（代理人）の署名／届出年月日

年 月 日

注意 届出作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所
を訂正し、署名すること。

別記第三十号様式(第二十条関係)
申請人等作成用1 (表) 日本国政府法務省

在留資格変更許可申請書					
法務大臣 殿					
出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。					
1 国籍・地域	2 生年月日	年	月	日	
3 氏名					
4 性別	男・女	5 出生地	6 配偶者の有無	有・無	
7 職業	8 本国における居住地				
9 住居地					
電話番号	携帯電話番号				
10 旅券(1)番号	(2)有効期限	年	月	日	
11 現に有する在留資格	在留期間				
在留期間の満了日	年	月	日		
12 在留カード番号					
13 希望する在留資格					
在留期間	(審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)				
14 変更の理由					
15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。)	有(具体的な内容)・無				
16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者(有「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。)・無					
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名稱・在留カード番号
			有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

(裏)

中高人等作成用(25~54)、社会機関等作成用(55~64)、伝習目的に従って、次の様式を使用してください									
在留目的		例							
	在留目的	就労活動				就労活動			
		1	2	3	4	1	2	3	4
1	短期滞在	調査訪問、短期就労	0	1	—	—	—	—	—
	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授	0	1	—	—	—	—	—
2	大学等における研究の指導又は教育	0	1	I	—	I	—	—	—
	中学校、高等学校等における講師教育等	中学校の語学教師	0	1	—	—	—	—	—
3	収容を伴わない芸術上の活動	芸術家、作家等	0	J	J	—	J	—	—
	研究、修得	音楽家、美術家等	0	J	J	—	J	—	—
4	海外の専門的知識から派遣で行う布教活動	司教、宣教師	0	I	—	—	K	—	—
	海外の構造機能の監視に基づく指揮の活動	新聞記者、報道カメラマン	0	I	—	—	K	—	—
5	日本にある事業場に赴いて勤務して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者	0	1	—	—	—	—	—
	日本にある事業場に赴いて勤務して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的知識を有する者に従事すること(該する場合は除く)(※)	外資系企業の駐在員	0	L	—	—	L	—	—
6	日本にある事業場に赴いて勤務して専門的技術等を必要とする業務に従事すること	企業の社長、取締役、部長	0	M	—	—	M	—	—
	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(該する場合は除く)(※)	政府関係機関、企業の研究者	0	M	—	—	M	—	—
7	事業の経営又は管理	企業の社長、取締役、部長	0	N	—	—	N	—	—
	高度の専門的な能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(該する場合は除く)(※)	機械工学等の技術者、マークティング業務従事者	0	N	—	—	N	—	—
8	自然科学研究者として人文科学又は分野の専門的技術若しくは知識を必要とする者又は又は外国の文化・基礎科学に対する思考等を必要とする業務に従事すること	日本学術院等の研究者	0	N	—	—	N	—	—
	介護又は看護・施設運営等の業務に従事すること	介護福祉士	0	N	—	—	N	—	—
9	熟練した技術を要する業務に従事すること	外国籍の調理師、スポーツ指導者等	0	N	—	—	N	—	—
	特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	前記定めた機関の研究者、情報処理技術者	0	N	—	—	N	—	—
10	本邦の大手、大学院で修了した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること	高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者	0	N	—	—	N	—	—
	特定技能適用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技術を要する業務に従事すること	特定技能外国人	0	V	V	—	V	V	V
11	飛行	軍事、モーテル	0	0	0	—	—	—	—
	技術実習	技能習得者	0	1	—	—	Y	—	—
12	勤務	勤務	0	P	P	—	P	P	—
	研修	当該修習を行わない研修生、公的研修を行う修習生	0	Q	—	—	Q	Q	Q
13	開拓・栽培等を目的とする者、文化活動又は福の在留資格を有する者の扶養を受けること	日本人の配偶者	0	R	—	—	R	—	—
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること	日本人の配偶者	0	R	—	—	R	—	—
14	日本入、永住者等との婚姻關係、親子關係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	0	T	T	—	—	—	—
	上記以外の目的(1)	外交、公用、半道士、公認会計士、医師、事業用車、ワーキング・ドライバー、セイバーリーダー、アーチャー、ダンサー、インターネット・エンジニア、EPA審査員、介護福祉士、EPA審査員候補者、介護福祉士准看護師、介護福祉士准看護師、日本国民	0	U	U	U	U	U	U
15	上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	0	U	U	U	U	—	—

(※)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。

申請人等作成用2 H(「短期滯在」)

- 17 滞在目的

 - 観光 短期商用(商談、業務連絡、市場調査等) 知人・親族訪問
 - 日本文化の習得(柔道、剣道、空手、茶道、生花等) 勉学(日本語、コンピューター等)

□ 兄子·悅祭 □

13 金丝猴观察 江苏南京

20 出国予定年月日

年

22 所持金額(現金、トラベラーズチェック等)

(1) 式 石

www.IBM.com/ibmsoftwarecenter

電晶體
二極管

申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4000 or email at mhwang@uiowa.edu.

注意

1

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署

(1) 氏名 (2) 住所

申請人等作成用2 I(「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」)

17 稼働先 ※所在地及び電話番号については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。

(1)名称	所在地 _____	電話番号 _____			
(2)及び(3)は、稼働先が複数ある場合に記入)					
(2)名称	所在地 _____	電話番号 _____			
(3)名称	所在地 _____	電話番号 _____			
(4)学校名	(4)卒業年月日	年 月 日			
18 最終学歴					
(1)□本邦 □外国					
(2)□大学院(博士) □大学院(修士) □大学 □短期大学 □専門学校					
□高等学校 □中学校 □その他()					
(3)学校名					
(18で大学院(博士)～短期大学の場合)					
□法学 □経済学 □政治学 □商学 □経営学 □文学 □語学 □社会学 □歴史学					
□心理学 □教育学 □芸術学 □その他人文・社会科学()					
□理学 □化学 □工学 □農学 □水産学 □薬学 □医学 □衛生					
□その他自然科学() □体育学 □その他()					
(18で専門学校の場合)					
□工業 □農業 □医療・衛生 □教育・社会福祉 □法律					
□商業実務 □服飾・家政 □文化・教養 □その他()					
20 職歴(外国におけるものも含む)					
入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称
(21から23までは「教育」での在留を希望する場合に記入)					
21 教育に係る免許の有無 有・無					
22 教育しようとする科目に係る実務経験年数 年					
23 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 年					

申請人等作成用3 I(「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」)

24 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名	(2)本人との関係
(3)住所	電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
※ 取次者 (1)氏名 (2)住所 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号 _____	

申請人等作成用2_「(「芸術」・「文化活動」)」

17 勤務先又は活動先

(1)名称 支店・事業所・研究室名

指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

(2)所在地

(3)電話番号

18 活動内容

(1)「芸術」での在留を希望する場合

著述家 著述家(指導) 美術家・写真家 美術家(指導)・写真家(指導)

音楽家・舞台芸術家 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) その他()

(2)「文化活動」での在留を希望する場合

芸術上の活動()

学術上の活動()

我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究()

専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動()

19 経歴(外国におけるものを含む)

始期	終期	経歴	始期	終期	経歴
年	月	年	月	年	月

(20)は「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

20 滞在費支弁方法

(1)支弁方法及び月平均支弁額

本人負担 円 在外経費支弁者負担 円

在日経費支弁者負担 円 奨学金 円

その他 円

(2)送金・携行等の別

外国からの携行 円 外国からの送金 円

(携行者 携行時期)その他 円

申請人等作成用3_「(「芸術」・「文化活動」)」

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 (2)本人との関係

(3)住所

電話番号

携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名

(2)住所

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)

電話番号

申請人等作成用2 K(「宗教」)

17 派遣先

(1)名称 _____

(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 活動内容(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)

19 派遣元団体

(1)名 称 _____

(2)所在地 _____

20 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日
年 月 日注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号口)・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企画内転勤」)

17 勤務先又は活動先

(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____

(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関

(1)名 称 _____

(2)所在地 _____

19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)

親会社 子会社 日本部・本店□支部・支店 □その他()

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日
年 月 日注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)」・「高度専門職(2号)」・「経営・管理」)

17 勤務先 (1)名称	支店・事業所名					
(2)所在地	(3)電話番号					
18 最終学歴 (1)日本 (2)大学院(博士) □大学院(修士) □中学校 □高等学校 (3)学校名	□大学	□短期大学	□専門学校			
	□その他()					
	(4)卒業年月日 年 月 日					
19 専攻・専門分野 (18で大学院(博士)～短期大学の場合) □法政 □経済学 □政治学 □商学 □経営学 □文学 □語学 □社会学 □歴史学 □心理学 □教育学 □芸術学 □その他人文・社会科学() □理学 □化学 □工学 □農学 □水産学 □薬学 □医学 □歯学 □その他自然科学() □体育学 □その他()						
(18で専門学校の場合) □工業 □農業 □医療・衛生 □教育・社会福祉 □法律 □商業実務 □服飾・家政 □文化・教養 □その他()						
20 事業の経営又は管理についての実務経験年数	年					
21 職歴(外国におけるものを含む)	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称
22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名	(2)本人との関係					
(3)住所	電話番号 携帯電話番号					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日						
年 月 日						
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。						
※ 取次者 (1)氏名	(2)住所	電話番号				
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)						

申請人等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」、(本邦大学卒業者))

17 勤務先 (1)名称	支店・事業所名					
(2)所在地	(3)電話番号					
18 最終学歴(介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入) (1)日本 (2)大学院(博士) □大学院(修士) □中学校 □高等学校 (3)学校名	□大学	□短期大学	□専門学校			
	□その他()					
	(4)卒業年月日 年 月 日					
19 専攻・専門分野 (18で大学院(博士)～短期大学の場合) □法政 □経済学 □政治学 □商学 □経営学 □文学 □語学 □社会学 □歴史学 □心理学 □教育学 □芸術学 □その他人文・社会科学() □理学 □化学 □工学 □農学 □水産学 □薬学 □医学 □歯学 □その他自然科学() □体育学 □介護福祉 □その他()						
(18で専門学校の場合) □工業 □農業 □医療・衛生 □教育・社会福祉 □法律 □商業実務 □服飾・家政 □文化・教養 □介護福祉 □その他()						
20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無(情報処理業務従事者のみ記入) 有・無 (資格名又は試験名)						
21 職歴(外国におけるものを含む)	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称
22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名	(2)本人との関係					
(3)住所	電話番号 携帯電話番号					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日						
年 月 日						
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。						
※ 取次者 (1)氏名	(2)住所	電話番号				
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)						

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

17 特定技能所属機関 (1)氏名又は名称	(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____	
18 技能水準 □分野別運用方針に定める評価方法による証明 □試験による証明 合格した試験名 _____ 受験地 _____ □日本国内 □日本国外(国名: _____) □日本国内 □日本国外(国名: _____) □その他の評価方法による証明 _____		
□技能実習号を良好に修了 19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) □分野別運用方針に定める評価方法による証明 □試験による証明 合格した試験名 _____ 受験地 _____ □日本国内 □日本国外(国名: _____) □日本国内 □日本国外(国名: _____) □その他の評価方法による証明 _____		
□技能実習2号を良好に修了 20 良好に修了した技能実習2号(上記18、19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入) (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種 _____ 作業 _____ 良好に修了したことの証明 □3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 □実習状況に関する書面による証明 (複数ある場合には(2)に記入) (2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種 _____ 作業 _____ 良好に修了したことの証明 □3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 □実習状況に関する書面による証明		
21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) 年 _____ 月 _____		

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無																																				
23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外國の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合は記入) 有(外國の機関名: _____ 支払額(日本円に換算): 約 _____ 円)・無																																				
24 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) 有・無																																				
25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無																																				
26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本邦への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) 有・無																																				
27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無																																				
28 職歴(外国におけるものを含む) <table border="1"><thead><tr><th>入社</th><th>退社</th><th rowspan="2">勤務先名称</th><th>入社</th><th>退社</th><th rowspan="2">勤務先名称</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称	年	月	年	月	年	月																								
入社	退社	勤務先名称		入社	退社		勤務先名称																													
年	月		年	月	年	月																														
29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 _____ 月 _____ 日																																				
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。																																				
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____																																				

申請人等作成用2 0(「興行」)

17 契約の形態	<input type="checkbox"/> 雇用	<input type="checkbox"/> 委任	<input type="checkbox"/> 請負	<input type="checkbox"/> その他()
18 職種等	(1)職種 <input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____ (2)興行又は芸能活動の内容 <input type="checkbox"/> 歌謡 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 演芸 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 商品等の宣伝 <input type="checkbox"/> 放送番組又は映画の製作 <input type="checkbox"/> 商業用写真的撮影 <input type="checkbox"/> 商業用レコード等の録音等 <input type="checkbox"/> その他()			
19 活動内容詳細	_____			
20 就労予定期間	21 報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。			
22 グループ人数	名 円(□月額 □日額)			
23 適用される基準の区分	<input type="checkbox"/> ①基準1号イ該当 <input type="checkbox"/> ②基準1号ロ(1)該当 <input type="checkbox"/> ③基準1号ロ(2)該当 <input type="checkbox"/> ④基準1号ロ(3)該当 <input type="checkbox"/> ⑤基準1号ロ(4)該当 <input type="checkbox"/> ⑥基準1号ロ(5)該当 <input type="checkbox"/> ⑦基準1号ハ(2)本文該当 <input type="checkbox"/> ⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 <input type="checkbox"/> ⑨基準2号該当 <input type="checkbox"/> ⑩基準3号該当			
24 契約機関(基準1号イ又は1号ハ)、主催者、招へい者又は雇用者(基準1号ロ、2号又は3号)	(1)名称 <input type="checkbox"/> (2)法人番号(13桁) <input type="checkbox"/> (3)代表者名 <input type="checkbox"/> (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/>			
(5)業種	<input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____ (6)所在地 電話番号			
(7)資本金	円 (8)年間売上金額(直近年度) _____ 円			
(9)～(11)は上記23で①又は⑦に該当する場合、(12)、(13)は⑦に該当する場合に記入 (9)外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 _____ (10)基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(iii)に該当する経営者・常勤の職員 (i)又は(a)(有・無)、(ii)又は(b)(有・無)、(iii)又は(c)(有・無)、(iv)又は(d)(有・無)、(v)又は(e)(有・無) (11)基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の全額の支払い 有・無 (12)常勤の職員数 _____ 名 (13)興行契約に基づいて在留中の外国人の人数(申請日現在) _____ 名				
25 出演施設(基準1号を除く)	(1)出演日程 名称 法人番号(13桁) <input type="checkbox"/> 代表者名 <input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/> 所在地 電話番号			
運営機関の名称、所在地及び代表者名	名称 法人番号(13桁) <input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/> 所在地			

申請人等作成用3 0(「興行」)

(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)	
従業員数	(うち専ら接待に従事する従業員数) _____ 名(※)
月額売上金額	円 舞台面積 _____ m ² 控室面積 _____ m ²
基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)	
(上記23で④に該当する場合に記入)	
施設の敷地面積 _____ m ²	
(上記23で⑤に該当する場合に記入)	
客席における有償での飲食物の提供	有・無 客席部分の収容人員 _____ 名
施設における客の接待 有・無	
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入	
(2)出演日程	
法人番号(13桁) <input type="checkbox"/>	代表者名 <input type="checkbox"/>
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/>	
所在地	電話番号
運営機関の名称、所在地及び代表者名	
名称	法人番号(13桁) <input type="checkbox"/>
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/>	
代表者名	所在地
(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)	
従業員数	(うち専ら接待に従事する従業員数) _____ 名(※)
月額売上金額	円 舞台面積 _____ m ² 控室面積 _____ m ²
基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)	
(上記23で④に該当する場合に記入)	
施設の敷地面積 _____ m ²	
(上記23で⑤に該当する場合に記入)	
客席における有償での飲食物の提供	有・無 客席部分の収容人員 _____ 名
施設における客の接待 有・無	
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入	
(3)出演日程	
法人番号(13桁) <input type="checkbox"/>	代表者名 <input type="checkbox"/>
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/>	
所在地	電話番号
運営機関の名称、所在地及び代表者名	
名称	法人番号(13桁) <input type="checkbox"/>
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <input type="checkbox"/>	

申請人等作成用4-0(「興行」)

代表者名	所在地
(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入) 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※) 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____m ² 指定面積 _____m ² 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者、施設に係る業務に従事する常勤の職員 (a) (有・無)、(b) (有・無)、(c) (有・無)、(d) (有・無)、(e) (有・無) (上記23で④に該当する場合に記入) 施設の敷地面積 _____m ²	
(上記23で⑤に該当する場合に記入) 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名 施設における客の接待 有・無	
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入	
26 申請人の経歴 (上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する場合を除く。)) (1)外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間 (機関名) 年 月 日から 年 月 日まで (2)国外における経験年数 年	
27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏 名 (2)本人との関係 (3)住 所 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
※ 取次者 (1)氏 名 (2)住 所 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号	

申請人等作成用2-1(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

17 實習実施者(勤務先) (1)名称 (2)所在地 _____ 電話番号 _____																																																	
18 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入) (1)名称 (2)所在地 _____ 電話番号 _____																																																	
19 職歴(外国におけるものを含む) <table border="1"><thead><tr><th>入社</th><th>退社</th><th>勤務先名称</th><th>入社</th><th>退社</th><th>勤務先名称</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>		入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称	年	月	年	月	年	月																																				
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称																																												
年	月	年	月	年	月																																												
20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏 名 (2)本人との関係 (3)住 所 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____																																																	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日																																																	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。																																																	
※ 取次者 (1)氏 名 (2)住 所 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号																																																	

申請人等作成用2 P(「留学」)

(1)名 称	<input type="text"/>		
(2)所在地	<input type="text"/>		
(18及び)19は在留資格変更許可申請又は進学者若しくは転学の場合に記入)			
18 修学年数(小学校～最終学年)	<input type="text"/> 年		
19 最終学年(又は在学中の学校)			
(1)在籍状況	<input type="checkbox"/> 卒業	<input type="checkbox"/> 在学中	<input type="checkbox"/> 休学中
<input type="checkbox"/> 中退	<input type="checkbox"/> 大学院(博士)	<input type="checkbox"/> 大学院(修士)	<input type="checkbox"/> 大学
<input type="checkbox"/> 専門学校	<input type="checkbox"/> 短期大学	<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 中学校
<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> その他()	
(2)学校名	<input type="text"/>		
(3)卒業又は卒業見込み年月	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	
20 日本語能力(専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入)			
□試験による証明			
(1)試験名	<input type="text"/>		
(2)級又は点数	<input type="text"/>		
□日本語教育を受けた教育機関及び期間			
機関名	<input type="text"/>		
期間:	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	から
	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	まで
□その他	<input type="text"/>		
21 日本語学習歴(高等学校において教育を受ける場合に記入)			
日本語の教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間			
機関名	<input type="text"/>		
期間:	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	から
	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	まで
22 滞在費の支弁方法等(生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。)※複数選択可			
(1)支弁方法及び月平均支弁額			
<input type="checkbox"/> 本人負担 <input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 在外経費支弁者負担 <input type="text"/> 円		
<input type="checkbox"/> 在外経費支弁者負担 <input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 奨学生 <input type="text"/> 円		
<input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> 円			
(2)送金・携行等の別			
<input type="checkbox"/> 外国からの携行 <input type="text"/> 円	<input type="checkbox"/> 外国からの送金 <input type="text"/> 円		
(携行者 <input type="text"/> 携行時期 <input type="text"/>)	<input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> 円		
(3)経費支弁者(複数いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可			
①氏 名	<input type="text"/>		
②住 所	<input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>		
③職業(勤務先の名称)	<input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>		
④年 収	<input type="text"/> 円		

申請人等作成用3 P(「留学」)

(4)申請人との関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在日経費支弁者負担を選択した場合に記入)			
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 義父 <input type="checkbox"/> 義母			
<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 叔父(伯父) <input type="checkbox"/> 叔母(伯母) <input type="checkbox"/> 受入教育機関	<input type="checkbox"/> 友人・知人		
<input type="checkbox"/> 友人・知人の親族 <input type="checkbox"/> 取引関係者・現地企業等職員	<input type="checkbox"/> 現地企業等職員		
<input type="checkbox"/> 取引関係者・現地企業等職員の親族 <input type="checkbox"/> その他()			
(5)奨学生支給機関(上記(1)で奨学生を選択した場合に記入)※複数選択可			
<input type="checkbox"/> 国外政府 <input type="checkbox"/> 日本国政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体			
<input type="checkbox"/> 公益社団法人又は公益財團法人()	<input type="checkbox"/> その他()		
23 資格外活動の有無 有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可			
(1)内 容			
(2)勤務先名称	<input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>		
(3)週間稼働時間	<input type="text"/> 時間	(4)報 酬	円(□月額 □日額)
24 卒業後の予定			
<input type="checkbox"/> 帰 国	<input type="checkbox"/> 日本での進学		
<input type="checkbox"/> 日本での就職	<input type="checkbox"/> その他()		
25 本期における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入)			
(1)氏 名	<input type="text"/>		
(2)本人との関係	<input type="text"/>		
(3)住 所	<input type="text"/>		
電話番号 <input type="text"/> 携帯電話番号 <input type="text"/>			
26 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)			
(1)氏 名	<input type="text"/>		
(2)本人との関係	<input type="text"/>		
(3)住 所	<input type="text"/>		
電話番号 <input type="text"/> 携帯電話番号 <input type="text"/>			
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日			
年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
注 意	申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。		
※ 取次者			
(1)氏 名	<input type="text"/>		
(2)住 所	<input type="text"/>		
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	<input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>		

申請人等作成用2 Q(「研修」)

17 研修生受入れ機関

(1)名称 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

18 研修生受入れ機関(上記17以外の受入れ機関がある場合) _____

(1)名称 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

19 研修終了後の予定 _____

帰国後復職 帰国後自営業(業種) _____ その他() _____

20 外国の送出し機関(所属機関)

(1)名称 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

21 外国の送出し機関(上記20以外の送出し機関がある場合に記入)

(1)名称 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

22 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日
年 月 日注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)、(EPA家族)、(本邦大卒者家族)」)

17 配偶者については姉妹、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日

(1)日本国届出先

届出年月日 年 月 日

(2)本国等届出先

届出年月日 年 月 日

18 滞在費支弁方法

親族負担 外国からの送金 身元保証人負担その他()19 資格外活動の有無
有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可

(1)内容 _____

(2)名称 _____ 支店・事業所名 _____

電話番号 _____

(3)週間稼働時間 時間 (4)報酬 円(□月額 □日額)

20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日
年 月 日注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号 _____

申請人等作成用2 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

17 身分又は地位	日本人 の 配偶者 □夫子(日系2世) □特別養子 □実子の実子(日系3世) □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子	日系2世 の 配偶者 □夫子(日系2世) □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子	日系3世 の 配偶者 □夫子(日系3世) □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子	日系3世の配偶者 の 配偶者 □夫子(日系3世) □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子
永住者・特別永住者 の 配偶者 □夫子 □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子	日系2世の配偶者 の 配偶者 □夫子(日系2世) □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子	上記以外の定住者 の 配偶者 □夫子(日系2世) □未成年で未婚の実子 □6歳未満の養子		
日本人の配偶者 の 未成年で未婚の実子				
永住者の配偶者 の 未成年で未婚の実子				
□その他()				
18 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日				
(1)日本国外届出先 届出年月日 年 月 日				
(2)本国等届出先 届出年月日 年 月 日				
19 申請人の勤務先等				
(1)名称 支店・事業所名				
(2)所在地 電話番号				
(3)年収 円				
20 滞在費支弁方法				
(1)支弁方法及び月平均支弁額				
□本人負担 円 □在外経費支弁者負担 円				
□在日経費支弁者負担 円 □身元保証人 円				
□その他 円				
(2)送金・携行等の別				
□外国からの携行 円 □外国からの送金 円				
(携行者 携行時期)□その他 円				
(3)経費支弁者				
①氏名				
②住所 電話番号				
③職業(勤務先の名称) 電話番号				
④年収 円				

申請人等作成用3 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

21 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)				
(1)氏名				
(2)生年月日 年 月 日 (3)国籍・籍・地域				
(4)在留カード番号/特別永住者証明書番号				
(5)在留資格	(6)在留期間			
(7)在留期間の満了日 年 月 日				
(8)申請人との関係(続柄)				
□夫 □妻 □父 □母				
□義父 □義母 □その他()				
(9)勤務先名称 支店・事業所名				
(10)勤務先所在地 電話番号				
(11)年収 円				
22 在日身元保証人又は連絡先				
(1)氏名 (2)職業				
(3)住所 電話番号 携帯電話番号				
23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)				
(1)氏名 (2)本人との関係				
(3)住所 電話番号 携帯電話番号				
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日				
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。				
※ 取次者 (1)氏名 (2)住所 電話番号				
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号				

申請人等作成用2 U(その他)

17 活動内容
<input type="checkbox"/> □外交 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> □外国法事務弁護士 <input type="checkbox"/> □公認会計士 <input type="checkbox"/> □外国公認会計士 <input type="checkbox"/> □税理士 <input type="checkbox"/> □社会保険労務士 <input type="checkbox"/> □弁理士 <input type="checkbox"/> □海事代理士 <input type="checkbox"/> □行政書士 <input type="checkbox"/> □看護師 (EPA看護師を除く。) <input type="checkbox"/> □准看護師 <input type="checkbox"/> □歯科衛生士 <input type="checkbox"/> □診療放射線技師 <input type="checkbox"/> □理学療法士 <input type="checkbox"/> □作業療法士 <input type="checkbox"/> □視能訓練士 <input type="checkbox"/> □臨床工学技士 <input type="checkbox"/> □義肢装具士 <input type="checkbox"/> ③【□家事使用人 <input type="checkbox"/> □家族と同居(外交官の家族を含む。) <input type="checkbox"/> ④【□ワーキング・ホリデー <input type="checkbox"/> □外国弁護士 <input type="checkbox"/> ⑤【□アマチュアスポーツ選手 <input type="checkbox"/> ⑥【□インターンシップ <input type="checkbox"/> ⑦【□EPA看護師 <input type="checkbox"/> □EPA介護福祉士 <input type="checkbox"/> □EPA看護師候補者 <input type="checkbox"/> □EPA介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> □EPA就学介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> ⑧【□外国人建設就労者 <input type="checkbox"/> □外国人造船就労者 <input type="checkbox"/> □製造業外国従業員 <input type="checkbox"/> □家事支援者(国家戦略特区) <input type="checkbox"/> □耕種農業支援者(国家戦略特区) <input type="checkbox"/> □畜産農業支援者(国家戦略特区) <input type="checkbox"/> ⑨【□日系四世 <input type="checkbox"/> ⑩【□起業活動 <input type="checkbox"/> ⑪【□その他()
(17)で選択した区分に応じ以下の項目について記入
<input type="radio"/> ○①を選択した場合 18, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○②を選択した場合 18, 19, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○③を選択した場合 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○④を選択した場合 22, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑤を選択した場合 18, 20, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑥を選択した場合 21, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑦を選択した場合 18, 19, 22, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑧を選択した場合 18, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑨を選択した場合 22, 27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑩を選択した場合 19, 23~27及び「署名欄」を記入
<input type="radio"/> ○⑪を選択した場合 22, 27及び「署名欄」を記入

申請人等作成用3 U(その他)

18 勤務先又は通学先	
(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____	
(2)所在地 _____	
(3)電話番号 _____	
19 最終学歴 _____	
(1)□本邦 <input type="checkbox"/> □国外	
(2)□大学院(博士) <input type="checkbox"/> □大学院(修士) <input type="checkbox"/> □大学 <input type="checkbox"/> □短期大学 <input type="checkbox"/> □専門学校 <input type="checkbox"/> □高等学校 <input type="checkbox"/> □中学校 <input type="checkbox"/> □その他()	
(3)学校名 _____	
(4)学部・課程又は専門課程名称 _____	
(5)卒業年月 _____ 年 _____ 月	
20 経歴	
<input type="checkbox"/> □オリンピック大会出場 _____年	
<input type="checkbox"/> □世界選手権大会出場 _____年	
<input type="checkbox"/> □その他国際的な競技大会出場 _____年 (競技会名)	
21 在学中の大学名	
学部・課程 _____	
22 具体的な在留目的(滞在費支弁方法を含む。)	

23 専攻・専門分野	
(19~20大学院(博士)~短期大学の場合)	
<input type="checkbox"/> □法学 <input type="checkbox"/> □経済学 <input type="checkbox"/> □政治学 <input type="checkbox"/> □商学 <input type="checkbox"/> □経営学 <input type="checkbox"/> □文学	
<input type="checkbox"/> □語学 <input type="checkbox"/> □社会学 <input type="checkbox"/> □歴史学 <input type="checkbox"/> □教育学 <input type="checkbox"/> □芸術学	
<input type="checkbox"/> □その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> □理学 <input type="checkbox"/> □化学 <input type="checkbox"/> □工学	
<input type="checkbox"/> □農学 <input type="checkbox"/> □水産学 <input type="checkbox"/> □薬学 <input type="checkbox"/> □医学 <input type="checkbox"/> □歯学	
<input type="checkbox"/> □その他自然科学() <input type="checkbox"/> □体育学 <input type="checkbox"/> □その他()	
(23で専門学校の場合)	
<input type="checkbox"/> □工業 <input type="checkbox"/> □農業 <input type="checkbox"/> □医療・衛生 <input type="checkbox"/> □教育・社会福祉 <input type="checkbox"/> □法律	
<input type="checkbox"/> □商業実務 <input type="checkbox"/> □服飾・家政 <input type="checkbox"/> □文化・教養 <input type="checkbox"/> □その他()	

申請人等作成用4-U(その他)

24 起業を目指す分野に関連する事業の経営又は管理についての外国における実務経験年数 _____ 年

25 起業を目指す分野に関連する業務についての実務経験年数 _____ 年

26 職歴(外国におけるものを含む)

入社 年	退社 月	勤務先名称	入社 年		退社 月		勤務先名称
			月	年	月	年	

27 代理人(法定代表人)による申請の場合に記入)
 (1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代表人)の署名／申請書作成年月日
 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代表人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代表人)が自署すること。

*※ 取次者
 (1) 氏名 _____ (2) 住所 _____ 電話番号 _____
 (3) 所属機関等 _____

所属機関等作成用1-1(「高度専門職(1号)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
(1) 氏名 _____
(2) 在留カード番号 _____

2 契約の形態 _____
□雇用 □委任 □請負 □その他()

3 所属機関等契約先
(1)名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)所在地 _____

(5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____名
(7)業種 _____
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

4 駆除先(3)と異なる場合に記入)
(1)名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)所在地 _____

(5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____名
(7)業種 _____
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

5 職種 _____
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

6 活動内容詳細

7 就労予定期間
□定めなし □定めあり (期間 年 月)

8 職務上の地位(役職名) _____ 9 雇用形態 (□常勤 □非常勤)

10 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
_____ 円 (□年額 □月額)
以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日
年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 J(「芸術」・「文化活動」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____																																										
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()																																										
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____ 支店・事業所・研究室名 _____ 届用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 指導教員氏名(收入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入) (2)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) (3)所在地 _____ 電話番号 _____																																										
4 職種(「芸術」での在留を希望する場合に記入) <input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)																																										
5 活動内容詳細 _____																																										
6 就労又は活動予定期間 7 地位 <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月) _____																																										
8 翻譯の有無及び月額報酬(税引き前の支払額) 有・無 _____ 円 ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。																																										
9 指導する専門家 (1)専門家の氏名 _____ (2)電話番号 _____																																										
(3)専門家の経歴 <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>始期</th><th>終期</th><th>経歴</th><th>始期</th><th>終期</th><th>経歴</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	始期	終期	経歴	始期	終期	経歴	年	月	年	月	年	月																														
始期	終期	経歴	始期	終期	経歴																																					
年	月	年	月	年	月																																					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日																																										
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。																																										

所属機関等作成用1 K(「宗教」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____																								
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()																								
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____ 支店・事業所・研究室名 _____ 届用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> (2)法人番号(13桁) _____ (3)届用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> (4)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) (5)所在地 _____ 電話番号 _____																								
4 派遣予定期間 _____																								
5 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 6 職務上の地位 円(□年額 □月額)																								
7 職種 <input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)																								
8 活動内容詳細(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。) _____																								
9 派遣元団体 (1)名称 _____ (2)所在地 _____																								
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日																								
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。																								

所属機関等作成用1 L(「高度専門職(1号口)」・「高度専門職(2号)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏 名 _____ (2)在留カード番号 _____
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
3 支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁) _____
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(6)所在地 _____ 電話番号 _____
(7)資本金 円 (8)年間売上高(直近年度) 円
(9)従業員数 名 うち外国人従業員数 名
4 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____ 円(□年額 □月額)
5 職務上の地位(役職名) <input type="checkbox"/> あり(_____) <input type="checkbox"/> なし _____
6 派遣・就労予定期間 _____
7 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○「企業内転勤」「報道」又は「高度専門職」での在留を希望する場合で、 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
8 活動内容詳細 _____
9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関 (1)名 称 _____ (2)所在地 _____
10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て) <input type="checkbox"/> 親会社 <input type="checkbox"/> 子会社 <input type="checkbox"/> 本部・本店 <input type="checkbox"/> 支部・支店 <input type="checkbox"/> その他() _____
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 M(「高度専門職(1号ハ)」・「高度専門職(2号)」・「経営・管理」)

1 経営を行なう又は管理に従事する外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏 名 _____ (2)在留カード番号 _____
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()
3 勤務先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
3 勤務先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
3 支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
(6)所在地 _____ 電話番号 _____
(7)資本金 円 (8)年間売上高(直近年度) 円
(9)法人税納付額 円 (10)申請人の投資額 円 (11)常勤従業員数(申請人が経営を開始する場合にのみ記載) 名 (うち日本人、特別永住者又は「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者) _____ 名
4 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
5 活動内容詳細 _____
6 就労予定期間(申請人が管理者の場合にのみ記載) <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月)
7 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____ 円(□年額 □月額)
8 職務上の地位(役職名) _____
9 事業所の状況 (1)面積 _____ m ² (2)保有の形態 □保有 <input type="checkbox"/> □賃貸(家賃/月) _____ 円
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」、(本邦大学卒業者))

1 契約又は招へいする外国人の氏名					
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()					
3 所属機関等契約先 (1)名称	(2)法人番号(13桁)				
(3)支店・事業所名	(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略				
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/>					
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
(6)所在地	電話番号				
(7)資本金	円	(8)年間売上高(直近年度)	円		
(9)従業員数	名				名
うち外国人従業員数	名	(このうち技能実習生)	名		
4 就労予定期間 <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月)					
5 雇用開始(入社)年月日 年 月 日	(未定の場合は以下のいずれかを選択) <input type="checkbox"/> 今次申請の許可を受け次第 <input type="checkbox"/> 在籍する教育機関を卒業後、今次申請の許可を受け次第 <input type="checkbox"/> その他()				
6 給与・報酬(税引前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 円(□年額 □月額)					
7 実務経験年数	年	8 職務上の地位(役職名)			
		<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし		
9 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/>					
○「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
10 活動内容詳細					

所属機関等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」、(本邦大学卒業者))

11 派遣先等 (人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入) (1)名称	(2)法人番号(13桁)				
(3)支店・事業所名	(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略				
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/>					
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)					
(6)所在地					
電話番号					
(7)資本金	円	(8)年間売上高(直近年度)	円		
(9)派遣予定期間					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日					
年 月 日					
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。					

所轄機関等用作付 Y 「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」

(14) 取扱機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行なう者がある場合に記入)
氏名又は名称 _____

住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能受託機関

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※該当事業所は記入省略 _____

(4) 乗種 ○主たる乗種を別紙「乗種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 ○他に乗種があれば別紙「乗種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(6) 資本金 円 (7) 年間売上高額(直近年度) 円

(8) 常勤職員数 名

(9) 代表者の氏名 _____

(10) 勤務させる事業所名 所在地 _____

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無

労働保険番号 _____ (未尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11) 労働・社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
 有(有) _____ 無(無) _____)、無

(12) 特定技能雇用契約の締結の日前1年内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた他の団体を自由に離職させたことの有無
 有(有) _____ 無(無) _____)、無

(13) 特定技能雇用契約の締結の日前1年内又は締結の日以後に、特定技能受託機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者が発生させたことの有無
 有(有) _____ 無(無) _____)、無

(14) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(15) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神的機能の障害を有するとの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(16) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が被破産手続開始の決定を受け復権を得ないとの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(17) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取得されたことの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(18) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取得された法人の行為であったことの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(19) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前1年内又は締結の日以後に、出入り元又は外商に関する法令に違反して不正又は著しく不当な行為をしたとの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(20) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
 有(有)、該当者名: _____)、無

(21) 特定技能受託機関、その役員、支援責任者、支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(1)から(20)までの該当事項に該当するものと認められる場合に記入
 有(有)、該当年次: _____)、無

(22) 務力団員又は年以下に勤め団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容)
(23) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしているとの有無
有、無

(24) 特定技能雇用契約に基づく保証金の徴収その他財産管理又は譲り金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結しているとの有無
有(内容)
(25) 特定技能雇用契約の不履行について譲り金等の支払契約を締結しているとの有無
有(内容)
(26) 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしているとの有無
申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
有、無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
(27)次のいずれかが該当することの有無
(有)の場合に該当するものの選択
□①派遣先において從事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに閑連する業務を行っていること
(内容)
□②地元公共団体又は□に該当する者が資本金の過半数を出資していること
(内容)
□③地元公共団体又は□に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
(内容)
□④派遣先において從事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区城法第16条の5第1項
に該当する場合に該当すること

(28)労働者派遣をしてることとしている派遣先が(11)から(22)に該当しているとの有無
有(内容)
(29)労災保険加入等の措置の有無
有(内容)
(30)特定技能雇用契約を締結して履行する体制が適切に整備されているとの有無
有、無

(31)外国人の雇用額、当該人員の名前と指定する他の他の職務範囲に対する振込又は現実に支払われた額を確認
する旨の記載(記載されなきこととし)、後者の場合は在留登録手続機関に領収の支払を
交付する書類的な資料を提出し、その確認を受けたこととしているとの有無
有、無

(32)特定技能雇用契約の適正運営の確保につき産業分野に特有の事情に鑑みて表示で定められた基準に適合
しているとの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有、無

(以下(33)から(41)は申請人は「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特
定技能外国人支援計画の全部の実務を委託しない場合に記入)
(33)支援責任者名
所属、役職

役員又は職員の中から支援責任者を選任しているとの有無
有、無

(34)支援担当者名
所属、役職

役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任しているとの有無
有、無

(35)次のいずれかが該当することの有無
(有)の場合に該当するものの選択
□①過去2年以内において法規表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(收入を伴う事業を運営する活動
又は収益を発生する活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者に就職された者は管
理改正を実行した実績を有すること
□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法規表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(收入を
伴う事業を運営する活動又は収益を発生する活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長
期在留者に就職相談課題に従事し経験を有すること
□③その他支援責任者を正しく選定できる事情を有すること(内容)

(36)1号特定技能外国人入国登録時にに基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことがで
きる体制に有しているとの有無
有、無

(37)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業に登録支援機関に
約終了の日から1年以上備えて置くこととしているとの有無
有、無

特種機関等作成用4V(「特定技能(1号)・「特定技能(2号)」)	
(38) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であるとの有無	有/無
(39) 特定技能雇用契約締結の前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を行ったとの有無	有/無
(40) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にあると定期的な面談を実施できる体制を有しているとの有無	有/無
(41) 适合1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施の確実性に基づき特定産業分野に特有の事情に鑑みて表示で定められる基準に適合しているとの有無(当該基準が記載する場合に記入)	有/無
4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能(1号)での在留を希望する場合に記入」)	有/無
(1) 申請用紙記載事項、特許登録料金、本邦銀行口座開設手続等を行なうことによる情報の提供、上陸及び在留のための在留登録の手続に係る「留意すべき事項に関する情報」の提供を外国人及び十分に理解することができるとする旨による言語により実施することとしているとの有無	有/無
(2) 上記(1)について、対面により、又は電話・電話装置その他の方法により行うこととしているとの有無	有/無
(3) 国内(主に)港又は飛行場への送付をすることとしているとの有無	有/無
(4) 通切可能な在留の期間に係る支援することとしているとの有無	有/無
(5) 電話機会議における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の必要な契約に係る支援をすることとしているとの有無	有/無
(6) 在留資格変更時に、本邦での生活一層に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出等の手続、相談又は申請に際する回答等、十分な知識によることができる旨による言語で医療に関することがより簡単な医療機関に関する事項、防災に関する知識、重複申請の防止等に係る必要事項や外国人の法規遵守に関する必要な事項に関する情報の提供を外国人及び十分に理解することができるとする旨による言語により実施することとしているとの有無	有/無
(7) 外国人又は日本が地方公共団体の機関への届出等の手続を履行するに当たり、必要に応じ、隣接機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしているとの有無	有/無
(8) 日本国で学習する機会を得ることとしているとの有無	有/無
(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申诉に対して、遅延なく、適切に応じるとともに、必要な情報を講じることとしているとの有無	有/無
(10) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援を行うこととしているとの有無	有/無
(11) 外国人が、その責めに帰すべき事由にからずして特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援を行うこととしているとの有無	有/無
(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にあると定期的な面談(外国人が行う場所には該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に報告することとしているとの有無	有/無
(13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人に之の内容を交付することとしているとの有無	有/無
(14) 特定産業等に特に係る事項に鑑みて表示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載しているとの有無(当該事項が記載されている場合に記入)	有/無
(15) 支援の内容が外国人の適度な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであるとの有無	有/無
(16) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて表示で定められる基準に適合しているとの有無(当該基準が定められている場合は記入)	有/無
5 登録支援機関(申請人が「特定技能(1号)での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入」)	
(1) 姓氏又は名称	(2) 法人番号(13桁) _____
(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	_____
(4) 住所(所在地)	_____
(5) 代表者の氏名	_____
(6) 登録番号	(7) 登録年月日 年 月 日
(8) 支援を行う事務所の名称	(9) 所在地
(10) 支援責任者名	(11) 支援担当者名
(12) 対応可能言語	(13) 支援委托手数料(月額/人) _____ 円
以上の欄内には日本語で記入して下さい。 特定技能所属機関名、代表者氏名の記名、申請書作成年月日	
年 月 日	

所属機関等作成用1 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

1 技能実習生 (1)氏名			
2 技能実習計画 (1)認定番号	(2)認定年月日 年　月　日		
(3)技能実習の区分 <input type="checkbox"/> 第1号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第1号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号団体監理型技能実習			
3 職種 <input type="radio"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="radio"/> 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
4 技能実習期間 (1)実習実施者(勤務先) (2)技能実習期間 (3)時局区分 年　月　日から　年　月　日まで	年　月　日から　年　月　日まで		
5 留用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	<input type="checkbox"/>		
6 業種 <input type="radio"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="radio"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
7 所在地	電話番号		
8 常勤職員数 名			
9 実習実施者届出受理番号 実	<input type="checkbox"/>		
10 実習実施者届出受理年月日 年　月　日			
11 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入) (1)名称 (2)法人番号(13桁)	<input type="checkbox"/>		
12 留用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略	<input type="checkbox"/>		
13 業種 <input type="radio"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="radio"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)			
14 所在地	電話番号		
15 監理団体許可の事業区分 <input type="checkbox"/> ①一般監理事業 <input type="checkbox"/> ②特定監理事業			
16 監理団体許可番号 許	<input type="checkbox"/>		
17 監理団体許可年月日 年　月　日			
18 監理団体許可の有効期間 年　月　日から　年　月　日まで			
以上の記載内容は事実と相違ありません。 実習実施者又は監理団体名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年　月　日			
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施者又は監理団体が変更箇所を訂正すること。			

所属機関等作成用1 P(「留学」)

1 在学中又は入学予定の外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏名	(2)在留カード番号		
2 通学先 (1)学校名			
(2)所在地			
3 電話番号			
(3)法人名	(4)法人番号(13桁)		
4 授業形態 <input type="checkbox"/> 昼間制 <input type="checkbox"/> 昼夜間制 <input type="checkbox"/> 夜間制 <input type="checkbox"/> サテライト制(双向通信による遠隔授業を受ける場合に記入) <input type="checkbox"/> 通信制(単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。)			
5 生活指導担当者名(通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入)			
6 (7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体 (通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入) <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人又は公益財團法人 <input type="checkbox"/> その他()	有・無		
7 入学年月日 年　月　日			
8 週間授業時間(予定を含む。) 時間			
9 在籍区分 <input type="checkbox"/> 大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学院(研究生／専ら聽講によらない) <input type="checkbox"/> 大学院(研究生／専ら聽講による) <input type="checkbox"/> 大学(学部生) <input type="checkbox"/> 大学(聽講生) <input type="checkbox"/> 大学(科目等履修生) <input type="checkbox"/> 大学(別科生) <input type="checkbox"/> 大学(研究生／専ら聽講によらない) <input type="checkbox"/> 大学(研究生／専ら聽講による) <input type="checkbox"/> 短期大学(学科生) <input type="checkbox"/> 短期大学(聽講生) <input type="checkbox"/> 短期大学(科目等履修生) <input type="checkbox"/> 短期大学(別科生) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校(専門課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校 <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(専修学校専門課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(専修学校一般課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(準備教育課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(各種学校) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(その他) <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> その他()			

所属機関等作成用2 P(「留学」)

6 学部・課程
(5)で大学院、大学、短期大学(いずれも聽講生・科目等履修生及び研究生の場合を含む)を選択した場合に記入)
<input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 経済学 <input type="checkbox"/> 政治学 <input type="checkbox"/> 商学 <input type="checkbox"/> 経営学 <input type="checkbox"/> 文学
<input type="checkbox"/> 哲學 <input type="checkbox"/> 社会学 <input type="checkbox"/> 歴史学 <input type="checkbox"/> 心理学 <input type="checkbox"/> 教育学 <input type="checkbox"/> 芸術学
<input type="checkbox"/> その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 工学
<input type="checkbox"/> 農学 <input type="checkbox"/> 水産学 <input type="checkbox"/> 薬学 <input type="checkbox"/> 医学 <input type="checkbox"/> 衛生学
<input type="checkbox"/> その他自然科学() <input type="checkbox"/> 体育学 <input type="checkbox"/> その他()

7 所属予定の研究室(5で大学院を選択した場合に記入)

(1)研究室名 _____

(2)指導教員氏名 _____

8 専門課程名称(5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入)

<input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 教育・社会福祉 <input type="checkbox"/> 法律
<input type="checkbox"/> 商業実務 <input type="checkbox"/> 服飾・家政 <input type="checkbox"/> 文化・教養 <input type="checkbox"/> その他()

9 卒業年月(予定) _____ 年 _____ 月

(交換留学生の場合、10に交換留学受入満了年月を記入) _____ 年 _____ 月

10 交換留学受入満了年月 _____ 年 _____ 月

以上の記載内容は事実と相違ありません。
教育機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Q(「研修」)

1 受け入れている外国人の氏名及び在留カード番号

(1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 研修生受入れ機関

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)事業内容 _____

(4)機関の種類

<input type="checkbox"/> 日本国政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人
<input type="checkbox"/> 公益社団・公益財団法人 <input type="checkbox"/> その他の非営利法人 <input type="checkbox"/> 会社等の営利法人
<input type="checkbox"/> その他()

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 円 (7)年間売上金額 円

(直近年度) _____

(8)常勤職員数 名 (9)外国人研修生数 名

(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____

(12)研修指導員名 _____ 経験年数 年

(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 有・無

3 研修内容(修得しようとする技能等)

<input type="checkbox"/> 服製造 <input type="checkbox"/> 金属加工 <input type="checkbox"/> 木材加工 <input type="checkbox"/> 石材加工 <input type="checkbox"/> プラスチック加工
<input type="checkbox"/> 食品加工 <input type="checkbox"/> 機械組立 <input type="checkbox"/> 部品製造 <input type="checkbox"/> 工場管理 <input type="checkbox"/> 建設・土木
<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 印刷・製本 <input type="checkbox"/> 運輸通信 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 農林
<input type="checkbox"/> 水産 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> コンピュータシステム <input type="checkbox"/> 経営管理システム
<input type="checkbox"/> 貿易・金融システム <input type="checkbox"/> 市場調査・分析 <input type="checkbox"/> その他()

4 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで

うち実務研修期間 月

5 月額研修手当 円

6 研修実施時間 時 分から 時 分まで

7 実務研修の有無 有・無

8 研修総時間数 時間 うち実務研修時間数 時間

実務研修の比率 %

9 働き旅費の確保 受入れ機関が確保・負担(機関名) その他()

10 研修生受け入れ機関(上記2以外に受け入れ機関がある場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)事業内容 _____

(4)機関の種類
日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
公益社団・公益財團法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人
その他()

所属機関等作成用2 Q(「研修」)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____
(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円
(8)常勤職員数 _____ 名 (9)外国人研修生数 _____ 名
(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____
(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年
(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
有・無

11 本邦の研修あっせん機関(上記2又は10の機関とは別の機関が研修をあっせんした場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)事業内容 _____
(4)所在地 _____ 電話番号 _____
(5)経営者名 _____ (6)管理者名 _____

12 外国への送り出し機関(所属機関)

(1)名称 _____ (2)事業内容 _____
(3)所在地 _____ 電話番号 _____
(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

13 外国の送り出し機関(上記12以外の送り出し機関がある場合に記入)

(1)名称 _____ (2)事業内容 _____
(3)所在地 _____ 電話番号 _____
(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

(以下14から23は、上記7で有の場合に記入)

14 本邦入国情の事前研修(実施した場合に記入)

(1)実施機関 _____
(2)実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
(3)実施時間数 _____ 時間

15 受入れ機関・研修事業実施主体等
①基準5号イ ②基準5号ロ ③基準5号ハ ④基準5号ニ
⑤基準5号ホ ⑥基準5号ヘ ⑦基準5号ト ⑧基準5号チ

所属機関等作成用3_Q(「研修」)

16 研修事業への資金提供状況(上記15で⑥に該当する場合に記入)

(1)機関
国 地方公共団体() 特殊法人()
独立行政法人() その他()

(2) (1)の機関の出資額 _____円
 (研修実施経費に占める比率) _____%

17 研修生を指名した外国の国又は地方公共団体名(上記15で⑧に該当する場合に記入)

18 日本国政府からの援助・指導の内容(上記15で⑧に該当する場合に記入)

(19から23は、上記15で⑥から⑧に該当する場合に記入)

19 宿泊施設名 _____ 所在地 _____

20 研修施設名 _____ 所在地 _____

21 生活指導員名 _____

22 傷害保険等の内容 _____

23 安全衛生上必要な措置の有無 有・無
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 受入れ機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、受入れ機関が変更箇所を訂正すること。

扶養者等作成用1_R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」,(EPA家族),(本邦大卒者家族))

1 扶養している家族(申請人)の氏名及び在留カード番号

(1) 氏名 _____
 (2) 在留カード番号 _____

2 扶養者

(1) 氏名 _____
 (2) 生年月日 年 月 日 (3) 国籍・地域 _____
 (4) 在留カード番号 _____

(5) 在留資格 _____ (6) 在留期間 _____
 (7) 在留期間の満了日 年 月 日 _____

(8) 申請人との関係(続柄)
夫 妻 父 母
口養父 口養母 口その他()

(9) 勤務先名称(留学生を除く) (10) 法人番号(13桁) _____

(11) 支店・事業所名 _____
 (12) 勤務先所在地 _____

電話番号 _____
 (13) 年収 _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 扶養者の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、扶養者が変更箇所を訂正すること。

所屬機関等作成用 1-1(その他の)

1 契約、招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号
 (1) 氏名 _____ (2) 在留カード番号 _____

(契約の場合は以下のいずれかの形態を選択) _____
 □雇用 □委任 □請負 □その他()

2 申請人の活動内容
 □外交、公用 3. 4. 5(1)～(5)及び「記名(署名)欄」を記入
 □護送、公認会計士、その他法律、会計業務、税師、その他医療開業医業務、アマチュアスポーツ選手、イングランシップ、EPA看護師、介護福祉士、EPA看護師候補者、介護福祉士候補者、外国人建設・造船就労者、製造業外国従業員、家事支援者(国家戦略特区)、農業支援者(国家戦略特区) _____
 □EPA就学介護福祉士候補者 3. 4. 5. 6. 7. 8及び「記名(署名)欄」を記入
 □家事使用者 3. 4. 6. 7. 8及び「記名(署名)欄」を記入
 □扶養を受ける活動 10及び「記名(署名)欄」を記入
 □日系四世 11又は12及び「記名(署名)欄」を記入

3 職種
 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

4 活動内容詳細

5 勤務先、所属機関又は通学先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)業種
 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 ○他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5)所在地 電話番号 _____
 (6)資本金 円 (7)年間売上高(直近年度) 円
 (8)従業員数 名 うち外国人職員数 名

6 職務上の地位 7 就労又は就学予定期間 _____

8 月額報酬(税引き前の支払額) _____ 円
 ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____

9 雇用主(家事使用者の場合に記入)
 (1)国籍、地域 _____
 (2)氏名 _____
 (3)性別 男・女 (4)生年月日 年 月 日
 (5)住居地 電話番号 _____
 (6)職務上の地位 (7)在留カード番号 _____
 (8)在留資格 (9)在留期間 _____
 (10)在留期間の満了日 年 月 日

(11)雇用主の同居家族(父・母・配偶者・子など)					
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称
				有・無	

10 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)
 (1)氏名 _____
 (2)生年月日 _____ 年 月 日 (3)国 籍・地域 _____
 (4)在留カード番号 _____
 (5)在留資格 _____ (6)在留期間 _____
 (7)在留期間の満了日 _____ 年 月 日 _____
 (8)申請人との関係(続柄)
 □夫 □妻 □父 □母
 □養父 □養母 □その他()
 (9)勤務先名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (10)法人番号(13桁) _____ (11)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入可略
 (12)勤務先所在地 _____ 電話番号 _____
 (13)年 収(扶養者が「外交」又は「公用」の場合は記入不要) _____ 円 _____
 11 日系四世受入れサポーター(日系四世で受入れサポーターが個人の場合に記入)
 (1)氏名 _____
 (2)生年月日 _____ 年 月 日 (3)国 籍・地域 _____
 (4)在留カード番号 _____ (5)在留資格 _____
 (6)申請人との関係
 □親族 □友人・知人 □雇用主 □その他()
 (7)住所 _____ (8)電話番号 _____
 12 日系四世受入れサポーター(日系四世で受入れサポーターが団体の場合に記入)
 (1)団体名称 _____ (2)事業所名 _____
 (3)所在地 _____ (4)電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称又は日系四世受入れサポーター(法人名)、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 扶養者、身元保証人又は日系四世受入れサポーター(個人)の署名/申請書作成年月日
 年 月 日
 注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等又は扶養者等が変更箇所を訂正すること。

別紙 業種一覧

1 農林業	食料品
2 渔業	織維工業
3 鉱業, 採石業, 砂利採取業	プラスチック製品
4 建設業	金属製品
5	生産用機械器具
6	電気機械器具
7	輸送用機械器具
8 製造業	その他(他に分類されないもの)
9	13 電気・ガス・熱供給・水道業
10	14 情報通信業
11	15 連輸・信書便事業
12	16 各種商品(総合商社等)
13	17 織維・衣服等
14	18 飲食料品
15	19 雑貨材料, 鉱物・金属材料等
16	20 機械器具
17	21 その他
18	22 各種商品
19	23 織物・衣服・身の回り品
20	24 飲食料品(コンビニエンスストア等)
21	25 機械器具
22	26 その他
23	27 金融・保険業
24	28 不動産・物品賃貸業
25	29 学術・開発研究機関
26	30 専門サービス業(他に分類されないもの)
27	31 広告業
28	32 技術サービス業(他に分類されないもの)
29	33 宿泊業
30	34 飲食サービス業
31	35 生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業
32	36 学校教育
33	37 その他の教育, 学習支援業
34	38 医療・福祉業
35	39 医療・保健衛生
36	40 社会保険・社会福祉・介護事業
37	41 複合サービス事業(郵便局, 農林水産業協同組合, 事業協同組合(他に分類されないもの))
38	42 職業紹介・労働者派遣業
39	43 その他の事業サービス業(連記・ワープロ入力・複写業, 建物サービス業, 警備業等)
40	44 その他のサービス業(他に分類されないもの)
41	45 宗教
42	46 公務(他に分類されるものを除く)
43	47 分類不能の産業

別紙 業種一覧

1 経営	57 深香謙郎
2 管理業務(経営者を除く)	58 薬科衛生士
3 調査研究	59 放射線技師
4 技術開発(農林水産分野)	60 理学療法士
5 技術開発(食品分野)	61 作業療法士
6 技術開発(機械器具分野)	62 視能訓練士
7 技術開発(その他製造分野)	63 臨床工学技士
8 生産管理(食品分野)	64 義肢装具士
9 生産管理(機械器具分野)	65 義歯士
10 生産管理(その他製造分野)	66 司法書士
11 建築・土木・測量技術	67 神經士
12 情報処理・通信技術	68 土地鑑定調査士
13 法律事務業務	69 外国公認会計士
14 金融・保険	70 公認会計士
15 コピーライティング	71 外国公認会計士
16 報道	72 税理士
17 編集	73 社会保険労務士
18 デザイン	74 行政書士
19 教育(教員免許を有する者が行う教育)	75 海事代理士
20 教育(小学校・中学校・高等学校における講師教育)	76 義式家
21 教育(専修学校)	77 美術家・写真家
22 教育(各種学校)	78 音楽家・舞台芸術家
23 教育(インクーターナショナルスクール)	79 宗教家
24 教育(教育機関を除く)	80 家事代理人
25 翻訳・通訳	81 プロボート選手
26 海外取引業務	82 アマチュアスポーツ選手
27 企画業務(マークティング, リサーチ)	83 インターンシップ
28 企画業務(広報・宣伝)	84 ワーカー・ホリデー
29 会計業務	85 外国公使
30 法人会議	86 サマージョブ
31 CAD オペレーション	87 国際文化交流
32 調理	88 EPA看護師
33 外国特有の建築技術	89 EPA介護福祉士
34 外国特有の製品製造	90 EPA看護助師候補者
35 宝石・貴金属・毛皮加工	91 EPA介護福祉士候補者
36 動物の調教	92 EPA就学介護福祉士候補者
37 石油・地熱等掘削調査	93 外国人建設労働者
38 バイオット	94 外国人造船労働者
39 スポーツ指導	95 製造効率化労働者
40 ソムリエ	96 家事支援者(国家職能特区)
41 余漕施紳士	97 施設運営支援者(国家職能特区)
42 研究	98 営業営業支援者(国家職能特区)
43 研究の指導	99 訓練活動
44 教育(大学等)	100 その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
45 記者	101 農林水産業従事者
46 報道カメラマン	102 製品製造・加工処理従事者(金属製品)
47 医師	103 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
48 歯科医師	104 機械組立従事者
49 薬剤師	105 機械整備・修理工事従事者
50 看護師	106 機械検査従事者
51 接客(販売店)	107 建設機械工事従事者
52 接客(飲食店)	108 建設従事者(建設機械工事従事者を除く)
53 接客(その他)	109 その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
54 製品製造	110 連輸・清掃・包装等従事者
55 保健師	111 外交
56 助産師	112 公用
	999 その他

別記第三十号の二様式(第二十一条関係)

申請人等作成用 (表) 日本国政府法務省

在留期間更新許可申請書		写 真				
法務大臣殿						
出入国管理及び難民認定法第21条第2項の規定に基づき、次のとおり在留期間の更新を申請します。						
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日				
3 氏名						
4 性別 男・女	5 配偶者の有無 有・無					
6 職業	7 本国における居住地					
8 住居地						
9 電話番号	携帯電話番号					
10 旅券 (1)番号	(2)有効期限	年 月 日				
11 現に有する在留資格	在留期間					
在留期間の満了日	年 月 日					
12 在留カード番号						
13 希望する在留期間	(審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)					
14 更新の理由						
15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) 有(具体的な内容))・無					
16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者(有('有')の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。)・無						
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・在留カード番号	特別永住者証明書番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

(表)
参考
申請人等作成用(2)から、所属機関等作成用(1)からは、在留目的に従って、次の様式を使用してください。

	在留目的	例	使用する申請書								
			申請人等作成用				所属機関等作成用				
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	就学	大学教授	0	1	1	—	1	—	—	—	—
2	就学等における研究の専門的又は教育等	中学校の語学教師	0	—	—	—	—	—	—	—	—
3	就学等における研究の専門的又は教育等	工作家、写真家	0	J	J	—	J	—	—	—	—
4	就学等における研究の専門的又は教育等	司教、宣教師	0	K	—	—	S	—	—	—	—
5	就学等における研究の専門的又は教育等	新聞記者、脚本家	0	—	—	—	—	—	—	—	—
6	就学等における研究の専門的又は教育等	外資系企業の駐在員	0	L	—	—	L	—	—	—	—
7	就学等における研究の専門的又は教育等	企業の社長、取締役、部長	0	M	—	—	M	—	—	—	—
8	就学等における研究の専門的又は教育等	政府公務員、企業の研究者	0	N	—	—	N	N	—	—	—
9	就学等における研究の専門的又は教育等	機械工学等の技術者、マーケティング業務従事者	0	—	—	—	—	—	—	—	—
10	就学等における研究の専門的又は教育等	就職指導士	0	—	—	—	—	—	—	—	—
11	就学等における研究の専門的又は教育等	外因料理の調理師、スポーツ指導者	0	—	—	—	—	—	—	—	—
12	就学等における研究の専門的又は教育等	情報処理技術者	0	—	—	—	—	—	—	—	—
13	就学等における研究の専門的又は教育等	高齢日本語能力を持つ本邦大学卒業者	0	—	—	—	—	—	—	—	—
14	就学等における研究の専門的又は教育等	特定技能外国人	0	V	V	—	V	V	V	V	V
15	就学等における研究の専門的又は教育等	原手、モルタル	0	0	0	0	—	—	—	—	—
16	就学等における研究の専門的又は教育等	技術実習生	0	1	—	—	—	—	—	—	—
17	就学等における研究の専門的又は教育等	就業研修生	0	—	—	—	—	—	—	—	—
18	就学等における研究の専門的又は教育等	就業研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	0	Q	—	—	Q	Q	Q	—	—
19	就学等における研究の専門的又は教育等	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること	0	R	—	—	R	—	—	—	—
20	就学等における研究の専門的又は教育等	本邦大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること	0	—	—	—	—	—	—	—	—
21	就学等における研究の専門的又は教育等	日本人の配偶者	0	T	T	—	—	—	—	—	—
22	上記以外の目的(1)	外交、公用、弁護士、公認会計士、医師、歯科医師、薬剤師、アーティスト、モデル、アスリート、スポーツ選手、インターンシップ、EPA看護師、介護福祉士、EPA看護師候補者、看護師候補者、公的研修を行う研究者、公的研修を行う修習者、日本国外へ赴く研究会等に参加する者	0	U	U	U	U	U	U	—	—
23	上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	0	U	U	U	—	—	—	—	—

(注)については、申請人が本邦において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はLの申請書を使用しても差し支えありません。

申請人等作成用2 H(「短期滞在」)

17 滞在目的
<input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 短期商用(商談、業務連絡、市場調査等) <input type="checkbox"/> 知人・親族訪問
<input type="checkbox"/> 日本文化の習得(柔道、剣道、空手、茶道、生花等) <input type="checkbox"/> 勉学(日本語、コンピューター等)
<input type="checkbox"/> 見学・視察 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他()
18 これまでの訪問先・活動内容
19 今後の訪問先・活動内容
20 出国予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
21 航空券所持の有無 有・無 予約済の場合の便名 _____
22 所持金額(現金、トラベラーズチェック等) _____
23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住 所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。
※ 取次者 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____ (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 I(「高度専門職(1号イ)」・「教授」・「教育」)

17 稼働先 ※所在地及び電話番号については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。																																				
(1)名称 所在地 _____ 電話番号 _____																																				
(2)及び(3)は、稼働先が複数ある場合に記入)																																				
(2)名称 所在地 _____ 電話番号 _____																																				
(3)名称 所在地 _____ 電話番号 _____																																				
18 最終学歴 (1)日本 <input type="checkbox"/> 外国 (2)□大学院(博士) □大学院(修士) □大学 □短期大学 □専門学校 □高等学校 □中学校 □その他() (3)学校名 (4)卒業年月日 年 _____ 月 _____ 日																																				
19 専攻・専門分野 (18で大学院(博士)～短期大学の場合) □法學 □経済学 □政治学 □商学 □経営学 □文学 □語学 □社会学 □歴史学 □心理学 □教育学 □芸術学 □その他人文・社会科学() □理学 □化学 □工学 □農学 □水産学 □薬学 □医学 □歯学 □その他自然科学() □体育学 □その他() (18で専門学校の場合) □工業 □農業 □医療・衛生 □教育・社会福祉 □法律 □商業実務 □服飾・家政 □文化・教養 □その他()																																				
20 職歴(外国におけるものも含む) <table border="1"><thead><tr><th>入社</th><th>退社</th><th>勤務先名称</th><th>入社</th><th>退社</th><th>勤務先名称</th></tr><tr><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th><th>年</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称	年	月	年	月	年	月																								
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称																															
年	月	年	月	年	月																															
(21から23までは「教育」での在留を希望する場合に記入)																																				
21 教育に係る免許の有無 有・無																																				
22 教育しようとする科目に係る実務経験年数 年																																				
23 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 年																																				

申請人等作成用3-1(「高度専門職(1号イ)」・「教授」・「教育」)

24 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1) 氏名 _____ (2) 住 所 _____

(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用3 J(「芸術・「文化活動」)

21. 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1) 氏名 _____ (2) 住所 _____

(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号 _____

申請人等作成用2-K(「宗教」)

17. 派遣先
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18. 活動内容(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)

19. 派遣元団体
 (1)名 称 _____
 (2)所在地 _____

20. 職 員(国外におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月		年	月	

21. 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日

※ 次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号ロ)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

17 勤務先又は活動先		支店・事業所名			
(1)名称					
(2)所在地	(3)電話番号				
18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関					
(1)名称					
(2)所在地					
19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)					
<input type="checkbox"/> 親会社	<input type="checkbox"/> 子会社	<input type="checkbox"/> 日本部・本店			
<input type="checkbox"/> 支部・支店	<input type="checkbox"/> その他()				
20 職歴(外国におけるものを含む)					
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月
21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)					
(1)氏名	(2)本人との関係				
(3)住所					
電話番号			携帯電話番号		
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日					
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名	(2)住所				
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	電話番号				

申請人等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)

17 勤務先		支店・事業所名			
(1)名称					
(2)所在地	(3)電話番号				
18 最終学歴					
(1) <input type="checkbox"/> 日本邦	<input type="checkbox"/> 外国				
(2) <input type="checkbox"/> 大学院(博士)	<input type="checkbox"/> 大学院(修士)	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 短期大学	<input type="checkbox"/> 専門学校	
<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> その他()			
(3)学校名	(4)卒業年月日		年	月	日
19 専攻・専門分野 (18で大学院(博士)～短期大学の場合)					
<input type="checkbox"/> 法学	<input type="checkbox"/> 経済学	<input type="checkbox"/> 政治学	<input type="checkbox"/> 商学	<input type="checkbox"/> 経営学	<input type="checkbox"/> 文学
<input type="checkbox"/> 語学	<input type="checkbox"/> 社会学	<input type="checkbox"/> 歴史学	<input type="checkbox"/> 心理学	<input type="checkbox"/> 教育学	<input type="checkbox"/> 芸術学
<input type="checkbox"/> その他の人文・社会科学()			<input type="checkbox"/> 理学	<input type="checkbox"/> 化学	<input type="checkbox"/> 工学
<input type="checkbox"/> 農学	<input type="checkbox"/> 水産学	<input type="checkbox"/> 薬学	<input type="checkbox"/> 医学	<input type="checkbox"/> 衛生	
<input type="checkbox"/> その他の自然科学()			<input type="checkbox"/> 体育学	<input type="checkbox"/> その他()	
(18で専門学校の場合)					
<input type="checkbox"/> 工業	<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 医療・衛生	<input type="checkbox"/> 教育・社会福祉	<input type="checkbox"/> 法律	
<input type="checkbox"/> 商業実務	<input type="checkbox"/> 服飾・家政	<input type="checkbox"/> 文化・教養	<input type="checkbox"/> その他()		
20 事業の経営又は管理についての実務経験年数 年					
21 職歴(外国におけるものを含む)			入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月
22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)					
(1)氏名	(2)本人との関係				
(3)住所					
電話番号			携帯電話番号		
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 年 月 日					
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名	(2)住所				
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	電話番号				

申請人等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」、(本邦大学卒業者))

17 勤務先 (1)名称	支店・事業所名				
(2)所在地	(3)電話番号				
18 最終学歴(介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入) (1)□本邦 □外国 (2)□大学院(博士) □大学院(修士) □大学 □短期大学 □専門学校 □高等学校 □中学校 □その他() (3)学校名 (4)卒業年月日 年 月 日					
19 専攻・専門分野 (18で大学院(博士)～短期大学の場合) □法学 □経済学 □政治学 □商学 □経営学 □文学 □語学 □社会学 □歴史学 □心理学 □教育学 □芸術学 □その他人文・社会科学() □理学 □化学 □工学 □農学 □水産学 □薬学 □医学 □歯学 □その他自然科学() □体育学 □介護福祉 □その他() (18で専門学校の場合) □工業 □農業 □医療・衛生 □教育・社会福祉 □法律 □商業実務 □情報システム □文化・教養 □介護福祉 □その他() 20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無(情報処理業務従事者のみ記入) 有・無 (資格名又は試験名)					
21 職歴(国外におけるものも含む)					
入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称	入社 年 月	退社 年 月	勤務先名称
22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 (2)本人との関係 (3)住所 電話番号 携帯電話番号 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日					
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者 (1)氏名 (2)住所 電話番号 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号					

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

17 特定技能所属機関 (1)氏名又は名称	電話番号	
(2)住所(所在地)		
18 技能水準 □分野別運用方針に定める評価方法による証明 □試験による証明 合格した試験名 受験地 □日本国内 □日本国外(国名:) □日本国内 □日本国外(国名:) □その他の評価方法による証明		
□技能実習2号を良好に修了		
19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) □分野別運用方針に定める評価方法による証明 □試験による証明 合格した試験名 受験地 □日本国内 □日本国外(国名:) □日本国内 □日本国外(国名:) □その他の評価方法による証明		
□技能実習2号を良好に修了		
20 良好に修了した技能実習2号(上記18、19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入) (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種 作業 良好に修了したことの証明 □3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 □実習状況に関する書面による証明 (複数ある場合には(2)に記入) (2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入) 職種 作業 良好に修了したことの証明 □3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明 □実習状況に関する書面による証明		
21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) 年 月		

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22	特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は進約金等の支払契約の有無 有(徴収又は管理機関名:) 徴収金額又は管理財産:)・無
23	特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外國の機関への費用の支払いについて、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
24	支払額(日本円に換算): 約 円)・無 有(外國の機関名:)
25	本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無
26	技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) 有・無
27	申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無
28	職歴(外国におけるものを含む)
29	代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と遙違ありません。 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日 注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。
30	※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 O(「興行」)

17	契約の形態 □雇用 □委任 □請負 □その他()
18	職種等 (1)職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
19	興行又は芸能活動の内容 □歌謡 □舞踊 □演劇 □演芸 □スポーツ □商品等の宣伝 □放送番組又は映画の製作 □商業用写真の撮影 □商業用レコード等の錄音等 □その他()
20	就労予定期間 _____
21	報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
22	グループ人数 _____ 名 円(□月額 □日額)
23	適用される基準の区分 □①基準1号イ(1)該当 □②基準1号ロ(1)該当 □③基準1号ロ(2)該当 □④基準1号ロ(3)該当 □⑤基準1号ロ(4)該当 □⑥基準1号ロ(5)該当 □⑦基準1号ハ(2)本文該当 □⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 □⑨基準2号該当 □⑩基準3号該当 契約機関(基準1号又は1号ハ)、主催者、招へい者又は雇用者(基準1号ロ、2号又は3号) (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
24	(3)代表者名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 (5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
25	(6)所在地 _____ 電話番号 _____ (7)資本金 円 (8)年間売上金額(直近年度) 円 (9)～(11)は上記23で①又は⑦に該当する場合、(12)、(13)は⑦に該当する場合に記入 (9)外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 _____ (10)基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(ii)に該当する経営者・常勤の職員 (i)又は(iii)有(無), (ii)又は(ii)有(無), (iv)又は(iv)有(無), (v)又は(v)有(無) (11)基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の全額の支払い 有・無 (12)常勤の職員数 _____ 名 (13)興行契約に基づいて在留中の外国人の人数(申請日現在) _____ 名 (1)出演日程 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____ 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 所在地 _____ 電話番号 _____ 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____ 法人番号(13桁) 名称 _____ 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 所在地 _____ 代表者名 _____

申請人等作成用3_0(「興行」)

(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
従業員数 (うち専ら接待に従事する従業員数)

月額売上金額 _____ 円 舞台面積 _____ m² 指定面積 _____ m²

基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 _____ m²
(a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)

(上記23で④に該当する場合に記入)
施設の敷地面積 _____ m²

(上記23で⑤に該当する場合に記入)
客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____ 名

(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
(2)出演日程 _____

法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

所在地 _____ 電話番号 _____

運営機関の名称、所在地及び代表者名
名称 _____ 法人番号(13桁) _____

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

所在地 _____ 代表者名 _____

(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
従業員数 (うち専ら接待に従事する従業員数)

月額売上金額 _____ 円 舞台面積 _____ m² 指定面積 _____ m²

基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 _____ m²
(a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)

(上記23で④に該当する場合に記入)
施設の敷地面積 _____ m²

(上記23で⑤に該当する場合に記入)
客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____ 名

(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
(3)出演日程 _____

法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

所在地 _____ 電話番号 _____

運営機関の名称、所在地及び代表者名
名称 _____ 法人番号(13桁) _____

雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

申請人等作成用4_0(「興行」)

代表者名	所在地
(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入) 従業員数 (うち専ら接待に従事する従業員数)	
月額売上金額 _____ 円	舞台面積 _____ m ² 指定面積 _____ m ²
基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 _____ m ² (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)	
(上記23で④に該当する場合に記入) 施設の敷地面積 _____ m ²	
(上記23で⑤に該当する場合に記入) 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____ 名	
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入	
26 申請人の経歴(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する場合は除く。)) (1)外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間 (機関名) 年 月 日から 年 月 日まで)	
(2)外国における経験年数 年	
27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 (2)本人との関係	
(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日	
年 月 日	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____	
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号 _____	

申請人等作成用2 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

17 実習実施者(勤務先)					
(1)名称					
(2)所在地	_____ 電話番号 _____				
18 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)					
(1)名称					
(2)所在地	_____ 電話番号 _____				
19 職歴(外国におけるものを含む)					
入社	退社	勤務先名称 年 月 年 月	入社	退社	勤務先名称 年 月 年 月
年 月	年 月		年 月	年 月	
20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)					
(1)氏名	(2)本人との関係				
(3)住所	_____				
電話番号	_____ 携帯電話番号 _____				
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日					
年 月 日					
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、 署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名	(2)住所				
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	電話番号				

申請人等作成用2 P(「留学」)

17 通学先	
(1)名称	_____
(2)所在地	_____ (3)電話番号 _____
(18及び19は在留資格変更許可申請又は進学若しくは転学の場合に記入)	
18 修学年数(小学校～最終学年)	_____ 年
19 最終学歴(又は在学中の学校)	
(1)在籍状況	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> 休学中 <input type="checkbox"/> 中退
<input type="checkbox"/> 大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校	
<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> その他()	
(2)学校名	_____ (3)卒業又は卒業見込み年月 年 月
20 日本語能力(専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入)	
□試験による証明	
(1)試験名	_____ (2)級又は点数 _____
□日本語教育を受けた教育機関及び期間	
機関名	_____
期間	年 月 から 年 月 まで
□その他	_____
21 日本語学習歴(高等学校において教育を受ける場合に記入)	
日本語の教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間	
機関名	_____
期間	年 月 から 年 月 まで
22 滞在費の支弁方法等(生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。)※複数選択可	
(1)支弁方法及び月平均支弁額	
<input type="checkbox"/> 本人負担	_____ 円 <input type="checkbox"/> 在外経費支弁者負担 _____ 円
<input type="checkbox"/> 在外経費支弁者負担	_____ 円 <input type="checkbox"/> 奨学生 _____ 円
<input type="checkbox"/> その他	_____ 円
(2)送金・携行等の別	
<input type="checkbox"/> 外国からの携行	_____ 円 <input type="checkbox"/> 外国からの送金 _____ 円
(携行者 _____ 携行時期 _____) <input type="checkbox"/> その他 _____ 円	
(3)経費支弁者(複数いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可	
①氏名	_____
②住所	_____ 電話番号 _____
③職業(勤務先の名称)	_____ 電話番号 _____
④年収	_____ 円

申請人等作成用3 P(「留学」)

(4)申請人の関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在日経費支弁者負担を選択した場合に記入)

夫 妻 父 母 祖父 祖母 義父 義母
兄弟姉妹 叔父(伯父)・叔母(伯母) 受入教育機関 友人・知人
友人・知人の親族 取引関係者・現地企業等職員 その他の()

(5)奨学金支給機関(上記(1)で奨学金を選択した場合に記入)※複数選択可
国外政府 日本国政府 地方公共団体
公益社団法人又は公益財団法人() その他()

23 資格外活動の有無 有・無
有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可
(1)内容

(2)勤務先名称 _____ 電話番号 _____

(3)週間稼働時間 時間 (4)報酬 円(□月額 □日額)

24 卒業後の予定 _____
帰国 日本での進学
日本での就職 その他()

25 本邦における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

26 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事实と相違ありません。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 Q(「研修」)

17 研修生受け入れ機関

(1)名称 _____ 電話番号 _____

(2)所在地 _____

18 研修生受け入れ機関(上記17以外の受け入れ機関がある場合)

(1)名称 _____ 電話番号 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

19 研修終了後の予定

帰国後復職 帰国後自営業(業種) _____ その他()

20 外国の送出し機関(所属機関)

(1)名称 _____ 電話番号 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

21 外国の送出し機関(上記20以外の送出し機関がある場合に記入)

(1)名称 _____ 電話番号 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

22 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事实と相違ありません。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」,(EPA家族),(本邦大卒者家族))

17 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日
 (配偶者について) 婚姻 (子について) 出生 縁組

(1)日本国届出先

届出年月日 年 月 日

(2)本国等届出先

届出年月日 年 月 日

18 滞在費支弁方法

 親族負担 外国からの送金 身元保証人負担 その他()

19 資格外活動の有無

有・無
有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可

(1)内容

(2)名称 _____ 支店・事業所名 _____

電話番号 _____

(3)週間稼働時間 _____ 時間 (4)報酬 _____ 円(□月額 □日額)

20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日

年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

17 身分又は地位	の <input type="checkbox"/> 配偶者	日系2世	の <input type="checkbox"/> 配偶者
日本人	<input type="checkbox"/> 実子(日系2世)		<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
	<input type="checkbox"/> 特別養子		
	<input type="checkbox"/> 実子の実子(日系3世)	日系3世	の <input type="checkbox"/> 配偶者
	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子		<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
	<input type="checkbox"/> 6歳未満の養子		<input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
永住者・特別永住者	の <input type="checkbox"/> 配偶者	日系2世の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
	<input type="checkbox"/> 実子		<input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子		
	<input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系3世の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
			<input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
日本人の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子	上記以外の定住者	の <input type="checkbox"/> 配偶者
永住者の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子		<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
			<input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
□その他()			

18 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日

(1)日本国届出先 届出年月日 年 月 日

(2)本国等届出先 届出年月日 年 月 日

19 申請人の勤務先等

(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____

(3)年収 _____ 円 _____

20 滞在費支弁方法

(1)支弁方法及び月平均支弁額

 本人負担 円 在外経費支弁者負担 円 在日経費支弁者負担 円 身元保証人 円 その他() 円

(2)送金・携行等の別

 外国からの携行 円 外国からの送金 円(携行者) _____ 携行時期 _____) その他() 円

(3)経費支弁者

①氏名 _____

②住所 _____ 電話番号 _____

③職業(勤務先の名称) _____ 電話番号 _____

④年収 _____ 円 _____

申請人等作成用3 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「住定者」)

21 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)			
(1)氏名			
(2)生年月日	年 月 日		
(3)国	籍・地城		
(4)在留カード番号／特別永住者証明書番号			
(5)在留資格			
(6)在留期間			
(7)在留期間の満了日	年 月 日		
(8)申請人との関係(続柄)			
□夫	□妻	□父	□母
□義父	□義母	□その他の()	
(9)勤務先名称		支店・事業所名	
(10)勤務先所在地		電話番号	
(11)年 収		円	
22 在日身元保証人又は連絡先			
(1)氏名	(2)職業		
(3)住所			
電話番号		携帯電話番号	
23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)			
(1)氏名	(2)本人との関係		
(3)住所			
電話番号		携帯電話番号	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日			
年 月 日			
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。			
※ 取次者 (1)氏名 (2)住所			
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号			

申請人等作成用2 U(その他)

17 活動内容	
①【 <input type="checkbox"/> 外交 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 外国法務弁護士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 外国公認会計士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 弁理士 <input type="checkbox"/> 海事代理士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 歯科看護師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> 美容装具士 <input type="checkbox"/> 家事使用人 <input type="checkbox"/> 家族と同居(外交官の家族を含む。) <input type="checkbox"/> ワーキング・ホリデー <input type="checkbox"/> 外国弁護士 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ選手 <input type="checkbox"/> インターンシップ <input type="checkbox"/> EPA看護師 <input type="checkbox"/> EPA介護福祉士 <input type="checkbox"/> EPA看護師候補者 <input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> 外国人建設労働者 <input type="checkbox"/> 外国人造船労働者 <input type="checkbox"/> 製造業外国従業員 <input type="checkbox"/> 家事支援者(国家戦略特区) <input type="checkbox"/> 耕種農業支援者(国家戦略特区) <input type="checkbox"/> 畜産農業支援者(国家戦略特区) <input type="checkbox"/> 日系四世 <input type="checkbox"/> 起業活動 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 】	
(17)を選択した区分に応じ以下の項目について記入	
○①を選択した場合	18, 27及び「署名欄」を記入
○②を選択した場合	18, 19, 27及び「署名欄」を記入
○③を選択した場合	27及び「署名欄」を記入
○④を選択した場合	22, 27及び「署名欄」を記入
○⑤を選択した場合	18, 20, 27及び「署名欄」を記入
○⑥を選択した場合	21, 27及び「署名欄」を記入
○⑦を選択した場合	18, 19, 22, 27及び「署名欄」を記入
○⑧を選択した場合	18, 27及び「署名欄」を記入
○⑨を選択した場合	22, 27及び「署名欄」を記入
○⑩を選択した場合	19, 23~27及び「署名欄」を記入
○⑪を選択した場合	22, 27及び「署名欄」を記入

申請人等作成用3 U(その他)

18 勤務先又は通学先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____
 (3)電話番号 _____

19 最終学歴 _____
 (1)□本邦 □外国
 (2)□大学院(博士) □大学院(修士) □大学 □短期大学 □専門学校
 □高等学校 □中学校 □その他()
 (3)学校名 _____
 (4)学部・課程又は専門課程名称 _____
 (5)卒業年月 年 月 _____

20 経歴 _____ 年
 □オリンピック大会出場 _____ 年
 □世界選手権大会出場 _____ 年
 □その他国際的な競技大会出場 _____ 年
 (競技会名) _____) 年

21 在学中の大学名 _____
 学部・課程 _____

22 具体的な在留目的(滞在費弁償方法を含む。)

23 専攻・専門分野
 (19で大学院(博士)～短期大学の場合)
 □法學 □経済学 □政治学 □商学 □経営学 □文学
 □言語学 □社会学 □歴史学 □心理学 □教育学 □芸術学
 □その他の人文・社会科学() □理学 □化学 □工学
 □農学 □水産学 □薬学 □医学 □歯学
 □その他自然科学() □体育学 □その他()
 (23で専門学校の場合)
 □工業 □農業 □医療・衛生 □教育・社会福祉 □法律
 □商業実務 □服飾・家政 □文化・教養 □その他()

所属機関等作成用 1 「高度専門職(1号イ)」・「教授」・「教育」

1 契約式を掲へてある外国人の氏名及び在留カード番号
 (1) 氏 名 _____
 (2) 在留カード番号 _____

2 契約の形態 _____
 □雇用 □委任 □請負 □その他()

3 所属機関等契約先
 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 領用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4) 所在地

(5) 電話番号 _____ (6) 外国人職員数 _____ 名
 (7) 農種 _____
 ○主たる農種を別紙「農種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 ○他に農種があれば、別紙「農種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 稼働先(3と異なる場合に記入)
 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 領用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4) 所在地

(5) 電話番号 _____ (6) 外国人職員数 _____ 名
 (7) 農種 _____
 ○主たる農種を別紙「農種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 ○他に農種があれば、別紙「農種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 職種
 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
 ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

6 活動内容詳細

7 就労予定期間
 □定めなし □定めあり (期間 年 月)

8 職務上の地位(役職名) _____ 9 雇用形態 (□常勤 □非常勤)

10 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円 (□年額 □月額)
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日
 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1_K(「宗教」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏 名 _____ (2)在留カード番号 _____	2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他() _____
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____	_____
(2)法人番号(13桁) _____	(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
(4)業種 <input checked="" type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____	
(5)所在地 _____ 電話番号 _____	
4 派遣予定期間 _____	
5 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 円(□年額 □月額) _____	
6 職務上の地位 _____	
7 職種 <input checked="" type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____	
8 活動内容詳細(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。) _____	
9 派遣元団体 (1)名称 _____ (2)所在地 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	

所属機関等作成用1_L(「高度専門職(1号令)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏 名 _____ (2)在留カード番号 _____	2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他() _____
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____ (3)店舗・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁) _____	5 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 円(□年額 □月額) _____
4 職務上の地位(役職名) <input type="checkbox"/> あり() <input type="checkbox"/> なし _____	
6 派遣・就労予定期間 _____	
7 職種 <input checked="" type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「企業内転勤」「報道」又は「高度専門職」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____	
8 活動内容詳細 _____	
9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関 (1)名称 _____ (2)所在地 _____	
10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て) <input type="checkbox"/> 親会社 <input type="checkbox"/> 子会社 <input type="checkbox"/> 本部・本店 <input type="checkbox"/> 支部・支店 <input type="checkbox"/> その他() _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	

所属機関等作成用1 M(「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)

1 経営を行なう又は管理に従事する外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____	
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()	
3 勤務先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____ (3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____	
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
(6)所在地 電話番号 _____	
(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円	
(9)法人税納付額 _____ 円 (10)申請人の投資額 _____ 円	
(11)常勤従業員数(申請人が経営を開始する場合にのみ記載) 名 (うち日本人、特別永住者又は「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「永住者」の在留資格を有する者) _____ 名	
4 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
5 活動内容詳細 _____	
6 就労予定期間(申請人が管理者の場合にのみ記載) <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月)	
7 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____ 円 (□年額 □月額)	
8 職務上の地位(役職名) _____	
9 事業所の状況 (1)面積 _____ m ² (2)保有の形態 <input type="checkbox"/> 保有 <input type="checkbox"/> 賃貸(家賃/月) _____ 円	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	

所属機関等作成用1 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)、(本邦大学卒業者)」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____	
2 契約の形態 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()	
3 所属機関等契約先 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____ (3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____	
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
(6)所在地 電話番号 _____	
(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円	
(9)従業員数 うち外国人職員数 _____ 名(このうち技能実習生) _____ 名	
4 就労予定期間 <input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 定めあり(期間 年 月)	
5 雇用開始(入社)年月日 年 月 日 (未定の場合は以下のいずれかを選択) <input type="checkbox"/> 今次申請の許可を受け次第 <input type="checkbox"/> 在籍する教育機関を卒業後、今次申請の許可を受け次第 <input type="checkbox"/> その他()	
6 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____ 円 (□年額 □月額)	
7 実務経験年数 年 _____	8 職務上の地位(役職名) _____
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし()
9 職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/>	
○「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
10 活動内容詳細 _____	

所属機関等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」、(本邦大学卒業者))

11 派遣先(人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入)	
(1)名称	(2)法人番号(13桁) [REDACTED]
(3)支店・事業所名 [REDACTED]	(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 [REDACTED]
(5)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) □ ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
(6)所在地 電話番号	
(7)資本金 円	
(8)年間売上高(直近年度) 円	
(9)派遣予定期間	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	
[Large empty box for notes or signatures]	

所属機関等作成用1 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1 雇用している外国人の氏名	
2 特定技能雇用契約	
(1)雇用契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
(2)從事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入) 特定産業分野	
[REDACTED]	
業務区分	
[REDACTED]	
職種 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) □ ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)	
(3)所定労働時間(週平均) 時間 所定労働時間(月平均) 時間	
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 有・無	
(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 円	
基本給の時間換算額 円	
同等の業務に従事する日本人の月額報酬 円	
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 有・無	
(5)報酬の支払方法 □通貨支払 □口座振込み	
(6)外国人であることを理由として、日本人と異なる待遇をしている事項の有無 有(内容))・無	
(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させることとしていることの有無 有・無	
(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無	
(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する経費を負担することができないときは、当該経費を負担するとともに、出団が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無	
(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 有・無	
(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無	
(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)	
氏名又は名称	法人番号(13桁) [REDACTED]
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 住所(所在地)	電話番号
代表者の氏名	
派遣期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をもとせんする職業紹介事業者がある場合に記入)	
氏名又は名称	法人番号(13桁) [REDACTED]
雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 住所(所在地)	電話番号
許可・届出番号	受理年月日 年 月 日

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)	
(14)取次機関/職業紹介事業者があせんを行うに際し、情報の取次ぎを行なう者がいる場合に記入) 氏名又は名称 住所(所在地) _____ 電話番号 _____	
3 特定技能所属機関 (1)氏名又は名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____	
(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____	
(4)業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____ ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____	
(5)住所(所在地) _____ 電話番号 _____	
(6)資本金 円 (7)年間売上高額(直近年度) 円	
(8)常勤職員数 名	
(9)代表者の氏名 _____	
(10)勤務させる事業所名 所在地 健保保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 有・無 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 有・無 労働保険番号 _____ (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)	
(11)労働、社会保険及び税額に関する法令の規定に違反したことの有無 有(内容) 1・無 12)特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を自身に雇用させたことの有無 有(内容・理由) 1・無 (13)特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行為で明瞭に発生させたことの有無 有(内容) 1・無 (14)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (15)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神的機能の障害を有することの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (16)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (17)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (18)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法的な役職であったことの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (19)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入り又は滞在する間に不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (20)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 有(内容・該当者名) 1・無 (21)特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が営業に際し成年者との同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) 有(内容・該当者名) 1・無	

所属機関等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)	
(22)暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支える者であることの有無 有(内容) 1・無 (23)外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	
(24)特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他の財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 有(内容) 1・無 (25)特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 有(内容) 1・無 (26)1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) 有・無 (以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入) (27)次いづれかに該当することの有無 有(の場合) 1・無 □(1)派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行なっていること (内容)) □(2)地方公共団体又は①に該当する者が資金半の過半を出資していること (内容)) □(3)地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容)) □(4)派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条第1項に規定する特許機関である場合 (28)労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無 有(内容) 1・無 (29)労働保険加入等の措置の有無 有(内容) 1・無 (30)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無 有・無 (31)外国人の賃金を、当該外国人の指定する銀行その他金融機関に対する振込み又は現金に支払われた額を確認できる方法によって支払うこととしており、かつ、後の場合には、出入り在留管理庁長官に報酬の支払に付ける客観的な証拠を提出し、その確証を受けることとしていることの有無 有・無 (32)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無 (以下(33)から(41)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入) (33)支援責任者名 _____ 所属、役職 _____ 役員又は役員の中から支援責任者を選任していることの有無 有・無 (34)支援担当者名 _____ 所属、役職 _____ 役員又は役員の中から業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 有・無 (35)次いづれかに該当することの有無 (有の場合) 1・無 □(1)過去2年以内において法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(以降を作り立てる事業を運営する活動又は報酬を受けた活動を行なうことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を適正に行なった実績を有すること □(2)支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(收入を伴う事業活動又は報酬を受けた活動を行なうことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受け入れ又は管理を有すること □(3)その他の支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容) 1 (36)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行なうことができる体制を有していることの有無 有・無 (37)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 有・無	

所屬機関等作成用4 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(38) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
有・無

(39) 特定技能利用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有・無

(40) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(41) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

4 1号特定技能外国人支援計画(申請者が「特定技能(1号)」での在留を希望する場合に記入)
 (1) 住民登録簿に又は旅券・運転免許証等に記載されるところとの有無
有・無
 (2) 在留登録証明書又は旅券・運転免許証等に記載されるところとの有無
有・無
 (3) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支払をするところとしていることの有無
有・無

(4) 在留期間満了後に、本邦での生活一般に関する事項、国外に地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で説明を受けることができるものである場合に関する事項、障害・防犯に関する事項、緊急時ににおける対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

(5) 外国人が又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(6) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無
有・無

(7) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無

(8) 外国人と日本人との交流や促進に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(9) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能利用契約を解除される場合は、転職支援することとしていることの有無
有・無

(10) 支援責任者又は支援担当者が外国人及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無

(12) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

(13) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無

(14) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められた基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

5 登録支援機関(申請人が「特定技能(1号)」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
 (3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 (4) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 (5) 代表者の氏名 _____
 (6) 登録番号 _____ (7) 登録年月日 年 月 日
 (8) 支援を行う事務所の名称 _____ (9) 所在地 _____
 (10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____
 (12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(円額/人) _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 特定技能所属機関名、代表者氏名の記入/申請書作成年月日 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

1 技能実習生
 (1) 氏名 _____

2 技能実習計画
 (1) 認定番号 _____ (2) 認定年月日 年 月 日
 (3) 技能実習の区分
 第1号企業単独型技能実習 第2号企業単独型技能実習 第3号企業単独型技能実習
 第1号団体監理型技能実習 第2号団体監理型技能実習 第3号団体監理型技能実習

3 職種、技能実習期間及び一時帰国期間
 (1) 職種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (2) 技能実習期間 年 月 旦から 年 月 日まで
 (3) 一時帰国期間 年 月 旦から 年 月 日まで

4 実習実施者(勤務先)
 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
 (3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 (4) 業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (5) 所在地 _____ 電話番号 _____
 (6) 常勤職員数 _____
 (7) 実習実施者届出受理番号 _____
 (8) 実習実施者届出受理年月日 年 月 日

5 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)
 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
 (3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 (4) 業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (5) 所在地 _____ 電話番号 _____
 (6) 監理団体許可の事業区分
 ①一般監理事業 ②特定監理事業
 (7) 監理団体許可番号 _____
 (8) 監理団体許可年月日 年 月 日
 (9) 監理団体許可の有効期間 年 月 旦から 年 月 日まで
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 実習実施者又は監理団体名、代表者氏名の記入/申請書作成年月日 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施者又は監理団体が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 P(「留学」)

1 在学中又は入学予定の外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏名	(2)在留カード番号													
2 通学先 (1)学校名														
(2)所在地														
電話番号														
(3)法人名	(4)法人番号(13桁) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table>													
(5)授業形態 <input type="checkbox"/> 昼間制 <input type="checkbox"/> 昼夜間制 <input type="checkbox"/> 夜間制 <input type="checkbox"/> サテライト制(双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入) <input type="checkbox"/> 通信制(単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。) (6)生活指導担当者名(通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入)														
(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体 有・無 (通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入) <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人又は公益財團法人 <input type="checkbox"/> その他()														
3 入学年月日	年 月 日													
4 週間授業時間(予定を含む。)	時間													
5 在籍区分 <input type="checkbox"/> 大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学院(研究生／専ら聽講による) <input type="checkbox"/> 大学院(研究生／専ら聽講によらない) <input type="checkbox"/> 大学(学部生) <input type="checkbox"/> 大学(硕講生) <input type="checkbox"/> 大学(科目等履修生) <input type="checkbox"/> 大学(別科生) <input type="checkbox"/> 大学(研究生／専ら聽講によらない) <input type="checkbox"/> 短期大学(学科生) <input type="checkbox"/> 短期大学(聽講生) <input type="checkbox"/> 短期大学(科目等履修生) <input type="checkbox"/> 短期大学(別科生) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専修学校(専門課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程) <input type="checkbox"/> 各種学校 <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(専修学校専門課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(専修学校一般課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(準備教育課程) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(各種学校) <input type="checkbox"/> 日本語教育機関(その他) <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> その他()														

所属機関等作成用2 P(「留学」)

6 学部・課程 (5で大学院、大学、短期大学(いざれも聽講生・科目等履修生及び研究生の場合を含む)を選択した場合に記入)	
<input type="checkbox"/> 法学 <input type="checkbox"/> 経済学 <input type="checkbox"/> 政治学 <input type="checkbox"/> 商学 <input type="checkbox"/> 経営学 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 語学 <input type="checkbox"/> 社会学 <input type="checkbox"/> 歴史学 <input type="checkbox"/> 心理学 <input type="checkbox"/> 教育学 <input type="checkbox"/> 芸術学 <input type="checkbox"/> その他人文・社会科学() <input type="checkbox"/> 理学 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 工学 <input type="checkbox"/> 農学 <input type="checkbox"/> 水産学 <input type="checkbox"/> 薬学 <input type="checkbox"/> 医学 <input type="checkbox"/> 歯学 <input type="checkbox"/> その他自然科学() <input type="checkbox"/> 体育学 <input type="checkbox"/> その他() (1)研究室名 _____	
(2)指導教員氏名 _____	
8 専門課程名称(5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入) <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 教育・社会福祉 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 商業実務 <input type="checkbox"/> 服飾・家政 <input type="checkbox"/> 文化・教養 <input type="checkbox"/> その他()	
9 卒業年月(予定) (交換留学生の場合、10に交換留学受入満了年月を記入) 年 月	
10 交換留学受入満了年月 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 教育機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日 年 月 日	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。	

所属機関等作成用1 Q(「研修」)

1 受け入れている外国人の氏名及び在留カード番号 (1) 氏名 _____ (2) 在留カード番号 _____
2 研修生受入れ機関 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
(3) 事業内容 _____
(4) 機関の種類 <input type="checkbox"/> 日本国政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 公益社団・公益財団法人 <input type="checkbox"/> その他の非営利法人 <input type="checkbox"/> 会社等の営利法人 <input type="checkbox"/> その他() (5) 所在地 _____ 電話番号 _____
(6) 資本金 _____ 円 (7) 年間売上金額(直近年度) _____ 円
(8) 常勤職員数 _____ 名 (9) 外国人研修生数 _____ 名
(10) 経営者名 _____ (11) 管理者名 _____
(12) 研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年
(13) 研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 有・無
3 研修内容(修得しようとする技能等) <input type="checkbox"/> 服製造 <input type="checkbox"/> 金属加工 <input type="checkbox"/> 木材加工 <input type="checkbox"/> 石材加工 <input type="checkbox"/> プラスチック加工 <input type="checkbox"/> 食品加工 <input type="checkbox"/> 機械組立 <input type="checkbox"/> 部品製造 <input type="checkbox"/> 工場管理 <input type="checkbox"/> 建設・土木 <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 印刷・製本 <input type="checkbox"/> 運輸・通信 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 農林 <input type="checkbox"/> 水産 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> コンピュータシステム <input type="checkbox"/> 経営管理システム <input type="checkbox"/> 貿易・金融システム <input type="checkbox"/> 市場調査・分析 <input type="checkbox"/> その他()
4 研修期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで うち実務研修期間 _____ 月
5 月額研修手当 _____ 円 6 研修実施時間 _____ 時 分から _____ 時 分まで
7 実務研修の有無 有・無
8 研修総時間数 _____ 時間 うち実務研修時間数 _____ 時間 実務研修の比率 _____ %
9 働出国旅費の確保 <input type="checkbox"/> 受け入れ機関が確保・負担(機関名) <input type="checkbox"/> その他()
10 研修生受入れ機関(上記2以外に受け入れ機関がある場合に記入) (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
(3) 事業内容 _____
(4) 機関の種類 <input type="checkbox"/> 日本国政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 特殊法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人 <input type="checkbox"/> 公益社団・公益財団法人 <input type="checkbox"/> その他の非営利法人 <input type="checkbox"/> 会社等の営利法人 <input type="checkbox"/> その他()

所属機関等作成用2 Q(「研修」)

(5) 所在地 _____ 電話番号 _____
(6) 資本金 _____ 円 (7) 年間売上金額(直近年度) _____ 円
(8) 常勤職員数 _____ 名 (9) 外国人研修生数 _____ 名
(10) 経営者名 _____ (11) 管理者名 _____
(12) 研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年
(13) 研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 有・無
11 本邦の研修あっせん機関(上記2又は10の機関とは別の機関が研修をあっせんした場合に記入) (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
(3) 事業内容 _____
(4) 所在地 _____ 電話番号 _____
(5) 経営者名 _____ (6) 管理者名 _____
12 外国の送り出し機関(所属機関) (1) 名称 _____ (2) 事業内容 _____ (3) 所在地 _____ 電話番号 _____ (4) 経営者名 _____ (5) 管理者名 _____
13 外国の送り出し機関(上記12以外の送り出し機関がある場合に記入) (1) 名称 _____ (2) 事業内容 _____ (3) 所在地 _____ 電話番号 _____ (4) 経営者名 _____ (5) 管理者名 _____
(以下14から23は、上記7で有の場合に記入)
14 本邦入国情前の事前研修(実施した場合に記入) (1) 実施機関 _____ (2) 実施期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで (3) 実施時間数 _____ 時間
15 受入れ機関・研修事業実施主体等 <input type="checkbox"/> ①基準5号イ <input type="checkbox"/> ②基準5号ロ <input type="checkbox"/> ③基準5号ハ <input type="checkbox"/> ④基準5号ニ <input type="checkbox"/> ⑤基準5号ホ <input type="checkbox"/> ⑥基準5号ヘ <input type="checkbox"/> ⑦基準5号ト <input type="checkbox"/> ⑧基準5号チ

所属機関等作成用3 Q(「研修」)

16 研修事業への資金提供状況(上記15で⑥に該当する場合に記入)

(1)機関
国 地方公共団体() 特殊法人()
独立行政法人() その他()

(2) (1)の機関の出資額 _____円 (研修実施経費に占める比率) _____%

17 研修生を指名した外国の国又は地方公共団体名(上記15で⑧に該当する場合に記入)

18 日本国政府からの援助・指導の内容(上記15で⑧に該当する場合に記入)

(19から23は、上記15で⑥から⑧に該当する場合に記入)

19 宿泊施設名 _____ 所在地 _____

20 研修施設名 _____ 所在地 _____

21 生活指導員名 _____

22 傷害保険等の内容 _____

23 安全衛生上必要な措置の有無 有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
受入れ機関名、代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、受入れ機関が変更箇所を訂正すること。

扶養者等作成用1 R(「家族潜在」・「特定活動(研究活動等家族)」、EPA家族)、(本邦大卒者家族))

1 扶養している家族(申請人)の氏名及び在留カード番号
 (1) 氏名 _____
 (2) 在留カード番号 _____

2 扶養者
 (1) 氏名 _____
 (2) 生年月日 年 月 日 (3) 国籍・地域 _____
 (4) 在留カード番号 _____
 (5) 在留資格 _____ (6) 在留期間 _____
 (7) 在留期間の満了日 年 月 日 _____
 (8) 申請人との関係(統括)
 □夫 □妻 □父 □母
 □養父 □養母 □その他()
 (9) 勤務先名称(留学生を除く) (10) 法人番号(13桁)
 (11) 支店・事業所名 _____
 (12) 勤務先所在地 _____
 電話番号 _____
 (13) 年 収 _____ 円 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 扶養者の署名／申請書作成年月日
 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、扶養者が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 U(その他)

1 契約、招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____	
(契約の場合は以下のいずれかの形態を選択) <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 委任 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> その他()	
2 申請人の活動内容 <input type="checkbox"/> 外交、公使会計士、その他法律・会計業務、医師、その他医療関係業務、アマチュアスポーツ選手、インタークレーン、EPA看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師候補者、介護福祉士候補者、外国人建設・造船労働者、製造業外國從業員、家事支援者(国家戦略特区)、農業支援者(国家戦略特区)、日系支那人、日系支那人(国家戦略特区) 3 職種 <input type="checkbox"/> 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____	
4 活動内容詳細 _____	
5 勤務先、所属機関又は通学先 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____ (2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____ - _____ - _____ (4)業種 <input type="checkbox"/> 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____ (5)所在地 _____ 電話番号 _____ (6)資本金 _____ 円 (7)年間売上高(直近年度) _____ 円 (8)従業員数 _____ 名 うち外国入職員数 _____ 名	
6 職務上の地位 _____ 7 就労又は就学予定期間 _____	
8 月額報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____	
9 雇用主(家事使用人の場合に記入) (1)国籍・地城 _____ (2)氏名 _____ (3)性別 男・女 (4)生年月日 年 月 日 電話番号 _____ (5)住居地 _____ (6)職務上の地位 _____ (7)在留カード番号 _____ (8)在資格 _____ (9)在留期間 _____ (10)在留期間の満了日 年 月 日 _____	

所属機関等作成用2 U(その他)

(11)雇用主の同居家族(父・母・配偶者・子など)					
続柄	氏名	生年月日	国籍・地城	同居の有無	勤務先名称・通学先名称 在留資格
.....	有・無
.....	有・無
.....	有・無
.....	有・無
.....	有・無

10 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)
 (1)氏名 _____
 (2)生年月日 年 月 日 (3)国籍・地城 _____
 (4)在留カード番号 _____
 (5)在資格 _____ (6)在留期間 _____
 (7)在留期間の満了日 年 月 日 _____
 (8)申請人との関係(続柄)
夫 妻 父 母
義父 義母 その他の()
 (9)勤務先名称 支店・事業所名 _____
 (10)法人番号(13桁) _____ (11)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
_____ - _____ - _____
 (12)勤務先所在地 _____ 電話番号 _____
 (13)年 収(扶養者が「外交」又は「公用」の場合は記入不要) _____ 円

11 日系四世受け入れサポーター(日系四世で受け入れサポーターが個人の場合に記入)
 (1)氏名 _____
 (2)生年月日 年 月 日 (3)国籍・地城 _____
 (4)在留カード番号 _____ (5)在資格 _____
 (6)申請人との関係 _____
親族 友人・知人 雇用主 その他()
 (7)住所 _____ (8)電話番号 _____

12 日系四世受け入れサポーター(日系四世で受け入れサポーターが団体の場合に記入)
 (1)団体名称 _____ (2)事業所名 _____
 (3)所在地 _____ (4)電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称又は日系四世受け入れサポーター(法人名)、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 扶養者、身元保証人又は日系四世受け入れサポーター(個人)の署名/申請書作成年月日
 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等又は扶養者等が変更箇所を訂正すること。

別紙 業種一覧

1 農林業	食料品
2 渔業	織維工業
3 鉱業, 採石業, 砂利採取業	プラスチック製品
4 建設業	金属製品
5	生産用機械器具
6	電気機械器具
7	輸送用機械器具
8 製造業	その他(他に分類されないもの)
9	13 電気・ガス・熱供給・水道業
10	14 情報通信業
11	15 運輸・信書便事業
12	16 各種商品(総合商社等)
13	17 織維・衣服等
14	18 飲食料品
15	19 建築材料, 鉱物・金属材料等
16	20 機械器具
17	21 その他
18	22 各種商品
19	23 裝飾・衣服・身の回り品
20	24 飲食料品(コンビニエンスストア等)
21	25 機械器具
22	26 その他
23	27 金融・保険業
24	28 不動産・物品貿易業
25	29 学術研究, 専門・技術
26	30 学術研究, 専門・技術
27	31 サービス業
28	32 広告業
29	33 宿泊業
30	34 飲食サービス業
31	35 生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業
32	36 学校教育
33	37 その他の教育, 学習支援業
34	38 医療業
35	39 医療・福祉業
36	40 保健衛生
37	41 収容・社会福祉・介護事業
38	42 複合サービス事業(郵便局, 農林水産業協同組合, 事業協同組合(他に分類されないもの))
39	43 職業紹介・労働者派遣業
40	44 その他の事業サービス業(連記・ワープロ入力・複写業, 建物サービス業, 警備業等)
41	45 宗教
42	46 公務(他に分類されるものを除く)
43	47 分類不能の産業

別紙 職種一覧

1 経営	57 深香謙師
2 管理業務(経営者を除く)	58 薬科衛生士
3 調査研究	59 診療放射線技師
4 技術開発(農林水産業分野)	60 理学療法士
5 技術開発(食品分野)	61 作業療法士
6 技術開発(機械器具分野)	62 視能訓練士
7 技術開発(その他製造分野)	63 臨床工学技士
8 生産管理(食品分野)	64 義肢装具士
9 生産管理(機械器具分野)	65 義肢士
10 生産管理(その他製造分野)	66 司法書士
11 建築・土木・測量技術	67 弁理士
12 情報処理・通信技術	68 土地測量調査士
13 法律事務・通訳	69 外国公認会計士
14 金融・保険	70 公認会計士
15 コピーライティング	71 外国公認会計士
16 報道	72 税理士
17 編集	73 社会保険労務士
18 デザイン	74 行政書士
19 教育(教員登録を行なう者が行なう教育)	75 漢字代理士
20 教育(小学校・中学校・高等学校における語学教育)	76 著述家
21 教育(専修学校)	77 美術家・写真家
22 教育(各種学校)	78 音楽家・舞台芸術家
23 教育(インタークルーズスクール)	79 宗教家
24 教育(教育機関を除く)	80 家事代理人
25 翻訳・通訳	81 ブロードボール選手
26 海外取引業務	82 アマチュアスポーツ選手
27 企画業務(マークティング, リサーチ)	83 インターンシップ
28 企画業務(広報・宣伝)	84 ワーキング・ホリデー
29 会計業務	85 外国公認簿記士
30 法人会議	86 サマージョブ
31 CADオペレーション	87 国際文化交流
32 調理	88 EPA看護師
33 外国特有の建築技術	89 EPA介護福祉士
34 外国特有の芸品製造	90 EPA看護助師候補者
35 宝石・貴金属・毛皮加工	91 EPA介護福祉士候補者
36 動物の調教	92 EPA就労介護福祉士候補者
37 石油・地熱等掘削調査	93 外国人建設労働者
38 バイオット	94 外国人造船労働者
39 スポーツ指導	95 製造業外国人従事員
40 ソムリエ	96 家事支援者(国家認定特区)
41 介護福祉士	97 認知症支援者(国家認定特区)
42 研究	98 善意助業支援者(国家認定特区)
43 研究の指導	99 訓練活動
44 教育(大学等)	100 その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
45 記者	101 農林漁業従事者
46 報道カメラマン	102 製品製造・加工処理従事者(金属製品)
47 医師	103 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
48 薬科医師	104 機械組立従事者
49 薬剤師	105 機械整備・修理従事者
50 看護師	106 機械検査従事者
51 接客(販売店)	107 建設機械工場従事者
52 接客(飲食店)	108 建設従事者(建設機械工場従事者を除く)
53 接客(その他)	109 その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
54 製品製造	110 運搬・清掃・包装等従事者
55 保健師	111 外交
56 助産師	112 公用
	999 その他

別記第三十号の三様式（第二十一条の三、第二十条の四関係）

日本国政府法務省

申 請 内 容 変 更 申 出 書	
出入国在留管理局長 瞄	
出入国管理及び難民認定法施行規則第21条の3又は第21条の4の規定に基づき、次のとおり申請内容の変更を申し出ます。	
年 月 日 に ほ た	
1. 在留資格変更許可申請	
2. 在留期間更新許可申請	
(申請番号 _____)	
については、申請の内容を _____	
に変更いたく、申し出ます。	
法定代理人（法定代理人による申出の場合に記入） (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____	
(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
以上の記載内容は事実と相違あません。 申出人（法定代理人）の署名／申出書作成年月日 年 月 日	
※ 申出書作成後申出までに記載内容に変更が生じた場合、申出人（法定代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。 申出書作成年月日は申出人（法定代理人）が署すこと。	
※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ 電話番号 _____ (3)所属機関等（親族等については、本人と不関係） _____	

別記第三十一号様式（第二十条関係）（平14年令13・全般、平15年令7・一部改正）



- (イ)1 ※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十一号の二様式（第二十条関係）

別記第三十一号の二様式（第二十条関係）（平10法省令29・全改、平01法省令7・一部改正）

在留資格変更許可 CHANGE PERMIT	
在留資格 Status :	
在留期間 Period :	
在留期限 Until :	
許可番号 許可年月日	
※	

(注)

- 1 ※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
- 2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第四十四条関係）（平29法省令19・全改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。 <input type="text"/>	
日本国法務大臣	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第四十四条関係）（平成31年省令7号
追加、令和元年省令10号一部改正）

日本国政府法務省

指 定 書	
氏 名	<input type="text"/>
国籍・地域	<input type="text"/>
出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。	
<input type="text"/>	
日本国法務大臣	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十一号様式（第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第四十四条関係）（平成31年省令7号
追加、令和元年省令10号一部改正）

在留資格証明書

官用様

在留資格証明書	
1 氏名	性別
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
(1)	

官用様	
(2)	

別記録II-III印様式（第二十一一条関係）

官用 欄	
(3)	

官用 欄	
(4)	

別記第三十三号様式（第二十一一条関係）（平14政省令15・全改、平15政省令7・一部改正）



- (例) 1 指定には在留期間の更新を許可する者の職名を記入するものとする。
 2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十三号の二様式（第二十一条関係）（平18法省令59・全改、平31法省令7・一部改正）

在留期間更新許可
EXTENSION PERMIT

(注)

- 1 ※には在留期間の更新を許可する者の職名を記入するものとする。
- 2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十四号様式(第二十二条、第二十五条関係)

その1(永住) 日本国政府法務省

永住許可申請書		写真			
法務大臣殿					
出入国管理及び難民認定法第22条第1項(第22条の2第4項(第22条の3に 基づき、次のとおり永住許可を申請します。					
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日			
3 氏名					
4 性別 男・女	5 出生地	6 配偶者の有無 有・無			
7 職業	8 本国における居住地				
9 住居地					
電話番号	携帯電話番号				
10 旅券 (1)番号	(2)有効期限	年 月 日			
11 現に有する在留資格	在留期間				
在留期間の満了日	年 月 日				
12 在留カード番号					
13 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) 有(具体的な内容)	無				
14 永住許可を申請する理由					
15 上記と異なる国籍・地域、氏名、生年月日による出入国の有無 有・無 (上記で『有』を選択した場合) その時の国籍・地域					
氏名	生年月日	年 月 日			
直近の入国情況	年 月 日				
直近の出国年月日	年 月 日				
16 経歴(今回の入国情況の学歴・職歴、本欄で記入できない場合は別紙に記載)					
年	月	経歴	年	月	経歴
			今回入国情況の滞在年数		年
			婚姻年月日	年 月 日	

(注) 様式その2にも記入してください

その2(永住)

日本国政府法務省

17 主たる生計維持者 (1)申請人との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他() (2)勤務先 名称 _____ 支店・事業所名 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____ (3)年収 _____ 円																																									
18 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者 <table border="1"><thead><tr><th>続柄</th><th>氏名</th><th>生年月日</th><th>国籍・地域</th><th>同居</th><th>勤務先・通学先 在留カード番号 特別永住者証明書番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>はい・いいえ</td><td>.....</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>はい・いいえ</td><td>.....</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>はい・いいえ</td><td>.....</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>はい・いいえ</td><td>.....</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td><td>はい・いいえ</td><td>.....</td></tr></tbody></table>						続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	勤務先・通学先 在留カード番号 特別永住者証明書番号	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	勤務先・通学先 在留カード番号 特別永住者証明書番号																																				
.....	はい・いいえ																																				
.....	はい・いいえ																																				
.....	はい・いいえ																																				
.....	はい・いいえ																																				
.....	はい・いいえ																																				
19 在日身元保証人 (1)氏名 _____ (2)国籍・地域 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ (4)職業 _____ (5)申請人との関係 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 养父 <input type="checkbox"/> 养母 <input type="checkbox"/> 养子 <input type="checkbox"/> 配偶者の子 <input type="checkbox"/> 居雇用主 <input type="checkbox"/> 身元受取人 <input type="checkbox"/> その他() 20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日 注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。 ※ 取次者 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____																																									

別記第三十五号様式削除
(第二十四条関係)

別記第三十六号様式(第二十四条関係) 日本国政府法務省					
在留資格取得許可申請書					
写真					
法務大臣 聞					
法務省令第22条の2第2項(第22条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のものより在留資格の取得を申請します。					
1. 国籍・地域 _____ 2. 生年月日 _____ 年 月 日					
3. 氏名 _____					
4. 性別 男・女 5. 出生地 _____ 6. 配偶者の有無 有・無					
7. 職業 _____ 8. 本国における居住地 _____					
9. 住居地 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____					
10. 記事(1)欄 各 _____ (2)有効期間 年 月 日					
11. 在留資格の事由 □ 出生 □ 国籍喪失・喪夫 □ その他()					
12. 在留の理由					
13. 申請する在留資格 □ 本住者の配偶者等 □ 日本人の配偶者等 □ 定住者 在留期間 □ 家族連帯 在・その他()					
14. 护照を理由として在外を要けたことによる(日本国外におけるものを含む) 有(無)の有無()					
15. 在日直系(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母などの及び同居者 続柄 氏名 生年月日 国籍・地域 同居 勤務先・通学先 在留カード番号 特別永住者証明書番号					
(16) 在日身元保証人又は連絡先 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____					
(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____					
17. 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____					
(3)住所 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____					
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。 ※ 附水差 (1)氏名 _____ (2)住所 _____ (3)所属機関等(親族等について)は、本人との関係 _____ 電話番号 _____					

別記第三十七号様式（第二十四条関係）（平14法省令10・全改、平15法省令7・一部改正）

在留資格取得許可	
ACQUISITION PERMIT	
在留期限	Until
在留資格	Status 在留期間 Period
許可番号	許可年月日
※	

- (1) ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。
 2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十七号の二様式（第二十四条関係）（平14法省令10・全改、平15法省令7・一部改正）

在留資格取得許可	
ACQUISITION PERMIT	
在留資格	Status :
Period :	在留期間
在留期限	Until :
許可番号	許可年月日
※	

- (注)
 1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。
 2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十七号の三様式（第二十五条の三関係）（平23法基令22・全改、平21法基令7・今元法基令10・一部改正）

日本国政府法務省	年月日
意見聴取通知書	
殿	
出入国管理及び難民認定法第22条の4第2項の規定に基づき、あなたの在留資格の取消しに関し、下記のとおり意見の聴取を行いますので出頭してください。	
1 在留資格取消対象者	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日
国籍・地域	
在留資格	
2 在留資格の取消しの原因となる事実	
3 意見の聴取を行う期日及び場所	
年 月 日 時 分 場 所	
4 意見の聴取を行う入国審査官（意見聴取担当入国審査官）	
出入国在留管理局	入国審査官
※	
注 意	
ア 正当な理由なく意見の聴取に出頭しないときは、出入国管理及び難民認定法第22条の4第5項の規定により、意見の聴取を行うことなく在留資格を取り消す場合があります。 イ 本人が出頭できない場合は、あらかじめ地方出入国在留管理局長の許可を受けて代理人を出頭させてください。	

(注) 1 ※には意見聴取を行うことを通知する者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とする。

別記第三十七号の四様式（第二十五条の四関係）（平18法基令29・追加、平23法基令43・平21法基令7・今元法基令10・一部改正）

日本国政府法務省	年月日
代理人事格証明書	
出入国在留管理局あて	
私に係る意見の聴取の手続に関して、下記の者を代理人として選任したので、出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の4第1項の規定に基づき、本証明書を提出します。	
1 選任者（□在留資格取消対象者 □利害関係人）	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
2 在留資格取消対象者（選任者と同じ場合は記入不要です。）	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
3 選任した代理人	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
住居地	
職業	
電話番号	携帯電話番号
4 選任者と代理人の関係	
選任者の署名	

備考 在留資格の取消しの対象となる者が本人の代わりに代理人のみを意見の聴取に出頭させるためには、あらかじめ法務大臣、出入国在留管理局長官又は地方出入国在留管理局長の許可を受ける必要があります。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とする。

別記第三十七号の五様式（第二十五条の四関係）（平10法省令79・追加、平23法省令43、平21法省令7・今元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

年月日	
代理 人 資 格 表 失 届 出 書	
<u>出入国在留管理局</u> あて	
私に關係のある意見の聴取の手続に関して選任した下記の代理人について は、その資格を失ったので、出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の4 第2項の規定に基づき、本届出書を提出します。	
1	届出人 <input type="checkbox"/> 在留資格取消対象者 <input type="checkbox"/> 利害関係人
氏名	<u>男</u> <u>女</u>
生年月日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
2	在留資格取消対象者（届出人と同じ場合は記入不要です。）
氏名	<u>男</u> <u>女</u>
生年月日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
3	資格を失った代理人
氏名	<u>男</u> <u>女</u>
生年月日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 国籍・地域
住居地	
職業	
電話番号	携帯電話番号
資格を失った日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日
4	資格を失った理由
届出入の署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の六様式（第二十五条の五関係）（平10法省令79・追加、平23法省令43、今元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

年月日	
利害関係人 参 加 中 出 書	
<u>入国審査官（意見聴取担当入国審査官）</u> 殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の5第2項の規定に基づき、下記の者に対する意見の聴取に関する手続への参加を申し出ます。	
1	利害関係人
氏名	<u>男</u> <u>女</u>
生年月日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
在留資格取消対象者と利害関係人の関係	
2	在留資格取消対象者
氏名	<u>男</u> <u>女</u>
生年月日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 国籍・地域
住居地	
在留資格	
3	参加を申し出る理由
署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の七様式（第二十五条の五関係）

別記第三十七号の七様式（第二十五条の五関係）（平10法省令79・追加、平23法省令43、
令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
利害関係人参加許可通知書	
段	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取に関する手続に参加することを許可するので通知します。	
1 利害関係人又はその代理人	
氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
住居地_____	
2 在留資格取消対象者	
氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
在留資格_____	
3 意見の聴取を行う期日及び場所	
年 月 日 時 分	場 所_____
入国審査官（意見聴取担当入国審査官）署名_____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の八様式（第二十五条の六関係）

別記第三十七号の八様式（第二十五条の六関係）（平10法省令79・追加、平23法省令43、
旧別記第三十七号の九様式様式・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	年 月 日
意見聴取期日等変更申出書	
段	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ます。	
1 申出人（□在留資格取消対象者本人 □その代理人）	
氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
住居地_____	
電話番号_____ 携帯電話番号_____	
2 変更を希望する意見の聴取の期日又は場所	
変更後	年 月 日 時 分 場 所_____
変更前	
年 月 日 時 分 場 所_____	
3 在留資格取消対象者（申出人と同じ場合は記入不要です。）	
氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年 月 日 国籍・地域
住居地_____	
在留資格_____	
4 意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出るやむを得ない理由	
申出人の署名_____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の九様式（第二十五条の六関係）（平10法省令79・追加、平23法省令43、
旧別記第三十七号の十様式様上・一部改正、今元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
意 見 聞 取 期 日 等 変 更 通 知 書	
殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の6第3項の規定に基づき、意見の聴取の期日又は場所を下記のとおり変更したので通知します。	
1 意見の聴取を行う期日及び場所	
変更後 年 月 日 時 分 場 所 _____	
変更前 年 月 日 時 分 場 所 _____	
2 在留資格取消対象者	
氏 名 _____	男 _____ 女 _____
生年月日 _____ 年 月 日	
国籍・地域 _____	
在留資格 _____	
※	

（注） 1 ※には意見聴取等の期日又は場所を変更したことを通知する者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記第三十七号の十様式（第二十五条の七関係）（平10法省令79・追加、平23法省令43、
旧別記第三十七号の十一様式様上・一部改正、今元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
意 見 聞 取 手 続 併 合 通 知 書	
殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の7第1項の規定に基づき、下記のとおりあなたの在留資格の取消しと関連のある事案について併合して意見の聴取を行うこととしたので通知します。	
1 在留資格取消対象者	
氏 名 _____	男 _____ 女 _____
生年月日 _____ 年 月 日	
国籍・地域 _____	
在留資格 _____	
2 意見の聴取を行う期日及び場所	
年 月 日 時 分 場 所 _____	
3 関連のある事案の内容	
入国審査官（意見聴取担当入国審査官）署名 _____	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記第三十七号の十一様式（第二十五条の八関係）（平16政省令79・追加、平23政省令43
・旧別記第三十七号の十二様式線上・一部改正、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省

年月日	
代理出頭申出書	
般	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の8第3項の規定に基づき、下記のとおり在留資格取消対象者本人の代わりに意見の聽取に出席することを申し出ます。	
1 申出人	<input type="checkbox"/> 在留資格取消対象者 <input type="checkbox"/> その代理人
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年月日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
2 出頭する代理人（申出人と同じ場合は記入不要です。）	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年月日 国籍・地域
住居地	
電話番号	携帯電話番号
3 意見の聽取の期日及び場所	
年月日 時分	場所
4 代理人が在留資格取消対象者の代わりに出席する理由	
申出人の署名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第三十七号の十二様式（第二十五条の八関係）（平16政省令79・追加、平23政省令43
・旧別記第三十七号の十二様式線上・一部改正、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省

番号	
年月日	
代理出頭許可通知書	
般	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の8第2項の規定に基づき、下記のとおり意見の聽取に出席することを許可する旨を通知します。	
1 在留資格取消対象者本人に代わり意見の聽取に出席できる代理人	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年月日 国籍・地域
住居地	
2 在留資格取消対象者	
氏名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
生年月日	年月日 国籍・地域
在留資格	
3 意見の聽取を行う期日及び場所	
年月日 時分	場所
※	

(注) 1 ※には代理出頭を許可することを通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第三十七号の十三様式（第二十五条の十関係）（平18政省令79・追加、平23政省令43
・旧別記第三十七号の十四様式修正上・一部改正、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
意 見 聞 取 続 行 通 知 書	
般	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取を続行することとしたので通知します。	
1 意見の聴取の続行期日及び場所 年 月 日 時 分 場 所 _____	
2 在留資格取消対象者 氏 名 _____ 男 _____ 女 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____ 在留資格 _____	
入国審査官（意見聴取担当入国審査官）署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十四様式（第二十五条の十一関係）（平18政省令79・追加、平23政省
令43・旧別記第三十七号の十五様式修正上・一部改正、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省	年 月 日
資 料 閲 覧 許 可 申 請 書	
般	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の12第1項の規定に基づき、下記のとおり資料の閲覧を申請します。	
1 申 請 人（□在留資格取消対象者 □取消対象者の代理人 □利害関係人 □利害関係人の代理人） 氏 名 _____ 男 _____ 女 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____ 住居地 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____ 閲覧希望日 _____ 年 月 日 閲覧を希望する資料の内容	
2 在留資格取消対象者（申請人と同じ場合は記入不要です。） 氏 名 _____ 男 _____ 女 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____ 住居地 _____ 在留資格 _____	
申請人の署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十五様式（第二十五条の十二関係）

別記第三十七号の十五様式（第二十五条の十二関係）（平18法省令29・追加、平23法省令43・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
資料閲覧許可通知書	
殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の12第1項の規定に基づき、下記のとおり資料の閲覧を許可するので通知します。	
1 閲覧者 氏名 _____ 男 _____ 女 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____ 住居地 _____	
2 閲覧日等 閲覧日及び場所 _____ 年 月 日 場所 _____ 閲覧を許可する資料の内容 _____	
3 在留資格取消対象者 氏名 _____ 男 _____ 女 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____ 在留資格 _____	
※	

(注) 1 ※には資料の閲覧を許可することを通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十六様式（第二十五条の十三関係）

別記第三十七号の十六様式（第二十五条の十三関係）（平23法省令43・追加、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
在留資格取消通知書	
殿	
の規定に基づき、あなたの在留資格を取り消したので通知します。	
1 氏名 _____ 男 _____ 女 _____	
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国籍・地域 _____	
4 住居地 _____	
5 取り消した在留資格 _____	
6 取消しの理由 _____	
※	

(注) 1 ※には在留資格を取り消したこと通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十七様式（第二十五条の十三、第五十七条の二関係）（平成22年6月1日施行）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
在 留 資 格 取 消 通 知 書	
殿	
の規定に基づき、あなたの在留資格を取り消したので通知します。	
1 氏 名	男 _____ 女 _____
2 生年月日	年 _____ 月 _____ 日
3 国籍・地域	
4 住 居 地	
5 取り消した在留資格	
6 取消しの理由	
7 出国期間	年 _____ 月 _____ 日までの間
8 条 件	
(1) 住居	
(2) 行動範囲	及び 港までの横断による通過経路
(3) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することはできません。	
(4) その他	
注 意	
ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。 イ 指定された出国期間を経過して本邦に残留した場合には处罚を受けることがあります。 ウ この通知書は常に携帯しなければなりません。	

エ 本邦を出国する場合には、出入国港においてこの通知書を入国審査官に提示しなければなりません。

※

(注) 1 ※には在留資格を取り消したこと通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十八様式 削除
別記第三十七号の十九様式（第二十一条関係）

別記第三十七号の十九様式（第二十一条関係）（平成25年4月8日・令承）
再入国情報欄

氏名				①
生年月日	日	月	年	主な渡航先国名
航空機便名・船名				出国予定期間
				<input type="checkbox"/> 1年以内 <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 <input type="checkbox"/> 2年超
次のいずれかに☑を記入してください。				
<input type="checkbox"/> 1. 一時的な出國であり、再入國する予定です。				
<input type="checkbox"/> 2. 「再入国情許印」の有効期間内に再入国の予定はありません。				
官用欄				
署名				

別記第三十八号様式（第二十七条、第五十三条関係）（平成25年4月8日・令承）



第

- 1 総横25ミリメートルとする。
- 2 空欄(一)には出国港名を、(二)には
出国年月日を、それぞれ記入する
ものとする。

別記第三十九号様式（第二十八条関係）（平7法省令80・全改、平23法省令48・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
出 国 確 認 留 保 通 知 書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
出入国管理及び難民認定法第25条の2の規定により、 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの 間、あなたの本邦からの出国の確認を留保するので、通知します。	
出国確認の留保の理由	
_____ 入国審査官	
_____ 署 名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第四十号様式（第二十九条関係）		日本国政府法務省
再 入 国 許 可 申 請 書		
出入国在留管理課長 槟		
出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき、次の如きの再入国許可を申請します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女	
5 日本国における住所地		
電話番号	携帯電話番号	
6 経路 (1)番号	(2)有効期限	年 月 日
7 現に在する在留資格	在留期間	
8 在留期間の満了日	年 月 日	
9 旅航目的	<input type="checkbox"/> 観光 <input type="checkbox"/> 商用 <input type="checkbox"/> 就職訪問 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> その他()	
10 予定渡航先国名		
11 出発予定期年月日	年 月 日	日本の(空)港
12 再入国予定期年月日	年 月 日	日本の(空)港
13 希望する再入国許可	<input type="checkbox"/> 1回限りの再入国許可 <input type="checkbox"/> 数次の再入国許可	
14 必要とされた上記の区分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む) (空)体の内容)・無	
15 運送前の刑事裁判の有無(日本国外におけるものを含む) (空)体の内容)・無	
16 継続を取得することができない場合は、その理由		
17 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏名	(2)本人との関係	
②住所	携帯電話番号	
電話番号		
以上の記載内容は実質上相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名、申請書作成年月日		
年 月 日		
註: 申請書作成年月日までに記載内容に変更があった場合、申請人(法定代理人)が変更新所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。		
③承認機関等(親族等について)は、本人との関係	電話番号	
④承認機関等(親族等について)は、本人との関係	電話番号	

別記第四十一号様式（第二十九条関係）（平16法省令12・全般、平18法省令59・平31法省令7・一部改正）



（注）

- 1 縦45ミリメートル、横50ミリメートルとする。
- 2 有効期間の欄の上部の空欄には、（一回限り SINGLE）又は（数次 MULTIPLE）を記入するものとする。

別記第四十一号の二様式（第二十九条関係）（平18法省令59・全般、平31法省令7・一部改正）



（注）

- 1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 2 有効期間の欄の上部の空欄には「一回限り SINGLE」又は「数次 MULTIPLE」を記入するものとする。
- 3 越印の下部に識別符号を付すものとする。

1 この許可書は、出入国管理及び難民認定法第二十九条第一項に基づき、所持人の再入国許可のために交付するものであり、所持人の国籍を記載するものではなく、また、その国籍に何ら影響を及ぼすものではない。

2 この許可書の有効期間は、4ページから29ページに記載された再入国許可の有効期間内に限る。

(英語)

別記第四十二号様式（第二十九条関係）（平成法規令・全文、平成法規令・平成法規令）

再入国許可書



(英語)

(第一次) (漢)

姓	名
生年月日	国籍・地歴
性別	生年月日
配偶者	配偶者
在留資格	在留資格
所持人印鑑	所持人印鑑

(第二次) (漢)

交付者	出入国在留管理局長
交付年月日	
1	



(圖1-1-1)



(圖1-1-2)



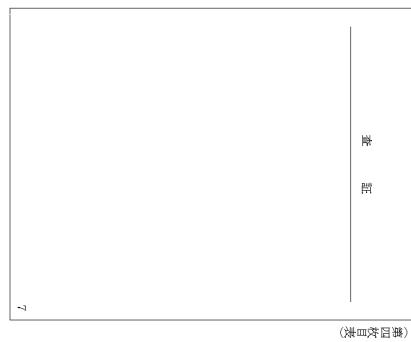
(圖1-1-3)



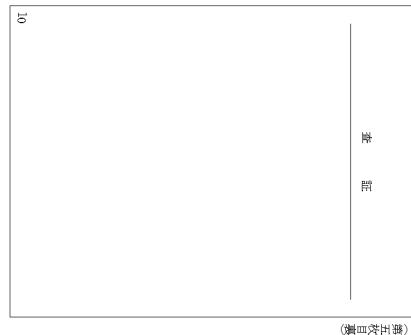
(圖1-1-4)



(圖四六四八)



(圖四六四九)



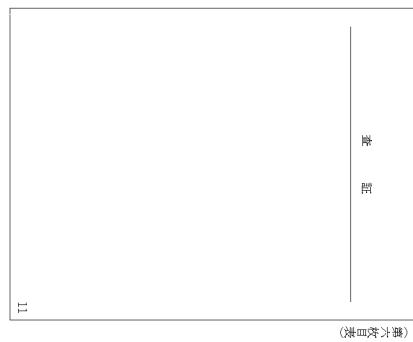
(圖四六五〇)



(圖四六五二)



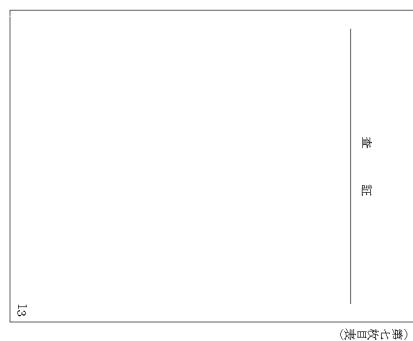
(漢四旁六經)



(漢四旁六經)



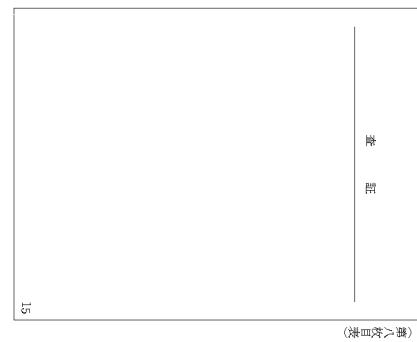
(漢四旁六經)



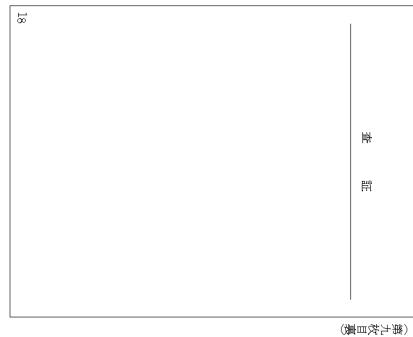
(漢四旁六經)



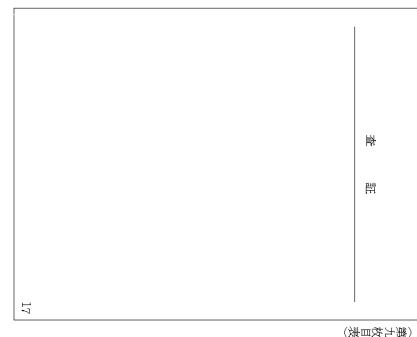
(卷四十六經)



(卷四十五經)



(卷四十四經)



(卷四十三經)



(卷四十六)



(卷四十六)

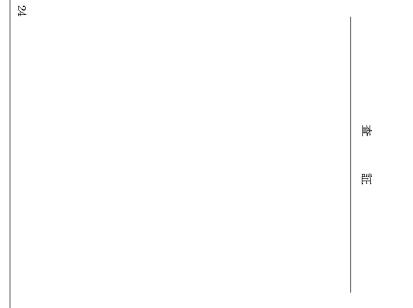


(卷四十六)

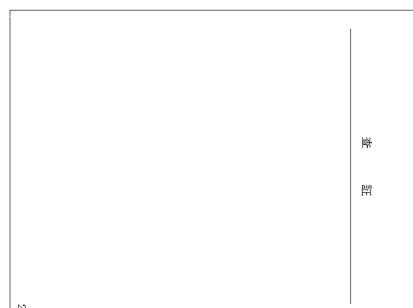


(卷四十六)

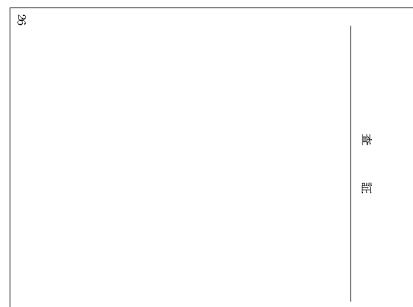
(第十一回目)

卷
説

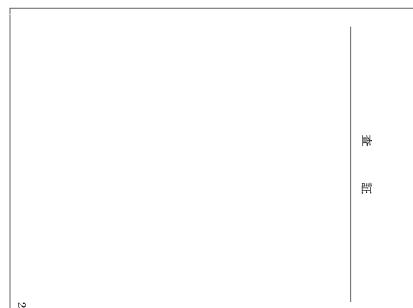
(第十一回目)

卷
説

(第十一回目)

卷
説

(第十一回目)

卷
説

(表四枚四十葉)

蓋 証

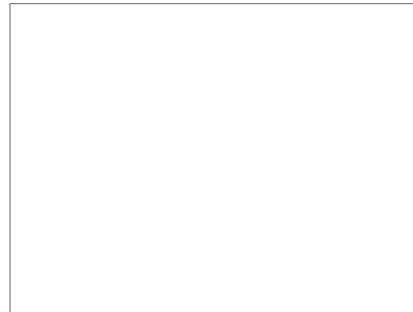


(表四枚四十葉)

蓋 証



(表四枚四十葉)



この封印書は、表紙を除くほか、28ページから成る。

(表四枚四十葉)



別記第四十三号様式（第二十九条関係）（平11法省令45・全改、平20法省令45・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

再入国許可の有効期間延長許可申請書					
出入国在留管理局長官 殿 (在 館経由)					
国籍 地域		氏名	男 女		
生年月日	年	月	日	職業	
住居地	方 電話番号				
滞在地	方 電話番号				
現に有する在留資格	()	旅番	名稱		
在留期間満了日	・	・	発行年月日	・	・
再入国許可番号	有效期限				
入有效期間	：から	：まで	券種	発行機関	
許可	在留カード番号 特別永住者証明書番号				
延長を希望する期間及び理由					
署名					
官用欄					

別記第四十四号様式（第二十九条関係）（平14法省令13・全改、平20法省令45・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

再入国許可取消通知書					
殿					
1 氏名	男女				
2 生年月日	年	月	日		
3 国籍・地域					
4 住居地					
出入国管理及び難民認定法第26条第7項の規定に基づき、あなたに対する再入国の許可を下記の理由により取り消したので、通知します。					
理由					
出入国在留管理局長					

備考 この通知を受け次第速やかに旅券又は再入国許可書を携行して出入国在留管理局に提出してください。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第四十四号の二様式（第二十九条の四関係）

別記第四十四号の二様式（第二十九条の四関係）（平23法省令62・追加、平26法省令16・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
認 定 通 知 書	
殿	
1 氏 名	_____
2 生 年 月 日	_____
3 国籍・地域	_____
上記の者について、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認め るに足りる相当の理由があると認定したので、出入国管理及び難民認定法 施行規則第29条の4第2項の規定に基づき、通知します。	
年 月 日	
出入国在留管理局長官	

別記第四十五号様式（第三十条関係）

別記第四十五号様式（第三十条関係）（平7法省令60・全改、平23法省令43・平31法省令7・
・今元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
呼 出 状	
殿	
1 氏 名	男 _____ 女 _____
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	_____
4 居 住 地	_____
出入国管理及び難民認定法第29条第1項の規定により、下記のとおりあ たの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。	
(1) 出頭を求める年月日時及び場所 _____	
(2) 出頭を求める理由 _____	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
入国警備官	署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第四十六号様式（第三十一条関係）

別記第四十七号様式（第三十三条関係）

裁判所審判官 権 許可状請求書	
年 月 日	
裁判所審判官 権 出入國在留管理課 入國警備官	出入國在留管理課 印
<p>下記容疑者に対する出入國管理及び難民認定法第二十四条に規定する退去強制由頭(当該容疑事件ごとき、 許可状の発付)を講給する。</p>	
容疑者氏名	<p>容疑事実の 要旨及び該 當法条</p> <p>監禁者べき 様式(次 序、身体 又は財物 の犯行) 並びに相 關の細節及 びその事由 日の出頭行 事の概要(主 要な事由)</p>

別記第四十八号様式（第三十三条関係）

別記第四十九号様式（甲）（第三十四条関係）

押収物件 運付書	
年	月
出入國在留管理局	出入國在留管理局
入国審査官 殿	居住地
氏名	私は、 <u>登録者</u> の出入國管理及び難民認定法第二十 四条に規定する退出強制事由該當要件に關し押収さ れた別紙目録の物件の運びを受け、正に領收した。

臨 時 清 善	
年	月
出 入 國 在 留 管 理 局	出 入 國 在 留 管 理 局
入 國 留 管 機 機	立 会 人
居 住 地	
氏 名	
登 載 事	對 外 す る 出 入 國 留 管 理 及 ビ 離 民 認 定 法 第 二 十 四 条 に 施 定 す る 退 出 事 由 本 願 に つ き 、 本 願 は、 年 月 日 付 け 裁 判 所 裁 判 官 の 癸 記 可 状 を に し た し て 立 ち 會 ひ せ し て、 次 の と おり 補 便 を し た。
印	

臨検の日時	年	月	日	自	時
臨検の場所	至			分	分
臨検の結果					

別記第四十九号様式（乙）（第三十四条関係）（令2法省458・金改）

出入国在留管理局		出入国在留管理局		年月日	
入国審査官		立会人		印	
居住地名		氏名			
容疑者		に対する出入国管理及び難民認定法第二十 四条に規定する過去限制事由が該当事件につき、本職 は、 年 月 日付け 索引番号 認定官の 証した 許可状を に示した上 を立ち会 わせた、次のとおり捜索をした。			

捜索の日時	年	月	日	自 由 空 白	時 分 秒
捜索の場所又は人物					
捜索の目的又は範囲					
捜索の結果					

押 収 證 書		年	月	日
出入国在留管理官	出入国在留管理官	印		
人國警備官				
立 会 人				
居 住 地				
氏 名				
常 憲 務	()に対する出入国在留管理官及び難民認定法第二 十四条に規定する入管手続事由故に二審級民事事件につき、本 職は、 年 月 日付け の趣旨で訴訟状を に示した上 を立ち会わせ て、次のとおり押収をした。			
押収の日時	年 月 日 早 晚 分			
押収の場所				
押収した物	別紙押収物件目録記載のとおり。			

別記第五十号様式（第三十五条関係）（平2法省令15・全改、平22法省令9・平31法省令7
・一部改正）

(表)	
日本国政府法務省	番号 年月日
収容令書	
1 氏名	男 女
2 生年月日	年月日
3 国籍	
4 居住地	
5 職業	
上記の者を出入国管理及び難民認定法第39条の規定に基づき、下記により収容する。	
収容事実の要旨	
収容すべき場所	
収容期間	日
有効期限	年月日まで
出入国在留管理局 出入国在留管理局主任審査官 印	
収容期限	年月日まで
提示示	年月日 入国警備官 印

(裏)			
収容期間の延長			
延長期間	自年月日 (日) 至年月日	理由	
年月日 出入国在留管理局 出入国在留管理局主任審査官 印			
提示示	年月日 入国警備官 印		
収容場所の変更			
収容すべき場所	年月日 出入国在留管理局 主任審査官 印	年月日 出入国在留管理局 主任審査官 印	
提示及び執行	年月日時分 入国警備官 印	年月日時分 入国警備官 印	
執行経過			
執行の開始		出 所	
年月日時	年月日時分	年月日 理由 ・仮放免 ・在留特別許可 ・その他() 収容期間 残日数	年月日
執行場所			
執行者	入国警備官 印	取扱者 入国警備官 印	

年月日時 執行場所	年月日 時 分	年月日 理 由	年月日 ・假放免 在留特別許可 ・その他()
収容期間 満了日	年月日	収容期間 残日数	日
執 行 者 入国警備官	印	取扱者 入国警備官	印
執 行 の 年月日	年月日	取扱者	
終 了 理 由		入国警備官	印
備 考			

別記第五十一号様式（第三十六条関係）

別記第五十一号様式（第三十六条関係）（昭39法省令7・並改、平元法省令5・平23法省令45・平31法省令7・一部改正）

留置嘱託書	
第 号 年 月 日	
警察署長 殿	出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官 印
国籍・地域	
居住地	
職業	
氏名	(通称) (男・女) 年 月 日生 (歳)
上記の者に対する 上記の者に対する 令書の執行に関し、下記のとおり留置を 嘱託する。	
記	
1 留置嘱託の事由	自 年 月 日 日間
2 留置嘱託の期間	至 年 月 日

別記第五十二号様式（第三十七条関係）

別記第五十二号様式（第三十七条関係）（平元法省令3・全改、平32法省令7・平31法省令
7・一部改正）

番 号	
年月日	
認 定 書	
氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 (年)
国籍・地域	
居 住 地	
職 業	
上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、年 月 日 において審査を行った結果、下記のとおり認定する。	
認 定 要 旨	
1 事実の認定	
2 証 摘	
3 参考事項	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
支局	出張所
入国審査官	印

別記第五十三号様式（第三十七条関係）

別記第五十三号様式（第三十七条関係）（平7法省令6・全改、平31法省令7・平元法省令
10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
認 定 通 知 書	
段	
あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。	
認 定 要 旨	
上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求することができます。	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
入国審査官	署 名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。

別記第五十四号様式（第三十七条関係）（平10年省令6・全改、平31年省令7・令元省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
口頭審理放棄書	
出入国在留管理局 出入国在留管理局	
主任審査官 殿	
私は、出入国管理及び難民認定法第47条第3項の規定に基づく入国審査官の退去強制対象者に該当する旨の認定に服し、同法第48条第1項の規定による口頭審理の請求を放棄します。	
本 人 _____	
署 名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第五十五号様式（第三十八条関係）（平7年省令6・全改、平22年省令6・平31年省令7・令元省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
放 免 証 明 書	
男 _____ 女 _____	
1 氏 名	_____
2 生 年 月 日	_____ 年 月 日
3 国籍・地域	_____
4 居 住 地	_____
出入国管理及び難民認定法 第 条 項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。	
(1) 放免した日 _____ 年 月 日	
(2) 放免理由 _____	
出入国在留管理局 出入国在留管理局	
主任審査官	
特別審理官	
入国審査官 _____	
署 名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第五十六号様式（第三十九条関係）

別記第五十六号様式（第三十九条関係）（平7年省令8・全改、平23年省令4・平31年省令7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
口頭審理期日通知書	
殿	
男	
1 氏 名	女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 居 住 地	
あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退出強制事由該当容疑事件に関し、下記のとおり口頭審理を行うので、通知します。	
(1) 口頭審理期日 年 月 日	
(2) 場所 出入国在留管理局	
出入国在留管理局 出入国在留管理局 特別審理官	
署 名	
備 考	
<p>ア 口頭審理には、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせることができます。</p> <p>イ 口頭審理において、あなた又はあなたの代理人は、証拠を提出し、及び証人尋問することができます。</p> <p>ウ 仮放免中で正当な理由がなく出頭しないものは、仮放免を取り消すことがあります。</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十七号様式（第四十一条関係）

別記第五十七号様式（第四十一条関係）（昭39年省令7・全改、平元年省令5・平23年省令43・平31年省令7・一部改正）

番 号 年 月 日	
判 定 書	
氏 名 (男・女)	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
国籍・地域	
居 住 地	
職 業	
上記の者は、 年 月 日 口頭審理の請求をしたので、 年 月 日 において 立ち会いの上口頭審理を行った結果、下記のとおり判定する。	
判 定 要 旨	
1 事実の認定	

2 証 摘	
3 適用法条	
出入国在留管理局 支 局 特別審理官	出入国在留管理局 出張所 印

別記第五十八号様式（第四十一条関係）（平7法省令8・全改、平改進省令8・平3法省令7・今元法省令10・一部改正）

判 定 通 知 書	
殿	
番 号 年 月 日	
日本國政府法務省	
判 定 要 旨 <p>あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、口頭審理を行った結果下記のとおり判定したので、通知します。</p> <p>上記の判定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に、法務大臣に対し異議を申し出ることができます。</p> <p>出入国在留管理局 特別審理官 署 名</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とする。

別記第五十九号様式（第四十一条関係）

別記第五十九号様式（第四十一条関係）（平16法省令79・全改、平23法省令43・平31法省令7
・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年 月 日	
異議申出放棄書	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
主任審査官 殿	
私は、出入国管理及び難民認定法第48条第8項の規定に基づく特別審理官の判定に服し、同法第49条第1項の規定による異議の申出を放棄します。	
1 氏 名	男 _____ 女 _____
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域 _____	
4 居住地 _____	
本人 署名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十号様式（第四十二条関係）

別記第六十号様式（第四十二条関係）（平2法省令18・全改、平23法省令43・平31法省令7
・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年 月 日	
異議申出書	
法務大臣 殿	
私は、 年 月 日付け出入国在留管理庁 出入国在留管理局特別審理官の判定に異議がありますので、出入国管理及び難民認定法第49条第1項の規定により異議を申し出ます。	
1 氏 名	男 _____ 女 _____
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域 _____	
4 居住地 _____	
不服の事由 _____	
申出人 署名 _____	

別記第六十一号様式（第四十三条関係）（平17法省令74・全改、平23法省令43・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
裁 決 ・ 決 定 書	
氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
国籍・地域	
居 住 地	
職 業	
1 裁決に係る事項	
上記の者の出入国管理及び難民認定法第49条第1項の規定による異議の申出に対し、同条第3項の規定により次のとおり裁決する。	
(1) 主文	
(2) 退去強制対象者に該当する理由	
2 在留特別許可に関する決定に係る事項	
上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第50条の規定の適用について、次のとおり決定する。	
(1) 決定内容	
(2) 理由	
※	

(注) 1 ※には裁決及び決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4列4番とする。

別記第六十一号の二様式（第四十三条関係）（平16法省令13・全改、平23法省令43・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
裁 決 通 知 書	
般	
1 国籍・地域	_____
2 氏 名	_____ (男・女)
3 生 年 月 日	年 月 日 (歳)
4 居 住 地	_____
あなたからの異議の申出については、_____から理由がないと裁決した旨の通知を受けましたので、通知します。	
出入国在留管理局	出入国在留管理局
支局	出張所
主任審査官	署 名

別記第六十二号様式（第四十四条関係）（平16法省令13・全改）

在留特別許可 SPECIAL PERMISSION FOR RESIDENCE	
(一)	
Status: (二)	Duration: (三)
Until: (四)	No.: (五)
条件 Conditions	
(六)	

(注)

- 1 縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。
- 2 空欄(一)には証印年月日を、空欄(二)には在留資格を、空欄(三)には在留期間を、空欄(四)には在留期限を、空欄(五)には許可番号を、空欄(六)には許可した者の職名をそれぞれ記入するものとする。

別記第六十二号の二様式（第四十四条関係）（平16法省令59・追加）

在留特別許可 SPECIAL PERMISSION FOR RESIDENCE	
Date of issue	
Status :	
Duration	
Until :	
No.	
条件 Conditions	

(注)

- 1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 2 条件の欄の下部には許可した者の職名を記入するものとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第六十三号様式（第四十五条関係）（平10政省令9、令改、平31政省令7、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
退去強制令書	
1 氏名	男 女
2 生年月日(年齢)	年月日(歳)
3 国籍	
4 居住地	
5 職業	
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第24条の規定に基づき、下記により本邦外に退去を強制する。	
(1) 退去強制の理由	
(2) 執行方法	
(3) 送還先	
出入国在留管理局　出入国在留管理局	
主任審査官	
執行経過	執行者
	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十四号様式（第四十七条関係）（平7政省令9、令改、平31政省令7、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
送還通知書	
殿	
年月日下記理由により退去強制令書を発付した下記の者について、貴社(あなた)は出入国管理及び難民認定法第59条の規定により貴社(あなた)の責任と費用により本邦外に送還する義務があるので、通知します。	
1 氏名	男 女
2 生年月日	年月日
3 国籍・地域	
4 退去強制の理由	
出入国在留管理局　出入国在留管理局	
主任審査官　署名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十四号の二様式（第四十七条の二関係）

別記第六十四号の二様式（第四十七条の二関係）（平18法省令61・追加、平23法省令63、平23法省令7・今元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
送 遣 先 指 定 書	
男 _____ 女 _____	
1 氏 名 _____	
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
出入国管理及び難民認定法第52条第4項後段の規定により、送遣先を次のとおり定めます。	
送 遣 先 _____	
出入国在留管理局 入国者収容所長 出入国在留管理局 支局 出張所 主任審査官	
署 名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十五号様式（第四十八条関係）

別記第六十五号様式（第四十八条関係）

（表）

日本国政府法務省

番 号 年 月 日	
特 別 放 免 許 可 書	
出入国管理及び難民認定法第52条第6項の規定により放免します。	
写 _____ 真 _____	
男 _____ 女 _____	
1 氏 名 _____	
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
4 住 居 地 _____	
5 特別放免の条件：裏面に記載のとおり。	
出入国在留管理局 入国者収容所長 出入国在留管理局主任審査官	
署 名 _____	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

特 別 放 免 の 条 件
(1) 住 居 <hr/> (2) 行動範囲 <hr/> (3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。 (4) その他
注 意
ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。 イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。 ウ 上記の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。 エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十六号様式（第四十九条関係）（平2法省令12・全改、平改進令13・平3法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
仮 放 免 許 可 申 請 書	
出入国在留管理局	入国者収容所長
出入国在留管理局主任審査官	
般	
出入国管理及び難民認定法第54条第1項の規定により、下記の者の仮放免の許可を申請します。	
1 氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 銘・地 域	
4 申 請 の 理 由	
(1) 申 請 人 の 氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
(2) 申 請 人 の 生 年 月 日	年 月 日
(3) 申 請 人 の 国 銘・地 域	
(4) 申 請 人 の 住 居 地	
(5) 本 人 と の 関 係	
署 名	

別記第六十七号様式（第四十九条関係）

(表)
日本国政府法務省

仮放免許可書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項
の規定により、仮放免します。写
真

1 氏名 _____ 男女 _____

2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国籍・地域 _____

4 住居地 _____

5 仮放免の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁 入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

署名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

(表)
仮放免の条件

(1) 住居 _____

(2) 行動範囲 _____

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) 仮放免の期間 _____

(5) その他 _____

注意

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没収することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十八号様式（第四十九条関係）（平7法省令8・全改、平23法省令46・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省		番号 年月日
呼出状		
出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、年月 日時分にあなたの出頭を求めます。出頭の際は 本状を持参してください。		
1 氏名	男	女
2 生年月日 年月日		
3 国籍・地域		
4 住居地		
出入国在留管理局 入国者収容所長		
出入国在留管理局主任審査官		
署名		

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第六十九号様式（第四十九条関係）（平2法省令18・全改、平23法省令46・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省		番号 年月日
保証書		
出入国在留管理局 入国者収容所長 殿 出入国在留管理局主任審査官 殿		
下記の者の仮放免に関し、出入国管理及び難民認定法第54条第3項の規定により、保証金に代え保証書を提出いたします。保証金、金円は私においていつでも納付することを誓約します。		
1 氏名	男	女
2 生年月日 年月日		
3 国籍・地域		
(1) 保証人の氏名	男	女
(2) 保証人の生年月日 年月日		
(3) 保証人の国籍・地域		
(4) 保証人の住居地		
(5) 本人との関係		
署名		

別記第七十号様式（第五十条関係）

別記第七十号様式（第五十条関係）（平2法令令15・全改、平23法令令43・平31法令令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
仮 放 免 取 消 書	
出入国管理及び難民認定法第55条第1項の規定に基づき、下記の理由により、仮放免を取り消す。	
1 氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住 居 地	
取り消し理由	
出入国在留管理局 入国者収容所長	
出入国在留管理局 主任審査官	
署 名	

別記第七十一号様式（第五十条関係）

別記第七十一号様式（第五十条関係）（平7法令令60・全改、平23法令令43・平31法令令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
保 証 金 没 取 通 知 書	
保証金納付者 殿	
出入国管理及び難民認定法第55条第1項の規定により下記の者の仮放免を取り消したことにより、同条第3項の規定に基づき保証金の全額金円を没取したので、通知します。	
1 氏 名	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住 居 地	
出入国在留管理局 入国者収容所長	
出入国在留管理局主任審査官	
署 名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十一号の二様式（第五十条の二関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・平31法省令7・平31法省令33・令元法省令10・一部改正）

(表)	番 号
日本国政府法務省	
出 頭 確 認 書	
般	
1 氏 名	男 女
2 生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
3 国籍・地域	
4 住居地	
あなたが 年 月 日午前／午後 時 分に _____ に出席したこととを確認しました。	
出国命令を受けようとする場合には、裏面に記載された注意事項を守って ください。	
法務省	
官 職	署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

三

注一章					
ア 常に本状を携帯するとともに、本状を持参の上、下記の出頭日時及び出頭場所に出席してください。					
イ 下記の出頭日時及び出頭場所に正当な理由なく出頭しない場合には、出国命令を受けることはできません。					
ウ 本状は本邦での在留を認めるものではなく、本状を所持していても不法滞在状態にあることに変わりはありません。					
エ 本状を他人に譲渡・供与してはいけません。					
オ 本状を破損・紛失した際は、出入入在留管理官署に届け出てください。					
次回以降出頭日時及び出頭場所					
第2回					指示印
出頭日時	年	月	日午前／午後	時 分	確認印
出頭場所					
第3回					指示印
出頭日時	年	月	日午前／午後	時 分	確認印
出頭場所					
第4回					指示印
出頭日時	年	月	日午前／午後	時 分	確認印
出頭場所					
第5回					指示印
出頭日時	年	月	日午前／午後	時 分	確認印
出頭場所					
備考					

別記第七十一号の三様式（第五十条の四関係）（平成25年6月28日・追加、平成26年6月3日・平成26年6月28日・平成26年6月28日・平成26年6月28日・一部改正）

(表)	番号 年月日
出 国 命 令 書	
男 _____ 女 _____	
1 氏 名 _____	
2 生年月日(年齢) _____ 年 _____ 月 _____ 日(歳)	
3 国 籍 _____	
4 住 居 地 _____	
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第55条の3の規定に基づき、 下記により本邦外に出国を命じる。	
(1) 出国期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
(2) 出国命令の理由 出入国管理及び難民認定法第24条の3各号に該当（同法第24条 _____ 号 に該当）	
(3) 出国命令の条件：裏面に記載のとおり。	
出入国在留管理局	出入国在留管理局 主任審査官 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

(裏)			
出 国 命 令 の 条 件			
(1) 住居 _____			
(2) 行動範囲 _____ 及び _____ 港までの順路による通過経路			
(3) 呼出しを受けたときは、指定された日時及び場所に出席しなければなりません。			
(4) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動その他出國の手続に必要な活動以外の活動に従事することはできません。			
(5) その他			
注 意			
<p>ア 住居及び出国しようとする出入居港を変更するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。 イ 上記の条件に違反したときは、本命令を取り消すことがあります。 ウ 出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留した場合、出國命令を取り消されたにもかかわらず本邦に残留した場合又は出國命令の条件に違反して死亡した場合には処罰を受けることがあります。 エ この命令書は常に携帯しなければなりません。 オ 本邦を出国する場合には、出入居港においてこの命令書を入国審査官に提出しなければなりません。</p>			
出国期限の延長			
延長期間	自 年 月 日 () 至 年 月 日	年 月 日	理由
出入国在留管理局 主任審査官 印			
備考			

別記第七十一号の四様式（第五十条の五関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・平31法省令7・奇元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
出国期限延長申出書	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
主任審査官 殿	
私は、下記の理由により、年 月 日付け出国命令書に記載された出国期限内に出国することができませんので、出入国管理及び難民認定法第55条の5の規定により出国期限の延長を申し出ます。	
1 氏 名	男 女
2 生年月日 年 月 日	
3 国籍・地域	
4 住居地	出国期限内に出国することができない理由
申出人 署名	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十一号の五様式（第五十条の六関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・平31法省令7・奇元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年月日	
出国命令取消通知書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生年月日 年 月 日	
3 国籍・地域	
4 住居地	
出入国管理及び難民認定法第55条の6の規定に基づき、あなたに対する出国命令を下記の理由により取り消したので通知します。	
理由	
ついては、あなたが所持する出国命令書をに返納しなければなりません。	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
主任審査官	署 名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十二号様式（第五十四条関係）（平5法省令38・全改）



七

- 直径25ミリメートルとする。
 - 空欄(一)には帰国港名を、空欄(二)には帰国年月日を、それぞれ記入するものとする。

別記第七十三号様式（第五十四条関係）

別記第七十三号様式（第五十四条関係）（平7法省令60・全改、令元法省令10・一部改正）

第一 号	帰國証明書		
本籍地			
居住地			
氏名			
(年 月 日生 男 女)			
上記の者は、 年月日 に帰国した者であることを証します。			
年 月日			
入国審査官			印
(注)① 本証明書は、日本人の帰国の証明のために交付するものです。 ② 本証明書の交付を受けた日本人（日本国籍を有する重国籍者を含む）が本邦より出港する場合は、都道府県知事を経由して外務大臣に旅券発給の申請をしてください。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4 番とする。

別記第七十三号の二様式（第五十四条の二関係）（平26法省令44・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（日本人用）	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。	
1 氏名（漢字）	_____
（ローマ字）_____	
2 生年月日	年 月 日
3 性別	男・女
4 住所	_____
5 電話番号	_____
6 旅券番号	_____
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人の署名／申請書作成年月日 年 月 日	

別記第七十四号様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難民・補完的保護対象者認定申請書			
法務大臣 殿			
私は、 <input type="checkbox"/> ①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第1条の2第1項の申請） <input type="checkbox"/> ②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第6条の2第2項の申請） を行うものとして、本申請書を提出します。 並上記のうち、どちらかにチェックしてください。 ①の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断されます。②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみを判断します。			
氏名	男 別名・通称名等 女		
生年月日 (年)	(月)	(日)	現在の職業
国籍・地籍（又は実居住所を有していた国名）	出生地		
住居地	方 電話番号 携帯電話番号		
番号	発行・更新年月日 有効期限 発行機関 発行・更新理由		
居所			
在留カード／特別永住証明書			
本邦上陸年月日	上陸港 現に有する在留資格（又は許可の種類） 在留期間（又は許可の期間）		
官用欄			

（注）用紙の大きさは、日本郵政規格A4判4面とする。

家族構成						
続柄	氏名	生年月日	性別	配偶・夫婦 (又は同居所 を有している 人)	職業	在住、在 外の別
父					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
母					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
きょうだい (計 人) (注) 6人以上は別紙を提出してください。						
①					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
②					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
③					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
④					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
⑤					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
その他 (配偶者、子、祖父母等) (注) 6人以上は別紙を提出してください。						
⑥					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
⑦					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
⑧					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
⑨					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	
⑩					<input type="checkbox"/> 在日 <input type="checkbox"/> 在外	

居住地		居住期間			
被扶養 (生年月日、未 日後いずれも 記載)		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
		~			
学籍 (生年月日、未 日後いずれも 記載)	期間(年月日)	学校名	場別	所在地	卒業等
~			<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> その他()
~			<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> その他()
~			<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> その他()
~			<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> その他()
~			<input type="checkbox"/> 初等、 <input type="checkbox"/> 中等、 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業、 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> その他()
職業 (生年月日、未 日後いずれも 記載)	期間(年月日)	会社等名	業種	所在地	役職、兼務内容
~					
~					
~					
~					
入国日	出国日	過去2年内の有無			
本邦出入国歴					

	渡航先（国名）	渡航期間	渡航理由
海外渡航歴		～ ～ ～	
民族・氏族		宗教（宗派）	
使用言語	成ること	話すこと	書くこと
母国語			
その他 可能な言語			

①種別認定申請を行う方は、1-1の質問から答えてください。
 ②補完的教調査対象者認定期間を用行う方は、1-2の質問に答えた後、2以降の質問に答えてください。
 (1-1)の質問に答える必要がありません。)
 もしもあなたが本国に原った場合は、侵害を受ける理由は次のどれですか。
 次のうち最も該当する理由がない場合はこれ以外にも理由がある場合には、1-2に侵害を受ける理由を書いてください。

人種 宗教 国籍 特定の社会的集団の構成員であること
 政治的意見

1-2 もしあなたが本国に戻った場合に、侵害を受ける理由を書いてください。

(1) 上記1-1又は1-2の理由により、あなたは康から迫害を受けるおそれがありますか。
 國家騒動（名称等
）
 上記以外（具体的に書いてください。）

(2) あなたが迫害を受けるおそれを感じたのはいつからですか。

(3) 迫害を受ける理由、根拠を具体的に書いてください。
 (注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

3 あなたが本国に帰国するうれば、何らかの事態が生じますか。その具体的な内容及び理由を書いてください。
 (注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

4 (1) あなたは上記1-1又は1-2の理由により逮捕、拘留、拘禁その他の身体拘束や暴行等を受けたことがありますか。
 はい いいえ
 「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

時期・期間	場所	行為者	行為の内容	理由

 (注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。
 (2) あなたは上記1-1又は1-2の事例以外に、逮捕、拘留、拘禁その他の身体拘束や暴行等を受けたことがありますか。
 はい いいえ
 「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

時期・期間	場所	行為者	行為の内容	理由

 (注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

5 (1) あなたの家族は上記1-1又は1-2の理由により逮捕、拘留、拘禁その他の身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

氏名	続柄	時期・期間	場所	行為者	行為の内容

(2) あなたの家族は上記1-1又は1-2の事情以外に、逮捕、拘禁、拘禁その他の身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

氏名	続柄	時期・期間	場所	行為者	行為の内容

6 あなたは本回収引に載に対する組織（本拠を含む。）に演じていましたか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

期 間	組織名	役職	活動内容

(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

7 あなたは本回収引に載に対する政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか（末日後にとった行動を含む。）。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

8 上記1-1又は1-2の理由によりあなたに対して逮捕状の発行又は手配がなされていますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

年月日	機関名	第 一 級

上記事実をどのような方法で知ったのですか。

9 来日前、刑事裁判を促したことにより警察に連絡され、検察官に起訴されたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、その刑事裁判の結果を書いてください。

年月日	裁判所名	第 一 級	判決内容

49 あなたは他の国に庇護を求めたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

国名	手続内容	結果

51 外国籍船舶、国連（UNHCR）に庇護を求めたことがありますか（東日本、東日本以外どちら記載）。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

年月日	機関名	結果

52 あなたは、上記1-1から11までに記載した内容を書付けた資料を提出することができますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

資料名	内容	提出理由	提出予定期間

53 あなたが道筋を受け取るおそれのあるったるから転出した日から日本に上陸するまでの経路について具体的に書いてください。複数の便を経由した場合は、全て書いてください。

年月日 (出発地)	年月日 (到着地)	運送業者名	機名又は船名

今回の日本への入国について該当するものにチェックしてください。

直行 第三国経由

第三国経由の場合は、該当するものにチェックしてください。

乗換 滞在

第三国に定住した場合は、具体的に書いてください。

国名 (滞在期間 —)	滞在目的	滞在理由 (電話番号)	生活状況

54 あなたは、日本で難民・補助的保護対象者認定申請ができることを、いつ、どこで、どのようにして知りましたか。

15 現在の生活費用について何によって賄っているのか書いてください。

給与 損金 その他()

「給与」と答えた場合は、書いてください。

会社名	給与の額	月給・日給の別
		<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給

「損金」と答えた場合は、書いてください。

金融機関名	預金残高	口座の種類・番号

「その他」と答えた場合は、第三者から金銭的支援を受けている場合は、書いてください。

支援団体又は支援者名	期間 (~)	支援金額 (円/年)
		(円/月)

16 在外親族に送金したことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

氏名	統括	送金額	金融機関名

17 来日後6ヶ月以内に郵便・簡易化郵便対象者認定申請を行っていない人は、申請が却けた理由を具体的に書いてください。

18 来日後、削除履歴を出したことにより警察に連絡され、被容者に起訴されたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、その削除履歴の結果を書いてください。

年月日	裁判所名	罪名	判決内容

19 第三回への復航を希望しますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、離航先国及びその理由を具体的に書いてください。

20 通常を受けるおそれ以外の理由で、本園に越境できない理由があれば、具体的に書いてください。
(注) この枠内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

Q1 現在の健康状態はどうですか。

良好

不良 「不良」と答えた場合は、その状況を具体的に書いてください。
(注)この欄内に記載できない場合は別紙を提出して下さい。

Q2 難民調査官がインタビューする場合、通訳は必要ですか。

はい いいえ

必要とする場合は翻訳を希望しますか。 _____ 場

その他の通訳に関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。(例: 通訳人の性別、国籍)

Q3 難民調査官がインタビューする場合に、通訳に関する以外で配慮してほしいことがあります。理由とともに記入してください。(例: 難民調査官の性別)

以上の記載内容は、実事と相違ありません。

申請者(代理人)の署名 _____ 年 月 日

別記第七十四号の二様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難民・補完的保護対象者認定申請書(再申請用)					
法務大臣殿					
件名:					
<input type="checkbox"/> ①難民認定申請(出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の申請) <input type="checkbox"/> ②補完的保護対象者認定申請(出入国審査及び難民認定法第61条の2第2項の申請)					
を行なうものとして、本申請書を提出します。 参考記入欄、どちらか一つにチェックしてください。					
(1)の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断されます。(2)の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみを判断します。					
氏名		男	女	別名・通称等	
生年月日(年)		(月)	(日)	現在の籍番	
国籍・地籍(又は登録所を有していた国名)				出生地	
住居地					
方 電話番号 携帯電話番号					
経歴	番号	発行・更新年月日	有効期限	発行機関	発行・更新理由
				
在留カード/特別永住者証明書					
本件上陸年月日	上陸港	現に有する在留資格(又は許可の種類)	在留期間満了日(又は許可の期限)		
官用欄					
⑩ 所紙の大きさは、日本郵便規格A4用4番とする。					

[注意事項]
以下の注意事項をよく読みだ上で質問に答えてください。
読みだした事項には、チェック☑をしてください。

この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。

回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。(枠内に書けない場合は、別紙を提出してください。)

この申請書に筆を記載したり、他の資料を提出した場合は、審査上不利益を被ることがあります。

1) 前回の提出・補完済み提出者登録後、回数、家族構成、居住形態、学年、職業、本州山火災保険、海外医療保険及び宗教に変更はありませんか。

いいえ

はい

→変更事項はどれですか。

国籍 家族構成 居住形態 年齢

結婚 本州出入国履歴 海外渡航履歴 宗教(宗派)

→変更内容を具体的に書いてください。

2) 今日は、どのような灾害事情を主張しましたか。具体的に書いてください。

3) 今日は、新たに主張する灾害事情がありますか。

ない

→「ない」と答えた場合、4の質問に答えた後、6以降の質問に答えてください。

ある

→「ある」と答えた場合、4以降の質問に答えてください。

4) 治癒を受けるおそれ以外の理由で、日本での滞在が必要な理由がありますか。

ない

ある

→「ある」と答えた場合、具体的に答えてください。

5) 3の質問で「ある」と答えた場合、「新たな灾害事情」について、下記(1)から(6)までの質問に答えてください。

(1) 「新たな灾害事情」が発生した時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

(2) 「新たな灾害事情」をあなたが知った時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

(3) 「新たな灾害事情」が発生した場所は、どこですか。

(4) 「新たな灾害事情」を前回の手続で主張できなかったのはなぜですか。

(5) 「新たな灾害事情」の内容を具体的に答えてください。

① 症状を受けたのは誰ですか。

② あなたの自身

③ あなたの家族・親族

④ 上記以外(具体的に書いてください。)

イ 誰から治療を受けましたか。

ウ どのような治療を受けたのですか。

<p>5. 退審を受けたのは、なぜですか。</p> <p>オ 退審と関係する本問個題に大きな変化があった場合、それを具体的に書いてください。</p> <p>(6) あなたが本国に帰国するとすれば、いかなる事態が生じますか。</p> <p>ア 前から退審を受けるおそれがありますか。</p> <p>イ いかなる事態が生じますか。</p>
<p>6. 今回、新たに提出する資料はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p>→「ある」と答えた場合、その資料の内容を具体的に書いてください。</p>
<p>7. 現在の健康状態はどうですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 真常なし</p> <p><input type="checkbox"/> 真常あり</p> <p>→「異常あり」と答えた場合、具体的に書いてください。</p>

<p>8. 離代調査官のインタビューを希望しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 希望する</p> <p><input type="checkbox"/> 希望しない</p>
<p>9. 離代調査官がインタビューする場合、通訳は必要ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> いえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>→「はい」と答えた場合、何語を希望しますか。 () 語 その他の語に関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。(例:調査人の性別、国籍)</p>
<p>10. 離代調査官がインタビューする場合に、連絡に關すること以外で配慮してほしいことがあります。理由とともに記入してください。(例:離代調査官の性別)</p>
<p>以上の記載内容は、事実と相違ありません。</p> <p>申請者(代理人)の署名 _____ 年 ____ 月 ____ 日</p>

別記第七十五号様式（第五十五条関係）

別記第七十五号様式（第五十五条関係）

(表)

日本国政府法務省	番号
難民認定証明書	
1 氏名	男女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の規定に基づき難民と認定します。	
年 月 日	
※	

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列5番とする。

(裏)

写
真

注意

難民の認定を取り消されたときは、本証明書を蓮やかに返納しなければなりません。

別記第七十六号様式（第五十五条関係）

別記第七十六号様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省	番号
通 知 書	
※	
1 氏名	男女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 難民認定申請番号	
年 月 日付けあなたからの難民認定の申請については、下記の理由により	
をしないこととしたので、通知します。	
理由	
上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求することができます。	
年 月 日	
※	

備考 3回目以降の申請者については申請中であっても送還が停止されないことになりますが、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料が提出された場合には送還が停止されます。

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十六号の二様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省	番号
(表)	
補完的保護対象者認定証明書	
1 氏名 _____ 男女 _____	
2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
出入国管理及び難民認定法第61条の2第一項の規定に基づき補完的保護対象者と認定します。	
年 _____ 月 _____ 日	
※ _____	
(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。	
(裏)	
写 真	
注意	
補完的保護対象者の認定を取り消されたときは、本証明書を速やかに返納しなければなりません。	

別記第七十六号の二の二様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省	番号
通 知 書	
殿	
1 氏名 _____ 男女 _____	
2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
4 補完的保護対象者認定申請番号 _____	
年 _____ 月 _____ 日付けあなたからの補完的保護対象者認定の申請については、下記の理由により補完的保護対象者の認定をしないこととしたので、通知します。	
理 由	
上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求することができます。	
年 _____ 月 _____ 日	
※ _____	

備考 3回目以降の申請者については申請中であっても送還が停止されないことになりますが、難民等の認定を行なうべき相当の理由がある資料が提出された場合には送還が停止されます。

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の二の三様式（第五十六条関係）

別記第七十六号の二の三様式（第五十六条関係）

日本国政府法務省	番 号 年月日
決 定 書	
男 女	
1 氏 名 _____	
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
4 難民（補完的保護対象者）認定申請番号 _____	
上記の者の出入国管理及び難民認定法第61条の2 第_____項の規定による 認定申請に対し、第61条の2の2 第2項の規定により、 次のとおり決定する。	
決定内容	
理 由	
※ _____	

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の三様式（第五十六条関係）

別記第七十六号の三様式（第五十六条関係）(平17法省令86・追加、平23法省令43・平31法省令7・令元法省令10・一部改正)

日本国政府法務省	番 号 年月日
取 消 通 知 書	
般	
1 氏 名 _____	
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国籍・地域 _____	
出入国管理及び難民認定法第61条の2の2 第5項の規定により、 年 月 日付けのあなたに対する下記の許可を取り消したので、通知します。	
記	
※ _____	

(注) 1 ※には許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の四様式（第五十六条の二関係）（平11法省令63・追加、平23法省令63・
平23法省令7・令元法省令10・一部改正）

(表)		番号		
日本国政府法務省		年月日		
仮滞在許可書				
出入国管理及び難民認定法第61条2の4の規定に基づき、仮滞在を許可します。				
写真				
1 氏名	男 女			
2 生年月日	年	月	日	
3 国籍・地域				
4 仮滞在期間	(許可期限	年	月	日)
5 許可の条件	裏面に記載のとおり			
※				

(注) 1 ※には許可する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

(裏)			
仮滞在の条件			
(1) 住居			
(2) 行動範囲			
(3) 活動の制限	収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することを禁止します。		
(4) 出頭の要請があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。			
注意			
ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。			
イ 行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。			
ウ 本許可書を常時携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示してください。			
エ 仮滞在期間の更新申請は、同許可期間の10日前から受け付けます。			
オ 上記の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。			
カ 出頭の際は、本許可書を持参してください。			
更新許可欄			
年月日			
仮滞在期間 (許可期限)			
許可者印			
年月日			
仮滞在期間 (許可期限)			
許可者印			

別記第七十六号の五様式（第五十六条の二関係）

別記第七十六号の五様式（第五十六条の二関係）（平17法律令6・追加、平23法律令43・令元法律令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
呼出状	
殿	
1 氏名	男 _____ 女 _____
2 生年月日	_____ 年 月 日
3 国籍・地域	_____
4 住居地	_____
出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第3項の規定により、下記のとおりあなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。	
(1) 出頭を求める年月日時及び場所 _____	
(2) 出頭を求める理由 _____	
※	

(注) 1 ※には呼出しを行う者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十六号の六様式（第五十六条の二関係）

別記第七十六号の六様式（第五十六条の二関係）

日本国政府法務省	番号 年月日				
仮滞在期間更新申請書					
法務大臣殿					
氏名				男女	別名・通称名等
生年月日	(年)	(月)	(日)	難民(補完的保護対象者) 認定申請番号	
国籍・地域(又は常居所を有していた国名)				出生地	
住居地					
旅券	番号	方	電話番号	携帯電話番号	発行・更新年月日
					有効期限
					発行機関
					発行・更新理由
以上の記載内容は、事実に相違ありません。					
申請人(代理人)の署名 _____ 年 月 日					
官用欄					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十六号の七様式（第五十六条の三関係）（平17法律令6・追加、平23法律令43、
令元法律令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
仮滞在許可取消通知書	
殿	
1 氏名	男_____女_____
2 生年月日	_____年_____月_____日
3 国籍・地域	_____
4 仮滞在許可番号	_____
出入国管理及び難民認定法第61条の2の5の規定により、年 月 日付けのあなたに対する仮滞在の許可是、下記の理由により取り消したので、通知します。 あなたの所持する仮滞在許可書を速やかに返納しなければなりません。	
理由	
※	

(注) 1 ※には仮滞在許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十七号様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
難民認定取消通知書	
殿	
1 氏名	男_____女_____
2 生年月日	_____年_____月_____日
3 国籍・地域	_____
4 難民認定番号	_____
出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第1項の規定により、年 月 日付けあなたに対する難民の認定は、下記の理由により取り消したので、通知します。 あなたの所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を速やかに返納しなければなりません。	
理由	
上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求することができます。	
年 月 日	
※	

(注) 1 ※には難民の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十七号の二様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
補完的保護対象者認定取消通知書	
殿	
1 氏名	男
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 補完的保護対象者認定番号	
出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第2項の規定により、年 月 日付けあなたに対する補完的保護対象者の認定は、下記の理由により取り消したの で、通知します。 あなたの所持する補完的保護対象者認定証明書を速やかに返納しなければなりませ ん。	
理由	
上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対 し審査請求することができます。	
年 月 日	
※	

(注) 1. ※には補完的保護対象者の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十八号様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番号
年 月 日	
審査請求書	
法務大臣 殿	
<p>□ 難民及び補完的保護対象者の認定をしない処分 年 月 日付け □ 難民の認定をしない処分 □ 難民の認定の取消し □ 補完的保護対象者の認定をしない処分 □ 補完的保護対象者の認定の取消し</p>	
に対し不服があるので、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9の規定により、下記の とおり審査請求をします。	
1 氏名	男
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住居地	
不服の理由	

審査請求人（代理人）の署名 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十八号の二様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
審 査 請 求 書	
法務大臣殿	
年 月 日 付け	
<input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の規定による難民認定 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の規定による補充的保護対象者認定 の申請について、いまだに何らの処分がないので、同法第61条の2の9の規定により、下記のとおり審査請求をします。	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住居地	
審査請求人（代理人）の署名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
通 知 書	
殿	
年 月 日 付け	
から に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、審査請求人が申述書を提出すべき期間を <u>年 月 日</u> まで	
と定めたので、通知します。	
なお、上記の期間内に申述書が提出されない場合、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第2項第1号の規定により、審理手続を終結させることができます。	
難民審査参与員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とする。

別記第七十九号の二様式（第五十八条の五関係）

別記第七十九号の二様式（第五十八条の五関係）（平成28年省令10・全改、令元年省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
通 知 書	
殿	
年 月 日付	からの
に対する審査請求について、	
<input type="checkbox"/> 行政不服審査法第30条第2項の規定に基づき、 意見書を提出すべき期間を <u>年 月 日</u> まで	
<input type="checkbox"/> 行政不服審査法第32条第3項の規定に基づき、 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき期間を <u>年 月 日</u> まで	
と定めたので、通知します。	
難民審査参与員	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
口頭意見陳述不実施通知書	
殿	
年 月 日付け	からの
に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第1項ただし書の規定に基づき、下記の理由により、口頭意見陳述を実施しないこととしたので、通知します。	
理 由	
<input type="checkbox"/> ()により 意見を述べる機会を与えることが困難と認められる	
<input type="checkbox"/> 申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であつても、何らの難民又は補完的保護対象者となる事由を包含していない	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
難民審査参与員	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十九号の四様式（第五十八条の五関係）（平成28年省令10・追加、令元注省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
口頭意見陳述実施通知書	
殿	
年 月 日付 からの	
に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第2項の規定に基づき、からの申立てにより、下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。	
なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服審査法第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることができます。	
口頭意見陳述の実施期日等	
期 日 年 月 日 時 分	
場 所	
口頭意見陳述を行う者	
難民審査参与員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第七十九号の五様式（第五十八条の八関係）（令元注省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号	別 紙
審査請求人		1 審査の概要
姓 氏 名	男	2 審査関係人の主張の要旨
生年月日	年 月 日	3 理由
国籍・地域		
審査請求番号		
上記の者からの 審査請求について、次のとおり裁決する。		
主 文		
審査の概要、審査関係人の主張の要旨及び理由は、別紙の とおり。		
年 月 日		
法 劋 大 臣		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

難民審査参与員	
に対する	
審査請求について、次のとおり裁決する。	
主 文	
審査の概要、審査関係人の主張の要旨及び理由は、別紙の とおり。	
年 月 日	
法 功 大 臣	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

別記第八十号様式（第五十九条関係）（平17法省令8・全改、平20法省令43・平31法省令7
・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省		番 号 年月日	
難民旅行証明書交付申請書 出入国在留管理庁長官 殿			
氏 名	男 女		
国籍・地域	生年月日	年	月
住 居 地	電話番号 携帯電話番号 方		
番 号	発行年月日	有 效 期 限	発 行 機 関
難民認定証明書			
在留カード／ 特別永住者証 明書			
現に有する在 留資格		在留期間満了日	
渡航先国名			
旅 行 目 的			
出発予定年月 日		入国予定年月日	
以上の記載事項は、事実に相違ありません。			
申請者(代理人)の署名 _____ 年 月 日			

官 用 欄

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とする。

（表紙裏面）

1 この証明書は、名義人に対し、旅券の代わりとなる旅行証明書を与えることのみを目的として発給する。この証明書は、名義人の国籍を証明するものではなく、また、その国籍に何ら影響を及ぼすものでもない。

2 名義人は、この証明書の有効期間内に日本国に戻ることを認められる。ただし、3ページにおいて、別途定めがある場合は、この限りでない。

3 この証明書は、全ての国について有効である。ただし、3ページにおいて、別途定めがある場合は、この限りでない。

別記第八十一号様式（第五十九条関係）



（第一枚目裏）

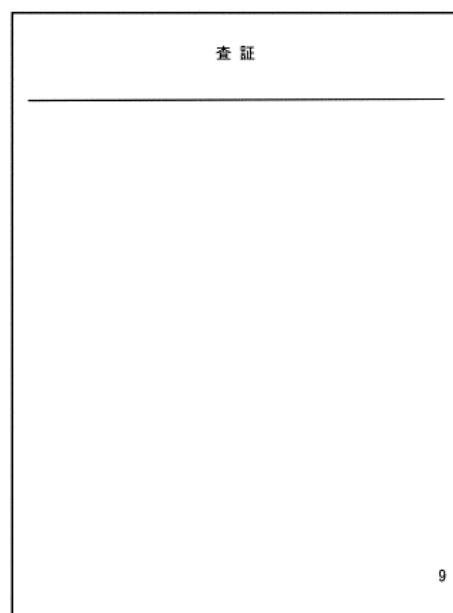
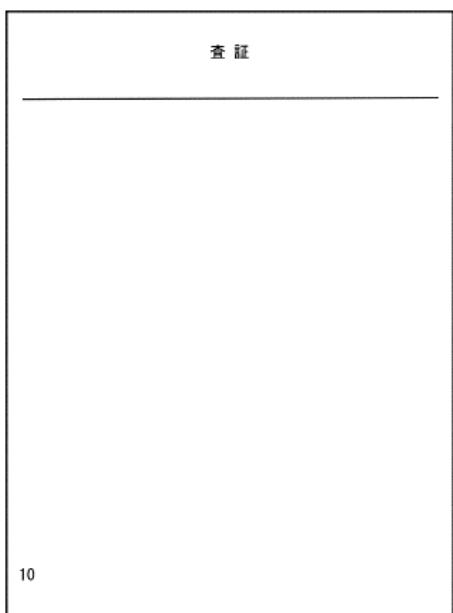
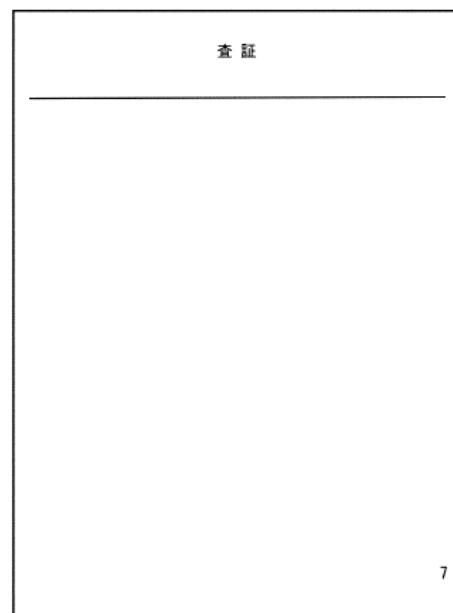
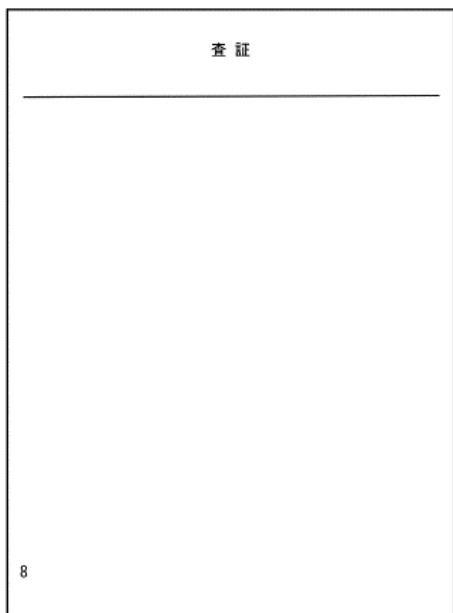
名義人印	発給年月日	旅券番号	出生地	性別	年齢	国籍・連絡先	難民旅行証明書番号
名義人印	発給年月日	旅券番号	出生地	性別	年齢	国籍・連絡先	難民旅行証明書番号

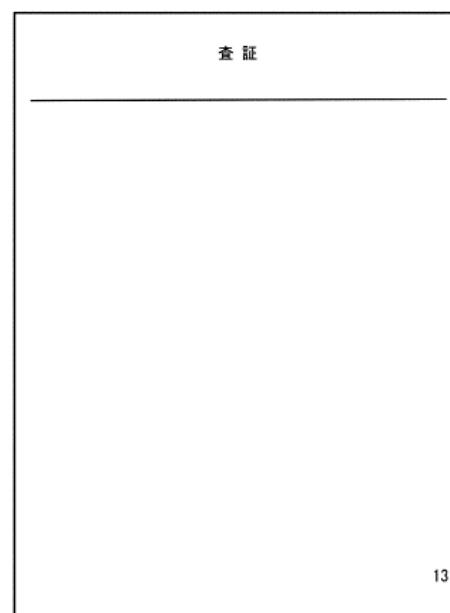
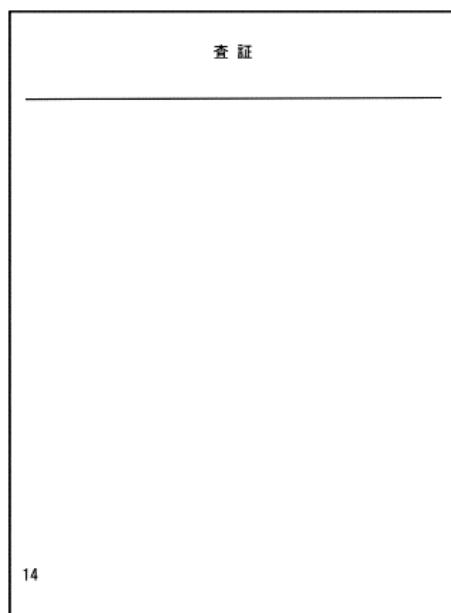
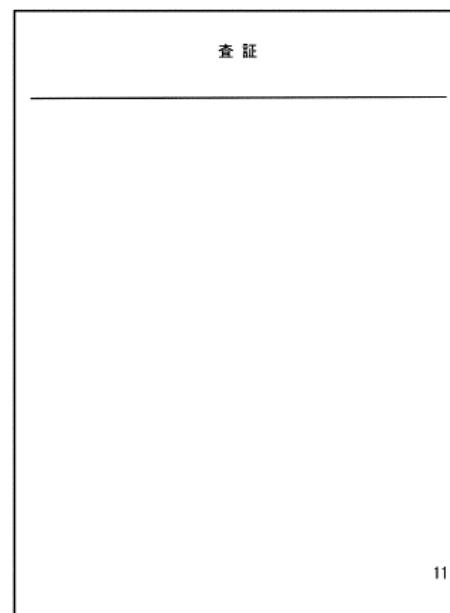
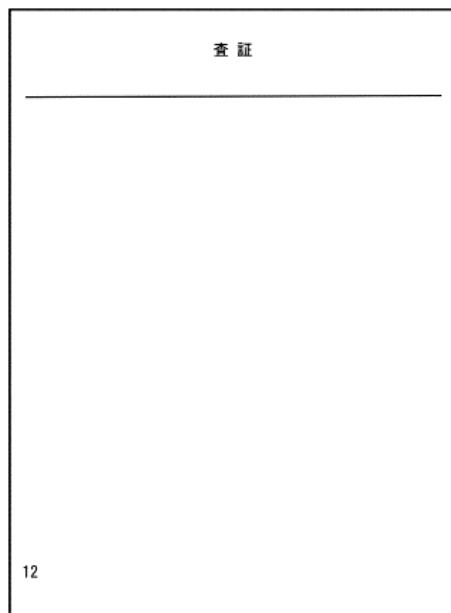
4 名義人がこの証明書の発給国以外の国に居住するに至った場合において新たに旅行することを希望するときは、名義人は、居住国の権限のある機関に対し、新たな旅行証明書の発給を申請しなければならない。

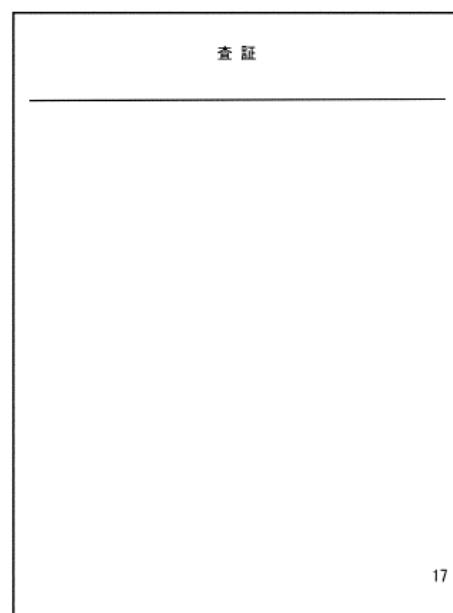
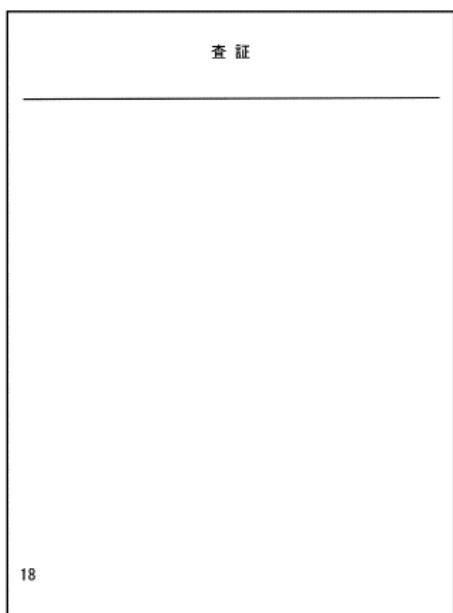
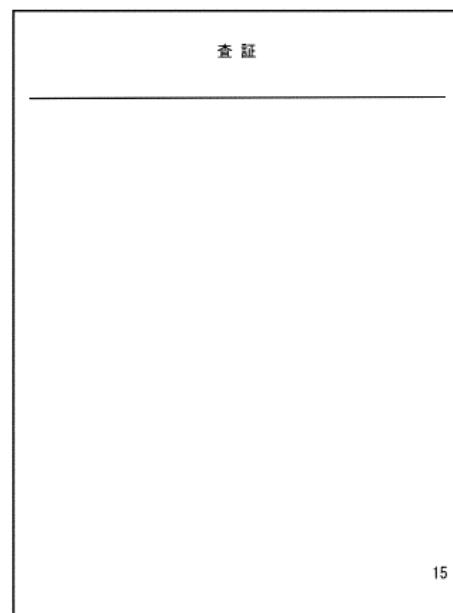
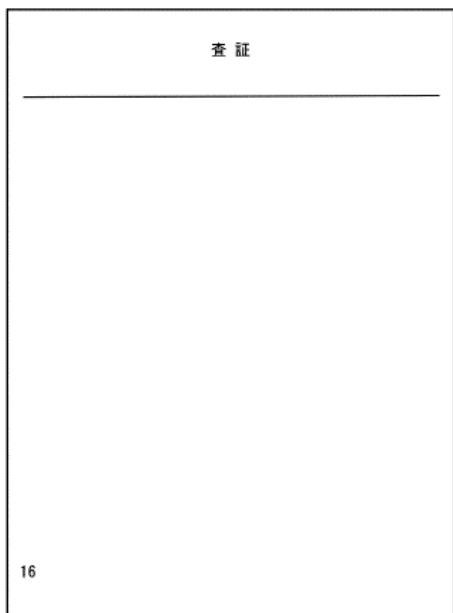
日本国
出入国在留管理庁長官

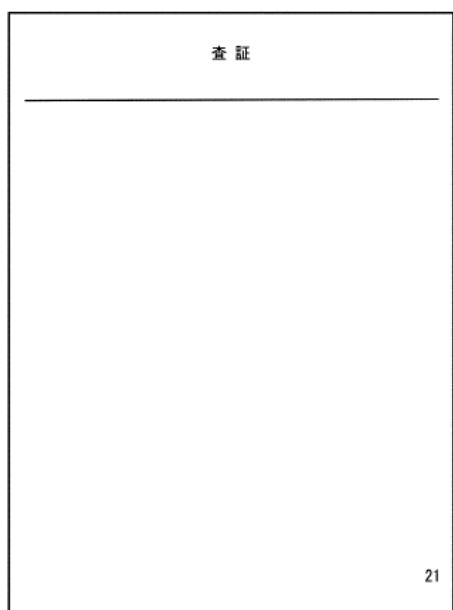
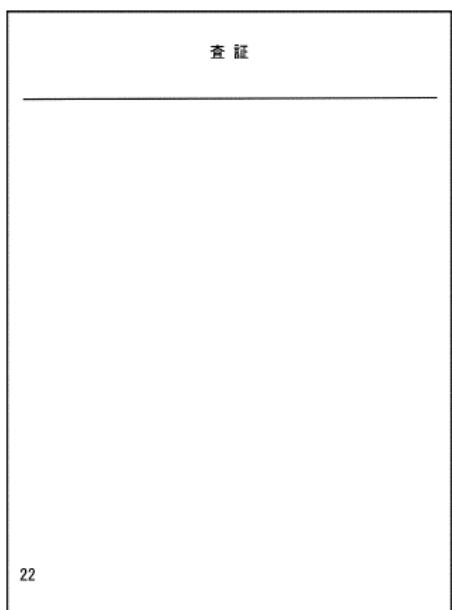
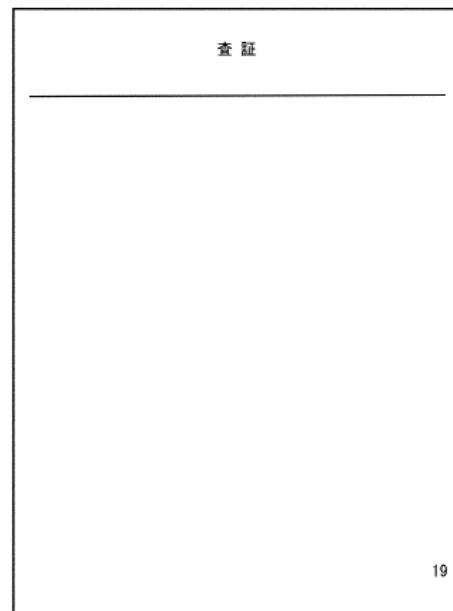
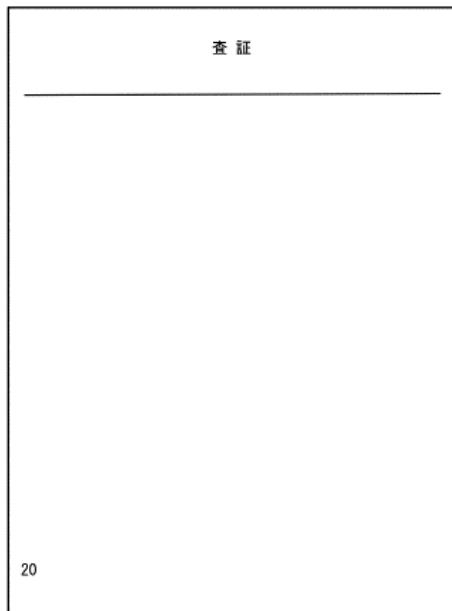
有効期間の延長	
1 有効期間満了日	(第二枚目裏)
延長措置を許可した日	
この証明書の有効期間を 延長する機関の署名及び スタンプ	
2 有効期間満了日	
延長措置を許可した日	
この証明書の有効期間を 延長する機関の署名及び スタンプ	
4	3

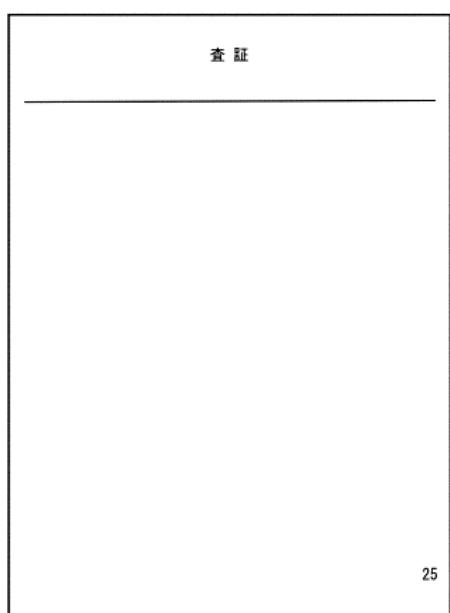
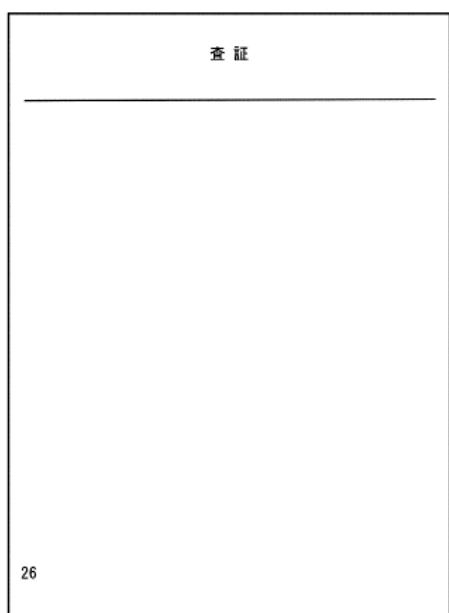
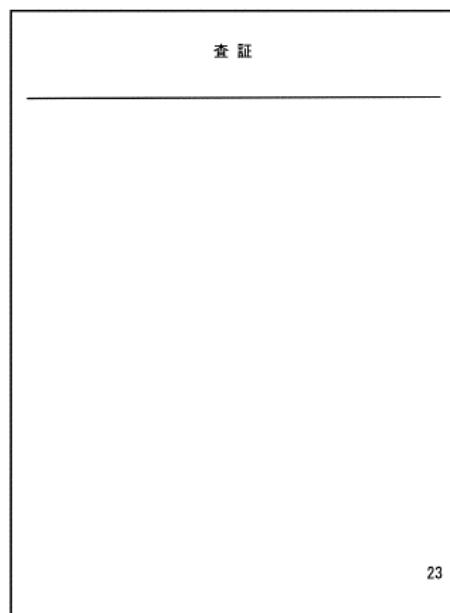
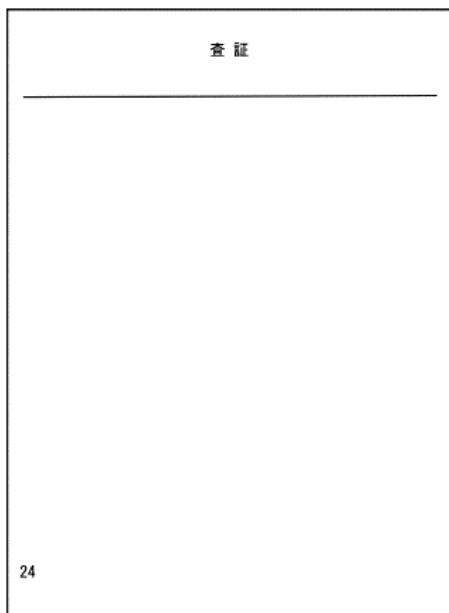
査 証	
(第三枚目裏)	
6	5

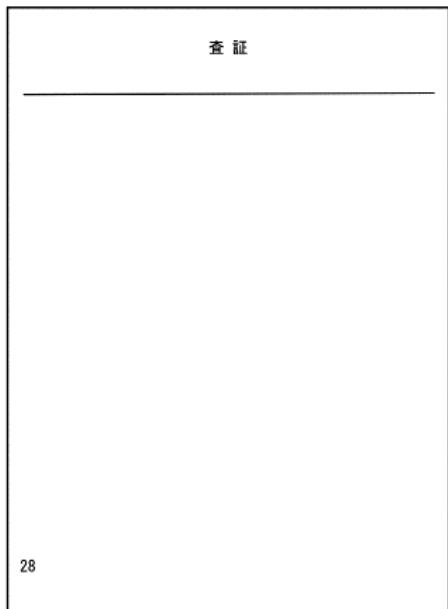




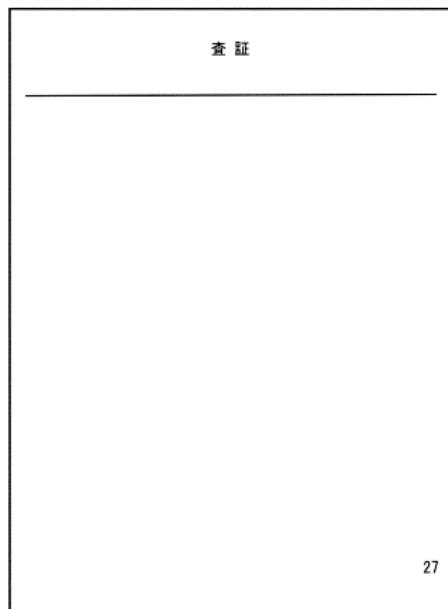




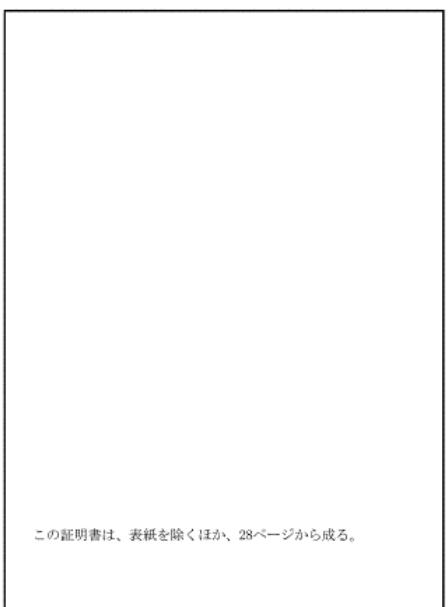
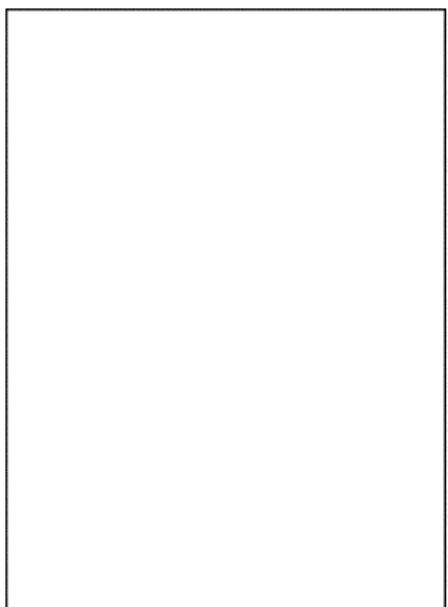




28



27



別記第八十二号様式（第五十九条関係）（平17法省令改・全改、平20法省令改・平21法省令
7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省		番 号	
		年月日	
難民旅行証明書有効期間延長申請書			
出入国在留管理庁長官 殿 (在 経由)			
氏 名	男 女		
国籍・地域	生年月日	年 月 日	職業
本邦における主たる住居の所在地	電話番号 方		
難民認定証明書 在留カード／特別永住者証明書	番 号	発行年月日	有効期限
出国年月日			発行機関
現に有する在留資格	在留期間満了日		
延長を必要とする理由及び期間			
日本への入国情況			
以上の記載事項は、事実に相違ありません。			
申請者（代理人）の署名 _____ 年 月 日			
官 用 稲			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十三号様式（第五十九条関係）（平17法省令改・全改、平20法省令改・平21法省令
7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省		番 号
難民旅行証明書返納命令書		
殿		
1 氏 名	男 女	
2 生年月日	年 月 日	
3 国籍・地域		
4 難民旅行証明書番号		
出入国管理及び難民認定法第61条の2の12第8項の規定により、あなたの所持する難民旅行証明書を 年 月 日までに返納することを命じます。		
指定された期限までに返納しない場合は、出入国管理及び難民認定法第72条第1項第5号の規定により処罰されることがあります。		
返納を命じる理由		
年 月 日		
出入国在留管理庁長官		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十三号の二様式（第六十一条関係）

別記第八十三号の二様式（第六十一条関係）（平31政省令7・追加、令元政省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号			
年月日				
手数料納付書				
出入国在留管理庁長官 殿 (出入印紙貼付欄)				
金 円也 (¥)				
出入国管理及び難民認定法第19条の23第3項の規定により、				
上記金額を <table border="0"> <tr> <td>1 登録支援機関の登録申請</td> <td rowspan="2">手数料として納付いたしました。</td> </tr> <tr> <td>2 登録支援機関の登録更新申請</td> </tr> </table>		1 登録支援機関の登録申請	手数料として納付いたしました。	2 登録支援機関の登録更新申請
1 登録支援機関の登録申請	手数料として納付いたしました。			
2 登録支援機関の登録更新申請				
納付者名 記名				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

日本国政府法務省	番号									
年月日										
手数料納付書										
出入国在留管理庁長官 殿										
金 円也 (¥)										
出入国管理及び難民認定法第67条、第67条の2又は第68条の規定により、										
上記金額を <table border="0"> <tr> <td>1 在留資格の変更許可</td> <td rowspan="9">手数料として納付いたします。</td> </tr> <tr> <td>2 在留期間の更新許可</td> </tr> <tr> <td>3 永住許可</td> </tr> <tr> <td>4 再入国(一回限り・数次有効)の許可</td> </tr> <tr> <td>5 特定登録者カードの交付</td> </tr> <tr> <td>6 特定登録者カードの再交付</td> </tr> <tr> <td>7 就労資格証明書の交付</td> </tr> <tr> <td>8 在留カードの再交付</td> </tr> <tr> <td>9 難民旅行証明書の交付</td> </tr> </table>	1 在留資格の変更許可	手数料として納付いたします。	2 在留期間の更新許可	3 永住許可	4 再入国(一回限り・数次有効)の許可	5 特定登録者カードの交付	6 特定登録者カードの再交付	7 就労資格証明書の交付	8 在留カードの再交付	9 難民旅行証明書の交付
1 在留資格の変更許可	手数料として納付いたします。									
2 在留期間の更新許可										
3 永住許可										
4 再入国(一回限り・数次有効)の許可										
5 特定登録者カードの交付										
6 特定登録者カードの再交付										
7 就労資格証明書の交付										
8 在留カードの再交付										
9 難民旅行証明書の交付										
納付者氏名 記名										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。